清く豊かに川は流れる

—桂川・相模川アジェンダ21市民案—

清く豊かに川は流れる

桂川・相模川アジェンダ21市民案

『市民案』を作った仲間たち

赤羽興三郎、天内康夫、石田幸彦、江口泰弘、大西知子、
岡田一慶、加々美清子、加賀谷文孝、梶谷敏夫、
勝俣源一、加藤勝、亀井一正、川嶋庸子、河西悦子、
河西万文、河又猛、熊澤峻子、熊澤貴子、倉橋満知子、
桑垣美和子、小宮昇、坂本久正、篠田授樹、鈴木敏道、
末松里美、相馬徳人、高岡まさみ、高木弘、詫間美保、
中村道子、中本敦、長谷川朝恵、浜田昭、早川幸男、
堀内光代、本間明子、牧島信一、三宅節子、宮崎紀美子、
村山嘉昭、八木伸、山本豊美、渡邊力、
その他（桂川・相模川アジェンダ21市民会議参加者）

指導：　田中　充
編集：　小西一郎　氏家雅仁

はじめに

【1】

テーブルの上にあるコップ一杯の水道水から富士山に降った雪や雨を思い、相模湾の魚を食べて上流の山や森を大切にと思う人がどれほどいるでしょうか。

川をさかのぼる生きものは、アユやウナギばかりではありませんでした。むかし、相模川の河口から大月市の猿橋あたりまで様々な物資を積んだ船がのぼり、帰りには上流の物産を下流まで運んでました。物資や文化が川を行き交い、川は単に川上から川下へ水を流すだけではなく、その役割は実に多彩でした。その頃は、上流と下流の関係は深く、お互いを認めあっていたのではないでしょうか。

横浜をはじめとする大都市の水需要に応えるために、昭和２０年代を皮切りに中流にダムが建設されて川が二分されると、人の心までもが二つに分かれてしまった感があります。上流の山梨県では大月市などを除き、飲料用には地下水を利用しています。それとは対照的に下流の神奈川県では、流域人口より多い約７０％の人が、相模川を命の川、水源として日々を暮らしています。しかし桂川・相模川を一本の川と認識し、行動する人は、流域人口１３０万人の１割にも及ばないでしょう。

１９７０年代、流域の開発が進み、川の汚染や相模ダムにアオコなどが発生すると、山梨と神奈川の両行政間で、対策のために協力体制を整えようと長期間模索が続いたようです。そして１９９５年に、桂川・相模川流域保全活動推進事業が両県によって開始され、上下流の交流など流域意識の定着を期待した取り組みが開始されました。事業の最終目標は、１９９２年の地球サミットで提唱された持続可能な発展を基盤とする環境保全のための行動計画、ローカルアジェンダを、桂川・相模川流域の市民、事業者、行政が協議して策定し、推進していく母体となる流域協議会を設立することでした。

この事業で、先進的、斬新的であった点は、協力の呼びかけに応じた多くの市民がアジェンダづくりの計画当初から積極的に係わったことです。神奈川県内では相模川の中流に建設が進められていた相模大堰をめぐり行政と市民が係争中であり、市民対行政の図式のなかで市民は個別課題を施策立案に昇華し、市民の意見をアジェンダの中に盛り込むため会議を重ね、『桂川・相模川アジェンダ２１市民案』の作成作業を続けました。折しも１９９７年には、明治以来治水・利水を優先させてきた河川法が改正され、「３６５日の川」を視点に環境保全と住民参加がその柱に加わりました。

桂川・相模川は富士からの清く豊かな湧水が水源であり、全国の１級河川でも例を見ないほど水資源開発が進み、流域内外の人々は桂川・相模川を実に様々な形で利用し尽くしてきました。２１世紀を目前にして、私たちは原点にかえり、源流の森から海までを視野に、川・水辺環境とは、流域とは何かを考え、水循環を回復するためにそれぞれの主体が協働する必要があります。現在桂川・相模川流域協議会の専門部会では、行動計画についての話し合いを続け、水量に関する資料として桂川と相模川の水収支を解明し公開されるなど、成果を挙げています。

そこで、『“清くゆたかに川は流れる”　桂川・相模川アジェンダ２１市民案』を

これまでの市民の活動記録として、また、今後改正されていく『アジェンダ２１桂川・相模川』への提言として発行いたします。そして、二つの県にまたがる流域の環境を保全するために、市民はこれからも未来を見つめ、足もとから積極的に行動していきます。

〔桂川・相模川流域協議会代表幹事　桑垣　美和子（茅ヶ崎市）〕

【２】

現在、私たち人間が豊かな生活を追い求めたあまり、自然環境へ与えた影響はすさまじいものがあります。地球上の生物の中には、種の存続が困難な状況にあるものもあり、人間もその例外とはなり得ない懸念さえでてきました。

自然の中で、水は、生きものの生命を育む源です。桂川・相模川は、私たち流域の人々に様々な恵みを与え、豊かな水資源として非常に役立ってきました。しかし近年、川の健全なあり方を越えて、利用しすぎてしまったのではないでしょうか。来るべき２１世紀に、この桂川・相模川を“清く豊かな流れ”として次世代に引き継ぐことは、今を生きている私たち皆の責務だろうと思います。

１９９８年１月、１年間の準備期間を経て、山梨・神奈川両県にまたがり、桂川・相模川流域の市民・事業者・行政が連携して『桂川・相模川流域協議会』を設立し、「アジェンダ２１桂川・相模川」を策定しました。様々な立場の人々が対立ではなく対等に、多数決ではなく話し合いの中で合意を求めていくという方法で総合的に流域の環境保全を考えて行動していこうということになりました。違いを認めながらそれぞれの特性を生かしていくところに、新たな可能性があります。アジェンダは策定されましたが、しかし未だ論議も不十分であり、具体的な行動計画になっていないため、流域協議会の中では専門部会において現在も話し合いが継続されています。

アジェンダにおいて市民の役割は重要です。私たちは、市民の意見を求めた両県に呼応したことをきっかけに、主体的に関わり、仕組みを作るところから声を出して、時間をかけて根気よく、様々な議論を重ねてきました。協議会設立後１年を経過する中で、今回それら市民側の意見を桂川・相模川アジェンダ２１市民案としてまとめ、今後の参考資料とすることになりました。市民の間の話し合いも引き続いていきます。具体的な行動計画ができて実行し、検証し、新たな展開もでてくる中で、この市民案も更に変化していくことでしょう。そういう意味では完成を目指すのではなく、深めていくものだと考えています。

環境変化のスピードがますます速まっている時、環境負荷に対して原因を１００％特定してから対処するのでは遅すぎる事態も生じてきています。将来の方向性を考えていくとき、生活者のプロとも言える市民が加わることで、生活実感の伴った色々な意見が反映でき、総合的な視野をもつことができます。持続的発展が可能な真に豊かな流域循環を実現していくには、そのような市民の知恵を集め、感性を生かしていくことが、今まさに必要となってきています。

一滴の水がせせらぎとなり、大きな流れとなって海に注ぐように、私たち市民も、一人一人はささやかであっても、知恵を寄せ合い、ネットワークを組み行動していくことで、大きな力強い流れにしていきましょう。

〔桂川・相模川流域協議会代表幹事　河西　悦子（大月市）〕

目　次

『市民案』をつくった仲間たち …… 1

目　次 …… 2

は　じ　め　に〔桑垣美和子／河西悦子〕 …… 4

桂川・相模川のプロフィール〔小西一郎〕 …… 7
桂川・相模川のイラストマップ〔いしかわ　けん〕 …… 9

ローカルアジェンダをなぜつくる〔田中　充〕 …… 13

第1部　桂川・相模川アジェンダ21市民案 …… 17
【1】　基本理念 …… 19

【2】　桂川・相模川アジェンダ21市民案
- o豊かな森をつくるために …… 22
- o生物との共生のために …… 31
- o良好な水質と適正な水量を保つために …… 48
- o流域のゴミゼロのために …… 60
- o公共事業に市民の意見を反映し、環境の視点を優先する …… 66
- o市民の主体的参加とネットワークを …… 85

第2部　行政の対応と、更なる市民意見
は　じ　め　に〔小西一郎〕 …… 95
【1】　行政の対応の考え方（案）―― 対する市民の意見
- o豊かな森をつくるために …… 98
- o生物との共生のために …… 102

○良好な水質と適正な水量を保つために …… 115
○流域のゴミゼロのために …… 121
○公共事業に市民の意見を反映し、環境の視点を優先する …… 124
○市民の主体的参加とネットワークを …… 135

【2】 1998年12月5～6日の合宿での意見より …… 140

【3】 これまでの経過について〔氏家雅仁〕 …… 145

第3部 桂川・相模川に想いをよせて …… 149
【1】桂川・相模川の環境保全についての提言
○生きものに満ちた豊かな相模川を目指して〔浜口哲一〕 …… 151
○相模川の植生の保全－カワラノギクを中心に〔倉本 宣〕 …… 153
○「めだかの学校」から〔勝俣源一〕 …… 159
○行政と市民が付き合う〔山田 朗〕 …… 162

【2】これまでの桂川・相模川は
○ゴミや残土で狙われる県境の町〔三宅節子〕 …… 173
○30年後の結論、宮ケ瀬ダムはムダだった〔篠田健三〕 …… 177
○相模川のカワラノギクに就いて〔河又 猛〕 …… 183
○丹沢の自然環境の現状と展望〔梶谷敏夫〕 …… 187
○相模大堰はアユの生存を脅かす〔氏家雅仁〕 …… 195
○相模大堰と水道企業団はいらない〔岡田一慶〕 …… 198

【3】流域市民への期待 —— 行政・事業者の立場から
○桂川・相模川流域協議会に参加して
建設省関東地方建設局京浜工事事務所〔奥秋芳一〕 …… 205
○連携を核とした桂川・相模川流域の環境保全に向けて
山梨県環境局環境活動推進課〔広瀬正三〕 …… 206
○桂川・相模川の流域環境保全に向けて
神奈川県環境部水質保全課〔岸川敏朗〕 …… 207
○川、その豊かな力に
生活協同組合コープ山梨〔理事長 山本豊美〕 …… 208

【4】『市民案』を作ったみんなの声

- 流域協議会とカーカネットの会〔加々見清子〕…… 210
- カーカネットの会の活動を通して〔堀内光代〕…… 211
- 桂川水資源3市2町流域協議会の思い出〔鈴木敏道〕…… 212
- 桂川流域（上野原）に住む〔中村道子〕…… 213
- 桂川の詩〔周東来少・ベロニカ（大地窯）〕…… 214
- 『かたくりの会』より〔河西悦子〕…… 216
- アジェンダ桂川・相模川に寄せて〔加藤　勝〕…… 218
- 中流　津久井の現状〔宮崎紀美子〕…… 219
- 鳩川を健康な川にするために〔倉橋満知子〕…… 220
- 川　雑感〔八木伸〕…… 221
- 市民に不法投棄対策は出来るか〔川嶋庸子〕…… 222
- 「合意」についての雑感〔亀井一正〕…… 223
- 桂川・相模川流域の市民活動について〔小宮　昇〕…… 224
- 川の仕組みを実証する小出川に親しむ会の取組〔桑垣美和子〕…… 226
- 市民部会は社会参加の学校〔赤羽興三郎〕…… 228
- 川とわたし〔熊沢峻子〕…… 229
- ブナは水が大好き〔天内康夫〕…… 230
- 市民部会・専門部会に参加して〔牧島信一〕…… 232

【資料1】河川整備基本方針と河川整備計画について〔小西一郎〕…… 233
【資料2】桂川・相模川に関する文献リスト〔小西一郎〕…… 239
〔編集後記〕…… 250

描いて　そして　書いていただきました

表紙の油絵（裏表紙も）：青木　誠一さん
表紙の題字：平林　久枝さん
イラストマップ：いしかわ　けん　さん
第3部の扉頁のイラスト：青木　誠一さん
第3部のカットの大部分：酒井　百合子さん

桂川・相模川の

プロフィール

◇

桂川・相模川は、全長１１３㎞。その源は日本の最高峰“富士山”の東部麓にある山梨県の山中湖、その湖面の標高９８２ｍは、それなりの広さの湖の中では中禅寺湖、榛名湖に次いで全国で３番目にランクされています。この湖より流れ出した桂川・相模川は、忍野八海(おしのはっかい)など富士の湧水群や河口湖からの流出水そして多くの支流の水を集めて流れ下り、相模湖で神奈川県に入って、津久井湖を経て南下、平塚市と茅ヶ崎市の間を相模湾へと注いでいる一級河川です。

◇

桂川・相模川の流域面積は 1,680㎢で、全国で40番目の大きさです。富士山の北東山域を源に、御坂山塊の南斜面や、大菩薩山嶺の南東域の水を集め、そして三ツ峠山や道志山塊をその流域に呑み込み、丹沢山塊の北麓（裏丹沢）や東丹沢からの水も集めています。さらには奥多摩の三頭山を経て、神奈川県の最北に位置する生藤山、そして高尾山南西の大垂水峠より相模野台地へと流域の周縁はつながっていきます。

◇

桂川・相模川はまた上流から下流まで段丘崖が非常に発達しています。そして下流の平地部にも相模野台地などがせりだし、沖積平野の面積が狭いという特徴もあります。流域のうちの山地部は78％、平地部は22％

です。

◇

桂川・相模川には大小１１３あまりの支流が流れ込み、上流域（山梨県側）には山中湖、河口湖、西湖、明見湖(あすみこ)が、神奈川県に入ると、本流には、相模湖、津久井湖が、支流の道志川に奥相模湖があります。さらに支流の中津川上流には宮ヶ瀬湖がすでに完成しています。これら神奈川県内にある湖はすべて人造湖です。また同じ人造湖としては桂川支流の葛野川(かずのがわ) 上流の土室川に揚水式発電用の下部ダムがすでに完成し、葛野川本流には多目的ダムの深城ダムの建設が現在進行中です。

◇

桂川・相模川は、山梨県内の57.4㎞の区間を“桂川”と呼び、神奈川県内の55.6㎞の区間は“相模川”で、特に河口から数㎞上流までは通称“馬入川”と呼ばれています。上流の山梨県側流域（約1007㎢）には、３市３町５村があり、人口は約１９万人（1995年１月１日現在）です。下流の神奈川県側流域（約 673㎢）には７市６町１村があり、人口は約１１２万人（1995年１月１日現在）です。

◇

桂川流域では、主に発電用水として使われて、取水と放流を繰り返しながら桂川の水は発電のための導水路を滔々と流れて、ほとんど桂川に戻されることもなく山梨県内を流れ過ぎ、相模湖の上流ではじめて本流に現れます。また相模川では主に神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市の水道用水として使用され、神奈川県全体の水使用量の約７３％が相模川から取水されています。流域総人口は約１３０万人ですが、現実には約６００万人あまりの人々が桂川・相模川の水を利用しているのです。「これほどまで高度な河川開発は、我が国の他の河川にはない」（1990，宮村忠『相模川物語』）と言われる所以です。

◇

ちなみに桂川・相模川の環境基準は現在、山中湖出口から22.9㎞下流の柄杓流川(しゃくながしがわ)との合流点までが、環境基準ＡＡ類型、そこから神奈川県の寒川取水堰までの83.1㎞は環境基準Ａ類型、さらに寒川から河口までの７㎞区間は環境基準Ｃ類型に指定されています。〔小西一郎〕

相模川・桂川流域絵地図

【河口域の鳥】

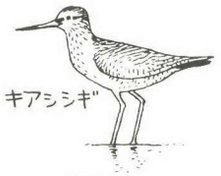
キアシシギ

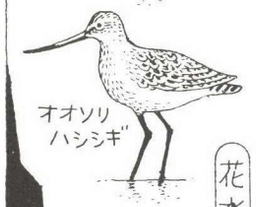
オオソリハシシギ

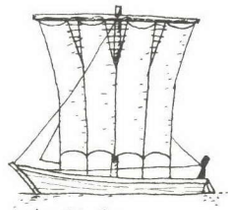
高瀬船
（大正まで木材や食料を運搬した）

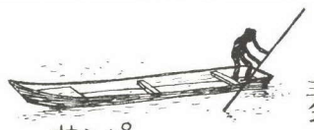
サンパ
（アユ漁などに使われた）

秦野市

大根川　善波川　ヤマセミ　大山川　浅間山　大山　岳ノ台　二ノ塔　三ノ塔　鳥尾山　行者ヶ岳　塔ヶ岳　丹沢山　蛭ヶ岳　桧洞丸　神ノ川

花水川　金目川　鈴川　アブ凧と大山こま　市川　本谷川　西峰　東峰　袖平山

相模湾　須賀港　平塚市　寒川取水堰　渋田川　玉川　相模大堰　日向川　大沢川　唐沢川　三峰山　谷太郎川　伊勢原市　清川村　辺室山　仏果山　経ヶ岳　華厳山　高取山　官ヶ瀬湖　乗越山　津久井町　奥相模湖　道志導水路（未完成）　道志ダム　焼山　茨菰山　道志川　川上川　篠原川　金山川

千ノ川　寒川町　恩曽川　小鮎川　荻野川　厚木市　塩川の滝　南山　津久井導水路　串川　石老山　藤野町

茅ヶ崎市　カマツカ　アユ　小出川　藤沢市　目久尻川　永池川　中津川　愛川町　三増峠　小倉山　城山　津久井湖　沼本取水ダム　相模湖　相模湖町　高尾山　景信山　堂所山　陣馬山　沢井川　境川　生藤山

海老名市　磯部頭首工　相模川　八瀬川　城山町　城山揚水発電所　本沢ダム　城山湖

鳩川　座間市　姥川　小倉橋　相模原市

【中下流域の鳥】

コサギ

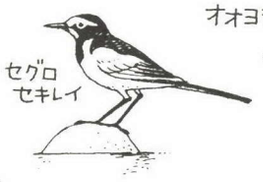
セグロセキレイ

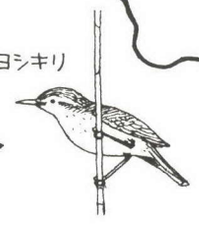
オオヨシキリ

カワセミ

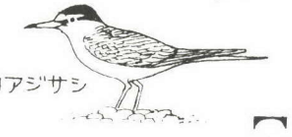
コアジサシ

【河原の植物】

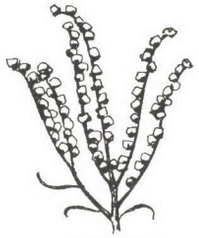
タコノアシ
（ユキノシタ科）

カワラノギク
（キク科）

カワラサイコ
（バラ科）

【流域の動物】

ホンドテン

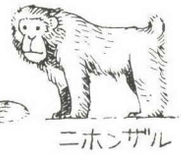
ニホンザル

ホンドギツネ

ニホンジカ

ホンドタヌキ

ニホンカモシカ

イノシシ

©いしかわけん 1999

桂川・相模川流域絵地図

ノスリ
大室山
加入道山
畦ヶ丸山
鳥脳山
菰釣山
イワナ
道志川
道志村
御正体山
石割山
大平山
大洞山
フジマリモ
(最南限のマリモ)
オオハクチョウ
山中湖
山中湖村
富士山
忍野村
杓子山
忍野八海
忍野
鐘山の滝
明見湖
鐘ヶ渕
富士吉田市
富士浅間神社
河口湖掘抜
(日本最長の手掘りトンネル)
宮川
河口湖町
勝山村
やぶさめ祭り
(富士御室浅間神社 4/29)
河口湖
ブラックバス
足和田村
西湖
毛無山
黒岳
節刀ヶ岳
鬼ヶ岳
王岳
西湖蝙蝠穴
北口本宮富士浅間神社拝殿と太郎杉
(富士吉田市)
田原の滝
(都留市)
明見湖のハスと明見え龍神社
(富士吉田市)
ウソ
達磨石
(西桂町・三ッ峠)
西桂町
三ッ峠
霜山
鹿留川
鹿留
田原の滝
都留市
谷村
川茂
川茂発電所
菅野川
戸沢川
朝日川
王見の滝
赤鞍ヶ岳
葉畑山
長尾
二十六夜山
ニジマス
秋山川
秋山村
高柄山
倉岳山
高畑山
桂川
松留
八ッ沢
猿橋
駒橋
桂川水系水力発電所
リニア実験線
大幡川
柄杓流川
鶴ヶ島屋山
清八山
摺針峠
御坂山
大月市
上野原町
大野調整池
岩殿山
扇山
百蔵山
奈良子川
笹子川
真木川
滝子山
大谷ヶ丸
ハマイバ丸
黒岳
仲間川
鶴川
向風山
権現山
葛野川
土表岳
丸山
檜寄山
三頭山
向山
佐野峠
奈良倉山
大峰
深城ダム
葛野ダム
葛野川揚水発電所
日川
(富士川水系)
上日川ダム
原発の余った電気で夜間にⒶの水を汲み上げ昼間Ⓑから流して発電する。
桂川の浚渫舟沿
(しゅんせつせん)

ローカルアジェンダをなぜつくる

〔環境自治体アドバイザー　田中　充〕

１．持続可能な開発　―「開発」の意味を問う

１９９２年６月、１８０余の国と地域から、政府関係者や非政府組織（ＮＧＯ）、研究者、市民等が集まり開催された「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）は、人類史上画期的な会議であったと評価されている。それは、一つには、世界各国から数千人という最大規模の参加者を得たという形式的なことが挙げられるが、なにより重要な成果は、私たちが、今日の地球環境の危機を認識した上で、「持続的発展が可能な開発」、あるいは「持続可能な開発」（Sustainable Development ）という新しい社会理念に合意したことだろう。そしてその社会理念の実現を図るため、２１世紀を展望した行動計画「アジェンダ２１」についても合意をみたことである。

「持続可能な開発」とは、私たちがそれまで持ちえなかった新しい理念・考え方である。戦後50年、私たちは、生産力を高め、物質的に満たされ、豊かになる、「物質主義」を是としてきた。これは、全世界に広がる傾向だといっても言い過ぎではないだろう。

産業革命以降の 200年は、生産力を向上させることが人間の進歩であるという欧米の社会思想の影響の下で、それまでの社会のスタイルを改め、都市化と工業化を進めていく歴史でもあった。より便利な商品や製品をより多量に生産しそれを人々が消費する力を拡大していくことが、歴史の発展であるという考え方である。

そこでは、未開は悪で、開発こそ善であるという「開発思想」が優先されている。開発を基盤とする生産拡大が成長の源であり、その生産力を拡大するために、自然環境や伝統的な価値観、共同体は一方的に利用され、破壊されることが当然視されてき

た。自然環境より、物質的豊かさが上位に置かれ、優先されてきたのである。

その結果が、今日の地球環境の破壊を招いているといってよい。各地で温暖化に起因する気象異常が多発し、オゾン層破壊による有害紫外線の量は年々増大している。ダイオキシンや環境ホルモンなど人の生命に直接関わる状況も、確実に悪化している。こうした反省の上に立って開かれた地球サミットで、私たちは、これまでの開発のあり方、すなわち人と自然とのつきあい方を問いなおし、「持続可能な開発」を未来に向けた望ましい社会の姿とすることに合意したのである。

「持続可能な開発」とは何か。もっとも簡潔な定義は「将来世代が自らの欲求を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすこと」（「環境と開発に関する世界委員会1988年『われら共有の未来』から）といわれている。言い換えれば、現在に生きる私たちは、将来世代のことを考慮して、自らの活動をコントロールすることにより、自然環境との関係を良好に保ちながら、自然環境が本来持っている機能を永続的に活用していくことができる「開発」をめざすということだろう。

私たちは、この理念に照らし、改めてすべての行動や活動をチェックし、改善する必要がある。地球サミットでは、私たちは実践すべき項目や行動を具体的に書き表わしたものとして、「アジェンダ２１」に合意したのである。

２．アジェンダとは何か

アジェンダ（ａｇｅｎｄａ）という言葉は、本来、課題や検討項目の一覧という意味であり、「アジェンダ２１」とは、２１世紀に向けた課題の一覧という意図で用いられている。

さらに、アジェンダ２１の本文では、「アジェンダ２１で提起されている課題及び解決策の多くが地域的な活動に根ざしているものであることから、地方公共団体の参加と協力がアジェンダの目的を達成するために決定的に重要な要素になる」（第２８章）とされ、また、「地方公共団体は、市民、地域団体及び民間企業と対話を行い、ローカルアジェンダ２１を採択すべきである」とも述べている。

こうしたアジェンダという手法と、従来の日本で試みられてきた行政計画手法との違いについて、私は次の三つの要素が大変重要であると考える。

第一に、アジェンダとは、法的な拘束力を持たない社会計画であるということだ。法的拘束力とは、法律や条例に位置づけられ、場合によっては市民や企業の行為や活動を規制する権限が具体的に付与されることを意味する。そして、一般には、法的拘束力を持つことこそ、ある目的を実現する必要条件のように思われがちであろう。し

かし、アジェンダの意図するところは、そうした法的拘束力を持つ計画や条例等を含む、より上位の社会的規範やルールを、地域社会を構成する当事者の合意として形にしたものと考えるべきではないだろうか。

言い換えれば、アジェンダとは、一つに利害関係者の合意を表現したものである、二つに一方が他方に強制するといった権力的手法は排除される、三つに関係者の合意によって法や条例の内容より厳しい目標や高い水準を掲げることができる、という特質がそこに含まれているのである。

第二に、アジェンダは、具体的な行動のための指針や計画であるという点だ。すなわち、利害の異なる多様な主体が一つの目標に合意したとき、そこには目標の実現に向けて何をなすべきか、行動するための指針や項目が示される必要があるだろう。単に、理念や方向をきれいな文言で掲げるだけでなく、具体的なアクションプログラムが盛り込まれる必要があることを強調したい。

第三に、市民をはじめとして、地域社会を構成する様々な主体が参加することの必要性である。これまでの行政の計画や構想は、行政の担当者が問題や課題を作文し、対策案を立て、それを形式的に専門家の意見を聴く形で計画として確定する手法が取られてきた。若干進んだ自治体でも、あるテーマに対して専門家と行政が素案を作り、その案が固まった後に市民に公開され、意見を聴く、という手法を取り入れることがせいぜいであった。

これに対して、アジェンダは、関連情報の収集や計画手法の検討といった策定の初期の段階から市民等の参加を求め、その意見を反映しながら作業を進めることが重要である。また、計画策定過程では、市民や事業者を形式的な参加者として位置づけるのでなく、主体的な行動者として意見を聴き、その意見を反映していく手続が必要な要件となる。そこでは、利害が対立する主体同士が相互に討論し、合意を形成していくプロセスも不可欠であろう。また、計画策定後は、その進行管理を単に行政に任せるのではなく、その過程が公開されることにより、各主体の参加のもとで評価される仕組みも大切である。

アジェンダには、こうした三つの要素に加えて、「持続可能性」という理念を基礎におくという基本的性格にも注目しておきたい。これまでの環境分野の計画として、例えば環境基本計画や公害防止計画が試みられてきたが、これらは環境の保全や公害の防止・改善が主体であって、社会全体の活動や行動を変革していくという趣旨は弱かったように思われる。しかし、持続可能な発展という社会概念は、環境の保全より幅広く、社会活動全体を視野において、経済・開発と環境との調和をめざすというより総合的な位置が与えられなければなるまい。

以上のことを改めて考慮すると、アジェンダとは、全ての主体、利害関係者が参加

して作り、行動し、評価する地域社会の行動計画という位置づけができるのである。

3．「アジェンダ２１桂川・相模川」の構想

川は、私たち人間とさまざまな係わりを持ってきた。歴史を振り返れば、水は生命の源であり、川の縁に多くの文明が生まれ、人々の生活が営まれてきたことが分かる。

実際、桂川・相模川においても、ある人はそれを漁業や観光という働く場、生業の対象としている。また、桂川・相模川は農業用水の水源であり、流域の田畑を潤すとともに、上流では発電用水としても活用されている。一般の市民にとっては、流域内外の六百万人の貴重な水源であり、また水遊びやレクリエーションなど親水の場でもある。生物には、過密な都市の中で生息空間となり、そこには多様で豊かな生態系が形成されている。

しかし、さまざまな主体がこれほど多様な形で関わっている桂川・相模川であるが、それを取り巻く自然的、社会的な環境は決して十分なものではない。発電用や飲料水の水源として徹底した水利用が行われ、川本来の水は大量に外に持ち出されている。ダムや堰といった大型公共事業や廃棄物、残土の不法投棄によって、生物の生息環境は大きなダメージを受けている。流域の水を貯える森林は、林業の低落とともに、手入れが十分行き届かず衰退の傾向にあるといってよい。

こうした桂川・相模川の自然環境を守り、またそこで展開されているさまざまな活動を「持続的発展が可能」なものとしていくため、何が必要か、どのような理念を掲げ、何から行動すべきか、川に携わる人々の知恵を結集し、根本から構築することが緊急に求められているのである。

桂川・相模川の上流から下流まで、行政・市民・事業者（林業、農業、漁業、製造業、電力等）のさまざまな主体や多数の社会グループが係わっている。それらは、ときに互いに利害が対立し、ときには同調するという関係で結ばれている。そこで、桂川・相模川の恩恵を将来世代に引き継ぐことを唯一の共通目標に掲げ、その実現に向かって、さまざまな主体・グループが行動すべき共有の社会ルールをつくることを構想したい。

まず、相互に異なる相手の立場を確認した上で、川に係わる共通の理念と目標像をつくりあげる。そして、互いの役割と個性に基づいて行動する項目とその優先度を選びだし、合意していくプロセスを考える。私たちは、それを「アジェンダ」という手法で作りたいと思い、「桂川・相模川アジェンダ２１」を作成する作業を開始したのである。

第 1 部

桂川・相模川
アジェンダ21

市 民 案

『桂川・相模川アジェンダ21　市民案』は、1997年7月30日の第1回流域アジェンダ検討委員会に提案された「市民案　一覧表」、および同年9月28日第2回市民シンポジウムでの「各分科会報告」、1998年2月14日の「市民案　ダイジェスト版」から成ります。その後の経過の中で書き替えられたり書き加えられた部分も一部含まれていますが、大部分は各時点の原文に従いました。

『基本理念』は1999年1月9日の市民部会で確認され、流域協議会の「基本理念」の原案でもあります。また、行政、事業者との討論の中で新たに出された市民側の意見は、第2部【1】の所に『行政側の対応の考え方に対する市民側の意見』として掲載してあります。更に、1998年12月5～6日に市民部会は合宿をもち、流域協議会発足後の新しい会員の意見も出されていますが、それらは、第2部【2】として掲載してあります。

〔小西一郎〕

【１】

基　本　理　念

私たちは、桂川・相模川の将来像を、「時を超えて　清くゆたかに川は流れる」とイメージします。河川の豊かな水は、多くの生物を育み、その生物はまた水を自然浄化します。清流は、ただ清らかに澄んでいるだけではなく、流れることによって、豊かで多様な生物の生存を可能にしています。

桂川・相模川は、これまで、清くゆたかな流れによって森と海を結び、空と地表と地下をつなぎ、多様な生物と人間を共存させ、地域の風土と文化の中心となってきました。

しかし戦後五十年、首都圏の周縁をなす流域人口は増加の一途をたどり、人の都合を優先した結果、流域内外に川の水が多量に持ち出されるなど、桂川・相模川はあまりにも利用され過ぎてしまいました。桂川・相模川の水量の減少と水質の悪化は、すさまじいと表現して余りある状況です。また、生物生息地を含む自然環境は、ダムや堰、護岸整備等の開発事業によって重大な危機にさらされています。

私たちは、古くから、桂川・相模川の恩恵を一身に受けてきました。そして今日、桂川・相模川は、流域の住民はもとより、その恵みを受けているすべての生物と人々、あらゆる主体にとっての共有財産となっています。

こうした認識のもとに、私たちは、桂川・相模川を悠久のものとして将来の世代に引き継ぐため、以下のことを基本理念として、「桂川・相模川アジェンダ２１」を策定し、実行していきます。

１）私たちは、清くゆたかに流れる桂川・相模川の恵みの下で、健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、これを、将来にわたって子孫とすべての生物が公正に受けられるよう継承する責務がある。

２）私たちは、流域のすべての人々の社会経済活動や生活様式が、桂川相模川に大きな負荷を与えていることを認識し、これらを環境の視点から見直し、豊かな生命を育むことができる、持続可能な流域循環を形成するよう行動しなければならない。

３）桂川・相模川に係わる、上流の住民と下流の住民、市民と事業者と行政、市町村と県と国などすべての主体は、立場の違いを越えて互いに交流を深め、自らの責務を自覚し、各々の役割分担と公平な負担のもとに、自主的かつ積極的に行動しなければならない。

４）あらゆる主体の積極的な行動の基盤として、情報の共有化が必要である。とりわけ、行政をはじめとする公的機関の桂川・相模川に関する情報は、公開されなければならない。

桂川・相模川に係わる政策や事業の立案と意思形成に際して、桂川相模川に関心と利害を持つすべての主体の参加が、約束されなければならない。

５）桂川・相模川に係わるすべての事業活動は、地域の自然的・社会的条件に応じて、その計画段階から、良好で健全な自然環境の保全・回復を重視し、生活環境および社会環境についても、総合的に配慮されなければならない。

【 2 】

桂川・相模川アジェンダ２１

市 民 案

＊一覧表の課題の部分の01、02等の数字は、「行政の対応の考え方」（第２部【１】を参照）で行政側が振った番号です。これのない○印は随時に書き加えられた市民側の意見です。

＊６つの分科会の配列順は以下のとおりとなっています。

1.「豊かな森づくりのために」

2.「生物との共生のために」

3.「良好な水質と適正な水量を保つために」

4.「流域のゴミゼロのために」

5.「公共事業に市民の意見を反映し、環境の視点を優先するために」

6.「市民の主体的参加とネットワークを」

豊かな森をつくるために

【森づくりを考える分科会から】

先般、農水省がまとめた国有林野の債務処理案によれば、1998年度末に見込まれる累積債務３兆８０００億円のうち、木材販売や資産売却等、いわゆる自助努力で返済可能なのは約１兆円、残る３兆円近くについては一般会計への繰り入れが不可欠だという。国民からみれば、ずいぶん都合のよい処理案に映るが、ともかく我が国の森林経営に関する破綻宣言であることは確かである。

本来の森林経営が成り立たないために植林地の適正な管理が行き届かず、荒廃した森林が増加している。言うまでもなく、森林の荒廃は、土壌の流失や、ひいては河川水質環境へも重大な影響を及ぼす。こうした現状認識については、もはや誰も異を唱えないはずである。

これはもちろん国有林野に限ったことではない。桂川・相模川流域のように県有林、私有林の多い地域においても、まったく同じことが言える。１９９７年２月に藤野町で開催された桂川・相模川アジェンダ２１市民シンポジウムの討議でも、森林経営を安定させることこそが最大の課題であるという点で、参加者の意見は一致した。

しかし、これから私たちがまとめていく流域アジェンダにおいて、では現実にいかなる対策を盛り込めるのか、ということになると十分な回答は見出せない。林産物に限らないが、ただ環境によいというだけでは、市場原理のなかで十分な競争力をもてないのが今の日本の現状である。

そこで、水源涵養など公益的機能を何らかのかたちで評価できないか、という議論が出てくるわけだが、これも評価のさじ加減ひとつで、かえって森林経営をスポイルする結果にもなりかねないという危惧もある。

人口が多く財政的に豊かな神奈川県と、人口が少なく水源森の大半をもつ山梨県という構図からすれば、下流から上流に対する森林保全の財源負担という方法も、十分現実味をもって語られるものであるが、一方で、森林には、河川と異なり、私有林、すなわち私権があることも忘れてはならない。また山梨・神奈川両県民の意識の溝を

埋める作業も不可欠なようにも思われる。

ひと言で森林づくりというが、山梨県では県土の8割近く、神奈川県でさえ約4割が森林である。森林をいかに管理していくか、ということは、桂川・相模川の環境を考える一分科会というよりも、「県土づくりをどうするのか」というより広い視野で捉えるべき問題ともいえるだろう。

もとより、森林づくりは一朝一夕に成しうるものではない。

ここでは、とりあえずアジェンダのたたき台として、

1．清く、豊かな水を育む健康な森

2．遊び、学び、体験できる楽しい森

3．多種多様な生物の棲む豊かな森

の3点を、桂川・相模川流域における望ましい森林の将来像として掲げてみた。

今後、数10年にわたる森林づくりの目指すべき道筋を見出すために、慎重な、されど大胆で自由な議論をすすめていきたいと考えている。

§桂川・相模川の現状と問題点

桂川・相模川流域には、約1115㎢（山梨県内 802㎢、神奈川県内 313㎢）の森林があり、これは流域面積の66%を占めています。植生は、上流域の高山・亜高山帯を除くと、人間の利用によって形づくられてきた二次林が多く、主要なものとしてはコナラ・クヌギ林、アカマツ林、スギ・ヒノキ林などがあります。これらは、薪炭や用材として育成・植林されていたものですが、今日では燃料事情の変化や外材の輸入などによってその利用価値が失われているのが現状です。

ところで、森林にはこのような(1)消費財や資本材としての価値のほかに、(2)川の水を育む水源涵養、(3)多種多様な生物の生息地、(4)洪水や市街地の気温を緩和する環境調整装置、(5)人間の心を癒したり文化や芸術を生み出す場、(6)自然を学ぶ教育の場、などとしての価値もあると考えられています。(1)は経済的価値、(2)～(6)は公益的価値などともいわれます。

これまで森林は経済的価値のみを尺度に、いわゆる私的財として市場の自由競争

の原理のなかで取扱われてきました。しかし、材木も土地もその経済的価値（市場価値）をほとんど失った現在、その必然の結果として、森林の手入れ不足やスキー場への転用等、公益的機能の低下につながる事態に直面しています。これからは、森林の公益的価値をきちんと評価し、公共財としてとらえる視点が必要とされています。

§ 望ましい将来像

☆ 清く、豊かな水を育む健康な森

☆ 多種多様な生物の棲む豊かな森

☆ 遊び、学び、体験できるたのしい森

私たちは、桂川・相模川流域の森林について、このような将来像を描きました。言うまでもなく森づくりは一朝一夕でできるものではありません。百年の大計をもって、慎重な議論が必要だと考えられます。しかし、今後の森林のあるべき方向が見えにくくなっている今だからこそ、市民の豊かで自由な発想を取入れるとともに、責任ある関与による森づくりを始める好機であるともいえます。

行動項目

1 森林植生や生態系に関する現状把握を行なう

流域の植生や利用の実態、そこに棲む動植物に関する情報は、これからの森づくりを考えるうえでもっとも基礎的な資料となるものである。正確な現状把握なしに適切な行動計画はたてられない。

2 森林のもつ公益的価値についてきちんと評価する

森林のもつ公益的価値について、情緒的、感覚的にとらえるのでなく、多くの人に納得が得られる評価を提示していく必要がある。

3　これからの望ましい森林管理の形態を考える

森林経営が事実上成り立たなくなった今日、これからの森林管理を公共財の保全という視点で評価し、その望ましい形態についての議論が必要である。森林組合等の機能や、受益者負担についても避けては通れない課題である。

4　これからの望ましい森林利用の形態を考える

都市域の人々を中心に、森林利用への欲求は高まりつつあり、ソフト・ハード両面での準備が必要とされている。しかし森林での活動は、自然を知ったり学んだりする大切な機会である反面、その行為如何では自然への予期せぬ影響を与える危険性ももっている。自然を損ねない森林利用の形態について、慎重な議論をしていくことが必要である。

5　森林開発から生物を守っていく

宅地やリゾート開発、鉄塔架設をはじめ森林の管理保全を名目とする林道や治山工事についても、森林の公益的機能、特に生物への影響について検証が必要である。開発における生物の保護については、開発地内において、１）絶滅種を出さない、２）種間関係が自然状態で維持されること、の２つの原則を導入することを提案していく。

6　大型哺乳類と共生していく

森林は人間が入り込む以前から多くの生物の生活の場であった。現在、流域ではニホンジカやニホンザル等によるいわゆる食害が問題になっているが、大型哺乳類との共生については、流域全体の問題として捉え、同所的共生と異所的共生という概念を導入することを提案していく。

7　川辺の緑地を守っていく

川辺には特有の環境があり、そこには独特の植物や動物が生存している。近年では河川工事や河川利用によって、こうした環境が衰退傾向にあり、早急な保護対策が必要とされている。

8　市街地の緑地を守っていく

市街地の緑地は、人々に憩いを与えたり、昆虫や小鳥などの貴重な生息環境にもなっている。市街地での緑地保全や積極的な植林活動についても考えていく必要がある。

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
清くて豊かな 水を育む 健康な森	森林の公益的機能を優先した 中長期的な 森林管理計画の確立	01①森林行政に 百年の計がない ②土地条件を考慮しない 植林 ③不適正な森林開発による 森林面積の減少	＊地域森林計画の見直し ・水土保全の視点から現状の森林を再評価する ・森林開発の適否の基準を厳しく、かつ明確にし、現状の森林面積を極力減らさないようにする ・保安林の拡充をすすめる ・町の中への植林をすすめる
	桂川・相模川流域を見通した 総合的な 森林管理計画の確立	02．行政間、 あるいは行政内部の 縄張り意識	＊行政の意識と組織の改革 ・両県が協調し流域全体を見通した理念を確立する ・林野行政と環境行政との、連携を強化する
	森林管理の経済的安定	03．林業従事者の高齢化と 減少 04．手入れ不足による 二次林の荒廃 05．上流側（山梨県）の 財政基盤の弱さ 06．森林所有者の メリットが乏しい	＊森林組合のありかたを見直す ・資源の効率的利用を徹底的に追求し、歩留まりを高める ・国産材住宅など、地場材の販路を拡大する ・いわゆる銘木を育成する ・事業の多角化を検討する

			＊補助金などによる助成 ・水源の森づくり事業（神奈川県） ・水源税の導入を検討する ・優良山林所有者への税制面の優遇措置を検討する
遊び、学び、 体験できる 楽しい森	森・川・地球の 健康を願う 若者の育成 林業従事者や ボランティアの育成 森林の大切さの啓蒙	07．質の高い環境教育の 場が少ない 08．教えられる人材が少ない ・山仕事を教えてくれる 場がない 09．ボランティアの 底辺がせまい 10．ボランティアの 受け皿が不足 11．森林行政の担当は、 技術者が多く ソフト事業やＰＲは 苦手な傾向がある 12．水源税などの 受益者負担への 理解の促進	＊ハード面の整備 ・既存施設をもっとＰＲする ・流域の関連施設の連携をすすめる ・水源林センターの開設 （神奈川県） ・山神水源林学校の開設 （夢づくり大賞優秀賞） ・学校林の充実 ＊ソフト面の整備 ・行政などによるイベントをもっとＰＲする ・森林組合による、環境教育事業の実施 ・環境教育ＮＧＯの設立 ・自然監視員の活用 ・初心者から上級者まで多様なニーズに対応できるプログラムの開発 ・学校教員が学べる場をつくる ・遠足などで水源林を探訪する

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
多種多様な 生物の棲む 豊かな森	自然植生や貴重種の保全	13．現状に対する知見が 不足している 14．自然植生の衰退 15．河畔林の減少	＊基礎資料の充実 ・環境資源調査の見直し（山梨県） ・レッドデータ生物調査の拡充 （神奈川県） ・流域における酸性雨の実態を究明する ＊生物保護の理念の確立 ・人間本位の自然観を改める ＊河畔林の保全 ・護岸工事による河畔林の減少を食い止める ・生物のためのグリーンコリドーとして機能するように植林を進める
	大型哺乳類との共生	16．ニホンザル、イノシシ による食害（山梨県） 17．ニホンジカによる食害 （神奈川県）	＊流域全体の問題としての認識 ・同所的共生と異所的共生という概念をとりこんだ理念の確立 ・食害の原因を究明する ・捕獲は生け捕りとして、また殺害した場合には、その利用を禁ずるなど、「駆除」の方法の見直し

	不適正な林道工事をなくす	18．けもの道の分断 19．観光客、ハンターの入り込み 20．沢への土砂やゴミの投棄	＊林道計画の抜本的見直し ・行政は情報を公開する ＊施工方法の見直し ・より自然環境に配慮した工法を研究する ＊既存林道の見直し ・自然環境への影響を調査する ・一般人の入り込み規制を徹底する
	不適正な治山工事をなくす	21．サンショウウオなど水生生物への影響	＊治山計画の見直し ・行政は情報を公開する ・人間の技術によって自然をすべて抑え込むのではなく、危険地域の居住を制限するといった考え方を取り入れる ＊施工方法の見直し ・魚類だけでなく河川生態系を構成する多様な生物が生息できるような構造物、工法を研究する ＊既存の堰堤などの見直し ・自然環境への影響を調査する

集中豪雨の濁流で被害

絶滅の恐れ　危急種に指定

花の芽つける時期…根こそぎ流失

哀れ カワラノギク

相模川

98.9.5

相模原市新戸の相模川左岸に群生する希少植物のカワラノギクが、先月下旬の大雨による濁流で、壊滅的な被害を受けたことが4日、海老名市などの住民でつくる「カワラノギクを守る会」＝河又猛さんら会員20人＝の現地調査で分かった。

カワラノギクはキク科の2年草で、10月末から12月初めにかけて薄紫色の花が咲く。環境庁のレッドデータブックで絶滅の恐れがある危急種に指定されている。群生地は農業用取水堰「磯辺頭首工」の下流約500㍍の河川敷で、昨年10月の調査では約1200株が生息していた。守る会のメンバーが昨年11月下旬に種をまき、この夏、計約5000株が育っていた。

ところが、先月28日の増水で濁流が河原を洗掘。根こそぎ流失して、わずか40株だけが残った。花芽を付ける時期に被害に遭ったため、この秋は花が咲きそうになく、種の採取も難しい状況という。

一方、先月31日午前、群生地で生き残ったカワラノギクの根に土を盛るなど保全作業をしていた守る会の世話役を務める男性(72)が、釣りに来たとみられる60代の男から暴行された。この男は「こんなものを植えるから釣り場がなくなった」と言って、カワラノギク2、3株を引き抜いて川に投げ捨てたという。これを見た世話役が厳しく注意すると、男は顔や腹、足などに殴るけるの暴行をした。世話役は全治1週間のけがをし、今月2日、相模原南署に暴行傷害で告訴した。

こうした被害や暴行事件を受けて、相模川の自然保護に取り組む「相模川キャンプインシンポジウム」(岡田一慶代表)は4日、群生地の保全と再生を図るほか、生息地が荒らされないように注意を促す立て看板の設置を求める申し入れ書を岡崎洋知事あてに郵送した。【高橋　和夫】

濁流が河原を洗い流し、根こそぎ倒れたカワラノギク＝相模原市新戸の相模川左岸

1998年9月5日　『毎日新聞』

生物との共生のために

【桂川・相模川における生物との共生を考える分科会から】

河川の豊かな水は多くの生物を育み、その生物はまたその川の水を自然浄化してきました。そして清流とは、ただ清らかに澄んでいるだけではなしに、きれいで生きている川の流れこそが多様な生き物の生存を可能にしてきたのです。

しかし桂川・相模川の現状はどうでしょうか。上流の桂川では、その豊かな水量の多くが、発電用のために導水路を流され、相模湖の直前ではじめて川に戻されているのです。相模湖より下流でも、流域の外の人々のために多くの水量が水道用水として取水され、二度と相模川に戻されることはありません。

桂川・相模川が抱え込んでしまっている問題点は、水量・水質の問題にとどまりません。「桂川・相模川における生物との共生」を考える分科会では、その内容を『アジェンダ21桂川相模川』の中に書き込むために、以下のように問題点を整理しました。

（１）多様な生物が豊かに棲む桂川・相模川とその流域へ

⑴　生物の生息空間が多様で豊かな桂川・相模川に

治山、治水、利水等に関わる河川工事全般は、河川管理者がその許認可権を一手にして公共工事として行われています。従って、桂川・相模川に最も負荷を与えているのは公共工事であると言えます。いまや余りにも利用され過ぎ、生物にとってほんとに住みにくくなってしまった桂川・相模川を本来の自然の川に近づける努力をしていくためには、必要性も含めて、これらの公共工事そのものを見直していく必要があたます。

⑵　多様な生態系の桂川・相模川に

いま全国的的に、水辺に棲む生物が、非常な危機に直面しています。水生昆虫も

絶滅の危機にさらされています。川原では帰化植物が全盛を極めています。

⑶　水源から河口まで、そして海まで、すべての水生生物が自由に行き来のできる桂川・相模川に

桂川・相模川の流れは、ダムや堰堤、農業用水の取水施設である頭首工等により分断されてしまっています。魚類などに対する生態系分断のリスクは大きく、既に漁業補償などでは済まなくなっており、次善の策として魚道の改良がいま、やっと始められていますが、その内容は未だしの現状であります。

（２）清くゆたかに流れる桂川・相模川に

⑴　河川の豊かな水量は多くの生きものを育み、それらの生物はまたその川の水を自然浄化する

⑵　多様な水生生物がゆたかに生息できる水質の桂川・相模川

（３）緑ゆたかな桂川・相模川に

（４）生物との共生に配慮した利用ルールのある桂川・相模川

§生物の住みにくい桂川・相模川のいま

桂川・相模川はあまりにも利用され過ぎています。そのために瀬や淵、蛇行地形、ワンド、中州や寄州、湧水や伏流水、河畔林、自然堤防、河原植生等、多様な生物が生息する多様な生息環境が破壊されてしまっています。

過大な水資源開発のつけが、桂川・相模川と、そこに棲む多くの生きものにしわ寄せされています。桂川の水量の多くは発電用の導水路を次々と流されてしまい、その結果、本流の流量が非常に少なくなっています。相模湖下流の水量のおおくも流域外の横浜市や川崎市などの水道用水として持ちだされて、再び桂川・相模川に戻されることはありません。

桂川・相模川に生息、生育する動植物に大きな負荷を与えている要因の一つは、河川法により公共事業として行われている治水、利水、架橋などに伴うもろもろの

巨大土木工事です。これらの河川工事のあり方についても、検討していく必要があります。

桂川・相模川の現状は、水の中の生物、とりわけ魚類が自由に上流や下流へ行き来できる状態にはありません。桂川流域では、河川横断工作物の堰堤などに魚道がほとんど設置されていません。また、相模川流域の支流の堰堤の多くにも、魚道が設置されていません。さらにはたとえ魚道が設置されている相模川本流の堰堤などでも、すでに下流側が洗掘されていて、落差が１ｍ以上のまま放置されているものも多い現状です。そのほか、落差工等にも魚道が必要な高さのものもあります。

水源林、氾濫原、田んぼや湿地、各支流の水源地域など、そして谷戸地などが、開発のために破壊されており、すでに多くが消滅してしまっています。

桂川・相模川の生物種の多様性が低下し、植物相などが単純化しています。河川生態系の基盤である河原植生や河畔林が衰退しています。流域の緑化と河原植生の再生のための努力が必要です。また河川生態系保護のためには、河川敷の利用形態の見直しや規制の強化も必要です。

§ 生物にとって望ましい桂川・相模川とは

☆　多様な生物がゆたかに住む桂川・相模川とその流域

○生物の生息空間が多様でゆたかな桂川・相模川

○多様な生態系を育む桂川・相模川

○水源から河口まで、そして海まで、生物が自由に行き来のできる桂川・相模川

☆　豊かな水量は多くの生物を育み、それらの生物はまた川の水を自然浄化します

○生物の生息環境としての水を桂川・相模川に取り戻していこう

○生物の生息環境としての桂川・相模川の水をきれいで生きている状態に

☆　生物との共生に配慮した、利用ルールのある桂川・相模川

§ 生物との共生のためには

生物にとって住みやすい川にするためには、桂川・相模川を本来の、自然のまま

の自然河川の姿に少しでも近づけます。すでに破壊してしまった部分は、少しでも復元に心がけます。桂川・相模川の生態系を分断している人工横断工作物の弊害は少しでも取り除くように努めます。今後の河川工事にあたっては、環境重視、環境優先の原則を確立して、生物との共生に配慮していきます。

§ 生物との共生のための行動項目

1　生物が住む環境としての河川の自然については、第一にできるかぎり現状の自然環境をそのまま保全することが大事である。治山・治水、利水、架橋等、河川工事ですでに破壊してしまっている所については、近自然の復元計画をできる区域から直ちに具体的なプランづくりを始めること。

2　河川改修、砂防工事など公共事業としての一切の治山・治水や利水工事は、その必要性も含めて見直すとともに、どうしても実施する場合には、近自然工法を採用し、最大限の生物への配慮をするように努めること。

3　生物に優しい河川工事を推進するために、伝統工法や近自然工法を採用するのはもちろん、工事に際しては工事区域内の自然環境の調査を詳細に実施し、生息する生物やその生息環境に対して最大限の配慮をしなければならず、工事区域の生態系を破壊してはならず、工事区域から絶滅する生物を1種類も出さないように心がけなければならない。

4　桂川・相模川の生物との共生のためには、まず詳細な動植物等の実態調査を直ちに重点的に行ない、河川環境の詳細なデータベースの作成に努める。また当面は、『神奈川県レッドデータ生物調査報告書』（1995年3月　神奈川県立“生命の星・地球”博物館）や『丹沢大山自然総合調査報告書』（1997年3月　神奈川県環境部）などの学術調査結果やその提言等を、桂川・相模川の生物に配慮する場合の基準としていかなければならない。これらは特に、アセスメント制度などの環境保護システムの中に位置づけること。

5　水は河川生物の生息環境の一つの大きな要素である。桂川・相模川に豊富な水量を取り戻していくためには、これまでの発電や上水道、農業用水等の水利権の見直しを行なうとともに、節水施策等を県全体の政策として推進することなどによって

取水量の削減に努めなければならない。また、節水施策等の強力な推進のためには、上水道事業体等への経営的ダメージに対処する施策も必要となる。一方また下水道事業の処理水の有効利用等をはかるために、その広域化計画の見直しにも着手する必要がある。

6　家庭雑排水や、農薬、合成洗剤等を含む汚染水の桂川・相模川への直接流入は、できるだけ直ちに停止されなければならない。まず実態調査を直ちに始めるべきである。

7　桂川・相模川の伏流水や湧水の研究は直ちに始められなければならない。一方で河川敷の砂利を建設発生残土で置き換えるようなことは計画してはならない。

8　カワラノギクなど絶滅の危険の高い桂川・相模川の河川敷固有の希少植物群落については直ちに実態調査を実施し、一定人手を入れる必要があると判断される場合には、行政、事業者、市民が協力して対処できるような仕組みを作って、実施する。

9　多くの市民が桂川・相模川の環境保全のために行動できるようにするためには、まず桂川・相模川の自然に親しむことから始めることが大切であり、桂川・相模川の動植物について多くのことを知ることから始めることが大切である。自然観察会やクリーンキャンペーン行動はその第一歩である。

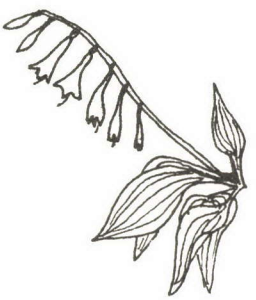

イ ワ ギ ボ シ

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
【1】 多様な生物が ゆたかに棲む 桂川・相模川と その流域 （1） 生物の生息空間が 多様でゆたかな 桂川・相模川	◇桂川相模川を本来の姿に ・桂川相模川を自然のままの 自然の川に近づける ◇生きている自然の川には、 多様な生物がゆたかに繁栄 することができる ・自然の川は蛇行し、瀬や淵や中州、寄州、そして広い河原が広がり、瀬も平瀬や早瀬が交互にあって、川の水も表流と伏流を繰り返しながら自然濾過、砂利層の微生物等による自然浄化の作用を受けている	01．桂川・相模川の自然環境に大きな負荷を与えている要因の一つは治水・利水・架橋に伴なう巨大土木工事である。これらの工事は、河川法により、公共工事として行われている。よってこれらの河川における公共工事のあり方についても、検討していく必要がある 02．桂川相模川はあまりにも利用され過ぎている。そのために破壊された瀬や淵、蛇行地形、わんど、中州、寄州、湧水、伏流水、河畔林、自然の堤防、川原植生などの再生と保全が必要である	＊行政内の環境チェック機関（国の管理、県管理、企業団、東電）に環境部局（環境庁、県環境部及び環境研究機関）と民間環境関係者や市民も討議参加できる場を作り公開する ＊まず出来る限りの自然の現況保全 ＊すでに壊してしまった所については、近自然プランを、できる区域から直ちに具体的プランづくりをはじめる ＊公共事業としての一切の河川工事の必要性を見直すとともに、実施する場合には近自然工法で行ない最大限の自然への配慮をすること ・ダム貯水池保全対策事業 ・相模湖浄化対策事業 ・ダム湖上流の砂防施設の整備 ・相模川支川改修事業 ・相模川計画第２次基本計画各事業 ・治水事業の一切 ・いきいき未来相模川プラン各事業

		03．河川行政における多自然型工法とは、コンクリート護岸の上に土を被せることだけしか考えていないように見えるが、コンクリート張り護岸を基本とする様な発想からの転換こそが必要である。 04．河川敷の砂利を採取してその跡地の穴に残土を埋めようというような計画が後を絶たない 05．中下流では東京オリンピック当時の砂利採取による河床低下がそのままである	＊生物に優しい河川工事の推進 ・工事区域内の自然環境を調査して最大限の配慮ある工事を行なう ・伝統工法や近自然工法を採用するのは当然だが、工事に際して配慮することが重要である ＊堤防や護岸等には、出来るかぎり自然の素材を使用し、生物の生息環境を優先的に確保、構築する ＊自然に近い河道をつくる ・川らしい屈曲や膨らみのある低水護岸を工夫する ・自然の川を手本に低水護岸を工夫する ＊緩やかに勾配の変化する河岸斜面をつくる ＊捨石工法で多孔質な護岸をつくる ＊瀞(とろ)や淵を再生する ＊魚にやさしい落差工をつくる ・魚のために段差をなくす ・階段式ではなく斜路式の全面魚道形式のものを工夫する ＊わんどをつくる ・寄州下流側の伏流水が湧出する所等には必ず良好なわんどが造れる ＊魚の住みやすい河床をつくる ＊工事区域の中から絶滅する生物を１種も出さない ＊工事区域内の生態系を壊さない

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
多様な生物が ゆたかに棲む 桂川・相模川と その流域 （2） 多様な生態系の 桂川・相模川	◇桂川相模川の多様な生態系の再生と保全	06 ― (6)水辺と草地の植物が危ない (7)治水で消えるカワラノギク (8)消滅する在来系統のヤマメ (9)コアジサシがいなくなる (10)カエルが消える？ (11)外来淡水魚が生態系へ影響・不用意な外来種投入がどう生態系を乱すのかの認識が薄い (12)トンボが消えてゆく (13)草地に生きるチョウたちが危ない (14)カワラバッタはなぜいなくなったのか (15)水生甲虫は追い詰められている (16)貴重種、希少種保護が必要・何が貴重か分からない (17)地形地相や植物相等が単純化している (18)桂川相模川の生物の多様性が低下している	＊桂川相模川の動植物等実態調査を行なう。特に桂川流域では早急に重点的に実施する ＊指標生物設定による環境保全と動植物復元 ＊『神奈川県レッドデータ生物調査報告書』をアセス等の開発の基準に位置づける ＊河川敷への車の乗り入れ禁止 ＊湿地と草地の保護 ＊商業地域以外の夜間の照明禁止 ・県で夜間照明の使用条例をつくる ＊合成洗剤追放・石けん使用推進の徹底を！ ＊外来種の移入防止（教育・啓蒙） ＊桂川相模川の、絶滅の恐れのある野生動植物を保護、個体数の増加を図る ＊学術的、地域的に価値のある自然環境や景観の保全を図る。 ＊サンクチュアリーの確保
		19．大型けもの類による食害 ・丹沢山塊でのシカ ・ニホンザルによる猿害 ・根本は人為による結果だ	＊実態調査と対策研究を直ちに実施する

		20．桂川相模川の河川生態系が分断されている	＊クルミなどの動物の食樹の植林によって、水源から河口までを一つの生態系に結ぶ
	◇源流地域の自然地形の保存	21．源流地域の生物多様性のための生育環境である自然地形などが破壊されている	＊山奥の沢に設置される既設・新設の砂防堰堤等の工事による生物の生息環境破壊の実態調査を行ない対策を検討、実施する
	◇河口と海浜、沿海底のダイナミックな自然を守る！	22．相模川河口と相模湾一帯の海浜との、密接な関係について気づかないできた 23．上流のダム群は下流への砂利の補給を断ち切って、相模湾沿岸での貧砂現象の原因になっている 24．一方で、ダム湖には砂が堆積する（出来てから５０数年の相模湖の寿命はあと何年か？） 25．寒川堰下流の汽水域化	＊自然海岸、自然海浜と自然河川の保全は一体という認識をもつ ＊自然海岸、自然海底の人工化は、原則的に受け入れない。人工化の計画は，長期プランの中に公表し国民の意見を聞く ＊貧砂現象、侵食災害は、公開の場で原因究明、対策措置を計画する
	◇桂川相模川流域の自然環境の保全と再生を！	26．水源森、氾濫原、田んぼや湿地、各支流の水源など谷戸地が破壊され、すでに殆んど消滅してしまってる	＊河川は流域の地下水や湿地など、雑木林や里山等の自然と相互関連をもって成り立っているのだからこれらの再生と保全が重要である ＊境川支流や引地川などで進められてきた「ふるさとの川づくり」の事業を桂川相模川の支流でも推進する

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
			＊生け垣や庭木など、流域の市街地での緑化を促進する ＊雨水浸透ます等の設置促進
多様な生物がゆたかに棲む桂川・相模川とその流域 （３） 水源から河口まで、そして海まで、全ての水生生物が自由に行き来のできる桂川相模川	◇ダムで分断された上下流をつなげる ◇魚の上りやすい川づくりの推進	27．桂川流域の堰堤には魚道が全く設置されていない 28．各支流に設置されている堰堤等にも、魚道が殆んど設置されていない ・神奈川県も山梨県も 29．例え魚道が設置されてる相模川本流の堰堤でも既に下流側が洗掘されて落差が１ｍ以上のまま放置されているものも多い 30．堰堤のみならず、落差工などにも魚道が必要な高さのものもある 31．魚道が整備されてるとしても、河道に水量がチョロチョロでは魚は全くのぼれない	＊まず桂川相模川水系全体について横断工作物の実態調査を行なう ＊全ての河川横断工作物（堰堤等）の必要性を見直し、出来るかぎり撤去を検討する ＊撤去が不可能な場合には必ず魚道を設置するようにする ・相模ダム、城山ダム、道志ダム、宮ケ瀬ダム等の大型のダム堰堤にも魚道を設置するようにする ＊バイパス河川や魚道等によって、水源から河口までを一連の水界につなげる ＊本流・支流を問わず堰堤等の全ての河川横断工作物には出来る限り魚道や近自然の疏水（バイパス河川）を必要規模で設置する ＊魚道の研究が近年非常に進んでるので、各魚道の改修にあたっては近代式魚道に設計変更する ・魚道は各種の魚種に対応したものを工夫する ・魚道入口への集魚方法を工夫する ・遡上魚ばかりでなく、降下魚対応の魚道についても工夫する

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
【２】 清くゆたかに 桂川相模川は流れる （１） 河川の豊かな水量は 多くの生物を育み それらの生物はまた その川の水を 自然浄化する	◇水が自然循環する 桂川相模川流域 ◇過去の古くからの 水利権を見直して、 できるかぎりの水量を 桂川相模川に戻していく	32．過大な水需要予測に基づく、過剰な水資源の開発のつけが桂川相模川と、そこに棲むすべての生きものにしわ寄せされている 33．桂川の水量の多くが、発電用の導水路を流れてしまっている ・河川維持流量が少ない 34．相模湖下流の水量の多くも横浜・川崎をはじめ流域外の上水道用に持ち出されている 35．これまでの水資源開発とは、結果として桂川相模川から絞れるだけしぼり取る事だけしか政策努力目標としてこなかった様にみえる	＊早急に桂川相模川の水収支の実態調査を行ない、方策を検討して、可能なところから桂川相模川に、少しでも水を戻していく ＊桂川水系水力発電と桂川の枯れ川とのメリット、デメリットを公益的見地から見直して、次第に自然重視へと優先度を上げてゆく長期プランをつくる ＊当面渇水時にも取水の限度を守り河川維持流量を適正に流す ・東電は、取水の水量データを公開する ＊節水施策による取水量の漸減プランを作る。それにリンクした会計補塡（水道事業の独立採算制の見直し等）として、「環境費」などの検討もする ＊節水政策は元来、体系的に全体を捉え実行すべき課題である。則ち (1)消極的節水施策 各種ＰＲ、戸別に節水指導書配布

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
			(2)積極的節水施策 ・供給者（取水者）は、水量微調整型取水装置や分水方式を改良する ・供給者（配水者）は、自動の圧力調整弁や自動流量計を設置する ・大口消費者には節水コマを配布し設置を義務づける。また水浪費型機器禁止、料金逓増制度、雑用水還流や雨水利用などを推進する ・小口消費者にも節水コマの設置を義務づけ、水浪費型機器を禁止し節水機器を奨励する ＊節水政策の推進の根本的ネックとなっている水道事業の独立採算制にもメスを入れる
		36．下流の神奈川県では流域で利用消費される水も広域下水道によって再び相模川には戻らないで、相模湾に直接放流されてしまってる ・河川維持水量が少ない ・下水道処理水を、相模川へ戻すためには、工場排水の受入れがネックとなってる	＊相模川流域下水道計画は、直ちに見直すこと（→中規模化） ＊広域下水道よりも小規模下水処理（コミュニティープラント）推進 ＊合併処理浄化槽の普及 ＊下水道処理水の森林への還元等も研究する ＊上流の汚水対策には、下流からの経済的支援策も考慮する ＊上流におけるオートキャンプ場の下水処理対策を早急に行なう
		37．流域の人口の増加の結果生活排水、産業排水が増加している	

【２】 清くゆたかに 桂川相模川は流れる （２） 多様な水生生物が ゆたかに生息できる きれいで生きている 水質の桂川相模川	◇農薬等の毒物や産業排水、工場排水の直接流入のない桂川相模川 ◇河川敷等の地下の砂利層を破壊せず伏流水の地下河川としての自浄機能を保全する ◇自然浄化機能の推進のためコンクリート護岸はできるかぎり少なくする	38．水質の富栄養化が進む 39．流域面積に対してゴルフ場の占める割合いが高い 40．農薬の流れ込み 41．合成洗剤による汚染 42．桂川相模川での伏流水の実態調査が、非常に遅れている 43．支流の汚染は深刻である 44．里山や屋敷林が消えて、宅地化が進み、また下水道排水路の整備で雨水がしみ込まないために、地下水が減少している	＊ゴルフ場及び農林業での農薬使用の規制強化 ＊農薬は分解性の高いものを、分解処理した後に放流するようにする ＊神奈川県の石けん使用推進条例の山梨県側への準用も考える ＊伏流水の効用、保全、有効利用について具体的な方針をたてて実行する ＊砂利採取等に関する管理運営方針の対象に行政を含め、例外のない徹底化を推進する ＊天水の利用、中水道の普及 ＊雨水浸透枡の設置促進、歩道等に透水性の敷石を使用し、排水路は暗渠から開渠へ ＊流域の緑や湿地、田んぼなどの、遊水池機能や保水力機能を高める ○農業構造改善事業の「圃場整備」等に自然浄化の理念を導入し、用排水路を設計するようにする

望ましい将来像	目　　標	当　面　の　課　題	対　策　・　計　画
【３】 緑ゆたかな 桂川・相模川	◇多様な川原植生を育む 桂川・相模川に ◇自然堤防、自然護岸の再生と保全	45．河川生態系の基盤をなしている川原植生や河畔林等が衰退している 46．流域の緑化と川原植生の再生が必要である 。 47．緑のダムとしての森林の機能が低下している	＊水源涵養林の保全育成（鬱蒼とした森づくり） ＊現況の河畔林の保全 ＊段丘崖の斜面林の保全 ＊中州・寄州の川原植生保全 ＊遊水池としての田んぼや湿地等の保全と再生 ＊潜在植生に応じた種の緑化と保全 ＊桂川・相模川流域の公共施設等に植樹をして少しでも緑を増やす ＊帰化植物の一定の除去 ＊カワラノギクについては採種播種もすでに必要なのではないか ＊治水により洪水による攪乱がなくなった代わりの除草等も考える（→コアジサシの営巣地つくり） ＊林野行政は独立採算制をやめて、国家予算での森林整備（拡大造林事業の清算と近自然林、巨木林の育成事業）を行なう ＊単相林を混淆林につくりかえる ＊里山の保全（行政による買い取りや借り上げ、観察公園化等）

望ましい将来像	目　　標	当　面　の　課　題	対　策　・　計　画
【4】 桂川相模川は 流域住民の 共有財産である	◇流域住民が親しめる 桂川相模川 ◇河川、河川敷の利用規制、ルールある利用 ◇ゾーニングによる利用区分の明確化	48．河川の生態系のためには河川敷の利用形態の見直しと規制の強化が必要である 49．河川敷での4輪駆動車やモトクロス、トライアル用の車の走行による自然破壊は深刻である 50．河川敷にあるスポーツ公園等の規制も必要である 51．河川敷への車の乗り入れ駐車場化の結果は、そこの生物は絶滅してしまってる 52．釣り人など、遊びにきた人達によるゴミの不法投棄もひどい 53．わざわざゴミを捨てに来る人までいる 54．多くの人が憩う河川敷で銃による狩猟は余りに危険である	＊河川敷には原則的に車の乗り入れは禁止する！ ＊桂川相模川での河川敷利用実態の調査を早急にする必要がある ＊新たに河川空間利用のあり方等を検討する必要がある ＊河川利用のルール作り、マナーの啓発が必要である ＊自然公園監視員のような取締りの権限をもった者の制度化によるパトロールの実施 ＊一方で、地域住民による定期的な一斉清掃活動なども重要である ＊また、規制ばかりで、流域住民にとって川を遠い存在にしてしまわないように配慮する ＊河川利用の便宜を図るためのそれなりの整備は必要である ＊上流では、河原に行く為の遊歩道などの整備も必要である

望ましい将来像	目　　標	当　面　の　課　題	対　策　・　計　画
【5】 環境先進流域へ！	◇自然を愛し大事にする 環境意識を根づかせる	55．環境学習の教場づくり ・自然体験の実践の場として安全なフィールドが少ない ・ルールのない遊びの復活を	＊学校でも家庭でも自然とふれあえる習慣やしくみをつくる ＊子供たちの屋外生活での禁止事項を減らす ＊体験学習が可能な地域環境の整備 ・河川や森林などに学習センターを設置 ・小川や池、やぶ等に、子供たちが自由に遊べる安全な空間を！ ・休耕田を体験学習用の水田（学校水田）に転用する ・自然体験の重要性について啓蒙 ・地域のウォーキングや自然観察、スポーツなどの活性化 ＊身近な自然の破壊に敏感になろう
		56．環境教育は小学校から ・興味が固定する10歳までのの教育がメイン ・校外体験学習の困難はボランティア教師で 57．農業の重要性の認識を、学校で ・農作業の体験を小中学校の生徒に正課として実施	＊小学校教育の体験・実践学習への転換 ・現職教員の研修・再教育を実施 ・ボランティア教師制度をつくり、地域ごとに自然体験学習をサポートする ・小中学校に学校農園、学校水田を（地域農家や農協等の協力を得て、費用を助成）

		58．社会教育にも環境学習を	＊地域アップ行動を
	◇ボランティア精神の涵養	59．日本人はボランティアの活動には不慣れである 60．ボランティア活動をしたいが、そのきっかけをつかめない人も多くいる 61．ボランティア・リーダーの経験者が少ない	＊中学・高校教育に正課としてボランティア活動を取り入れる（道路・河川・公園・施設等に関して） ＊修学旅行をボランティア体験旅行へ方向転換（森林等へ）する ＊各種のボランティア・リーダーの育成
	◇省エネ意識と生活の定着	62．ストップ・ザ・エネルギー浪費 ・節電・節水意識が行きわたっていない ・生活パターンが浪エネ型に定着してしまっている ・浪エネ商品の開発が進む	＊ものを大切に使おう ＊節水・節電意識の啓蒙・教育 ＊省エネ住宅・商品の開発促進 ＊電気器具の発光表示は最小限に ＊リサイクルの前にリユース（再利用）をすゝめよう ＊コンビニ等でのポリ袋、発泡スチロールなどの使用制限にも踏み切るべきときに至っている

良好な水質と適正な水量を保つために

【桂川・相模川の水質・水量を考える分科会より】

河川環境を考える上で、水質に関わる問題は大きな比重を占めると考えられます。問題は多種多様ですが、この分科会では主に人々の暮らし、生活の実態から問題を捉え、対策をもとめていくことにしました。その地域の環境に負荷を与えるのは、主にそこに住み、暮らす人々ですし、その影響を受けるのもまた同じ人々と考えられます。私たちは自らが環境に与えるリスクを認識し、また自らが受けるリスクを認識した上で環境政策の決定に参画し、更に日々の暮らしのなかで環境問題を考え、その解決に向けて行動したいと考えます。

《私たちの考えている優先課題》

1．桂川・相模川の水質汚濁の軽減
- 水質基準を地域ごとに市民参加で新たに策定する
- 地域特性に合った排水処理方法を早期に実現する
- 藻類による汚濁に関する研究、対策を進める
- 河川水の常時監視システムの構築、市民参加のモニタリング、監視体制の構築
- 水質等の情報公開

2．水利用に関する調査、見直しを図る
- 「桂川・相模川の水利用に関する検討会」の設置
- 地下水の利用量規制

3．水道事業の再構築
- 地域ごとの水循環を視野においた水道事業の検討
- 節水を優先課題とした事業のあり方を追求する
- 水道水の水質基準の見直し

「使用者が参加して決める安全でおいしい水の基準づくり」

・浄水方法の再検討

4．流量の確保

・維持流量の見直しを検討する

・地域ごとの水資源、水利用調査、雨水浸透ます等による地下水、湧水の涵養

・森林保全、都市緑化、農地の保全

・流域下水道計画の再検討

5．流域を視野に入れた総合的な水環境保全対策の推進

・水源，保全条例、水源環境保全基金の設置

・上下流の協力、連携の推進

私たちの考える桂川・相模川の望ましい将来像は、子どもも大人も安心して水と戯れることが出来る、豊かな自然を与えてくれる、そして“生命の水の源の川”として、安全でおいしい水を確保できる川です。ですから私たちは、使った水は出来るだけきれいにして川に返そうと考えています。この豊かな桂川・相模川を将来にわたって子どもたちに残すために。

§桂川・相模川のいま

桂川でも相模川でも、昔は子どもたちが毎日のように川に出かけ、川と親しみ、川からさまざまなことを学びながら成長しました。川は豊かに流れ、限りない恵みを人々に与え、また時には自然の強さ、手強さを教えました。けれども、時は移り川の流れは人々の日々の暮らしから遠ざかり、それとともに、本来豊かに清らかにあった川は汚され、病んでいるようにさえ見えます。

暮らしを便利にした洗剤や殺虫剤等の化学物質、軽くて持ち運びしやすいペットボトルや発泡スチロール等が、川や自然をさまざまなかたちで傷めています。

そして自然の浄化システムが賄いきれなくなった時、その影響は私たちに戻ってきます。

おいしい魚が釣れなくなった、おいしい水が飲めなくなった、さらには健康を損なう怖れのある物質の含まれた魚や水を使わなければならなくなった。高度経済成長を支え、日常生活の簡便化を支える電力の確保や水需要のために水資源は開発し尽くされました。こうして流域の水循環は分断されてしまいました。

けれども、河川環境を守るシステムは十分とはいえません。より市民参加型に、より環境優先の施策に転換する必要があります。

いま桂川・相模川は悲鳴を上げているように思えます。それでもなお川は私たちに“生命の水”を与え、安らぎを与え続けてくれています。

§私たちの考える望ましい桂川・相模川の姿

私たちは将来にわたって“清く豊かな桂川・相模川”を残したいと考えています。それは子供もおとなも安心して水と戯れる事ができる、豊かな自然を与えてくれる。そして“生命の水の川”として安全でおいしい水を確保できる川です。

ですから私たちは使った水はできるだけきれいにして川に返し、健全な水循環を保ちたいと考えます。

§暮らしを見直し豊かな川を取り戻そう

私たちに本当に必要なものは何なのか、将来にわたって残すべきものは何なのか。もう一度毎日の暮らしの視点から考えてみたいと思います。一人ひとりが、毎日の暮らしを見直し、なるべく環境に負荷を与えないように努めたいと思います。けれどもひとりで出来ることには限界があるのも事実です。大勢の人々に呼びかけて、一緒に考え、行動することも大切です。また、行政や事業者とも協力して、資源の消費を減らすしくみや、リサイクルなどの社会のしくみを作り、ひとりでできないことを可能にすることも必要です。自らが環境に与えたリスクを認識するとともに、自らが受けるリスクも認識して、環境政策の決定にも積極的に関わっていきたいと考えます。そして本来の豊かな暮らしと、ゆたかな川を取り戻したいと思います。

§私たちの行動計画

1．桂川・相模川の水質汚濁の軽減

・地域の大勢の人々に分かりやすい水質指標をみんなで考え、河川水質への関心を高め、参加を促していく。

・地域の生活状況や地理的条件等に合った排水処理方法を、早期に実現する。
・河川水の常時監視システムの推進、市民参加のモニタリング、監視体制の充実を図る。
・藻類による汚濁に関する研究、対策を進める。
・水質に関する情報の公開を進め、情報の共有化を図る。

2．水利用に関する調査・見直し
・「桂川・相模川の水利用に関する検討会」を設置し、日常的な水の使い方の見直しから、水利権の考え方、適正な流量のあり方等の検討を行なう。
・地下水の利用について利用量規制も視野に入れて検討していく。

3．水道事業のあり方についての検討
・地域毎の水循環を視野に置いた水道事業のあり方を検討する。
・節水を優先課題として組み込んだ事業のあり方を追求していく。

4．流量の確保
・維持流量の見直しを検討し、河川の景観や水質を改善する。
・地域毎の水資源・水利用を調べ再検討し、雨水浸透ます等による地下水・湧水の保全を図る。
・森林の保全・都市の緑化、農地の保全を図る。
・流域下水道計画を再検討し、できるだけ川に水を戻す方法を考えていく。

5．流域を視野に入れた総合的な水環境保全対策の推進
・流域や地域ごとの水循環を視野に入れた施策を推進していく。
・「水源保全条例」の制定を検討し水源域の立地規制などを図り、水源環境の保全に法的根拠をもち、継続性を担保します。また「水源環境保全基金」を設置し、水利用により恩恵を受ける人々も水源環境の保全に協力できる方法を提供していく。
・上流・下流の協力、連携により、施策の有効な実現を図る。
・幅広い視野を持つ環境教育の実践により、人々の参加の継続性や浸透を図ります。

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
〈水質〉 安心して水と戯れることができる水質 ・川に入る ・水に遊ぶ ・泳ぐ	排水対策の確立 ・人為的な汚染の対策	01．川へ放流される水の水質の安全性が保たれていない ・家庭排水 ・産業排水 02．そのチェック機能の甘さ 03．市民が異変に気づいた時市民の要請により水質等を検査する公的機関がない。また、その結果をスムーズに公表するシステムがない 04．水質に対する拘りの違い ・地域・市民・職業・行政 05．環境基準の立て方が問題 ・水利用方法のみでの立て方では不足	＊水質指標のあり方を考える ……地域で考える新しい指標づくり ｐｐｍ・水質・水量・色・大腸菌 ＢＯＤ・ＣＯＤ・生物指標など ＊河川の環境基準値を、ＢＯＤからＴＯＣ（ＣＯＤ）に変更する ＊汚染の総量規制と流量の基準設定 ＊市民要望による検査機能をつくる ＊全流域でのモニタリングポイントの数の再考と、流域の水質・水量等のデータの情報公開をすすめるシステムを構築する ・縦割行政一本化による情報公開 ＊川へ放流される水の水質のチェック機能の構築と実践 ＊地域住民参加で、努力目標や環境保全目的など、水利用方法のみに限らない新たな水質基準を設置
	〈家庭排水〉 桂川・相模川にできるだけきれいな水を返す	12．家庭排水が直接川に入っている 13．家庭排水の複雑化に対応する処理方法の実現 ・浄水場でもとれない物質	＊地域特性にあった排水処理方法を早期に実現する ・合併浄化槽 ・コミュニティープラント ・流域下水道 ＊処理できない物質は使用しない

		14．下水道の構造の問題を検討する ・雨水と汚水の分流式か否か 15．流域下水道計画の見直しを検討する 16．生活雑排水処理計画の中身と進行具合、対策の検討を市民に公開する	＊補助金制度を含めた、合併浄化槽の見直しと設置推進への再検討をすすめる ＊生活雑排水処理計画の検討と見直しをする ・検討の段階から市民参加で情報を公開する ○単独処理浄化槽の使用を禁止する ＊家庭から出る有機物、化学物質を削減する
	〈産業排水〉 農薬などの毒物や産業排水、工場排水の直接流入のない桂川・相模川 ○農畜産業、工業の排水は一定のきれいな状態で川にもどす	37．排水基準はあってもチェック機能が不十分 35．排水対策が遅れている企業がたくさんある。 36．工業団地等に入れずに、排水設備のないエリアや、民家の間等で操業している事業所もある。 38．河川整備事業などによる土砂で生じる汚濁が原因の生物の死滅 ○流域における、ゴルフ場の面積の占有率の高さと農薬の利用 ○農薬の流れ込み ○水質の富栄養化	○事業所で使用する化学物質の削減 ・ＰＲＴＲ制度を活用する ・流域協議会を通しての情報公開 ＊排水データの情報公開を推進する ＊資金難の事業所には、行政からの経済的援助が必要 ＊地域ごとの独立したチェック体制を早急につくる ＊事業者・市民・行政のパートナーシップ会議で、具体的な対策案を検討する。 ＊河川工事等に伴なう土砂の後始末については、土砂を川にいれないようにするなど、川の水質保全、生物の保護など、行政規約を制定し、チェックする ＊ゴルフ場及び農林業での農薬使用の規制強化 ＊農薬は分解性の高いものを、分解処理した後に放流するようにする

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
〈水　質〉 o安心して飲める おいしい水を 供給する	〈飲料水源として〉 飲料水源として 安心できる水質に ・安全でおいしい飲み水の 確保のために 化学的な水道水処理を 最小限にできるような 原水の確保	17．原水の質が悪化している ・マスの養魚場、産業排水、不法投棄、農薬、藻類、家庭排水、酸性雨、畜産、リニアモーターカー整備における土砂の投棄、ダムの水の有機汚染、さまざまな化学物質、ゴルフ場排水、地下水汚染、富栄養化等々 18．飲料水の水質基準で細菌微生物の基準設定が不十分 19．水源環境保全の資金不足 20．水をせき止めること （ダムによる水質の悪化） ・藻の繁殖 ・有機物質の堆積等、アンモニア性窒素の増加 ⟶浄水場の塩素投入量の増加の原因 21．多様な化学物質による汚染 22．上流の処理水を、下流で取水する構造 23．大規模な水道事業による弊害 ・自己水源の放棄 ・水循環の分断	＊水源地域での、立地規制をすると共に、排水処理、残土処理の規制の強化を図る。 ＊地域特性にあった排水処理方法を早期に実現する ＊窒素・リン除去の対策の構築 ＊基準づくりと、検出方法と対策のの確立 ＊水源保全条例、水源環境保全基金の設置 ＊藻類の繁殖に対する対策と、その毒性などの解明については、エアレイション以外の方法についても対策を講じられるように、早急の調査研究の手だてをつくる。 ＊ダム以外の水源の利用を積極的に推進するシステムを構築する。 ＊汚染実態の解明と情報公開 ・水質検査項目、指標の改善 ＊地下水、湧水等、代替水源の確保 ＊公共事業の見直し ＊地域での水道事業の推進 ＊雨水の中水利用、地下水、湧水の飲料水利用など節水と地域水源の利用によって、水道行政の水確保の負担を少なくし安全性などへの対策にまわす ＊排水処理水も中水利用する

		・過剰投資 ・独立採算制によって生じる課題 24．地下水、湧水の保全対策ができていない ・水質 ・水量 25．浄水処理（塩素処理）の見直し ・塩素処理の限界と副生物による弊害（トリハロメタンやＭＸ等） ・クリプトスポリジウムなど細菌類以外の、塩素で死なない原虫などに対する対策の立ち遅れ 26．塩素神話による残留塩素濃度の設定の仕方と安全性に対する不安と疑問 ・残留塩素濃度の最低基準はあるが、安全基準がない 27．下水処理水の水質の問題 ・窒素・リンが除去しきれていないために藻類の発生をもたらす	＊特にハイテク産業の排水については、指導に止まらない規制の強化 ＊地下水保全のため土壌汚染対策を実施する ＊地下水保全条例をつくる ＊水量確保のための対策の構築 ・森を増やす ・雨水浸透マス ・透水性舗装 ・農地、水田の保全 ＊膜処理の効果とコストを、早急に調査し、塩素消毒との併用或いは他の方法の採用など、塩素消毒のみに頼らない新らたな浄水処理を導入 ＊浄化能力の情報公開により市民もリスクをどこまで負うか自覚した上での新たな議論、対策を立てる必要がある。 ・受給者が参加して決める、安全でおいしい水の基準づくり ＊残留塩素濃度の必要性の再検討と安全基準の検討と設定によって、残留塩素濃度を決める。

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
〈水　質〉		28．流域下水道は見直す必要がある o　メーカーが広告によって極端な潔癖感を植えつけてしまっている ・朝シャン、カビキラー ・除菌加工品 29．大量に消費される諸洗剤 ・一般家庭における、洗剤の非イオン系合成界面活性剤は、現行の水質基準の検査項目に入っていない ・水道水の中に合成界面活性剤が入っていることが多い	＊窒素とリンを除去する方法の早急な開発 ・大規模下水道も合併浄化槽も ＊水道水源として諸排水をみると、一刻も早い排水処理設備の充実が必要 ・補助金制度を含めた、合併浄化槽の見直しと設置推進への再検討をすすめる ＊毒性のないもの、分解性が高く、速いものの開発 ＊下水処理、浄水処理しやすい洗剤のアピール ＊水道水の水質基準の見直し ＊洗剤の適切な使用量の徹底 ・使わなくてもいい場合のアピール ＊神奈川県の「洗剤対策推進方針」の山梨県側への準用も考える
〈水量〉 『ゆたかに 川は流れる』 o泳いだり、 船を浮かべたり 農畜産業、工業等の 流域の産業を潤す 豊かな流れの川へ	◇川へ水を戻す ・水利用全般の再考	07．水需要予測の立て方が問題 ○桂川の水量の多くが発電用の導水路を流れてしまっている ・河川維持流量が少ない 08．取水の仕方と放流の仕方その場所が問題	＊水需要予測を見直す ＊桂川水系水力発電と桂川の枯れ川とのメリット、デメリットを公益的見地から見直して、次第に自然重視へと優先度を上げてゆく長期プランをつくる ＊『桂川・相模川の水利用に関する検討会』を設置するための会を、市民参加で早急に設置し開催する

		○相模湖下流の水量の多くは横浜、川崎をはじめ、流域の外の上水道用に持ち出されている	・高度に利用されている桂川・相模川の水利用のあり方を水利権問題も含めて考え直すことが必要 ＊当面渇水時にも取水の限度を守り河川維持流量を適正に流す ・東京電力の取水量データの情報を公開する
		○これまでの水資源開発とは結果として桂川相模川から絞れるだけしぼり取ることだけしか政策努力目標としてこなかったように見える	＊水道行政の政策を見直し、節水の理念を入れる ・常時水道の水圧を下げ、余分な水は川に戻す ＊節水施策による取水量の漸減プランを作る。それにリンクした会計補塡（水道事業の独立採算性の見直し等）として、「環境費」などの検討もする
		09．水道水の節水が水道行政の政策になっていない	＊節水政策は元来、体系的に全体を捉え、実行すべき課題である。 (1)　消極的節水施策 各種ＰＲ、戸別に節水指導書配布 (2)　積極的節水施策 ・供給者（取水者）は水量微調整型取水装置や分水方式を改良する ・供給者（配水者）は自動の圧力調整弁や自動流量計を設置する ・大口消費者るは節水コマを配布し設置を義務づける。また水浪費型機器禁止、料金逓増制度、雑用水返流や雨水利用などを推進する

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
〈水　量〉	豊富で安全な 地下水・湧水の恵みを永久に	○下流神奈川県では、流域で利用消費される水は広域下水道によって相模湾に直接流されてしまっているため相模川に水量が戻らない ・下水道処理水を相模川に戻すためには、工場排水の受入れがネックになっている	＊相模川流域下水道計画は直ちに見直す（中規模化） ＊広域下水道よりも小規模下水処理（コミュニティープラント）推進 ＊合併浄化槽の普及 ＊下水道処理水の森林への還元等も研究する ＊地域ごとの水資源、水利用の調整と、雨水浸透マス、透水性舗装等による地下水、湧水の量の確保
	都市緑化の推進	10．行政区、地域ごとの、面整備による地下水、湧水の確保 11．地下水利用事業者の取水量問題	○一定水量以上を消費する建造物に対して「中水」利用を可能とする行政面での補助政策の策定を
		○桂川相模川の伏流水の実態調査が遅れている	＊地下水利用分担金などの検討 ＊伏流水の効用、保全、有効利用について、具体的な方針を立て実行する
		○里山や屋敷林の消滅と宅地化の増進	＊流域の、緑や湿地、田んぼなどの遊水池機能や保水機能を高める
〈環境・護岸〉 安らぎ・遊び	直接水に触れられる 護岸にする	30．どの地点を親水性の護岸にしたいのか、地域と行政の情報交換不足 ・河川整備計画を事前に説明	＊河川整備計画は、事前に市民住民の意見を聞いて、実態から計画を立てる

豊かな自然を 与えてくれる 桂川・相模川	低水護岸については、 極力、工事を行なわない 川を地域にとりもどす	しないので、地域の住民が納得していない 31．河川や周辺の整備状況で地下水が川に入れない構造がある 32．水辺が遠い子供たち、川を知らない子供たち 33．周辺の緑化・計画、推進の必要がある	＊コンクリート護岸の見直しや雨水浸透マス、透水性のある舗装推進 ＊自然浄化機能の増進のためコンクリート護岸はできるかぎり少なくする ○川の浄化能力を生かした川づくりで、水質浄化を心がける ＊川が子供の生活空間の中に入れるような護岸づくり ○住民参加立案の水辺公園をつくる ○桂川から取水し、その水は桂川に戻していく ＊地域の植生にあった緑化計画を進める
〈環境学習〉 環境問題は 生活の一部 －ことさらに学習というのではなく、当然に－	環境学習の機会を増やし、 内容を充実	34．市民における環境、水質についての認識や、学習の希薄さが問題	＊学校での環境学習に力を入れる ＊副読本の充実 ＊川に触れる機会の奨励

流域のゴミゼロのために

§ 桂川・相模川流域のいま

桂川・相模川をみたとき誰しもが最初に受ける印象は残念ながら「清流で美しい」とか、「豊かな水だ」ということではなく、まず「ゴミが多いね」というものです。水路、河川敷、そして山の中へまで、どこにも生活ゴミが投げ捨てられています。いろいろな事業者も事業系ゴミの不法投棄にやってきます。観光客や釣り人たちのポイ捨てや、河川敷を利用した後の不始末も目にあまります。投げ捨てられた釣り糸や銃猟の鉛弾による鳥や獣に対する被害もひどいものです。

建設残土や産業廃棄物の最終処分場の問題もあります。いつ、どこに、何を埋め立てるのかという情報は、いつも地元の住民には分かりにくくなっています。形があらわれて分かったときには、住民は、産業廃棄物や建設残土運搬のダンプカー等による生活環境破壊の公害にさらされているのです。運搬されてくるものの中身もあくまで不透明です。最終処分場からの浸出液などによる汚染にさらされて、はじめて問題の重大性に気づかされることすらあります。

神奈川県は相模湖上流の藤野町の沢に公共関与の大規模産業廃棄物最終処分場の建設を1987年に計画しました。1993年にはそこへ公共建設発生残土の最終処分場を二重に計画して、産業廃棄物最終処分場のほうを三浦半島に計画替えしたのはその数年後でした。さらに1997年10月には、公共残土処分場のほうも当面の緊縮財政を理由に断念しています。

更に神奈川県は、相模原市望地の相模川河川敷の砂利を採取して採掘跡の大穴に相模原土木管内の公共建設残土を処分することを計画し、1996年３月一挙に事業化を目指したのですが、その年の12月には、「地主の同意が得られない」との理由で断念しています。

これら公共関与の大規模処分場計画は当面は断念をして停止していますが、あくまで環境保全を理由とした県民の反対の意向を反映したものではなく、いつ再浮上してきても不思議ではない状態にあることも現実です。今後も監視の目を光らせている必要があります。

また上流の桂川流域でも、たとえば山梨県都留市では最近、民間企業により産業廃棄物最終処分場が計画され、地域住民の反対運動により立ち消えになった経緯があります。このように依然として、首都圏から近い桂川流域は「処分場の適地」と

目されていることに変わりはありません。

§ “きれいな”桂川・相模川とその流域

☆「生活ゴミ」ゼロ、「レジャーゴミ」ゼロの桂川・相模川

☆ 大型ゴミ、建設残土、産業廃棄物など不法投棄のない桂川・相模川

☆ 産業廃棄物最終処分場が必要のない循環型社会を目指します

☆ 残土最終処分場などもゼロの桂川・相模川流域

§ 桂川・相模川クリーン作戦のために

桂川・相模川流域は「ゴミ捨て場ではない！」ということを徹底するためには、クリーンキャンペーン活動などを通じて桂川・相模川に対する共有意識を広めて、不法投棄や不当な最終処分場計画にたいする監視の目、抗議の声をつちかっていくことが大切です。

また、日常の生活においてリサイクル、リユース等の徹底によりゴミの減量化等にも努めていく必要があります。真鶴岬から海へ下りる所にあった売店では空き缶のデポジットを独自に行なっていました。ささやかでもまずできることから始めていきましょう。

§ 私たちの行動項目

生活ゴミ対策に向けて

1 包装容器リサイクル法の完全実施
2 デポジット制の導入
3 自動販売機の設置規制
4 クリーンキャンペーンの継続実施
5 事業者責任の徹底した強化
6 河川敷への車の乗り入れ規制
7 地域事業者（商店、コンビニエンスストア、釣り具店、漁協など）へ協力要請
8 河川敷における監視システムの確立

建設残土最終処分場および産業廃棄物最終処分場の問題に向けて

9 残土処分関連情報の管理と監視、公開（計画段階からの情報公開）
10 事業者責任と法的規制（罰則）強化
11 条例の見直しと罰則強化
12 環境アセスメントの実効性の確保
13 流域の産業廃棄物最終処分場の実態調査の即時実施と結果の全面公開

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
【1】 「生活ゴミ」ゼロの桂川・相模川	家庭から出るゴミの正規ルートでの回収	01．家庭ゴミの近隣水路への投棄 02．自然分解されないビニールや紙おむつなどのゴミの投棄 03．家庭ゴミの山中、河川敷への投棄 ・わさわざ山奥へ捨てにゆくことすらある	＊流域での分別収集の徹底 ＊包装容器リサイクル法の完全実施 ＊分別の種類増加 ＊クリーンキャンペーンの継続 ＊関連販売店（商店、釣具店、コンビニエンスストアー）等への協力呼びかけ ＊自動販売機の規制 ＊デポジット制の導入
	焼却灰処理の推進	04．住民や小規模事業者の、ドラム缶での焼却灰の側溝への垂れ流し	＊焼却灰の回収処理
【2】 「大型ゴミ」ゼロの桂川・相模川	家庭から出る大型ゴミの正規ルートでの回収	05．河川敷の駐車場への不法投棄 ・家電製品、自転車、車等々	＊分別収集の徹底
	事業系大型ゴミの正規処理	06．大規模で常習の不法投棄の場所撤去 ・投棄者の特定が困難	＊事業者責任の徹底した強化、強化強化

		07．県境、林道、山中、河川敷での、事業系ゴミの不法投棄 08．私有地への、大型ゴミの投棄（保管？）	＊分別収集の徹底
【3】 「レジャーゴミ」ゼロの桂川・相模川	レジャーゴミの完全持ち帰りの徹底	09．河川・河川敷へのゴミのポイ捨て 10．車からのゴミ投棄 11．バーベキュー、花火など河川敷利用後の後始末 12．釣り客のゴミのポイ捨て	＊河川敷利用のマナーの徹底・ルールの確立 ＊車両の乗り入れ規制 ＊ゴミ捨て（ポイ捨て）に対する罰則強化 ＊監視員の配置 ＊デポジット制の導入
	狩猟・釣りによる鳥獣被害の防止	13．狩猟の鉛弾散乱による、水鳥などの中毒被害 14．釣り具、釣り針、釣り糸等の投棄による鳥獣被害	＊関連販売店（商店、釣具店、コンビニエンスストアー）等への協力呼びかけ ＊クリーンキャンペーンの継続

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
【4】 「残土不法投棄」 ゼロの 桂川・相模川	残土関連情報の管理と公開	15．処分場建設計画などや、残土処分関連情報の不足	＊処分計画段階での住民への情報公開の徹底
		16．処分残土の不透明性 ・残土以外の廃棄物が混入をしている危険性	＊事業者責任と罰則の強化
		17．降雨時の残土の河川流出	＊建設許可段階での残土処分方法の明確化の義務づけ
	「残土は山間地処理」の発想転換と自区内処理の可能性の検討	18．山中への残土処分場集中	＊残土の遠隔地への持ち出し禁止
		19．民有地への残土廃棄	＊不法投棄取締まりの実効性の確保
		20．残土運搬車両の生活環境の破壊 ・例えば、ダンプカーが1日片道200台、20年間にわたって通行する、という計画では、人々の暮らしは全く破壊される ― 藤野町	
【5】 桂川・相模川流域の 産業廃棄物 最終処分場を ゼロに	産業廃棄物最終処分場の完全な情報公開	21．産業廃棄物最終処分場の建設計画の段階での市民への情報不足	＊流域の産業廃棄物最終処分場の実態調査の即時検討
		22．どこで、だれが、いつ、何を、どのように処分しているのかが不透明	＊法的規制及び罰則の徹底した強化

		23．処分場から流出する廃棄物や廃液等の環境汚染 24．相模湖の浚渫残土による環境破壊 25．出入り車両＝ダンプカーによる交通公害	＊産業廃棄物処理業者の流域協議会への参加を
【6】 その他の課題	26．条例の実効性が保てない ・市民意見を反映させた条例への見直しと罰則規定強化 27．行政は自然、環境に対して意識改革をして欲しい 28．環境アセスメントの確保 ・環境アセスメントを工事関係者か或いは事業者が委託した業者が実施している。		＊市民意見を反映させた条例の見直しと、罰則規定強化 ＊廃棄物処理のプロの行政マンが業務に専念できるシステムづくり ＊市民提案を受け止め、検討できるシステムづくり ＊行政の中に市民からの担当を配置 ＊「市民環境金融」の創設

公共事業に市民の意見を反映し、環境の視点を優先する

【公共事業のあり方を考える分科会より】

桂川・相模川の自然環境を保全するために、この分科会では、公共事業の問題点と望ましい公共事業のあり方について話し合った。

河川における開発事業は、その多くが公共事業として行なわれる。公共事業がもたらす自然破壊の規模の大きさは、一般市民や一事業者が行なう自然破壊とは比べようもなく大規模で、ものすごい速さで進行する。一般企業の活動は、行政により厳しく指導監督されている。これに対して公共事業は行政そのものによって進められるため、事業の妨げとなるような問題提起は行政内部ではなかなか行われず、公共事業をチェックする制度は確立していない。このため、桂川・相模川の自然環境保護に取り組む市民の中には、「公共事業こそが桂川・相模川に大きな環境負荷を与えている」との認識もあり、自然環境の保全を進めるためには公共事業についての議論が重要となる。

（1）公共事業のあり方

これまでの公共事業では十分な情報が市民に公開されず、また、市民が公共事業の立案や策定過程に参加することが出来ない問題点が指摘された。また、一度きまった公共事業を見直すシステムがないことも指摘された。この問題への対策として、市民が描く望ましい公共事業の制度が以下のように提案された。

1）立案・策定段階からの市民参加
2）プロセスを通しての情報公開
3）環境アセスメントの規制力の強化
4）全プロセスにわたる評価と監視
5）公共事業の見直しシステムの整備

また、環境保護や公共事業にボランティアで参加する市民に、十分な情報と必要な

資金を提供するための市民参加サポートシステムの整備の必要性が提唱された。

自然環境を保全するためには、これまでに行なわれてきた公共事業が、自然環境に与えてきたダメージを再評価するとともに、桂川・相模川の自然環境を回復保全するための公共事業を計画していく新しい方向が求められた。

（２）環境アセスメント

環境アセスメントは、自然環境を保全するための現行の制度だが、様々な問題点を抱えている。審議会が非公開である点、対象事業が限られている点、実質上は開発優先のアセス審査が行なわれており開発にお墨付きを与えてしまっている点、一度アセスが終了してしまうと、新たに絶滅危惧種が発見されたり、工事中にアセスが蔑ろにされていても規制力がない点、市民による代替案があっても審査されない等、問題点は多岐にわたる。また、アセス対象外の工事による自然破壊の発生も指摘された。

環境アセスメント制度を機能させるためには、情報の公開、規制力の強化、市民や中立の第三者による審査、周辺区域を含めたアセスの実施など、環境アセスメントの大幅な改善が求められた。

（３）川の水量

川に十分な水量が流れていなければ、その川の生態系は維持できない。自然の瀬や淵が交互に現れる川の中を十分な量の水が流れることによって、川がもつ自然の浄化作用が機能することができる。しかし、現在の桂川・相模川はギリギリまで水を搾り取られ、酷使されている。

上流の桂川においては、東京電力の発電所により莫大な量の水が取水されてしまい、相模湖にいたるまで水は導水路の中を流されて川に戻されることはない。

また、相模川においては、河川維持流量が維持できないほどの水道用水が取水され、その水は、川に戻されることなく、広域下水道から直接海に放流されている。宮ケ瀬ダム、相模大堰は、過大な水需要予測を根拠として進められ、相模川から更に水を搾り取ろうとしている。一方で、都市における節水施策は掛け声だけにとどまり、実行可能な具体策が積極的に推進されてはいない。

これらの対策として発電用など旧来からの水利権を見直すこと、水需要予測を実績に適った内容とし、節水施策の効果を盛り込むこと、福岡県ですでに実績がある実現可能な節水施策を具体的な目標を設定して推進すること、独立採算制となっている水道事業へ節水による赤字分の財政補填を行うこと、広域下水道による大規模集中型の下水道計画を見直し、合併浄化槽、コミュニティープラントによる中・小規模分散型のシステムに移行し、浄化した水をこまめに川に戻すこと、などが提案された。

（４）川の自然生態系の保全と復元

川の自然環境を保全回復するためには、生きものとの共生を考えた公共事業へ移行する必要がある。このためには、現在計画中の河川工事の必要性を見直すとともに、実施する場合には、近自然型工法で行ない、最大限の自然への配慮を払うことが求められる。また、すでに破壊されてしまった自然を、伝統的工法や近自然型工法により復元することが求められている。

ダムや堰などの河川横断工作物には、本当に魚が行き来できる構造の魚道を設置、整備し直すとともに、大規模なバイパス水路を設ける必要性が指摘された。

一方で、多自然型工法やビオトープの設置を言い訳として大規模な公共事業による自然破壊が行われることの危険性（グリーンウォッシュ：緑の偽装）も指摘された。自然環境の保全を真摯に考えて、ポーズだけの環境対策を公共事業で行わないようにすることが重要である。

（５）ダムは良い結果をもたらしたか

完成後５０年が経過した相模ダムでは、ダムによる堆砂問題が深刻となっている。藤野町では浚渫土砂がダンプで運ばれ、谷を埋めて新らたな自然破壊を引き起こしており、今後２０年以上にわたって１日２００台ものダンプが狭い街なかを疾走して、町民の日常生活を脅かしている。また、ダムの延命のために、上流部の桂川流域では砂防ダムや貯砂ダムが次々と計画、建設され、桂川・相模川の源流地域の自然地形の破壊や生物多様性への影響が懸念されている。その一方では、下流部の相模川河口の閉塞や、相模湾一帯の海浜の減退が発生している。

ダムが良い結果をもたらしてきたのかを考えるとともに、深刻なダムの堆砂や海浜の減退への対策を早急に考える必要がある。

（６）　ま　と　め

この他にも、大規模な宅地開発や建設残土埋立処分、産業廃棄物の最終処分場建設、合成洗剤による汚染などさまざまな議論が公共事業の分科会では展開された。詳しくは別表のように整理した。

桂川・相模川から搾り取られる水道用水、発電用水、ダムのもたらす問題や、流域広域下水道計画がもたらす問題、公共事業の制度改革などは、長期的な視点に立った上で計画的に進めなければ解決は困難である。

一方で、ここに述べた市民の考えと流域の自治体との間には、多くの点で、評価や意見が異なっていると思われる。

それらの違いを克服するためには、正しい情報を共有した上で、ねばり強く議論を

重ねて、共通認識を醸成し、よりよい解決策を考案、実施していくことが必要である。

（７）以上に加えて

これまでの公共事業は人間社会による川の利用の側面のみで進められてきた。水が高い所から低い所へ流れるように、川は流れてこその川であり、川をねじ伏せることによって治めることは出来ない。流域の治水や環境保全は、流域全体の生態系や循環を視野に入れて考えていく必要がある。

なによりもいま求められることは、桂川・相模川において、これ以上の自然破壊を行なわず、自然環境を復元、回復するための公共事業の方向性を打ち出すことにあると考える。

§ 桂川・相模川のいま

河川における開発事業のほとんどは公共事業として行われ、その自然破壊は規模も大きく、ものすごい早さで進行します。民間事業は行政により規制されていますが、公共事業は行政自身によって進められるために、行政内部での事業のチェックはなかなか行われません。

たとえば、住民からダムの必要性に疑問が出ている場合でも、行政によりダム建設が一方的に進められています。完成後５０年が経過した相模ダムでは堆砂問題が深刻となっています。藤野町では浚渫土砂がダンプで運ばれ、谷を埋めて新たな自然破壊を引き起こしています。また上流部では砂防ダムが次々と建設され、源流地域の自然破壊が懸念されます。その一方で下流部においては、河口の閉塞や海浜の減退が発生しています。

開発事業から自然環境を守るための環境アセスメント制度は、事業の推進を前提に事業者自身によって行われており、その審査も開発計画を優先して進められています。アセスにおける住民からの意見は適切に扱われているとは言えず、結果的に希少生物の生息地が破壊され、貴重な自然が失われています。

流域で自然保護活動を行う市民のなかには『公共事業こそが桂川・相模川に大きな環境負荷を与えている』との認識があります。公共事業に関する市民への情報公開は十分とは言えず、市民が公共事業の立案や策定過程に参加することができない問題点があり、また、一度きまった公共事業を見直すシステムもありません。

公共事業については、国、県や市町村の行政と、流域で自然保護活動を行う市民の間に、考え方や現状の認識に大きな違いがあり、議論の進め方自体が難しい項目とな

っています。

§私たちが考える望ましい公共事業

☆ 桂川・相模川流域の公共事業や開発事業においては、環境への配慮を最優先、最大限に行なおう！
☆ 現在残されている桂川・相模川の自然をこれ以上破壊せずに、失われた自然を復元・回復するための公共事業を進めよう！
☆ 桂川・相模川で行われる公共事業に流域住民の意見が反映する制度を作ろう！
☆ 桂川・相模川に関わるすべての情報を市民に公開しよう！
☆ 桂川・相模川の自然環境を本当に守れる環境アセスメント制度を作ろう！
☆ ダムに頼らなくても困らない、水利用のシステムを作ろう！

§公共事業の情報公開と市民参加の制度づくりを

流域の環境保全を行うためには、公共事業や河川行政への積極的な市民参加が必要となっています。また十分な市民参加を行うためには、桂川・相模川に関するすべての情報が市民に適切に公開される必要があります。1997年に改正された、新河川法においても、環境への配慮や住民の意見聴取が盛り込まれました。

公共事業に流域住民の意見を反映するための制度づくりは、始まったばかりです。行政や事業者と市民の話し合いの場として流域協議会を活用し、公共事業や開発事業について十分な議論ができるように、流域の市民が積極的に取り組んでいきます。

§望ましい公共事業のための行動計画

公共事業の再評価を行う

これまでに行われてきた公共事業や、現在進行中の公共事業が、桂川・相模川の自然に与えた影響を、環境の視点から点検する。

ダムが良い結果をもたらしてきたのかを考えるとともに、深刻なダムの堆砂や海浜の減退への対策を考える。またダムの寿命は限られているので、持続可能な水利用のための検討を始める。

水需要予測を見直す

不必要なダム開発の根拠とされ、過剰な設備投資により水道事業の構造を歪めている、過大な水需要予測を見直し、実績にあった内容にする。

数値目標を立て、具体的な節水施策を推進する

流域内外の住民による過剰な水利用の結果、やせ細ってしまった相模川の現状を認識し、具体的な節水施策を推進する。節水施策推進のネックとなっている水道事業の独立採算制にも改革のメスを入れる。

発電のための河川の利用を再検討する

発電のために多量に取水されている水を川にもどし、桂川の水量の回復を行う。また、原子力発電のバックアップとして建設されている葛野川ダム（揚水式発電所）による、源流部の自然環境に対する影響を検討する。

公共事業へ市民の意見を反映する制度をつくる

公共事業の立案、計画、実施の全プロセスを通しての情報を公開し、市民参加による監視・評価が可能なシステムを作る。また、公共事業の見直しシステムを作る。

本当に自然を守れる環境アセスメント制度をつくる

環境アセスメントの位置づけ・規制力を強化する。対象事業の範囲、情報公開、中立・公正で公開された審査、市民参加の仕組みなどの制度の改善を行う。

行政が計画を非公開のまま実施している不透明な事業を見直す

（通達事業・国の補助金による特定の補助金事業いわゆる「補助金つき通達事業」）

市民に情報が公開されない不透明な事業を廃止する。法定計画のみを基軸にした長期計画を、広く国民に公表して意見を聞くとともに、具体的な事業計画は素案づくりの段階から自然環境優先の機能が働くような策定委員会方式、公聴会、アセスメント制度を組み合わせて原案をつくるような、透明な計画作成のシステムをつくる。

桂川・相模川の自然環境の保護・回復を行なう

桂川・相模川において、これ以上の自然破壊を行わず、自然環境を復元・回復するための公共事業の方向性を打ち出す。

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
【1】 河川は、流域住民の共有財産であるとの認識（平成7年3月河川審議会答申）のもとに、桂川相模川を考える	流域住民が親しみ桂川相模川に親しみ、大切にすることができるように、制度システムの面からも桂川相模川を考えてゆく	【公共事業の再評価】 ○公共事業こそが桂川相模川に大きな環境負荷を与えている 01ダム・堰の建設をはじめとした大規模公共事業など、賛否の分かれる事業などが行政によって一方的に進められている。 ○宮ケ瀬ダム、相模大堰、葛野川ダム、深城ダムなど、必要性が疑問視される大規模開発事業が強行されている	＊いわゆる「補助金つき通達事業」を全廃し、法定計画のみを基軸にした長期計画を、広く国民に公表して意見を聞くとともに、具体的事業計画は素案づくりの段階から自然環境優先の機能が働くような策定委員会方式、公聴会、アセスメント制度を組み合わせて原案をつくるような、透明な計画作成のシステムをつくること ＊公共事業の根本的なあり方を考え直す ＊これまでの公共事業が桂川相模川の自然環境に与えたダメージを総点検する ・ダム、堰、砂防ダム、コンクリート護岸、河川敷の改変、河川敷の利用（計画）等の再評価を行う ・公共事業へも環境監査システムやライフサイクルーアセスメントを導入する ＊開発ではなく自然環境保全のための、公共事業の方向を打ち出す。桂川相模川自然環境回復、復元のための公共事業を立案、計画していく。過去の公共事業による自然環境へのダメージを回復、或いは軽減する事業を提案する

	桂川相模川の公共事業に流域住民の意見が反映できる制度をつくり上げる	【公共工事のあり方】 03工事説明会から、狭い地区以外の県民が排除されている。工事周辺に住む一部の住民のみしか対象でない。 04流域住民の意志に反した工事が強行されている。 05公共事業の計画立案の初期段階に市民は参加できず、公表された時には、もはや戻しが出来ない状態にある 06計画および意志決定に市民が参加するシステムがない ○一度決まったら公共事業を見直すシステムがない	＊公共事業のあり方 （後掲の図１参照） 〈公共事業の流れ〉 ・立案、計画、実施、見直しの４つのプロセスについて考える 〈市民参加〉 ・桂川相模川に関わる公共事業の立案段階から市民参加を可能とするシステムをつくり、立案段階から市民の意見を反映させる ・立案後も計画の策定、実施、事業の見直しへの市民参加が可能な、全プロセスを通しての市民参加を実現する 〈情報の公開〉 ・市民参加の前提として、全プロセスを通しての情報公開を行う 〈事業の監視、評価〉 ・各段階において、市民が参加した事業の監視、評価を行う ・評価は、環境的評価、文化的評価、経済的評価の側面から行う ・自然環境の評価に当たってはアセスメント制度を活用する 〈公共事業の見直しシステム〉 ・公共事業を見直しできるシステムをつくる ・事業の評価結果をフィードバックし、立案、計画、実施のすべての段階について見直しができる制度をつくる ・単なるポーズだけでない、市民の意見を尊重して、実際に導入できるシステムを制度化する

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
【1】 河川は、流域住民の共有財産であるとの認識（平成7年3月河川審議会答申）のもとに、桂川相模川を考える	持続的な市民参加が行える制度をつくりだす	〈市民参加のための制度〉 ○公共事業に参加する市民へのサポートシステムがない	＊公共事業へ何らかの形で参画する市民に対して、情報的にも金銭的にも保証、支援できる体制を作る
	補助金行政のもたらす悪弊を取り除き、公共事業を透明性のあるものにする	〈補助金行政のもたらす悪弊〉 ○行政が計画を非公開のまま実施している不透明な事業が横行している	＊市民に情報が公開されていない不透明な事業をやめる ・行政が計画を非公開のまま実施している不透明な事業（通達事業、国の補助金による特定の補助金事業いわゆる補助金つき通達事業）を全廃にし、法定計画のみを機軸にした長期計画を広く国民に公表して意見を聞くとともに、具体的な事案計画は、素案づくりの段階から自然環境優先の機能が働く様な策定委員会方式、公聴会やアセスメント制度を組み合わせて原案を作るような、透明な計画作成のシステムを作ること
	縦割り行政の弊害を排し、治水、利水、生態系の全体の調和の整合を図り得る総合的な政策を立てる	〈縦割り行政、行政ランクによる弊害〉 40．公共事業に於る行政機関での縦割り行政の弊害 42．河川工事一般は、国－県－市町村レベルでの流れで進められている 43．河川に係わる行政の担当部署が複雑で、市民には分	＊公共工事を進める行政の縦割り構造を調整し、事業を総合的に進めるため、公共事業の企画、立案、実施の権限を地方自治体に付与し地方分権を進める ＊行政の縦割りを調整して、事業を総合的に進める ＊計画立案自体はもちろん、工事中

		かりにくい 41. 工事が計画的に行われていない	もつねに行政間でチェックできる機構をつくること
	地域経済と環境保全が両立するシステムをつくる	〈工事受注における談合〉 45. 公共事業にまつわる談合の疑惑が後を絶たない	＊効果のある談合防止策を検討、実施する。下請け業者の談合体質にもメスを入れる必要がある
		48. 公共事業が、地域経済にもたらす影響も大きい	＊不必要な事業を行わなくても済む地域経済の確立を進める ＊環境を悪化させる開発型河川工事から、環境を保全するための工事への転換を図る ＊多自然型、近自然型工法を建設業の人々が習得する

図１：公共事業の課題・あり方

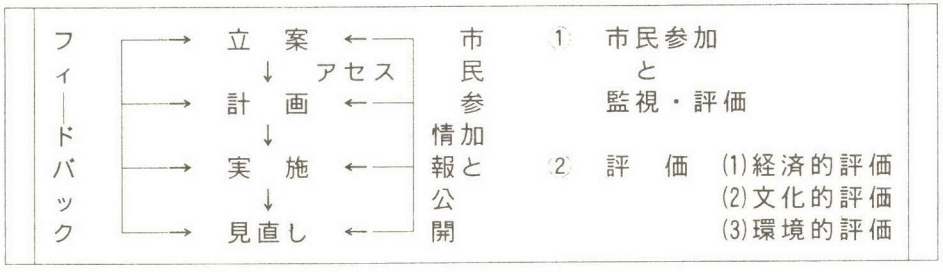

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
【2】 桂川相模川の 自然環境と 流域住民が 共生できる システムを作りだす	桂川相模川の自然環境を 本当に保全できるような 環境アセスメント制度を作る	08．山梨県環境影響評価等指導要綱は、住民参加のない第二種事業が、まやかしとなっている 09．山梨県環境影響評価等指導要綱は対象事業の規模が大きすぎて、現実的でない 16神奈川県のアセス審査会は密室で行われており、市民に情報が公開されていない	＊環境アセスメントの位置づけや、規制力を強化するための、制度の改善を行う。このために、現在のアセスメント制度の問題点などの再評価を行ない、必要な改善策を立案するための検討を市民と行政が協力して行う ＊桂川相模川の自然環境保護団体がアセスに参加できる仕組みをつくる。情報の公開と参加
		10．環境アセスメントが行なわれずに、環境破壊をともなう事業が進んでいる場合がある ○工事区域への影響、区域外で行われる関連工事がアセスの対象になっていない	＊アセス外の工事もアセスに準じた調査を行う ＊工事区域の周辺の環境を含めたアセスを行う
		12．大規模開発、公共事業者のアセスメントが、事業者アセスになっていて、開発を推進する側が一方的に行なっている	＊公正、中立な審査を行うために、アセス審査会の委員を市民が選べるようにする

		17開発計画優先のアセス審査が行われており、自然環境が破壊されるにも拘わらず「影響はない」との評価結果になっている 13．環境アセスが、開発のお墨付きになっている	＊アセス審査会の情報を公開とし、市民が傍聴できる制度にする
		15．実際の工事で環境アセスがないがしろにされている場合がある 18．絶滅危惧種が発見されても、お構いなしに工事が進み、アセス審査会はストップや再調査を行なえない 11．環境アセスの位置づけと規制力が不十分である	＊計画策定段階ばかりでなく、工事中に発生する問題についても規制できるアセスをつくる ＊環境アセスが守られているかどうかをチェックし、工事途中でも、工事をストップし、再調査や見直しを行えるシステムをつくる ＊工事終了後の調査、事後アセスを行う
		19．代替案の検討が十分に行なわれていない	＊市民などによる代替案の提案を保証し、代替案の検討を行う
		14．公共事業に関する市民サイドでのアセスメント組織や、チェック組織が必要である	＊アセス審査会の情報の公開と市民参加を背景に、市民サイドでのチェック・評価組織をつくる

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
【3】 水量ゆたかな 桂川相模川 河川の豊かな水量は多くの生物を育み、それらの生物はまたその棲む河川の水を自然浄化する	各個別流域で利用した水は直ちに桂川相模川にもどす 桂川相模川の水は出来るかぎり流域外に持ち出さない	〈上水道利水、広域下水道〉 24．現在の桂川相模川は川の水量が少なく流れも緩やかで、自然の浄化作用も弱い 20．川の水を利用するだけで再び川に戻すということが考えられていない 23．大都市はローカルな地域の水資源を汲みだしてムダ使いをしていないか!? 26．相模湖下流において横浜市や川崎市への導水により流域外に水量が持ち出されまた流域で利用される水量も広域下水道によって再び相模川に戻されることなく相模湾に放流されている 31．公共下水道について市民への情報が不足している	＊流域下水道、広域下水道を見直しこまめに、水量を、桂川相模川に戻していく検討を直ちに始める ・大規模集中型の下水処理政策から中・小規模の処理政策への転換をはかる ・流域下水道は、水循環を断ち切ることになるので、コミュニティープラント合併処理浄化槽の普及をはかる ＊公共下水道について計画の段階で流域住民の声を取り入れる ＊下水道整備により、不要となった単独浄化槽を雨水や中水の利用へ転用する ・補助金による助成を考える
	実績に合った水需要予測を立てる	21「水資源開発」の名のもとに、ダム建設をやり続けている 22．「水資源開発」の前提は何重にも過大な水需要予測である	＊水需要予測を見直し、実績にあった内容にする。節水施策の効果を盛り込む ＊各地方自治体が川の生態系との共生を考慮した水需要予測を立てる ＊有収率・負荷率・利用量率に含まれる、何重にも過大な「余裕」を見直す

	水道行政に 節水施策を位置づける	○現在の節水施策は掛け声だけで、効果的な節水施策が実施されていない ○節水が進むと、独立採算制になっている水道事業体は赤字となるため、節水事業に積極的に取り組めない	＊節水政策の具体的な数値目標を立て、節水を進める ・節水政策推進のネックとなっている水道事業の独立採算制にも改革のメスを入れる ・節水による水道事業収入減少分は一般会計から、環境保全費として水道事業に補塡する ・節水コマの全戸取り付けを行う （神奈川県の全世帯に節水コマ取付費６６００万円で１日３０～５０万トンも節水できる……『神奈川アジェンダ21』による） ・自動調圧弁を各所に設置し、不要に高い水圧箇所を調整することにより、不要な水利用を抑える ・雨水や中水道の利用を推進する ＊一定量以上の水を使用するビルの建設には義務づける ＊補助金による助成を行う ・透水型の舗装を普及させる ・都市部の緑化を進める ・節水型の機器（便器、風呂や洗濯機など）の開発、普及を進める。水浪費型機器の使用抑制 ＊ダム貯水量のマネージメントは、渇水が予測された段階から、取水給水制限となどへの対策を行う

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
【3】 水量ゆたかな 桂川相模川 河川の豊かな水量は多くの生物を育み、それらの生物はまたその棲む河川の水を自然浄化する			＊地下水に関する総合的な対策を立てる
	明治時代などの古くからの水利権については合理性などについて再検討する	〈水利権の見直し〉 ○明治時代などの古くからの水利権の見直しが必要となっている	＊旧来の水利権の再検討を行なう。不要となった工業用水や農業用水の水利権、取水を取り止める
		〈発電による取水〉 25．桂川流域では東京電力により、水量の殆どが導水路を流れ、河川本流には最低量の水量しか流されていない。河川維持水量は、保証されているのか？	＊東京電力による取水量を低下し、桂川の水量を増やす ＊節電政策と協調し、自然環境（川の水量）とバランスのとれた水力発電の利用を行う
	自然生態系と人間社会の共生のために川に対しての新たな認識をつくりだす	○これまでは人間社会による河川の利用の側面ばかりで公共事業が進められてきた	＊川はねじふせることによっては、治めることはできない ＊流域の治水は、河川区域だけではなく、流域全体で考える
	本来の河川として、わんど、蛇行、中州、寄州、河畔林、瀬や淵、河原植生のある桂川相模川 源流地域の自然地形の保全	〈多自然型工法について〉 33．河川改修工事、ダム建設と、その関連工事等において、環境に全く配慮しない工事が行われている	＊公共事業としての一切の河川工事の必要性を見直すとともに、実施する場合には近自然工法で行い、最大限の自然への配慮をすること ＊河川工事によりすでに自然を破壊してしまった所については、でき

		○神奈川県土木部の多自然型工法とは、コンクリート護岸の上に土を被せることだけしか考えてこなかった。コンクリート張りの護岸を基本とするような発想からの転換こそが必要である 47．多自然型工法、近自然型工法や、ビオトープなどを隠れ蓑にしながら（グリーンウォッシュ：緑の偽装）公共事業が進められている 46．多自然型工法についても下請け業者に徹底させる	る区域から具体的な近自然プランづくりを直ちに始める ＊生物に優しい河川工事の推進 ・工事区域内の自然環境を調査して最大限の配慮ある工事を行う ・伝統工法や近自然工法を採用するのは当然だが、工事に際していろいろ配慮していくことが重要 ＊堤防や護岸などには、できる限り自然の素材を使用し、生物の生息環境を優先的に確保、構築する ＊自然に近い河道を造る ・川らしい屈曲や膨らみのある低水護岸を工夫する ・自然の川を手本に工夫する ＊緩やかに勾配の変化する河岸斜面を造る ＊捨て石工法で多孔質な護岸を造る ＊瀞(とろ)や淵を再生する ＊わんどを造る ・寄州下流側の伏流水が湧出する所等には、かならず良好なわんどが造れる ＊魚の住みやすい河床を造る ＊自然環境の保全を真摯に考えて、ポーズだけの環境対策を行わない ＊多自然型工法を実施できるように建設業者の育成を行う

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
【4】 多様な生物の 生息が可能な 桂川相模川 清流の桂川相模川	堤内地の地下の砂利層も 保護していく	〈砂利の採取と公共残土の 処分場について〉 38．中流部望地川原河原では地下の砂利を採取した跡に残土を処分する計画があり伏流水の破壊が懸念されていた	＊相模川からはすでに多量の砂利が採取され、河床が低下している。地方自治体についても、これ以上の砂利採取を一切行わない ＊流域の氾濫原についても考慮し、田んぼ等の遊水池機能についても正しく評価する ＊伏流水の保全を考えて、伏流水に影響を与える工事は行わないようにする
	ダムが引き起こす 問題点を考えて 解決方法を見いだす 努力を行おう	32生態的水質悪化は川の止水化に原因があり、これへの対策を考える。湖のアオコ発生の抑制にもつながる 〈相模ダムにおける問題〉 34相模湖の寿命が１００年として、既に５０数年が経ちダム湖の堆砂で流域環境に多くの影響を与えている 07相模ダムにおける堆砂問題は深刻である。浚渫土砂が上流部の沢を埋めて捨てられている。その一方で河口部の閉塞や、海浜の衰退が発生している ○藤野町では、相模湖からの浚渫土砂を処分するため、	＊「ダムは良い結果をもたらしか」を考える ＊ダム建設からの撤退を宣言し、ダムに頼らない水利用、ダムの取り壊しに動きはじめた米国の流れについて学ぶ ＊ダムの堆砂問題、河口部の閉塞や海浜の衰退問題の解決法の検討をはじめる。沢を埋めるのではなく代替案の検討を行う ＊ダムの堆砂問題のしわ寄せを特定の地域の問題とせず、水源を利用している大都市住民がともに解決方法を探る必要がある

		今後２０年間以上にわたり１日２００台ものダンプカーが町内を走り抜け、市民生活に大きな影響が出る	
	流域の緑の保全と再生を行う	〈砂防ダムについて〉 35支流などの砂防ダムには、問題が多すぎる。源流地域の生物多様性のための生息環境である自然地形などが破壊されている 36大きな河川だけではなく、小さな河川での砂防ダムの工事が増えている.	＊山奥の沢に設置される既設、新設の砂防堰堤等の工事による生物の生息環境破壊の実態調査を行い、対策を検討、実施する ＊健全な森林育成による防災効果を考慮に入れて、砂防ダムの必要性や効果、環境対する影響を再評価し、上流、源流域における不必要な自然環境の破壊を伴なう工事は行わない
		〈大規模宅地開発による影響〉 37 29流域の宅地開発が流域環境に負荷を与えている。大型住宅開発による水汚染が心配である 〈観光開発による環境破壊〉 44観光開発によってもたらされる環境負荷について検討する	＊大規模な宅地開発による河川への影響を考慮し、環境負荷を引き起こさない ＊自然に負荷をかけない観光のあり方を考える

千歳川放水路

公共事業見直しのモデルに

千歳川放水路計画に代わる治水対策を検討していた北海道知事の諮問機関「治水対策検討委員会」（委員長、山田家正・小樽商大学長）は今月中旬、千歳川の流域内での総合治水対策の実施を柱とした中間とりまとめを決めた。建設が自然保護かで18年間にわたり議論が続いた同計画の事実上廃案が決定した。住民合意と環境との調和を重視した新河川法のもとでのモデルケースとして注目される。

放水路計画は1981年8月の記録的な水害を契機に、北海道開発局が〝抜本的な対策〟として打ち出した。石狩川と合流し日本海に注ぐ千歳川を、洪水時に放水路で濁水を太平洋に流すのが目的。しかし、ラムサール条約の登録湿地のウトナイ湖が放水路予定地の近くにあることや、漁業への悪影響が心配され、自然保護団体や漁協などが反対し、こう着状態に陥った。

事態打開のため、同委員会が97年9月に発足した。賛成、反対両派を集めて会議を開き、「放水路で一日も早い解決を」と望む地元と、「自然への影響が少ない対策を」と主張する自然保護団体が対立し、1年半に及ぶ議論が続けられた。その結果、流域内で洪水を処理することで自然への影響や地元調整が少ない総合治水対策を取り入れることが決まった。

総合治水対策は①千歳川の拡幅や堤防のかさ上げ②石狩川との合流点の水位を下げる対策③遊水池の設置――などとともに、洪水被害へ補償やハザードマップ（防災地図）づくりなどのソフト面の対策も行う。工事費は放水路計画（4800億円）を400億～1700億円上回る。

しかし、今後の課題も多い。石狩川との合流点で水位を下げる工事は困難で、実現を疑問視する声もある。また、石狩川の移設で、立ち退きを迫られる住民との合意も必要だ。

道内ではこれに続き、30年近く建設か断念かで揺れてきた大雪山国立公園内の「士幌高原道路」（十勝管内士幌町など）の工事中止も決まった。「一度走りだしたら止まらない」などと批判の多かった公共事業は大きな転機を迎えている。【北海道報道部・西元健一郎】

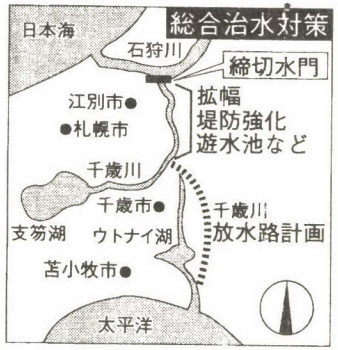

ニュースの読み方

1999年3月25日　『毎日新聞』

市民の主体的参加 と ネットワークを

【市民参加とネットワークの分科会より】

1996年秋から始まったこの市民会議の中で、私たちが意見交換しながら『桂川・相模川アジェンダ21』を策定していくことが市民参加であり、市民会議を組織して運営していくことがネットワークそのものであった。

1．市民のネットワークをつくる

市民参加はアジェンダ21を遂行するには必要不可欠である。環境保護や保全の為に目標値を決めて行政がどのように錦の御旗を振りかざしても、一般市民の協力がなければ、目標値をクリアすることはできない。さらに市民一人ひとりの責任ある行動と、ともにお互いが情報交換しネットワークしていくことが更に大きな数字の目標クリアへとつながっていく。市民参加とネットワークは、21世紀を目前にした今、無視しては通れないキーワードになってきている。

2．市民と行政のネットワークをつくる

行政改革を余儀なくされ、小さい政府（行政）への脱皮を必須課題にした時、市民参加がより経済的で、かつ効率的であることに誰しもが気づいてきた。行政マンが地域を見ないまま、机上の論でほかの流域（支川）のやり方を自分の担当の流域にそのまま当てはめても功を奏しない。地域をよく把握した市民の意見、参加があってはじめて、より具体的でかつ地域の特異性にあった対応ができるのである。また市民参加によって地の利を得ていること、ボランティアを期待できることなどが経済効率としても考えられる。

3．行政のネットワークをつくる

しかしこれは市民の理解を得、信頼関係をもち、協力体制をとって、はじめて実現することである。そのためには十分な情報公開と話し合いが必須条件となってくる。間接民主主義のなかで、いままでは議員がその役をなしてきたはずだが、市民は直接行政に働きかけることを欲してきており、無視できない状況になってきている。この自己決定権を尊重するとすれば、窓口の対応も自ずと違ってくるし、行政の諮問機関、協議会、委員会等の委員に市民枠をとることも考えられる。市民枠を公募にするのか、行政が選出するのかは更に別の問題であるが、これからは行政にとっては辛口の市民意見も尊重反映させる度量が必要ではなかろうか。

4．市民参加・ネットワークを支える

さてどんな活動も経済的に負担が生じる。例えばこの「桂川・相模川アジェンダ21」に集まった市民会議の有志は、月2回以上の富士山麓や横浜市から会議地の高尾までの交通費や、連絡に利用した電話代、会議に使った印刷物など、かなりの負担を強いられている。ましてや行政マンとの平日の打合せに会社を休んで出席したとしたら、経済的なものを超えて精神的な負担は計り知れない。市民参加やネットワークすることに資金的援助をするほど一般市民のボランティア精神が培われているとは考えられない状況の中で、まだまだ私たちのような存在は希有である。

一方この3年間、桂川・相模川でのクリーンキャンペーンに両県からゴミ袋や軍手、水生生物や水質調査キット等が贈与され、参加した市民はその面での物質的優遇を受けている。より具体的な働きかけは、流域に関心ある市民を発掘し、無関心な市民の意識を啓発することもある。このように、市民参加を促し社会的コンセンサスを得るために市民活動の支援が必要になってくる。逆に、支援が的を得ず、市民が育たないことがあることも認識しておきたい。

5．市民参加のシステムをつくる

さらに行政マンが3年ほどで異動してしまっても、継続的に活動するには事務局が必要になってくる。企画や連絡調整、地域や住民の把握など、常日頃より地域に密着し精通した事務局機能があることで即対応しやすい。この事務局も、市民参加やネットワークが流域全体へと大きくなるとすれば、膨大な作業になるので必然的に専従となってくる。市民参加やネットワークで利益が生じるとはあまり考えられないなかで専従事務局をどう賄うかが次の大きな課題である。またこの事務局は、行政と市民の両方から信頼される専門家（集団）になっていくことが望ましい。そのためには市民参加の支援システムとして事務局機能の充実を盛り込み、ＮＰＯあるいはＮＧＯとし

て形成できるところまで広く視野に入れた討議が必要になってくる。勿論そのような大きなネットワークは必要がないという意見も踏まえて、以上のような視点からこの市民参加、ネットワークのあり方を観て、今後討議してもらえるとありがたい。

§ 現 状 と 問 題 点

現在のような、経済的な利益や物質的価値を優先する社会のあり方が、ゆたかな自然や生物種の減少を招き、環境の視点を優先した施策への転換が迫られています。また快適さや利便性を求める大量消費型のライフスタイルが一般的になり、環境に大きな負荷を与え、市民は被害者であると同時に加害者となっています。こうした消費生活や環境問題では、市民の果たす役割は比重が大きく、まちづくりなど様々な施策を行うには市民の参加は不可欠と考え、行政は市民とのパートナーシップを課題として取り組み始めました。

一方これまでの市民参加は、特定な市民による形式的参加が多く、行政が中心となり行政が用意した機会や計画に参画、参加するという形がほとんどでした。また、行政の事業には時間的な制約があり、あらかじめ課題やスケジュールが定められているなど、市民が課題を持って主体的に関わっても、十分な検討がなされないのが現状です。

また開発に関する説明会、公聴会は開発予定地周辺の住民のみが対象であったり、情報の公開や話し合いが不十分です。そして一度決定された長期的な事業計画は、その必要性について見直されることがなく、市民が付託している公共事業や行政施策に市民の意見が十分反映されていないと市民は感じています。また市民が主体であるという意識は、行政はもとより、市民の間にも育っておらず、経済的、時間的負担を一部の市民が負うという事態が生じています。しかし、流域の様々な問題の解決に向けて、監視し、実行し、提言する市民の役割が重要となり、市民が主体となって活動できる仕組みづくりが必要となっています。それには、多くの市民が、自主的に活発に参加できることが課題です。

流域という広いエリアを環境保全の対象とするため、各団体の活動をつなぐネットワークが模索され始めています。しかしネットワークを結ぶことで会議等の時間が増したり、専属の事務スタッフが必要になることや情報が集中するための問題点も指摘されています。ネットワークの目的を明確にし、それぞれの団体や個人が生かされた対等な活動を目指す仕組みづくりの検討が必要です。

§ 望 ま し い 将 来

☆市民が主体となって参加し、行動できる社会的仕組みを確立します

☆流域のあらゆる課題について、市民、事業者、行政の三者が話し合い、有機的なネットワークを形成し、相互の情報公開により情報を共有し、環境保全のために合意を目指します

§ 基 本 的 方 向 性

市民参加は市民が主体であるという認識が基本となります。情報を共有して同じ基盤に立ち、十分な話し合いが必要です。またできあがった結果より、その過程を大切にし、自立した市民が計画当初から参加することで民意が最大限に反映されることを目指します。

市民が参加する仕組みづくりは各自が具体的に行動することで実現していきます。主体的な行動が社会を変えていくという手ごたえを感じ、地域や職種の異なる人々との交流を通し、さまざまな楽しみを発見しながら、環境保全型社会を目指すことも大切です。

§ 市 民 が 主 体 と な っ て 行 動 す る た め の 指 針

1　桂川・相模川流域の環境保全にかかわらず、すべての情報を市民に公開する

市民が持っている情報も公開し、情報を共有化して共通の認識のもとに考えることが必要である。

2　市民ひとり一人が生活を見直し、環境への負荷の少ない行動に努める

大量消費や廃棄を促す大量生産型社会から循環型社会への転換を図るために、日常では節水などを行ない、合成洗剤などの化学物質は使用せず、資源を再使用し、ゴミを出さないなどの行動が大切である。

3　公共工事の構想立案や施策の計画段階から市民が参加し、あらゆる機会に意見を述べる仕組みをつくり、積極的にこれに参加する

まず市民が主体であるという認識を育て、仕組みづくりは、行動する中でその地域に合った形を模索していく。

4　市民、事業者、行政の３主体は協力し、それぞれが流域環境を保全するためにゆるやかに協働し、地域ごとに環境保全活動を実践する

身近な環境を保全する行動が、桂川・相模川流域環境の保全につながる。地域や自治体ごとに核になる組織をつくり、多くの市民とともに行動することが必要である。

5　市民は環境保全のために、学習し積極的に行動する

行政や市民は、環境問題、自然について学習の場を設け、自らの認識を深めるとともに、環境保全のために活動している団体を支援したり活動に参加することも大切である。

6　市民、事業者、行政は、流域協議会の場で、三者の相互理解による信頼関係を築き、アジェンダ２１桂川・相模川を策定し、推進し、見直しをする

7　市民が流域環境保全の取り組みに参加し、行動できる仕組みをつくる

ＮＰＯ法により非営利団体の活動を活性化させるとともに、市民の活動に必要な資金を確保していく必要がある。

8　上流と下流の交流を深め、相互理解を図るため社会的グループ間の情報交換を行う

9　話し合いの場をつくる

こうあるべき、という理想像から、こうしようという行動計画に移すためには、上流の人々、下流の人々、行政、専門家、さまざまな社会的グループ相互の話し合いが必要である。

10　話し合いを大切にする

話し合いは、それぞれの人々がお互いの心に届く言葉を用いて、何度も何度も根気強く行なわなくてはならない。

望ましい将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
市民参加の システムを作る	市民と行政の信頼関係を築く	05．誰もが参加しやすい 組織づくり 06．少数意見、 反対意見を尊重する 07．話し合いの場をもつ 08．行政とパートナーシップや組織を作ると、使われるだけになり、枠の一人歩きの危険性も出てくるので、十分に話し合う	＊情報公開する ＊委員会や協議会への市民参加 ＊市民意見を反映させた条例を作る
	担当によって 対応が変わらないように システムとして作ってしまう	11．担当職員もまきこむ 12．縦割り行政の弊害 13．行政職員も専門家として参加できるようにする 14．環境教育を促す担当職員をつくる	＊担当職員が変わることを、理解者が増えると前向きに考える ＊市民ほうが川について、より沢山の情報、そして情熱を持っていることを活かす
	市民や市民団体が、直接提案できるシステムをつくる	01．市民や市民団体と行政との話し合いの場がない	＊市民や市民団体の合意がなければ事業が進まないような条例を作る ＊河川工事前に内容を公開し、市民がチェックする ＊市民、行政、事業者が討議できる場をつくり、公開する

市民が、対案を提案できるような力をもつ 行政と市民が対等になる	02．市民が対案をつくる際の資金や人的得員援助が必要	＊対案に耳を貸し、計画変更がしやすいシステムをつくる
市民が提案した政策には、市民が政策実施まで責任をもつ	03．市民が政策に加われない 04．市民は主権在民、納税者の権利意識をもつ	＊市民が政策立案段階から参加する ＊市民の力を信用して政策実施にも市民を参加させる
市民がチェック機能を持つ	27．地域住民の意識の違いがあり、コンセンサスを得にくい 28．新しい河川法にうたわれている「環境に配慮、市民参加を促す」　ことをより実効性のあるものにする 29．小出川や鳩川では、地域住民と土木事務所の話合いがもたれ、協力体制がとれるようになった	＊町内会や小学校を巻き込む ＊十分な話し合いの時間を持てるように、事前に計画の公表をする ＊市民は、常に流域の動きの情報を得て、おかしいと思ったら担当部局を訪ねる ＊市民意見を反映させた条例をつくる ＊市民派の学識者を入れる
市民組織をつくったら事務局運営を保証する	09．事務局を養うだけの資金がない 10．ＮＧＯ、ＮＰＯの社会的認知を得る	＊市民組織の社会的認知を得て、寄附やカンパ、助成を得る ＊専従職員は、しっかり生活に必要な収入を得る

望ましい姿、将来像	目　　標	課　　題	対　策　・　計　画
市民のネットワークをつくる	自治体を拠点としたネットワーク 地域を網羅したシステムをつくる	16．中流部分の津久井湖周辺の情報がぬけない様にする 17．流域に各拠点があると、情報を得やすい 18．上下流の市民意識が違い分断されている	＊各地域の市民が参加できる個別の活動を結ぶゆるやかなネットワークをつくる ＊他団体の情報を得て自分の団体で共有化する 22．情報の受発信機能としてネットワークをつくる ＊ホームページを掲載する ＊上下流の交流を図る
	観光客、無関心層の意識の改革のため、世論をつくる	19．無関心層の参加意識を促す 20．各団体への情報は関心がなければ、その会員へは届かない 21．企業の参加を得る	＊メディアに参加してもらう ＊川遊びにくる人に直接語りかける監視員の設置 ＊水道局のメーター監視員が、直接節水の心得を各家庭に話してまわる
	自立した団体としての関係性をもったネットワークをつくる	23．市民が作ったものと行政がつくったものは活用法が違ったり、また市民団体はねだるか、対立かのどちらかになる傾向にあるので、独立した関係性をもつ	＊市民サイドからの、ネットワーク構想を新たに提案する ＊参加を自由とする

	地域住民が 自治体や事業所と協力して 川は流域住民の 共有財産であることを 認識する	24．縦割り行政の弊害があり行政内の意志統一が難しい 25．企業は営利追求に偏りやすく、お互いの連携がとりにくい 26．規制ばかりで川が遠い存在にならない様に配慮する	＊行政内や事業所内にもネットワークをつくる
市民生活の見直し	循環型社会を構築する	30．大量消費大量廃棄の社会を見直す 31．無駄な水を使わない市民生活を促す 32．河川敷利用の際の後始末 33．節水、節電、節エネルギーの促進 34．雨水の利用、地下水への還元	＊学校や地域での環境教育の促進 ＊クリーンキャンペーンの継続 ＊デポジット、リサイクルに協力 ＊雨水利用、雨水浸透マス等に対し条例等で促していく
	環境容量を再考する	35．両県民に必要な水資源は限界がある	＊市民各自が将来十分に安全で確実な水量が得られるよう、環境への配慮を行なう

1999年2月9日
『毎日新聞』

下水道事業費「基準超す」が急増

市町村の財政圧迫

1999年度の下水道事業で、汚水1立方㍍を処理するのに掛かる費用（資本費）が「全国平均の1・5倍以上」に上り、同時に住民の使用料が「全国平均以上」という市町村は、873になる見通しであることが8日、自治省の調べで明らかになった。前年度に比べ6割強増え、全市町村の4分の1以上を占めるという。下水道事業は特別会計で行われているが、資本費が多額になると一般会計から穴埋めするケースも多く、地方財政を圧迫する大きな要因になりそうだ。

●99年度　自治省見通し●

「不健全」、1年で6割増873に

下水道事業では、「資本費」と「使用料」がこの基準を超えると、翌年度の地方交付税の対象になり、経営の健全化に努めなければならない。自治省によると、98年度に基準を超え、99年度の交付税対象になったのは873市町村で、前年度の532市町村から一気に300以上も増えた。88年度は126市町村にすぎず、約10年で7倍強に増えた。

「健全でない」事業が急増したのは、都市周辺部の建設条件がよくない地域への下水道整備が増えているのも一因のよう。98年度の下水道使用料の全国平均は1立方㍍当たり111円、資本費の全国平均の1・5倍は、地方公営企業法の適用事業では126円だが、神奈川県藤野町、新潟県佐和田町、長野県南牧村、滋賀県杣木村、兵庫県城崎町、福岡県小竹町などで使用料が2000円を超え、かつ資本費も2000円以上。滋賀県虎姫町は使用料が全国平均をやや上回る程度だが、資本費は2万円を超え、栃木県岩舟町や山口県大畠町、北海道厚岸町は1万円を突破している。

下水道の使用料は上水道に比べ安く設定され、より高度な汚水処理が必要な場合などについては基準を設けて一般会計から取り崩すこととしている。しかし実際には、その基準以上に一般会計から取り崩している自治体も多く、ほかの事業の圧迫要因となっているほか、使用料とは別に一般会計で負担している「隠れ使用料」も少なくない。

【有田　浩子】

1999年2月10日
『毎日新聞』

知事「再検討の余地」

茅ケ崎の下水処理場建設　松林保存念頭に

湘南海岸の貴重な松林が損なわれるとして、地元住民らによる反対運動が起きている茅ケ崎市柳島の下水処理場建設が県の行政改革の中で大幅に見直される方向になった。岡崎洋知事は記者会見の中で「下水道需要を考えると、再検討の余地がある」と言及。松林保存も念頭に「改めて考えたい」としている。

処理場は、県が事業主体となっている相模川流域下水道事業の一環。柳島地区には計15系列の処理場が計画され、現在は7系列目を建設中。岡崎知事は9～10系列から先の5～6カ所を見直し対象として挙げた。

これについて県下水道課は、「今後の処理需要などを踏まえ、地元の茅ケ崎市とも調整していく」と説明。一方、松林保存のため署名運動などを展開している「柳島キャンプ場松林保存対策協議会」（宮川一男代表）の岡崎不二夫事務局長は「一歩前進だが、10系列目を建設すると約3000坪（約1㌶）の松林がなくなる。9系列でストップするよう引き続き運動していく」と話している。

【行友　弥】

第 2 部

市民案に対する行政側の対応と市民側の更なる意見

はじめに

「アジェンダ２１桂川・相模川」の市民案づくりは、１９９７年２月２２～２３日の第１回市民シンポジウムで抽出された、桂川・相模川の環境保全等にかかわる問題点をもとにスタートしました。

同年４月から始められた月２回の市民会議では、この問題点をもとに検討を加え、７月３０日の第１回流域協議会検討委員会にはおおよその形を提示し、９月２８日の第２回市民シンポジウムにおいて確認、採択されました。

いっぽう、事業者、行政、市民の三者が同席して話し合う「桂川・相模川流域協議会」設置に向けた検討委員会が、７月３０日につづいて、８月９日、同２２日、９月１３日と開かれましたが、事業者、行政側の足並みがそろわず、予定の１０月発足には至りませんでした。

流域協議会の中でアジェンダ策定部会を作り、継続討議をしていこうという当初の約束が果たされぬまま、流域協議会のスタートが年明けに

までずれ込んだため、アジェンダ案の作成は同年１０月２２日、同１２月６日、１９９８年１月７日と、検討委員会の場でつづけられました。

事業者、行政、市民それぞれのアジェンダ案は、第１回検討委員会にそろって提出されたのですが、市民側が指摘した桂川・相模川における問題点に対し、事業者、行政側の案では、その書き込みは、ほんの少ししかされていませんでした。事業者、行政側にとっては、桂川・相模川にはほとんど問題がないということのようでした。

その結果、検討委員会でのアジェンダに関する検討作業は、市民案をベースにして進められることになりました。そうして、市民案に対する行政側の意見をまとめたものが１０月２２日になって、「行政側の対応の考え方（案）」という形で提示されてきたのです。

この行政側から提示されてきた「対応の考えかた（案）」は、当然のことながら現行の政策を前提としており、やはり「桂川相模川にはとりたてた問題はない」と言わんばかりの、市民の取り越し苦労をなだめるかのような文言が目立ちました。

しかし市民側の指摘は、決して思い過ごしや取り越し苦労でもなければ、単なる思いつきでもありません。同じ行政側の手になる『神奈川県レッドデータ生物調査報告書』（1995年　神奈川県立生命の星・地球博物館）や『丹沢大山自然環境総合調査報告書』（1997年　神奈川県環境部）等の内容に裏付けられているものです。そして毎月２回の市民会議での貴重な討論の成果として、検討委員会へ提案したものでした。

中には若干、思い過ごし的なものも含まれてはいましたが、それは、事業者、行政、市民が同席した場での討議や話し合いによって修正していけばよいものです。問題は、桂川・相模川の現状をどう捉えて、少しでもよくしていこうという立場を、三者が意思確認できるかどうかです。

途中経過はさておいて、いま桂川・相模川流域協議会は立ち上げられ、そのもとに年間事業や、専門部会においての討議が進められています。今後、三者の関係も桂川・相模川の環境も、少しずつながら改善されていく兆しが見え始めたことはたいへん喜ばしいことです。

次頁以降に、行政側による「対応の考え方（案）」と、それに対する市民側の意見を掲載しました。　〔小西一郎〕

【１】

桂川・相模川アジェンダ21市民案に対する

行政側の対応の考え方（案）

および
それに対する市民側の意見

＊アンダーライン部分は「市民案一覧表」の課題の部分です。
●印は、行政側の「対応の考え方（案）」、★印は、それに対する市民側の意見です。
＊６つの分科会毎に、以下のように配列されています。

1.「豊かな森づくりのために」
2.「生物との共生のために」
3.「良好な水質と適正な水量を保つために」
4.「流域のゴミゼロのために」
5.「公共事業に市民の意見を反映し、環境の視点を優先するために」
6.「市民の主体的参加とネットワークを」

豊かな森づくりのために

01. ①森林行政に１００年の計がない

● 森林づくりは長期を要するもので、計画的に行なっている。

★ 「１００年の計がない」とは比喩的な表現である。実際にはもちろん中長期的な計画を立てていることは承知しているが、その見込みが果して正しかったのかどうか疑問である。

②土地条件を考慮しない植林

● 適地、適木、適作業を基本に植林を進め、指導に努めている。

③不適正な森林開発による森林面積の減少

● 適正、不法にかかわらず、森林開発は森林面積の減少をもたらす傾向にある。「不適正な」は合意できない。「森林面積の減少」であれば課題となる。

★ 森林開発すべてを否定するのではないという意味で、「不適正な」と表現している。

★ ①～③は対策のなかに盛り込む。計画的に森づくりを行ない、森林面積の減少に歯止めをかける対策として、不適切な森林開発を防止し、土地条件を考慮した樹種、植林方法を具体的に述べる。

02. 行政間、あるいは行政内部の縄張り意識

● 環境保全を進めていくためには部局を越えた連携が必要になると考える。既にこの場でも行政の枠を越えて参加し、議論を重ねている。

● 「縄張り意識」の表現は不適切である。

● 「広域的視点に立った自治体間のより一層の協調連携」であれば課題となる。

03. 林業従事者の高齢化と減少

● 平成７年度林業従事者(1,044名) 中66%が50歳以上で、また従事者数は昭和40年を 100とする指数で28となっているので理解できる。

● 「林業従事者の高齢化と減少」は、現況として整理して、課題を「持続可能な森林経営」としたらどうか。

04. 手入れ不足による二次林の荒廃

● 「手入れが行き届かない里山の保全」であれば課題となる。

05. 上流側（山梨県）の財政基盤の弱さ〈論点：対策実施の有無〉

● 財政基盤の強弱と森林保全の相関についてを議論することは難しい。財政が豊かであれば、森林管理の経済的安定を図ることができるのか疑問がある。

★　水源税などの導入が解決策になるのか。水源林の保全は、神奈川県民にとっても必要である。必要な財源の確保をどのようにするのか話し合い継続。課題12と関連させたらどうか。
★　とくに重要な課題である、と認識している。森林経営が産業として自立できているならともかく、現状では適正な森林の管理育成を進めていくためには、公的な資金によってそれを支えていかなくてはならない。

06. 森林所有者のメリットが乏しい
●　「メリットが乏しい」は「森林所有者のプロフィット〈利益〉が少ない（期待できない）」ではないか。
●　「厳しい経営環境の長期化による林業離れ」が課題か。又は「現状」での記述となるか？
★　「利益」が殆どない、もしくは木を切り出すと経費で赤字になると聞いている。産業としてどう成り立たせるのかが大きな課題になる。

07. 質の高い環境教育の場が少ない
●　桂川・相模川流域すべてが環境教育の場と考えられる。
●　「森林・林業教育の充実・強化」であれば課題となる。
★　「桂川・相模川流域すべてが環境教育の場と考えられる」には賛成。「環境教育」と「森林・林業教育」とは内容が異なるのでは。森の大切さを知らせるのか、専門家を育てるのか、どちらも必要であろう。
★　瑣末な表現をとらえた議論はしたくない。「環境教育の場が少ない」と言っているのではなく、「質の高い環境教育の場が少ない」と言っているのである。

08. 教えられる人材が少ない。山仕事を教えてくれる場がない。
●　「森林・林業教育の充実・強化」と表現を変えたらどうか。
●　「ない」ではなく「少ない」が適当と考える。体験できるフィールドの確保に努めている。
★　私の場合、もし山梨県や神奈川県で山仕事をしようとしても入口がありませんでした。「ない」のか「少ない」のかの問題ではなく、「場を増やす」にはどうしたらよいかを考えて欲しい。

09. ボランティアの底辺がせまい。
●　「森林ボランティア活動の推進（支援）」が必要と考える。このことは、行動指針の部分で議論したい。課題として掲げるのであれば、「県民参加による森林づくり」ではどうか。

10. ボランティアの受け皿が不足
●　ボランティアの受け皿は、行政側が準備したものだけを考えているのではないだろうか。
●　「森林ボランティア活動の推進（支援）」が必要と考える。
●　課題として掲げるのであれば、「県民参加による森林づくり」ではどうか。

11. 森林行政の担当は技術者が多く、ソフト事業やＰＲは苦手な傾向がある

● 森林の大切さを伝えるのは行政担当の仕事である。普及指導員もおり、必ずしも適切な意見ではないと考える。
● 「森林・林業教育の充実・強化」であれば課題となる。
★ 課題と関連して、やっぱりＰＲが不十分だと思う。

12. 水源税などの受益者負担への理解の促進

● 行動指針の中で検討することとしたらどうか。
● 課題として掲げるのであれば「県民参加による森林づくり」ではどうか。
● 「水源税」に関しては、都市住民の意識の問題
★ 水源税という意識は必要だが、その使われ方にはチェックが必要で、本来の目的を逸れないように、行動指針で検討するのはいいと思う。「県境を越えた市民参加による森づくり」
★ 水源税という語句は慎重に使わなくてはならないが、課題05と関連して水源森保全のためには受益者負担の議論は避けては通れないと認識している。

13. 現状に対する知見が不足している

● 「流域環境の現況の把握」であれば課題となる。

14. 自然植生の衰退

● 「衰退」ではなく「保全」が課題と考える。
● 課題として掲げるのであれば、「自然植生の保全」としたらどうか。
★「衰退」の現状を認識した上で、「保全、再生」の方策を探ることが必要となる。

15. 河畔林の減少

● 防災上、護岸工事は必要である。
● 河川法では河畔林は指定されていない。河辺にある森林については、事実関係不明で判断できない。
★ 防災という発想が、環境を破壊する。水防には土砂をこしとる河畔林は有効であり、護岸工事にしても伝統工法の柳枝工、蛇篭籠、水制工、植生護岸もあり、河畔林と併用すれば、いっそう防災に効果的である。河川法の改正を生かし、先取りした川づくりを進める。課題として「水源から海までの水辺の森として河畔林を整備する」

16. ニホンザル、イノシシによる食害（山梨県）

● 農業、林業と野生動物との共生を求めていくのは課題である。
● 直ちに解決することは困難であるが、山梨県環境科学研究所では特定研究テーマとして取り組んでいる。
● 流域の現況（問題点）として整理し、対策の部分で議論してはどうか。

17. ニホンジカによる食害（神奈川県）

● 「ニホンジカによる植樹木の食害」の表現が適当ではないか。

● 流域の現況（問題点）として整理し、対策の部分で議論してはどうか。
★ 食害は植樹木だけでなく防鹿柵によって食餌エリアを限定されたシカによって自然木にも被害が生じている。
★ ヒノキの皮を食べねばならないほどシカの食草がなくなっている。餌が豊富で保水力も高い広葉樹林が広い範囲で枯れていることも含めて考えて欲しい。

18. けもの道の分断
● 主たる課題であるかどうか疑問。けもの道の作設、小動物に配慮した排水施設等工夫している。

19. 観光客、ハンターの入り込み
● 林道へのゲート・施錠も行なっている。モラルの問題と考える。「山・自然」に親しむことを通してその保全と育成への関心を高め、理解を深める効果も期待できる。また、狩猟を肯定する立場も存在する。

20. 沢への土砂やゴミの投棄
● モラルの問題と考える。もっぱら「不適正な林道工事」にシフトした課題提起であれば合意できない。

21. サンショウウオなど水生生物への影響
● 貴重な生物の生息地での工事の適、不適、工種、工法の採択など心がけている。もっぱら「不適正な林道工事」にシフトした課題提起であれば合意できない。
● 18～21は、林道工事において配慮すべき事項（対策）という整理ではどうか。課題として掲げるのであれば「生きものと共生した森林づくり」としたらどうか。
★ けもの道を分断したり、観光客、ハンターの入り込みも事実である。必要のない、明らかに環境が破壊される場合は工事の中止もあるだろう。工法とは別問題である。「生きものが棲みやすい森づくり」として林道は対策でふれる。
★ 「主たる課題であるか疑問」という態度が、「行政の問題認識の甘さ（というより問題認識の貧困さ）を露呈している。ほんの形だけのけもの道が数本つくられても、ほとんど全ての法面はけものの通行を許さない、高く急峻なものが現状である。
★ 沢への土砂やゴミの投棄については、モラルの問題だけでは片づかない。とりわけ土砂の投棄は、行政がその行為の主体ではないか。
★ 不法投棄する人にモラルはありません。パトロールを増やして欲しい。
★ 「貴重な生きものの生息地での、工事の、適、不適、工種、工法の採択など、心がけている」は、現状からして全くの嘘である。もっとまじめに考えるべきである。
★ 「配慮している」とか「心がけている」からといって、課題が解決されているわけではない。特に生物の保全に関しては、ほとんど成果はあがっていないと考える。
★ 山梨県では、林道へのゲート、施錠は、事実上おこなわれていない場所が多い。「不適正な林道工事」も、十分な議論が必要な課題であると認識している。

生物との共生にために

01. 桂川・相模川の環境に負荷を最も与えているのは公共工事である

● 負荷を最も与えていることを科学的に証明することができないし、負荷を与えているのは公共事業だけではないので、課題として合意できない。

★ ここでは「主に陸域での生物の生息空間としての河川環境」を問題にしているのであり、桂川・相模川の河川敷の環境に大きな負荷を与えている要因の一つである治水、利水、架橋等の巨大土木工事が河川法により公共工事として行われているがゆえに、この公共工事を課題として問題にしていかないわけにはいかないことを指摘しているのです。誤解を招かない様に、次のように書き改めます。

「桂川・相模川の環境に大きな負荷を与えている要因の一つは、河川法などにより公共事業として行なわれている、治水、利水、架橋などに伴なう諸々の巨大土木工事である。よって、この河川における公共工事のあり方についても検討をしていく必要がある」

★ 民間工事に環境負荷軽減を指導する側で、まず課題とすべきことが公共工事による環境負荷の影響軽減であろう。そのために、多自然型川づくりが実施されるようになったと考えられる。コンクリート工事に使われる凝固剤そのものの強アルカリ性に対する対策、土砂流出などへの配慮など今後の研究課題とし、「自然を再生し、環境に負荷を与えない公共工事」は課題になる。

★ 桂川相模川流域アジェンダにまじめに取り組もうとする姿勢が、全く感じられない。「環境への負荷の少ない公共工事の推進」という提起の仕方も「はじめに公共工事ありき」の考え方に立っている。第一に現状を真摯に認識したうえで、必要な工事か否か、工法の適否はどうかという対応策の検討に進むべきである。

02. 桂川・相模川はあまりにも利用され過ぎている。そのために破壊された瀬や淵、蛇行地形、わんど、中州、寄州、湧水、伏流水、可搬林、自然の堤防、河原植生などの再生保全が必要である。

● 身近な水辺環境が悪化していると思っている。

★ 課題として検討していくことについて、合意か？

03. 神奈川県土木部の多自然型工法とはコンクリート護岸の上に土を被せることだけしか考えていない。コンクリート張りの護岸を基本とするような発想からの転換こそが必要である。

● 現在も環境への負荷の少ない公共事業を行っている。

★ 『相模川水系河川環境管理基本計画』の策定が1988年、建設省河川局の『「多自然型川づくり」の推進について』（1990年11月）や『「魚がのぼりやすい川づ

くり」推進モデル事業実施要綱』（1991年11月）が出されて、『相模川多自然型川づくり検討業務報告書』は1994年３月に出されたばかりである。私たち市民の目からは、まだまだ不十分な点が多々あるものと映っており、課題として検討し、事業の必要性も含めてチェックしていくことが必要である。

04. 河川敷の砂利を採取して、その跡地の穴に残土を埋めようという計画が、あとを絶たない。

● 河川敷における民間の砂利採取は禁止となっている。

★ 当初、市民会議の場に提示されたものにはこの「民間の」という文言は入っていなかった。 直ちに「行政の砂利採取も禁止されているのか」と指摘したら、わずか４日後にはこの様な訂正が行なわれた。しかしこの内容こそが問題なのである。上記『相模川多自然型川づくり検討業務報告書』の１頁「１－１検討背景」においても、「（相模川は）昭和30年代には首都圏の砂利の重要な供給地としての役割を果たしたが、河床低下等の影響を与え、昭和39年に禁止され今日に至っている」と書かれており、私たちも昭和39年４月の『相模川及び中津川における土石採取禁止に関する管理運営方針』により、相模川の砂利採取は全面的に禁止されたものと認識しておりました。

しかし相模原市域の望地川原の河川敷に大きな穴を掘って砂利を採取し、その跡地の穴に相模原土木事務所管内の公共建設発生残土を埋め立てることを神奈川県は計画し（「地権者の同意が得られない」との理由で1996年12月に断念した）、私たちの質問に対しては「公共事業から発生する残土の処分場を建設することは公共事業そのものである」と、まさに問答無用との回答をしているのです。また相模大堰の建設に伴ない発生した膨大な建設残土（主に砂利）も、相模川の外に運び出されて養浜工事などに流用された事実もあります。

このような行政が計画し行なう公共事業にも、上記の『管理運営方針』が適用されるのであれば、この項目は、今後検討していくとの合意を得たものと理解をしますが、どうなのでしょうか。

05. 中下流では、東京オリンピック当時の砂利採取による河床低下がそのままである。

● 事実関係が明らかでない。

★ 東京オリンピックが行なわれたのは昭和３９（1964）年であり、前記『相模川及び中津川における土石採取停止に関する管理運営方針』が出されたのも同じ年であります。その年はまた城山ダム（津久井湖）が完成した年でした。これで、砂利を相模川に供給できる大きな支流は中津川のみとなったのです。そして今回の宮ケ瀬ダムの完成によって中津川自体もせき止められてしまいました。

東京オリンピックに向かう経過での砂利採取の凄まじさに関しては、関東学院大学の宮村忠氏が『相模川物語』（かもめ文庫　1990年）でも１章を設け「なぜ相模川の砂利なのか」ということで詳しく書かれています。また、『横須賀水道６０年史』（1983年）の巻頭グラビアには、砂利採取による河床低下により完成後わずか２年後に使いものにならなくなった取水口の写真が出ていますが、この旧取水口は現在でも海老名市社家の横須賀水道の現在の取水口（1961年に代わりに完成）のすぐ上流側に、水面からはるか上に浮き上がった状態のまま残されて

います。

それにしても、そもそも事実関係を掌握し明確にすることは河川管理者の仕事なのではないのでしょうか。それとも「事実関係が明らかでない」とは「行政の預かり存ぜぬこと」との意味なのでしょうか。

★　川や地下は国民の共有財産であり、生物の棲みかでもある。特定の営利を目的とする企業がこれを商売にすることはおかしい。地上権はあっても、地下権はどうなのか、議論すべきである。

06(6)水辺と草地の植物が危ない
(7)治水で消えるカワラノギク
(8)消滅する在来系統のヤマメ
(9)コアジサシがいなくなる
(10)カエルが消える？
(11)外来淡水魚が生態系へ影響
＊不用意な外来種投入がどう生態系を乱すのかの認識が薄い
(12)トンボが消えてゆく
(13)草地に生きるチョウたちが危ない
(14)カワラバッタはなぜいなくなったのか
(15)水生甲虫は追い詰められている
(16)貴重種、希少種保護が必要
＊何が貴重か分からない
(17)地形地相や植物相等が単純化している
(18)桂川・相模川の生物の多様性が低下している

●　様々な原因により、生息する動植物が減少したり絶滅したりすることは、現実としてあると認識する。課題の整理の段階で、個々に掲げたら際限がない。現況、問題点として整理し、対策の検討を行う際に生かしていくこととしたらどはうか。

●　「不用意な外来種投入がどう生態系を乱すのかの認識が薄い」は、釣り人などへの、認識を高めるための意識啓発をどのように行うかという観点で議論するのであれば課題となる。課題とするのであれば、「生態系の保全」としたらどうか。

●　「何が貴重か分からない」の趣旨について、説明が欲しい。

●　「地形地相や植物相等が単純化している」、「桂川・相模川の生物の多様性が低下している」の2点は、ハッキリと断定することは難しいのではないか。目標として掲げるよう議論することとしたらどうか。

★　ここの部分は行政側もひとまとめでコメントしているように、私たちとしても以下の様に3つの課題にまとめ、その他の個々の項目は、事例として出しておくように整理してあります。

課題：地形地層や植物相等が単純化している
・水辺と草地の植物が危ない
・治水で消えるカワラノギク
課題：桂川相模川の生物の多様性が低下している
・コアジサシがいなくなる

・カエルが消える？
・水生昆虫は追い詰められている
・トンボが消えてゆく
・草地に生きるチョウたちも危ない
・カワラバッタも消えた

課題：外来淡水魚・移入魚が生態系へ影響している

・消滅する在来系統のヤマメ
・不用意な外来種投入がどう生態系を乱すのかの認識が薄い

★　市民案の一覧表は、望ましい将来像、目標、課題、対策・計画という構成の中で、課題の中にこそ「現況、問題点」を書き込んであるのであり、神奈川県側の事務局（水質保全課）に聞いても、この（行政側対応案）書き込みにあたっては市民案から抜き出された課題だけを見るのではなく、一覧表を参考にして書き込まれているはずですが。また、事例は、際限なく羅列されているわけではなく、桂川相模川における典型的な、それも極く一部の事例のみを列記したに過ぎず、しかもこれらは、神奈川県の『レッドデータ生物調査報告書』関連の『追われる生きものたち ― 神奈川県レッドデータ調査が語るもの』（神奈川県立生命の星・地球博物館　1996年）の目次から相模川に関連するものを抽出したものです。そして、このまとめた３つの課題は、次の「大型けもの類による食害」とともに「望ましい将来像」の所では「多様な生態系を育む桂川相模川」との内容にくくられているものであります。

「何が貴重か分からない」の１行については、市民案策定の段階でまず全ての意見を羅列したときのままに残ってきてしまったものですが、その後、全体との整合性等を整理した後には、すでに消されている項目です。

★　「生態系の保全」では内容が分からないので、「種や個体が減少する生き物、植物の生息生育空間の保全」としたらどうか。

19．大型けもの類による食害

①　丹沢山塊でのシカ
②　ニホンザルによる猿害
③　根本は人為による結果だ

●　農業・林業と野生生物との共生を求めていくことが課題である。

●　直ちに解決することは困難であるが、山梨県環境科学研究所では、特定研究テーマとして取り組んでいる。流域の現況（問題点）として整理し、対策の部分で議論してはどうか。

★　ここでも、「課題」の捉え方の違いによる指摘になっています。市民案では、流域の現況、問題点をこの「課題」の所に書き込み、次の所で「対策・計画」について書き込んであるのです。

20．桂川・相模川の河川生態系が分断されている

●　分断の意味が不明である。

★　水界の分断や魚道の問題は別の所にまとめられており、ここでは陸域の分断により、特に「リスなど小型けもの類の生息環境が分断されている」ことを問題に

しています。

★　支流で考えると、コンクリート護岸により植生が分断されて、土手の土の中で孵化するホタルなどの水生昆虫も生息条件が分断されている。

★　「工種、工法」をどうにかするのではなく、生態系を分断しそうな工事を「しなくて済む方法」を考えて欲しい。

21. 源流地域の生物多様性のための生育環境である自然地形などが破壊されている。

●　過去に起きた人命財産を失う災害の経験から自然地形等の破壊を防止し、森林をつくるため、治山を行っている。

●　砂防と自然地形の破壊との関係は、判断が難しい。

●　課題とするのであれば「生物の生息環境に配慮した工種、工法の普及」としたらどうか。

★　1997年３月に発行された神奈川県の『丹沢大山自然環境総合調査報告書』の第６章「沢の自然とその保護」の「カエル類からみた丹沢の沢」の項（p.498）には次のようにあります。「このような沢の自然環境の悪化と、それに伴なう生物相の減少をくい止めるにはダムや林道等の建設は今後最小限に止どめるべきである。また防災工事にあたっては、従来の工法にとらわれず流水域全体を視野にいれた総合的な工事の検討が必要であろう。現状では砂防堰堤を建設すればするほど、沢の自然環境の悪化を招いているようである」と。更に「最近、河川の中下流域では地域自然を考慮した多自然型の河川改修が進みつつある。防災のみに重点をおいた従来の河川管理が見直されつつある現状を踏まえると、河川の源流部である丹沢山地でも生物多様性や自然地形に配慮した防災工事のあり方を早急に検討する時期にきているように思われる。丹沢山地のような上流や源流部は、中下流域と比較して、一度自然が改変されると修復は困難であり、改修にかかるコストも膨大なものになるため、より慎重な対応が必要である」と提言しています。

私たちはこれまでの治山治水事業の意義や必要性を否定しているわけではありません。その上で、今回の「桂川・相模川アジェンダ21」の意義を踏まえ、共に考えていきましょうと言っているのです。

22. 相模川河口と、相模湾一帯の海浜との、密接な関係について無関心すぎる。

●　「無関心すぎる」は合意できない。課題として扱う問題ではなく、今後の目標、対策として整理したらどうか。

★　「無関心すぎる」は、「配慮した政策がなされる必要がある」に訂正します。次項にある「貧砂現象」と「ダム湖への土砂の堆積」問題等についても、併せて検討していきましょう。

23. 上流のダム群は下流への砂利の補給を断ち切って相模湾沿岸での貧砂現象の原因になっている。

24. 一方でダム湖には砂が堆積する（できてから50年の相模湖の寿命は80年？）

●　防災上、砂防ダムは必要であり、谷止工は渓床を緩やかにして、山地の浸蝕、崩壊を防ぐ働きをしている。

●　21～24は、流域の急峻な地形やグリーンタフ期の脆弱な地質と流域集落、都市

の安全性、都市の開発に伴なう水需要の増加など、流域のこれまでの営みの結果という側面が強い。従って個別に考えるのではなく、流域の在り方と捉えて、流域社会の今後の方向について検討していく必要がある。

★　砂防ダムに関しては21項でまとめており、ここでは主に、相模、城山、道志、宮ヶ瀬等の巨大ダムについて述べているのです。

★　流域社会の今後の方向性として検討することは賛成。水害に見舞われやすい危険な区域に人が住むようになったのは、治水のための護岸工事による。つまり、災害のなかった場所も画一的に護岸し、河川周辺の開発に拍車がかかった。災害に見舞われやすい場所に住まないことがいちばんである。自然に逆らわず、湿地は水田にし、災害を避けるため微高地などの地形を利用して住んでいた先人の知恵に学ぶべき。針葉樹の人工林によって土が保たれず、砂防が必要になっている側面もあるのではないか。広葉樹を増やす必要があるのでは。人間の都合を優先した利水、治水のための多目的ダム、コンクリート護岸が生態系に負荷を与えてきたことは確かであり、それを生物と共生するという本来あたり前であるべきこと、環境への負荷を極力軽減し生態系を取り戻すための流域環境保全事業、ローカルアジェンダづくりと考えている。

★　自然地形等を維持する（＝治山）ことは、工事することではありません。誤解です。

★　砂防ダムについては、川は山地を浸蝕して、土砂を流すのが自然です。なぜ止めなくてはいけないのでしょうか。

25．寒川堰下流の汽水域化

●　行政の課題としても挙げているが、汽水化により発生する各種弊害を議論する必要がある。

★　課題として今後、ともに検討していけるものとして、合意か？

26．水源森、氾濫原、田んぼや湿地、各支流の水源など、谷戸地が破壊され、すでに殆んど消滅してしまっている

●　谷戸地はもともとすべて森林であったとは思えない。各支流の水源とはどこを言うのか。

●　谷など流域の自然環境を総合的に保全していくことは課題と考える。

★　「谷戸地」の前の「、」を取り除いてください。表記法ミスです。また「すでに殆んど消滅してしまっている」については、「すでに消滅してしまっている所も多い」に訂正して下さい。

27．桂川流域の堰堤には、魚道が全く設置されていない

●　事実関係不明で判断できない。

★　河川の水界を分断する河川横断工作物は造らないほうがいいのはきまっている。その上で現在造られている横断工作物等について検討したとき、あくまでも次善の策としての魚道の問題を検討していく必要がある。

★　神奈川県の相模川流域部分にあっては、土木部河港課も当初は「施設占用者の管理責任である」とのことでしたが、「施設の許認可の窓口である河川管理者の

責任において」実態を把握して公表しております。また魚道が不備な部分にあっては「河川管理者の責任において」指導をするようになってきました。山梨県下においても農業用水の堰堤など、また自ら施工している床止工などに対しては、まず実態の把握は直ちに可能なはずです。東電の堰堤や貯水調整池等に関しては許認可の窓口がどのようになっているのか自体も未だ分かりませんが、この流域協議会の中で、まず実態調査をやり、ともに考えていきましょう。

28. 支流に設置されている堰堤等にも、魚道がほとんど設置されていない

● 深城、笹子ダムに魚道の計画がない。ダム湖に魚道を設置するのは、技術的に困難である。

★ ここでの対象は、農業用水の取水堰堤や床止工、砂防堰堤など小中規模の堰堤について書かれているのです。中下流の、道志川や中津川におけるものや、さらに小鮎川や荻野川のもの等が考えられます。また市民案の「課題」の右となりの「対策・計画」の項には「相模ダム、城山ダム、道志ダム、宮ケ瀬ダム等の大型のダム堰堤にも魚道を設置するようにする」と書き込まれていますが、宮ケ瀬ダムはいざ知らず、現在的にも堤高５０ｍくらいのダムであれば、技術的にはかなり可能となってきておりますので、今後の技術の向上、予算的な面での解決策がみえてくれば、長期的目標としては書き込んでいけるものと、私たちは考えています。

29. たとえ魚道が設置されている相模川本流の堰堤でも、すでに下流側が洗掘されて落差が１ｍ以上のまま放置されているものも多い。

30. 堰堤のみならず、落差工などにも魚道が必要である。

● 28、29、30の表現を次の様に変えたらどうか。「身近な水辺環境の悪化として考えている」

★ 書き込みにあるような意見を、別の場で、私たちが神奈川県に対して指摘してきた結果、すでに寒川堰の魚道は旧来の粗石張り斜路式の魚道から階段式の魚道に改修されていますし（1994年）、相模原市域にある磯部頭首工やその下段の床止工の魚道の改修工事もいま現在行なわれております。

31. 魚道が整備されていたとしても河道に水量がチョロチョロでは、魚は全く上がれない。

● 事実関係が明らかでないため判断できない。

★ 桂川・相模川における河川横断工作物の実態調査を行いましょう。

★〔28～31について〕

魚道の設置は、予算とメリットの関係も考える必要があるが、このような環境に配慮されない河川工事は、現在ただちに見直す必要がある。また魚道を造ればいいのかといった問題でもないだろう。自然の川の形態を保全し再生することが第一に考えられるべきで、新しい堰の形態、取水方法の検討が必要である。

32. 過大な水需要予測に基づく過剰な水資源開発のつけが、桂川・相模川と、そこに棲む全ての生きものにしわ寄せされている。

● 県の総合計画においては、過去の実績値を踏まえ人口、世帯構成人員、雇用者1人あたりの所得などをもとに、水の安定供給に責任をもつ立場から、水需要予測を行っている。なお、県の総合計画における水需要予測については、総合計画の策定、改定時に、見直しを行ってきている。

★ 「過大な」とは、「実績との乖離において過大な」という意味と、「桂川・相模川に生息する生物たちにとって過大な」ということとの両面があります。人間の都合だけが優先される時代はもう過去のものにしましょう。

★ 平成8年の渇水時期にも給水制限がなかったことは、節水を進めれば水の安定供給に責任がもてるだろう。推量が減少すると排水が希釈されずに汚染がすすみ、生きものの生息に影響を与える。

★ 課題62にも関連するが、際限のない水利用や土地開発に対して、どこかで制限をかけなくてはならない。これは、私たちのアジェンダを貫く大きな理念の柱でもある。

33. 桂川の水量の多くが、発電用の導水路を流れてしまっている。・河川維持流量が少ない。

● 県としてコメントできないが、この事業の趣旨から検討を要する。

● 河川維持流量の議論が必要と考える。

34. 相模湖下流の水量の多くも、横浜市、川崎市をはじめ、流域外の上水道用に持ちだされて相模川には再び戻ってこない。

● 事実として認めるが、相模川からの取水は県民生活に必要不可欠なものである。

● 流域全体で水循環の在り方について検討する必要があると考えている。

★ 今後ともに検討していける課題として、合意か？

★ 県民の生活に必要最低限の取水をすればいいと考える。

35. これまでの水資源開発とは桂川相模川から絞れるだけ搾り取ることだけしか政策努力目標としてこなかった。

● これまでの水資源開発は、県民に対する安定供給に大きく寄与してきたものであり、県民生活に必要不可欠のものである。

★ 環境庁水質保全局発行の『これからの水環境のあり方 ― 失われた「水と人との関係」の回復と新たな展開を目指して』（1995年12月15日）には、次のようにあります。このことは他の項目とも密接に関連しておりますが、ここに抜粋しておきます。両県としても、書き込んだ対応策にとどまることなく、その内容の上に立って、この「アジェンダ21桂川相模川」として、どのように考え、検討していくのかということが問われているはずです。

「水質の保全は、水環境の重要な柱であるが、水がきれいになっても、水辺に近づけない場合や、水の流れが不十分な場合、或いは水辺地そのものが消滅してしまう場合には、良好な水環境が保たれているとはいえない。また河川に対する取組については治水、利水の観点から様々な施策が推進されてきているが、河川審議会の答申『今後の河川環境のあり方について』にもあったように、これまでは生物や生態系の保護など環境面から必ずしも十分であっ

たとはいえなかった。

水資源開発の取組については、従来、人間が必要な水量を資源として確保する施策が中心であった。また、水道や農業用水に関する取り組みやその他産業用水の取り組みにおいて水との関わり方はそれぞれの利水目的にとって必要な水量を確保することに主眼が置かれており、自然界における水環境の保全は、十分配慮されてこなかった。

こうした利水や治水に関するこれまでの施策は、いかに経済的かつ効率的にその目的を達成するかが焦点であった。このため、時には河川等に水が存在しなくなるまで利用しつくすとか、人を水辺に寄せつけない、或いは人々が馴れ親しんできた原風景を大きく改変してしまうことが許容されてきたように思われる。こうしたことへの反省から、最近徐々にではあるが、親水性護岸や堰における魚道の確保など、水環境への配慮がなされるようになってきた。人間による水の利用の結果、河川等が水無し川と化したり、湖沼の水位が大幅に低下するようになってしまうことは、健全な循環の確保の観点からも、問題であることはいうまでもない。

（ ― 中略 ― ） このように水に関する関係行政機関の様々な施策は、水循環という観点から評価すれば、それが配慮されているとしても、ばらばらに実施されているのが現状であり、今後水環境という観点から、地域の自然的、歴史的、文化的、社会的条件などの特性や、地域住民の意識を踏まえた地域水環境ビジョンに基づいた各種施策の、総合的で整合性のとれた実施が必要とされている。」（環境庁 『これからの水環境のあり方』25～26頁より抜粋）

★ 県民の生活に必要最低限の取水をすればいいと考える。

36. 下流の神奈川県では、流域で利用、消費される水も、広域下水道によって再び相模川には戻されないで相模湾に直接放流されてしまっている。 ・河川維持流量が少ない。 ・下水道処理水を、相模川へ戻すためには、工場排水の受入れがネックとなっている。

● 相模川流域下水道の基本的な考え方は変えられない。
● 相模川流域下水道の右岸処理場では、相模川に下水処理水を放流している。
● 河川維持流量の議論が必要と考える。
● 工場排水の受入れがネックになっているとはどういうことか？
● 生物の生息環境を保全するという観点での議論であれば、現状の流量が、生物の生息に不適当であるということを明確にする必要がある。

★ 「基本的な考え方は変えられない」とあるが、「基本的な考え方」とはどういうことか、なぜ変えられないのかについて説明してください。

★ 右岸処理場からの下水処理水の放流は、河川維持流量として放流しているのか。それならなぜ数字として出てこないのか。高度処理をしているわけでもなく、二次処理のままの水を川に放流していることは、それはそれで、河川の水質の問題、生物の生息環境としての水質の問題として、今後問題にしていかなければならないことである。

★ 当然、「河川維持流量」については、ともに議論していきましょう。

★ 流域下水道が完成すると、水量の著しい減少をきたす。川とは別に地下に浄化

作用のない大きな配水管によって水が運ばれてしまう。また一括に処理することは、大雨時など処理しきれず放流されることがある。処理水は窒素、リンの除去が課題であり、赤潮の原因にもなっている。また工場排水をうけいれているために、汚泥に有害物質が混じるため、この汚泥が厚木市猿が島の処分場に貯留されている。建設骨材などの利用法が研究されている。特に上流部では流域下水道の導入は、人口の少ないことや地形などの関係で高額になり、税金の無駄ばかりか水量が減少するので、高性能の合併処理浄化槽がより経済的である。

37. 流域の人口の増加の結果、生活排水、産業排水が増加している。

● 事実として認識する。
● 課題とするのなら、「汚濁負荷の削減」と表現を変えたらどうか。
★ ともに検討していける化脱衣として、合意か？

38. 水質の富栄養化が進む。

● 水質とは具体的にどこのことを言うのか？
★ 「水質の」の代わりに、「湖沼」とか「水の」という意味か？

39. 流域面積に対して、ゴルフ場の占める割り合いが高い。

● 「ゴルフ場の占める割り合いが高い」に対する具体的課題が明らかでない。
● 公共用水域の水質測定結果やゴルフ場排水の検査では、問題は生じていない。
★ 市民案では、「課題」の所に現状の問題点を書き込んであるのです。具体的な対策は、右隣なりの所に書き込んであります。
★ 「問題は生じていない」とは、桂川・相模川にとって「ゴルフ場は一切問題にならない」とのことなのか。

40. 農薬の流れ込み

● 「農薬の流れ込み」による具体的問題点が明らかでない。
● 農薬は、農薬取締法で登録制度となっており、安全性については、個別農薬の使用基準を守ることにより、問題がないようにチェックされている。
● 市民が川や工場排水の異変等に気づいた時は、県または市町村に通報してもらえば、必要があれば水質調査を行うこととなっている。
★ ここの項目は、「望ましい将来像」としては「清くゆたかに川は流れる ―― 多様な水生生物がゆたかに生息できる、きれいで生きている水質の桂川・相模川」ということで、「目標」として「農薬などの毒物や産業排水、工場排水等が直接流入しない桂川・相模川」という内容のもとで、「課題」＝「現状の問題点」として書き込まれているのです。河川敷等における農薬の使用についても、問題にしています。

41. 合成洗剤による汚染

● 洗剤の使用問題については、行動指針の中に盛り込み、公共用水域の水質保全、水道水源の保全という課題として整理してはどうか。
★ 今後、ともに検討していける課題として、合意か？

★　市民案の「対策・計画」の所に、「神奈川県の洗剤対策推進方針の山梨県側への準用も考える」と書き込んであります。

42. 桂川・相模川の伏流水の実態調査が必要である
- ●　流域全体で水循環の在り方について検討する必要があると考えている。
- ★　今後、ともに検討していける課題として、合意か？

43. 支流の汚染は深刻である
- ●　「汚染が深刻」であるとは認識していない。
- ●　「支流の水質汚濁が進んでいる」に表現を改めたらどうか。
- ★　「支流」一般ではまずかったので、「流域の都市化の進んでいる鳩川、目久尻川、永池川、小出川など、中下流の支流」と訂正します。

44. 里山や屋敷林が消え、宅地化が進み、また下水道や排水路の整備で雨水がしみ込まないため、地下水が減少している
- ●　宅地化や都市化の進展により、地下水のかん養条件は劣化していると考えられるが、一方で頻発する浸水被害を解消するために下水道や排水路の整備が必要となった。
- ●　「地下水の保全」という趣旨であれば、課題として合意できる。
- ★　浸水被害をなくすのに本当に必要なのはコンクリートの水路ではなく、森林であると思います。

45. 河川生態系の基盤をなしている河原植生や河畔林などが衰退している
- ●　河川法では河畔林は指定されていない。河辺にある森林については、事実関係不明で判断できない。
- ★　河川法でも指定されていないものでも検討して必要となれば、アジェンダの中で検討していきたい。

46. 流域の緑化と河原植生再生が必要である
- ●　前項と関連する。「流域の緑化と河原植生の再生、保全」について、検討していくことは必要と考える。
- ★　今後、ともに検討していける課題として、合意か？

47. 緑のダムとしての森林機能が低下している
- ●　データとして科学的に明らかではないので、「森林の公益的機能の低下が懸念されている」と表現してはどうか。
- ★　今後、ともに検討していける課題として、合意か？
- ★　森の機能は科学的に証明されるものばかりではありません。証明されるかどうかに囚われないで欲しい。

48. 河川の生態系のためには、河川敷の利用形態の見直しと規制の強化が必要である。
49. 河川敷での四輪駆動車やモトクロス、トライアル用の車の走行による自然破壊は深刻である。

50．河川敷にあるスポーツ公園等の規制も必要である。
51．河川敷への車の乗り入れ、駐車場化の結果、河原の生物は絶滅してしまっている
52．釣り人など、遊びにきた人たちによるゴミの不法投棄もひどい
53．わざわざゴミを捨てに来る人までいる
54．多くの人が憩う河川敷での、銃による狩猟は、余りにも危険である
〔48～54を一括して〕

● 「河川敷への車両乗り入れ等による自然改変、ゴミの散乱、河川敷利用者のモラル不足」に表現を変えたらどうか。
● なお、個別事例は「現状」で記述することも可能。
● 河川敷に設置されているスポーツ公園等は、適法に許可されたものである。
★ 今後、ともに検討していける課題として、合意か？
★ 50．スポーツ公園の除草などに薬剤を使ってないのか。また、スポーツ公園は一部の人のみ使用するので、河川敷は誰でも利用でいきるのが望ましい。

55．環境学習の教場づくり
＊自然体験の実践の場として安全なフィールドが少ない
＊ルールのない遊びの復活を

● 「環境学習の教場づくり」は課題と認識する。
● 「自然体験の実践の場として安全なフィールドが少ない」は判断できない。
● 「ルールのない遊びの復活」の意味がよく分からない。
● デイキャンプの適地はあるのではないのか？ 今後、マップづくり等も必要と考える。
★ 今後、ともに検討していける課題として、合意か？

56．環境教育は小学校から
＊興味が固定する１０歳までの教育がメイン
＊校外体験学習の困難は、ボランティア教師で

● 「環境教育は小学校から」は合意できる。
● 「興味が固定する10歳までの教育がポイント」及び、「校外体験学習の困難はボランティア教師で」は判断できない。
● 山梨県では小、中、高で環境教育を推進するための副読本を作成し、教育現場で活用している。
★ 今後、ともに検討していける課題として、合意か？

57．農業の重要性の認識を学校で
＊農作業の体験を小中学校の生徒に正課として実施

● 合意するが、農作業体験を小学校の正課とすることは、文部省との関係があり困難なので、次のように表現を変えたらどうか
→農作業の体験を小中学校の児童・生徒に授業として取り入れる工夫が必要である。
★ 今後、ともに検討していける課題として、合意か？

58）社会教育にも環境学習を

● 環境教育は、社会教育において取り組むべき現代的課題の一つであると認識している。

★ 今後、ともに検討していける課題として、合意か？

59）日本人はボランティア活動に不慣れである

60）ボランティア活動をしたいが、そのきっかけをつかめない人もいる

61）ボランティ・アリーダーの経験者が少ない

● 問題点であり、対策等で整理したらどうか。

★ 今後、ともに検討していける課題として、合意か？

62）ストップ・ザ・エネルギー浪費

＊節電、節水意識が低い

＊生活パターンが浪エネ型に定着してしまっている

＊浪エネ商品の開発が進む

● 「節電や節水など省エネに関する意識啓発の必要性」について、認識している

● 課題とするならば、「環境負荷の低減」としたらどうか

● 「ストップ・ザ・エネルギー浪費」のキャッチフレーズもよいか？

★ 今後、ともに検討していける課題として、合意か？

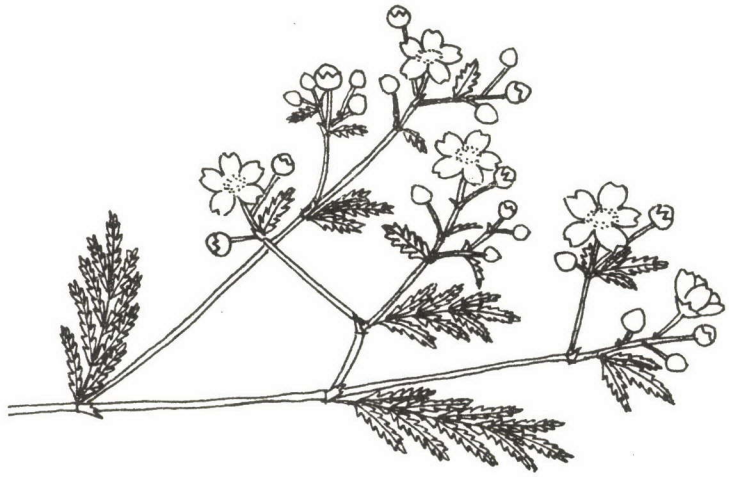

カワラサイコ

良好な水質と適正な水量を保つために

01. 川に放流されている水質の安全性が保たれていない　・家庭排水　・産業排水

● 行政側では、工場・事業場に対して、法、条例に基づき、規制、指導を行ない、水質検査も行っている。また、生活排水に対しては、生活排水処理施設整備構想を策定するとともに、下水道等の整備、合併処理浄化槽等の整備・普及を図っている。

● 「生活排水、産業排水等による公共用水域の水質汚濁」としてはどうか。

★ 対応の考え方（案）に賛同

02. そのチェック機能の甘さ

● 行政では、法や条例に基づき、工場、事業場に対し、立ち入り検査を実施しており、排水のチェックを行っている。

03. 市民が異変に気づいたときに、市民の要請によって水質等を検査する公的機関がない。また、その結果をスムーズに公表するシステムがない。

● 市民が川や工場排水の異変等に気づいた時は、県または市町村に通報してもらえば、必要があれば水質検査やその結果を公表できるシステムになっている。

〔2と3を一括して〕

★ 対応の考え方（案）に賛同

・アジェンダの対応策に記述

例示：03は、市民の採水した汚染水も検査できるようにする。

04. 水質に対する拘りの違い　・地域　・市民　・職業　・行政

● 公共用水域の水質を保全するため、行政はできる限りのことを行っている。

● 趣旨を前文などで書くことで対応できないか。

★ 対応の考え方（案）に賛同

・アジェンダの対応策に記述

05. 環境基準の立て方が問題　・水利用方法のみでの立て方では不足

● 環境基準については、河川の将来水質予測等を行い、関係機関と連携を図る中で決定しており、単純に水利用方法を目的として決定しているのではない。

★ 未　了

06. 不法投棄の取締り

● 廃棄物の項目で取り扱いたい。

★ 対応の考え方（案）に賛同

07. 水需要予測の立て方が問題

● 県の総合計画においては、過去の実績値を踏まえ、人口、世帯構成人員、雇用

者１人当たりの所得等をもとに、水の安定供給に責任をもつ立場から水需要予測を行っている。なお、県の総合計画における水需要予測については、総合計画の策定、改定時に見直しを行ってきている。

★　調整中

08．取水の仕方と放流の仕方、その場所が課題

●　取水場所や放流場所について、不合理な点があれば個別に検討する。

★　未　了

〔７～８を一括して〕

★　節水と水需要予測を合わせて考え、「限りある資源の有効利用」として中身を書き出す。

09．水道水の節水が水道行政の政策になっていない。

●　水道法第２条では国、地方公共団体、国民の責務として、「水の適正かつ合理的な使用」という責務を規定しており、これに基づき、各水道事業体は計画的な水道行政を進めている。

10．行政区、地域ごとの面整備による地下水、湧水の確保

●　地下水、湧水の確保は地下水の保全と利用の観点からも重要である。「地下水の水質、水量の保全と涵養条件の改善」と整理したい。

★　対応の考え方（案）に賛同

11．地下水利用事業者の取水量問題（地下水利用税などの検討）

●　地下水の利用の規制は、地盤沈下の防止の観点から、神奈川県内の県央、湘南地区ですでに実施している。地下水の取水量の問題については、水循環のなかで考える必要があり、今後調査検討が必要である。

●　地下水利用税は、国の制度の問題であり、流域で独自に検討することは困難である。

●　山梨県では、地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱により、すでに指導を行っている。

★　検討したが、未調整。

★　現況の課題の把握が課題として残った。なにを課題とするか、行政＝地盤沈下、市民＝地下水利の税の設置など

12．家庭排水が直接川に入っている

●　生活排水が未処理で川に流されているということは理解できる。生活排水を未処理のまま川に流している人口は、流域全体で５２万人あり、その未処理人口に対する生活排水処理施設の整備を図るため、県は、生活排水処理施設整備構想を策定し、下水道、合併処理浄化槽等の処理施設の整備を行なっている。表現を変えれば、課題として考えられる。

●　または、現状の中で記述することも考えられる。

★　対応の考え方（案）に賛同

13. 家庭排水の複雑化に対応する処理方法の実現　・浄水場でも取れない物質

● 浄水場でも取れない物質とは何か。未処理の生活排水が問題であれば、前項のように整理してはどうか。

● 29と関連するのであれば、これと合わせてしまうことも考えられる。

★ 対応の考え方（案）に賛同

14. 下水道の構造の問題を検討する。　・雨水と汚水の分流式か否か

● 神奈川県では流域関連公共下水道のうち、合流式で整備された区域も一部あるが、現在は分流式整備が進められている。今後、合流区域は、分流式にするなど改善する方向で検討している。

● 山梨県内の本流域下水道整備は、すべて、分流式で計画、整備されている。

★ 未　了

15. 流域下水道計画の見直しを検討する

● 下水道については、社会情勢の変化による計画汚水量の見直しや、防災対策の検討、下水道施設・資源の有効活用の観点から事業計画の見直しを行っている。

★ 書き直しで調整（賛同）― 見直しの見解の相違のため

16. 生活雑排水処理計画の中身と進行具合、対象の検討を、市民に公開する

● 生活排水処理施設整備構想は、両県が策定したが、この構想は公表されている。進行具合については、逐次取りまとめ、環境白書等で発表することとしている。

★ 未　了

17. 原水の水質がが悪化している。　・マスの養魚場、産業排水、不法投棄、農薬、藻類、家庭排水、酸性雨、畜産、リニアモーターカー整備等による土砂の投棄、ダムの水の有機汚染、様々な化学物質、地下水汚染、富栄養化

● 立地規制については、今後の課題。地域住民の意向に沿った検討、個別の科学的調査が必要と考える。なお、両県では、新たなゴルフ場の申請は受け付けていない。

★ 未　了

18. 飲料水の水質基準で細菌、微生物の基準設定が不十分である

● 水道水質については水道法に基づく「水道水質基準」が定められており、社会情勢の変化に合わせて、国で継続的に見直しが行われている。この基準に住民の意見を反映させることは必要であるが、水道水質基準は健康影響の面と水道水の性状の観点から検討され設定されたもので、行動指針の目標として、流域独自の別個の基準の設定は困難である。

★ 書き直しで調整（賛同）
・河川水の水質における最近の微生物の課題として書き直す。

19. 水源環境保全の資金不足（水源保全条例・水源環境保全基金の設置）

● 具体的提案があれば、流域で検討することは可能である。

★　対応の考え方（案）に賛同

20. 水をせき止めること（ダムによる水質の悪化）・藻類の繁殖・有機物質の堆積等、・アンモニア性窒素の増加→浄水場の塩素投入量の増加の原因

●　生活用水確保のために、ダムは必要である。水質の悪化については、最近の技術で対処していく考えである。

★　対応の考え方（案）に賛同
最新の技術に検討の余地あり。

21. 多様な化学物質による汚染

●　公共用水域、地下水の水質保全と合わせて趣旨を表現するか。

●　または「現状」で記述してはどうか。

★　書き直しで調整（賛同）
・河川水の水質における最近の微生物の課題として書き直す。

22. 上流の処理水を下流で取水する構造（地下水、湧水など代替水源の確保）

●　08と同じ趣旨か。代替水源の確保は、水の安定供給の観点からも必要と考えられる。

★　未　了

23. 大規模水道事業による弊害　・自己水源の放棄　・水循環の分断　・過剰投資　・独立採算制によって生ずる課題

●　都市の成長、地形や水理条件等により形成されてきたのが今日の水道事業の姿である。

●　個別の問題については、今後、検討してはどうか。

★　未　了

24. 地下水、湧水の保全対策ができていない。　・水質、水量

●　地下水の水質と水量の保全対策を、実施している。水質、水量の保全は必要であり、表現を変えて、課題とする。

★　対応の考え方（案）に賛同

25. 浄水処理（塩素処理）の見直し　・塩素処理の限界と副生物による弊害（ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ・MX等）、・ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等、細菌類以外の、塩素で死なない原虫等に対する対策の立ち遅れ

●　病原性細菌の汚染を不正でいるのは、塩素であることは事実である。

●　膜処理を採用する事業体へは支援している。（山梨）

●　ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ の問題は、水源の有機物汚濁も大きく関与している。ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑは、水源を含めた総合対策が必要であり、浄水処理の見直しよりも、水道水源の保全という課題で整理する。

★　削　除

26. 塩素神話による残留塩素の濃度の設定の仕方と安全性に対する不安と疑問　・残留塩素濃度の最低基準はあるが、安全基準はない

● 塩素処理は、現在考えられる最も効果的な消毒法である。
● 快適水質項目として残留塩素１㎎／ℓ程度以下がある。
● 水に溶けた塩素そのものは、常用の範囲で問題がないと見てよい。（ただし、原水の質によっては、副生成物の問題が発生する場合がある。
★ 削　除

27. 下水処理水の水質の問題　・窒素、燐が除去しきれていないために藻類の発生をもたらす。（大規模下水道も合併処理浄化槽も）

● 下水処理場については窒素、燐の処理技術は確立されている。窒素、燐の除去は、主に「湖沼」などの富栄養化対策として行われるものである。現在、桂川・相模川の環境基準の類型は全域が「河川」として類型指定されているため、下水処理場を含めて、窒素、燐に係る厳しい排水規制は行なわれていない。
● 合併処理浄化槽についても、窒素、燐の除去技術は確立されている。（一般家庭用の小型合併処理浄化槽については、燐が除去できる浄化槽は、建築基準法の構造基準に入っていない）
★ 住民の課題をそのまま残す。

28. 流域下水道の見直しの検討

● 15と同じ
★ 対応の考え方（案）に賛同

29. 大量に廃棄される諸洗剤　・一般家庭における洗剤の非イオン系の合成界面活性剤は　現行の水質基準の検査項目に入っていない　・水道水のなかに合成界面活性剤が入っている事が多い

● 公共用水域の水質調査では、非イオン界面活性剤については調査している。
● 水道水質基準には入っていないが、厚生省は、非イオン界面活性剤については検討を始めている。
● 神奈川県では、洗剤対策推進方針を策定し、石けんなど、分解性の高い洗剤の普及、適切な洗剤使用について普及啓発を行っている。
● 洗剤の使用の問題については、行動指針の中に盛り込み、公共用水域の水質の保全、水道水質の保全という課題として整理してはどうか。
★ 対応の考え方（案）に賛同

30. どの地点を親水性の護岸にしたいのか、地域と行政の情報交換不足──→河川整備計画が市民に事前説明、納得されていない

● 河川の利用状況、地元の要望等により実施している。実施にあたっては、地元市町村や自治会等を通じて、事前説明会を行っている。
★ 書き直しで調整（賛同）
・流域を視野に入れて秘録情報公開すべきという内容に

31. 河川や周辺の整備状況で、地下水が川に入れない構造がある。　・コンクリート護岸の見直しや雨水浸透枡・浸透性ある舗装の推進

● 治水の観点から、強度が必要な場所ではコンクリート護岸となるが、それ以外の場所では、環境に配慮した親水性の護岸とするなどしている。

★ 未　了

32. 水辺が遠い子供たち　・川を知らない子供たち　・川が子供の生活空間のなかに入れるような護岸づくり

● 「現状」で記述することでどうか。

★ 未　了

33. 周辺の緑化（地域の植生にあった緑化計画を進める。）→計画・推進すべき

● 課題である。

★ 対応の考え方（案）に賛同

34. 水質（環境）についての認識・学習の希薄さが問題

● 「環境学習の充実」と表現を変えて課題として整理したい。「現状」で触れることも可能。★対応の考え方（案）に賛同

35. 排水対策が遅れている企業がたくさんある

● 02と同じか。

36. 工業団地等に入れずに排水設備のないエリアや民家の間で稼働している事業所もある。

● 02と同じか。

37. 排水基準があってもチェック機能がない　・排水データの情報公開を求める

● 法律、条例に基づき工場、事業場に対して規制指導を行い、必要に応じて水質検査を行っており、チェック機能がないとは当たらない。

● 工場、事業場の水質検査データは、情報公開は可能である。

〔35～37を一括して〕

★ 検討したが未調整

・企業の排水の水質基準の厳格化は、誘致や設備投資の経済問題とが倒産を含む課題として　別に残る。

・１、２、３の対応策に具体策を書き込むか？

・一般家庭排水の質は問えないため、下水処理で個別に対応

38. 河川整備事業等による土砂で生ずる汚濁が原因の生物の死滅

● 個々の工事においては、指摘のようなことも生ずることもある。河川工事等の実施にあたっては、できる限り濁りが生じないように努めている。

★ 調整中

流域のゴミゼロのために

01. 家庭ゴミの近隣水路への投棄
02. 自然分解されないビニールや紙オムツ等のゴミの投棄
03. 家庭ゴミの山中、河川敷への投棄（わざわざ山の奥に捨てに行くことすらある）
04. 住民、小規模事業者の、ドラム缶焼却灰の側溝への垂れ流し

〔01～04を一括して〕

● 市民側から提起されている流域のゴミ問題のうち、ゴミの不法投棄や散乱ゴミについては、たいへん細かく課題として提起されているが、個別に議論するよりも集約して検討を進めるほうが総合的に議論できるので、課題としては、つぎのとおり整理する。なお住民が指摘している項目については、行動指針で整理する。

◎ 産業廃棄物や粗大ゴミ等の廃棄物の不法投棄
◎ ゴミの散乱

05. 河川敷駐車場への不法投棄（家電製品、自転車、車等）
06. 大規模で常習の不法投棄場所の廃棄物の撤去（投棄者の特定が困難）
07. 県境、林道、山中、河川敷での、事業系ゴミの不法投棄
08. 私有地への大型ゴミの投棄（保管）
09. 河川、河川敷へのゴミのポイ捨て
10. 車からのゴミの投棄
11. バーベキュー、花火等、河川敷利用後の不始末
12. 釣り客のゴミのポイ捨て

〔05～12を一括して〕

● 同　前

13. 狩猟の鉛弾散乱による水鳥などの鉛中毒

● 新聞報道で事例があることは承知している。

14. 釣り具、釣り針、釣り糸等の投棄による鳥獣被害

● 01～04に同じ

15. 処分場建設計画等、残土処分関連情報の不足

● 残土については、近隣住民の通報で現状把握をしているのが実態である。課題である。

16. 処分残土の不透明性（残土以外の廃棄物が混入している危険性）

● 実態は不明である。廃棄物が混入している場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象になる。

17. 降雨時の残土の河川流出

● 豪雨時に流域から土砂が流入することは自然現象としてある。

18. 山中への残土処分場集中

● 課題である。（山梨県）

19. 民有地への残土投棄

● 課題である。

20. 残土運搬車両の生活環境破壊

● 課題である。ただし市町村条例を制定する際、検察庁から罰則を設けることは難しいことが指摘されている。

21. （産業廃棄物最終処分場）建設計画の段階での市民への情報不足

● 神奈川県では環境影響評価条例や最終処分場の設置に関する審査要綱に基づき、地域住民に計画の周知を行なっている。また、廃棄物および清掃に関する法律が改正され、本年６月から、産業廃棄物について許可申請があった場合には、設置場所の告示を行なうとともに、申請書を１ヵ月縦覧し、地元の関係住民や市町村の意見を聞くことになったこ。

22. どこで、だれが、いつ、何を、どのように処分しているかが不透明

● 「廃棄物の処理および清掃に関する法律」の改正により、最終処分場に搬入される産業廃棄物の内容や排出事業者の管理が充実強化された。

23. 処分場から流出する廃棄物、廃液等の環境汚染

● 桂川・相模川流域では最終処分場からの浸出液を定期的に水質検査しているが、その結果からは、地域の環境汚染につながる事例は出ていない。

24. 相模湖浚渫残土による環境破壊

● 浚渫土砂は、建設用骨材として利用することを基本としている。そのほかにも住宅団地、土地改良などの土地造成等に有効利用されている。

25. 出入り車両（ダンプカー）による交通公害

● 神奈川県環境影響評価条例に基づく手続きの中で、搬入車両の交通量についても地域住民に知らされている。埋め立て中の最終処分場について、車両の出入りによる交通公害の事例は見受けられない。山梨県では、残土処分に伴ない、沿道住民からの苦情が市町村に寄せられている。

26. 条例の実効性が保てない ― 市民意見を反映させた条例への見直しと罰則規定の強化）

- 具体性を欠き、判断できない。
- 市町村、住民の支持がなければ条例を制定できないのが実態である。

27. 行政の自然・環境に対する意識レベルの低さと意識改革

- 意識改革は必要と考えるが、行政の職員は現行制度の中で仕事をしているのが実態である。

28. 環境アセスメントの確保（環境アセスメントを工事関係者か或いは事業者が委託した業者が実施している。）

- 環境アセスは事業者が行うのが大前提である。
- 環境アセスの対象事業については住民意見、市町村意見、アセス審査会の審査が行われていることから、たとえ同一業者であったとしても客観性は確保される。

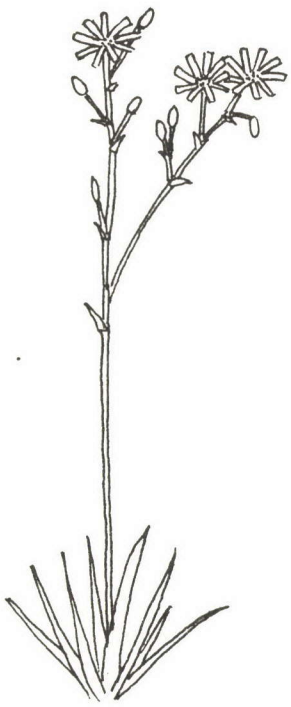

カワラニガナ

公共事業に市民の意見を反映し、環境の視点を優先するために

01. ダム、堰の建設をはじめとした賛否の分かれる事業等が、行政によって一方的に進められている。
02. 宮ケ瀬ダム、相模大堰、葛野川ダム、深城ダムなど必要性が疑問視される大規模開発事業が強行されている。

〔01～02を一括して〕

● 宮ケ瀬ダム、相模大堰は、県民に対する安定供給に必要なものである。また、事業は適正な手続きを経て実施されている。

★ 宮ケ瀬ダムは20年以上も前から、過大な水需要予測に基づく不必要なダムだと「宮ケ瀬ダム問題を考える県民の会」から指摘され、県議会でも大論争が展開された。それから20年後の今日、150万トン／日以上も過大な計画であったことが明らかとなっている。その宮ケ瀬ダ開発水を取水する相模大堰が不必要な過大計画の上に造られたことは明白で、そのような不必要な公共事業をチェックできず、形式的な適正さだけで具体化してしまう「手続き」こそ、見直されなければならない。

★ 節水を進める必要最小限の取水を行なうことで、大規模開発でなく安定供給が実現できると考える。

★ 適正な手続きを経て実施されているにも拘わらず、環境保全や市民参加が必要となってきた事実こそ問題である。

03. 工事説明会から、狭い地区以外の県民が排除されているが、工事周辺に住む地域の住民のみしか対象でない。
04. 流域住民の意志に反した工事が強行されている。

〔03～04を一括して〕

● 河川沿いに住む人は、洪水は大問題であり、河川改修の要望があり、自治会に相談して範囲　を決めている。

● これまでは住民の要望という形で行なわれてきたが、意思の確認という手続きはなかった。現在、国の対応に変化が見られる。

★ 洪水災害防止を口実に安全度１／１５０（１５０年に１度の洪水）の工事実施をしていると言いながら、現実には、安全度１／３０の多自然型川づくりを実施している。こういう工事内容すら、法律に基づかず、知事（河川管理者）の一存で、公開論議もなく、県会にも諮られずに行われている。つまり、巨大公共事業が、知事の密室的な裁量だけで進められている一例だ。

★ 洪水論議ですら公表されておらず、市民参加ができていない。

★ 河川改修は、単に「治水」のためだけではないはずで、流域全体の住民の生活

の安全と快適さの確保から総合的に判断すべきであろう。
★　治水のみを重視せず、利水、環境の側面を考えるなら、説明会の対象は、横浜、川崎の人々も加える必要がある。

05. 公共事業の計画立案段階の初期段階に市民は参加できず公表された時にはもはや戻しができない状況にある。
06. 計画及び意志決定に市民が参加するシステムがない
〔05～06を一括して〕
● 03に同じ。
★　実際には初期段階どころか、実施中の工事すら公表されていないものが多いし、県民の意思を聴取しないのが通例となっている。むしろ、公表された計画（上の例でいえば、相模川水系工事実施計画）とは別の非公表計画（上の例では、相模川多自然型川づくり）が実施されている例もごく普通になっている。
★　「意志の確認という手続きはなかった」というように、市民からみると一方的である。
★　市民の提案した公共事業のあり方を課題として提示する。
★　「計画の公表　→　話し合いの場の設定　→　住民意見の反映」が必要である。

〔01～06を一括して〕
★　提起された問題について、行政の立場を言い訳しているに過ぎない。公共事業が真に必要とされるものに限られるように、新たな行政の在り方を探ろうとする問題認識の姿勢が必要である。
★　公共事業に関する考え方を開発的観点と環境保全的観点に分けた場合に、開発的観点からの住民の要望を一部限られた住民から聴取してきたが、環境保全的観点からの住民意見、要望は考慮されてこなかったことは課題である。

07. 相模ダムにおける堆砂問題は深刻である。浚渫残土が上流の沢を埋めて捨てられている。その一方で、河口部の閉塞や海浜の減退が発生している
● 海浜の衰退は、様々な原因により発生しており、一概には言えない。
★　海浜の貧砂の原因は、河川排砂のダムなどによる遮断と、海蝕崖の保全による崩落砂の減少と特定されている。その原因の上に、二次的に漂砂現象が起きて、貧砂が部分的に激化している（建設省土木研究所河川部長の見解）。
★　対策も、バイパス河川など、いろいろ研究されている。
★　海浜の減退は、川からの砂の供給が断たれていることに起因することは定説である。問題点を率直に認識しないと、解決方法を見つけることが出来ない。

08. 山梨県環境影響評価等指導要綱は住民参加のない第二種事業がマヤカシとなっている。
09. 山梨県環境影響評価等指導要綱は対象とする事業規模が大きすぎて現実的でない。
〔08～09を一括して〕
● 条例制定に向け検討中である。
★　アセス法の施行は1999年６月の予定で、それまでに山梨県は条例化、神奈川県

は条例改訂を進めているが、アセス法の欠陥（住民参加の欠落、後退）にすり合わせないようにすること。

★　今年6月公布のアセス法では、住民の意見は2度しか提出できない。神奈川県条例は、7回以上の住民意見の表明方法がある。少なくとも神奈川県条例を一歩でも進める形にすり合わせること。

★　前向きな点は評価できるが、制度自体の今日的検証に欠けている。実効力のある条例を期待する。

10. 環境アセスメントが行われずに、環境破壊を伴なう事業が進められている場合がある。

●　山梨県側は、条例制定に向けて検討中である。ただし対象規模については今後検討する。

●　環境影響評価条例の対象事業は、実施される地域等により環境に著しい影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の事業となっている。

★　規模が小さくても適用するかどうかを検討するスクリーニングを前置する必要がある。（アセス法にはこれがある。）

11. 環境アセスの位置づけと規制力が不十分である

●　条例制定に向け検討中である。（山梨県）

●　環境影響評価条例は、計画の適否についての行政処分を目的とする規制条例ではなく、環境影響評価の手続きを定めた手続き条例と位置づけている。

★　神奈川県の条例は、環境影響の強弱のみでなく、事業計画の規模などの適否も審査対象としている。つまり、住民参加を保証する手続き法によって、討論の中で適正さを求めてゆく、という形の環境法の手法であって、建築基準法のような単なる手続き規定ではない。

12. 大規模開発、公共事業者のアセスメントが、事業者アセスとなっていて、開発を推進する行政が一方的に行なっている。その結果、常に影響は軽微であるという結論である

●　条例制定に向けて検討中である。制度論である。（山梨県）

●　大規模開発や公共事業についても環境影響評価条例の規定に従い、他の事業と同様の手続きを実施している。

★　神奈川県のアセス条例制定時の理念を忘れてはならない。形式的な手続き規定から、実態としてのアセスメントを行なうために、住民参加を増やして、事業者との討論の場を提供すること、代替案や同じ目的を達成する別の事業案なども想定していた。

13. 環境アセスメントが開発の御墨付になっている

●　山梨県は条例制定に向けて検討中である。

●　環境影響評価条例は、許認可を賦与するものではない。

★　事業者戸住民の活発な討論の場を保証する手続きを規定して、討論の中で適正さを機能させていくことを目標としている。その過程が十分に保証される条例で

なければならない。

★　住民が提起しているアセスの現状の問題点についてちゃかしているとしか思えない。環境アセスメントが本来担うべき環境保全のための機能を真に発揮し得るためにはどうすべきか、現状の何が問題なのかを真摯に認識すべきである。

〔11～13を一括して〕

★　そもそも開発による環境への影響を科学的に十分な精度で定量化できるという前提に立ってアセスを行なっているのだろうか。この点について、当局の見解を聞きたい。

14. 公共事業に関する市民サイドのアセスメント組織、チェック昨日が必要である。

●　公共事業全般について可能と考えるがどうか。市民が考える課題である（山梨県）。

●　環境影響評価条例の規定に基づき環境保全上の意見を有するもの（団体を含む）は意見書を提出することができることになっている。

★　形式化が進んでいる。活発な議論の場として保証されなければ、条例の意味がない。

15. 実際の工事で環境アセスがないがしろにされている場合がある

●　環境影響評価条例上、対象事業の実施状況が予測評価書の記載と異なり、かつ環境保全上の見地から必要がある場合に実態調査し、報告を求めることができることになっており、また、勧告、公表の措置を設けている（神奈川県）。

★　事後アセスは工事終了後で、工事中の「審査書違反」、「評価書違反」は野放しである。

★　アセスのなかに書かれている通りに工事を行なえば、まだ自然環境が壊されることはないはずである。工事がおかしいか、アセスがおかしかったのかのどちらかである。

16. 神奈川県のアセス審査会は密室で行われており、市民に情報が公開されていない

●　環境影響評価審査会の会議結果については、県政情報センターで情報提供している（神奈川県）。

★　会議録は要点筆記であり、速記録か傍聴（会議公開）のどちらかが必要。

★　会議の公開こそが重要である。

17. 開発計画優先のアセス審査会が行われており、自然環境が破壊されるにもかかわらず影響はないとの評価結果となっている

●　環境影響評価審査会では、住民意見書や市町村意見等を踏まえて専門的科学的見地から審査が行われている。

★　「自然は自然のままにする。現況は現況のまま持続する」ことが大前提にある上での開発事業アセスメントである、というアセス審査の大原則からみて、いまの審査会は、足が地についていない。そこに不信の根っこがある。

★　工事を行うための取りつけ道路などの影響等はアセスメントの対象に含まれず評価結果でこれまでに中止になったことはあるのか。また住民意見は参考でしか

ないと思う。

〔16、17を一括して〕

★　住民課題が神奈川県の場合に限定されているが、山梨県でもアセス審査会（技術審査会）のあり方に大きな問題がある。例えば、東京電力葛野川発電所のアセスでは、技術審査会委員（当時）８名のうち５名が、事業者のアセスに「指導・監修」として関わっていた。審査会の議事録も非公開のままになっている。

18. 絶滅危惧種は発見されてもおかまいなしに工事が進み、アセス審査会はストップ、再調査は行なえない

●　環境影響評価条例上、対象事業の実施状況および予測評価書の記載と異なり、かつ、環境保全上の見地から必要がある場合には実態調査し、報告を求めることができることになっており、また勧告、公表の措置を設けている。なお環境影響評価審査会は審査機関であり、規制権限を有するものではない。

★　工事中に実態調査やその報告が行われたことがない。

★　タコノアシの絶滅（全滅）の事例ですらやっていない。

★　相模大堰における約６５種にのぼる絶滅危惧種の昆虫類、数種にのぼる絶滅種についてその保全をどうするつもりか。審査会はそこまで責任をもつべきである。

19. 代替案の検討が十分行われていない

●　制度論である。（山梨県）

●　環境影響評価条例上、事業者に代替案があれば、それについても予測評価書案に記載してもらうことになっている（神奈川県）。

★　代替案のない事業はあり得ないのに、いままで一度も代替案アセスが行われていないのは、条例上（制度上）の大きな欠陥である。

★　代替案は事業者と県民が話し合いながら作り上げていくものと考える。

★　代替案の提案権を事業者に限定している根拠はなにか。また市民による代替案をなぜ検討しないのか。説明を求める。

20. 川の水を利用するだけで、再び川に戻すということが考えられていない

●　課題である（山梨県）。

●　流域全体で水循環の在り方について検討する必要があると考えている。

★　縦割り行政の中では、伏流水、地下水、森林機能など全体的な科学的知見を、行政計画としてまとめられない。先に縦割り行政の打破が必要になる。

21. “水資源開発”の名のもとに、ダム建設をやり続けている

●　これまでの水資源開発は、県民に対する安定供給に大きく寄与してきたものであり、県民生活に必要不可欠のものである。

★　安定供給を名分として、余りにも過剰な開発、過剰な公金支出が行われ続けてきたことに対する、たまりたまった県民の不満が爆発しているのが現状である。

★　神奈川県においては、ダム計画の終了宣言、ダム開発をやめることを提案する。

★　節水を呼びかけ安定供給量を減らし、水源開発を抑制する。

22. “水資源開発”の前提は、何重にも過大な水需要予測である

● 県の総合計画においては、過去の実績値を踏まえ、人口、世帯構成人員、雇用者１人あたりの所得等をもとに、水の安定供給に責任をもつ立場から水需要予測を行っている。なお、県の総合計画における水需要予測については、総合計画の策定、改定時に見直しを行ってきている。

★ 過去に何度も改訂されてきたこれまでの水需要予測は、結果的に実績値と乖離している。

★ これらの過去の過大予測を根拠に、宮ケ瀬ダムや相模大堰の建設が推進されてきたのは事実である。

★ 予測の立て方を見直す必要がある。

23. 大都市は、ローカルな地域の水資源をくみ出して無駄遣いをしていないか

● 相模川からの取水は、県民生活に必要不可欠なものである。

★ 必要不可欠な生活水は、「節水施策」「都市降雨の貯留」「地下水の涵養」等でも大量に確保されるのに、何一つやろうとしてこなかった。

24. 現在の桂川・相模川は、川の水量が少なく、流れも緩やかで、自然の浄化作用も弱い。

● 相模川からの取水は、県民生活に必要不可欠なものである。

● 流域全体で水循環の在り方について検討する必要があると考えている。

★ 桂川・相模川の水を搾り取ることをやめて、桂川・相模川に水を返し、豊かな流れを回復する方法をこそ、積極的に金をかけて行なう時代になっている。

★ 水利権の見直しを含め、桂川・相模川に水を返す方向で「水の循環のあり方」に踏み込んで考えていきたい。

25. 桂川流域では、東京電力による取水発電により、水量の殆んどが導水路を流れ、河川本流には最低限の水量しか流されていない。河川の維持水量は保証されてるのか。

● 県としてコメントできない。

★ 発電取水を節減して川水を回復することは大井川などで実行されている。発電の方法を考えるべきだ。

★ 環境経済学の手法で可能なのではないのか。

★ 河川管理者の弁を聞きたい。

26. 相模湖の下流においても、横浜市や川崎市への導水により流域外に水量が持ち出され、また流域で利用される水量も、広域下水道によって再び相模川に戻されることなく、相模湾に放流されている。

● 相模川からの取水は、県民生活に必要不可欠なものである。

● この事業の趣旨からみて検討を要する。

★ 水系外に水を多量に導水するのは、生態系の大破壊であり、正しい水循環を考える際に真先に考慮されなければならない。

27. 捨てられた産業廃棄物からの得たいの知れない成分が川に流れ込んで、飲料水として不安である。

● 事実関係は判らないが、産業廃棄物や粗大ゴミの不法投棄という課題で整理したい。

★ ゴミ、水質の部会の中で取り上げる。

28. 大規模住宅開発による水質汚染が心配である。

● 大規模住宅開発については、住宅から排出される生活排水は下水道、合併処理浄化槽などにより処理するように行政で指導している。

★ 宅地開発による森林の減少、鉄砲水、濁水（ＳＳ）、富栄養化は、水汚染の大きな原因である。

29. 合成洗剤による水の汚染が進んでいる。

● 神奈川県では、洗剤対策推進方針を策定し、せっけんなど分解性の良い洗剤の普及、適切な洗剤の使用について普及啓発を行っている。

● 桂川・相模川の水質保全という課題で整理することはできる。

★ ゴミ、水質の部会の中で取り上げる。

30. いまや飲み水（つまりは川の水）が汚れている。塩素やカビのにおいがする。

● 飲み水は汚れていない。川の水について、桂川・相模川の水質保全、水道水源の保全、という課題で整理することはできる。

★ ゴミ、水質の部会の中で取り上げる。

31. 公共下水道について、市民への情報が不足している。

● どのような情報が不足しているのか分からない。下水道に限らず、原則として情報公開されている。

★ 公共下水道が普及すればどこかで処理してくれるから何を流してもよいと思う市民が多い。やはり情報不足は否めない。

32. 生態的水質悪化は、川の止水化がその大きな原因であり、これへの対策を考える。アオコの発生抑制にもつながる。

● 生活用水の確保のためにダムは必要である。水質の悪化については最新の技術で対処していく考えである。

★ ダム湖の水質悪化は止められておらず、年々周囲の苦情が増え、安全性も問題化して、生活実体としては４分ノ３の家庭で浄水器をつけるまでに至っている。技術で自然回復が可能かどうか、科学的判断を下すべき時期にきている。もし、否と出るなら、水政策を思い切って転換する必要がある。

★ 最新技術とはどういう方法か、具体的に示して欲しい。

33. 河川改修工事、ダム建設とその関連工事等において、環境に全く配慮しない工事が行われている。

● 現在の公共工事においては環境に配慮している。

★　あまりにも配慮が少ない。
★　あまりにも負荷が多い（種の絶滅すら容認している）。
★　これを見ると、行政としての回答の一貫性がいかに欠落しているかを、改めて思い知らされた気がする。
★　環境への配慮とは、例えば魚道を造ったという行為をいうのではなくその魚道が機能してはじめて配慮がなされたと言えるのである。

34. 相模湖の寿命が１００年として、すでに５２年経ち、ダム湖の堆砂で流域環境に大きな影響を与えている
●　ダム湖の堆砂で具体的にどのような多くの影響が出ているか不明。
★　最大の影響は、下流に砂礫が流れず、ひいては海浜の貧砂の主因となって日本の海岸線を破壊し海の生態系にまで影響を与えている。ダムの環境破壊の大きな項目の一つである。

35. 支流などの砂防ダムには問題が多すぎる
●　問題点が分からない。砂防ダムは、防災上、必要なものである。
★　丹沢山地の莫大な量の砂防堰堤が、渓流の生態系や景観に致命的な破壊影響を及ぼしていると今回の『丹沢大山自然環境総合調査報告書』でも指摘されている。必要性についても全く科学的な説得力がない。
★　神奈川県によって実施された丹沢大山自然環境総合調査の『報告書』を読んで下さいと言いたい。その内容を尊重しようとはしないのか。
★　行政案にある、ダム堆砂の防止、ダムの延命の為の砂防ダム、貯砂ダムの設置を、議論なしに容認することはできない。環境に対する影響の検討が必要である。

36. 大きな河川だけではなく、小さな河川での砂防ダムの工事が増えている
●　問題点が分からない。砂防ダムは、防災上、必要なものである。
★　自然の崩壊は、自然植生によって防がれているのが原理原則であろう。緊急対策としては近自然工法でやるべきであるし、都市部であればコンクリート構築物も止むを得ないかも知れない。原理原則に立ちかえらなければ、出費ばかり多くなって、然も必ず自然のしっぺ返しがくる。崩壊土を自然流出させず、砂防堰堤で急斜面にため込むことは危険であるとの指摘もある。

37. 流域の宅地開発が流域環境に負荷を与えている
●　流域の宅地開発による人口増加により水域に汚濁負荷が増加する。流域の人口の動向を、「アジェンダ」の中で盛り込むとすれば、「前文」となる。
★　汚濁負荷の増加はその通りである。プラス、森林破壊、表土流失、鉄砲水等々。

38. 中流部の望地河原では、地下の砂利を採取した後に、残土を処分する計画があり、伏流水の破壊が懸念されている
●　望地河原の残土処分場の計画は現在ない。
★　今後とも計画がないということであれば、課題から外すが、本当に二度と再びこのような計画は立てないということなのか？

39. 大規模な河川横断工作物により、魚の自由往来が阻まれている

● 一部には、魚の自由往来が阻まれている所はある。

★ 仮に魚道が設置されていても、機能が十分でなければ、問題は解消されない。

★ 川の幅に対して魚道の幅はあまりにも狭すぎる。

40. 公共工事における行政機関での縦割り行政の悪弊

● どのような弊害があるかが明らかにならないと議論できない。

● 個別、具体例でないと論じられない。

★ 相模川の環境保全に「配慮」していると言うだけで、全く実効が上がらないのは、土木部だけで計画を作っているからであり、多自然型川づくりといっても、建設省規格ですらない。相模川の環境保全、河川工事の一元的責任者がぜひ必要である。

★ 縦割り行政の弊害は、環境保全を実現していく上で深刻な問題点であることはすでに言われてから久しい。「どのような弊害があるか明らかにならないと」、「どういう意見か分からない」という態度は、市民を愚弄してるとしか言いようがない。真面目にやって下さい。

41. 工事が計画的に行なわれていない

● 事実関係が分からないと議論できない。

● 公共工事は計画的に行っている。

★ 工事実施基本計画は法定計画だが、多自然型川づくりは計画ではない。実際には、計画ではない多自然型川づくりで河川工事が行われている。

42. 河川工事一般は、国→県、→市町村レベルの流れでの流れで進められている

● 何が課題か分からない。意味が不明である。

43. 川そのものに行政的ランクがあり、目の前の川の水を住民が自由に使えない

● ボート遊び、水泳、洗濯、散歩などは自由使用である。

〔42、43を一括して〕

★ 実態はとても複雑で、とても簡潔に解説できない。でも複雑であるということ自体が、公共事業の問題の核心と考える。誰にも完全には分からない、誰も責任を負わなくて済むようになっている。相模川の河川工事は誰の責任だという一元的責任者がいなければならない。

★ 行政ランク —— これは河川法がもつ根本問題（河川湖沼の官有）

44. 観光開発によってもたらされる環境負荷について検討する

● 観光による水質の汚濁負荷については、流域の汚濁負荷量算出にあたって考慮している。

★ 観光開発によってもたらされる環境負荷とその抑止について検討する。

45. 下請け業者の談合体質にもメスを入れる

● 流域の課題ではない。

● 問題ではあるが、「流域の課題」とは別の次元の問題である。
★ 下請け業者 → 受注業者に置き換える。
★ 公共事業費の適正（最少支出最大効果）について常に監視する。

46. 多自然型工法についても下請業者に徹底させる
● 下請け業者の問題である。流域の課題ではない。
★ 多自然型工法についても、工事責任者を明確にし、受注業者に工法指導を徹底させる。

47. 多自然型工法、近自然型工法やビオトープなどを隠れ蓑にしながら（グリーン・ウォッシュ：緑の偽装）公共事業が進められている
● そのような事実はないので、課題ではない。
★ ビオトープが事実上機能していない事例数多くはある。
★ 実際には環境保全のためにはほとんど機能していない口先だけの環境対策により、環境への配慮を行なっているとする行政の在り方こそ問題である。

48. 公共事業が地域経済にもたらす影響も大きい
● 地方の経済構造の現実を言ったものである。「現状」の中で触れられるか。
★ 公共事業が地域経済にもたらす影響は大きく、そのプラス面マイナス面をガラス張りにする。

【※註：以下は、市民側の課題にあって行政側の無回答の項目、
および市民側の追加項目です】

○：これまでの公共事業が桂川・相模川の自然環境に与えたダメージを総点検する
★ ダム、堰、砂防ダム、コンクリート護岸、河川敷の改変、河川敷利用（計画）等の再評価を行なう。
★ 公共事業へも環境監査システムやライフサイクル・アセスメントを導入する。

○：開発ではなく、自然環境保全のための公共事業の方向を打ち出す。桂川・相模川の自然環境の回復、復元のための公共事業を、立案、計画していく。過去の公共事業による自然環境へのダメージを、回復、あるいは軽減する事業を提案する

○：一度決まった公共事業を見直すシステムがない。

○：行政が計画を非公開のまま実施している不透明な事業が進行している。

○：工事区域外への影響や区域外で行われる関連工事がアセスの対象になっていない

○：水需要予測を見直し、実績にあった内容にする。節水施策の効果を盛り込む。
・各地方自治体が川の生態系との共生を考慮した水需要予測を立てる。
・有収率、負荷率、利用量率に含まれる何重にも過大な“余裕”を見直す。

○：現在の節水施策はかけ声だけで、効果的な節水施策が実施されていない。
・節水施策の具体的な数値目標を立て、節水を進める。

○：節水が進むと、独立採算性になっている水道事業は赤字となるため、節水事業に積極的に取り組めない

○：ダム貯水量のマネージメントは、渇水が予測された段階から、取水給水制限などへの対処を行なう。

○：これまでは人間社会による川の利用の側面ばかりで、公共事業が進められてきた。

○：神奈川県土木部の多自然型工法とはコンクリート護岸の上に土を被せることだけしか考えていない。コンクリート張りの護岸を基本とするような発想からの転換こそが必要である。

○：相模湖からの浚渫土砂を処理するために沢を埋め立てることは、新たな環境破壊である。ダム湖の抱える環境負荷の一つとして、議論する必要がある。

ガ ガ イ モ

市民の主体的参加 と ネットワークを

01. 市民や市民団体と行政との話し合いの場がない。

● 市民といってもいろいろな考え方をもった様々な人々の集合体であり、だれの、どのような意見を聞けば足りるのかむずかしい点がある。市民の意見は、議会を通して実現するという方法があるが、しかし一方で、行政への市民参加は時代のすう勢であり、行政施策の推進等にあたっては、市民意見の聴取など多くの市民参加の手法が取り入れられている。

● 今回の桂川・相模川流域環境保全行動推進事業で、市民、事業者、行政による「流域協議会」を設置し、桂川・相模川に係る流域環境保全の合意形成をはかることとしているのは、新しい手法を開発するためである。

★ 議員を通してのみが市民意見の反映方法と考えない。

★ 市民からの要望に対して施策をつくる。

★ 開発行為に関して情報公開し、地域住民や関係市民との話し合いをもつことを義務づける。特に反対意見を聞く機会をもつ。

★ 時間がかかることを、市民、行政ともに覚悟する。

★ 話し合いの結果、計画に修正、遅延、停止があっても、責任は、市民、行政の双方がもつ。

★ 緊急避難的あるいは守秘義務的な例外は極力認めない。例外あるいは情報公開できない理由を説明する。

02. 市民が対案をつくる際の資金、人的援助が必要。

● 結果であり課題ではない。

● 現行システムでは、県は対応できない。

★ 市民が対案を作るための資金、人的援助のシステムを作る。

★ 市民案を施策に取り入れる。

03. 市民が政策に加われない。

● 政策論議は、議会で行われるものであり、市民は議員に付託することができる。

★ 施策議論を議会にのみに任せず、直接市民の意見を聞くシステムを作る。

04. 主権在民、納税者の権利義務意識をもつ。

● 行政としてはコメントする立場にないが、一般的には当然のことである。

★ 行政マンは公僕意識をもち、自らも納税者意識をもつ。

★ 施策を執行するのに係る金額を明らかにする。

05. だれもが参加しやすい組織づくり

● 流域協議会の項で整理したい。

★　流域協議会の中で、誰でも参加しやすい組織づくりを話し合う。

06. 少数意見、反対意見を尊重する。
- ●　一般的な考え方として理解する。
- ★　行政のパンフレット、報告書、展示館などに、少数意見、反対意見を併記する。

07. 話し合いの場をもつ
- ●　１と同じである。
- ★　話し合いを経なければ計画立案できないようなシステムにつくる。

08. 行政とのパートナーシップや組織を作ると、使われるだけになり、枠の一人歩きの危険性も出てくるので、十分に話し合う。
- ●　コメントする立場にない。
- ★　市民からの提案、要望のときに、連携した組織をつくる。
- ★　形骸化した組織との協力関係を常に見直す。

09. 事務局を養うだけの資金がない。
- ●　コメントする立場にない。
- ★　法人格をもたない団体にも委託できるシステムをつくる。

10. ＮＧＯ、ＮＰＯの社会的認知を得る。
- ●　市民活動促進法案が国会で審議中である。
- ★　ＮＰＯ認可をとらない市民団体も意識的に認知する。

11. 担当職員を巻き込む
- ●　コメントできる立場にない。
- ★　市民から要請があれば、担当職員が出張できるシステムをつくる。

12. 縦割り行政の弊害
- ●　どういう意味か分からない。
- ★　縦割り行政の弊害がないと言い切れるのか。
- ★　部局間の連絡調整会議をもつ。

13. 行政職員も専門家として参加できるようにする
- ●　行政職員は職務として命令があった場合にのみ参加できる。
  （個人としての参加は別で、その場合でも守秘義務などの制約はある。）
- ★　市民の要請は、職務としての命令にする。
- ★　議員からの要請よりも市民からの要請のほうが意義あるものとする。

14. 環境教育を促す担当職員をつくる。
- ●　山梨県は、環境科学研究所に、神奈川県は環境科学センターに、それぞれ環境学習を担当する職員を置いている。

★　他の部署にも欲しい。
★　環境学習担当職員の存在をＰＲする。

15．流域アジェンダ21を遵守する協議会組織とする。
●　流域協議会は、アジェンダの策定、進行管理、流域の各主体の合意形成のための組織である。アジェンダを遵守するのは、各主体である。
★　各主体に流域アジェンダ21を遵守させる。

16．中流部分の津久井湖が抜けないようにする。（地域を拠点としたネットワーク、地域を網羅したシステムをつくる。）
●　課題とするよりも留意すれば良いことである。
●　全川にわたる情報の共有化が必要と考える。
★　市民からの意見がないところにも留意する。
★　各自治体、行政センターの連絡をとりあう。

17．情報に各拠点があると情報を得やすい。
●　今後の課題として考える。
★　拠点ごとの連絡会議をもつ。

18．上下流の市民意識が違い、分断されている。
●　上下流の意識が違うことは事実であるが、共同事業のなかで見えてきたことである。そのために連携し、相互理解を深めることは、今後の課題ということで、できないか。
★　上下流交流のシステムをつくる。

19．無関心層への参加意識を促す。
●　流域環境を保全していくための大きな課題である。
★　無関心層に直接に語りかけていく関心層の市民の組織を作る。

20．各団体への情報は関心がなければその会員に届かない。
●　コメントできる課題ではない。
★　広報などで、市民からの情報を大きく扱う。

21．企業団の参加を得る。
●　協議会づくりの中で進めていく。
★　協議会の中に企業の位置づけをハッキリする。

22．情報の受発信機能としてのネットワークをつくる。
●　行動指針の中で盛り込みたい。
★　流域の情報を集めて発信する機構を、市民で運営するシステムとしてつくる。

23．市民が作ったものと、行政が作ったものは、活用法が違ったり、また市民団体は

ねだるか対立のどちらかになる傾向があるので、独立した関係性をもつ。

● コメントする立場にない。

★ 行政は権限を縮小し、最低限のことをする。

★ まちづくりを市民に任せるために、会議に市民の参加枠をつくる。

24. 縦割り行政の弊害があり、行政内の意志統一が難しい。

● 部局間の総合調整を図っている。

★ 部局間の連絡調整会議を頻繁に行なう。

25. 企業は営利追求に偏りやすくお互いの連携がとりにくい。

● 利益を生み出すことが企業活動の基本である。しかし、ＩＳＯ１４０００など環境への配慮が企業戦略として必要な時代になっており、従来と違った活動スタイルが期待できる。

★ 企業にとって、環境が利益につながる社会状況を認識できるよう、環境を意識した計画立案をもつ。

★ 企業と市民の共働の委託事業と考える。

26. 規制ばかりで川が遠い存在にならないように配慮する。

● 親しめる河川づくりを行っている。車両進入禁止などの規制も河川を保全するためのものである。

★ 河川づくりに市民の意見を取り入れるシステムをつくる。

27. 地域住民の意識に違いがありコンセンサスが得にくい。

● 地域住民の意識に違いがあるのが普通である。だから、コンセンサスを得る必要がある。

★ 話し合いの経過を常に公表し、結果には市民が責任をもつ。

28. 新しい河川法にうたわれている「環境に配慮、市民参加を促す」をより実効性のあるものにする。

● そのように行っている。

★ どのように行っているのか、どのように変わってきたのか、具体的に列挙し、公表する。

29. 小出川や鳩川では、地域住民と土木事務所の話し合いがもたれ協力体制がとれるようになった。

● 市民との協力関係は必要である。

★ 先駆的事例を共有化するために、市民間、自治体間、部局間の連絡調整会議を頻繁にする。

30. 大量消費、大量廃棄の社会を見直す。

● これを具体化するのがアジェンダの重要な課題であると考える。

★ 社会的提案も考える。

31. 無駄な水を使わない市民生活を促す。
- ● 行動指針の中で、節水対策として整理したい。
- ★ 目標数値をハッキリともち、クリヤするための料金、市民参加システムを作る。

32. 河川敷利用の際のあと始末が悪い。
- ● マナーの問題であり、課題である。
- ● ゴミ散乱の中で取り扱いたい。
- ★ 河川利用する時に声をかけるシステムをつくる。

33. 節水、節電、節エネルギーの促進。
- ● 行動指針の中で、整理したい。
- ★ 数値目標をハッキリと決める。

34. 雨水の利用と地下水への還元
- ● 循環の部会の地下水の水質、水量の保全として、課題とする。
- ★ 数値目標をハッキリと決める。

35. 両県民に必要な水資源は限界がある。
- ● 限られた水資源の利用ということで課題として整理したい。
- ★ 数値目標をハッキリと決める。

ミ ゾ ソ バ

【 2 】

1998年12月５～６日の合宿での意見より

〔註：●印＝書き直した、　★印＝すでに書き込みがあった等、　◆印＝留保〕

【森づくりについて】

○〔課題〕

◆「02．行政間、あるいは行政内部の縄張り意識」の表現は、推測による（判断による）キメツケと受け取られる。（２－１）

◆「05．上流側（山梨県）の財政基盤の弱さ」の表現では、何の（ドコの）（ダレの）財政基盤をとり上げているのか分からない。（２－１）

◆「06．森林所有者のメリットが乏しい」は、表現がアラケズリで何のメリットかよくわからない。（２－１）

◆「07．質の高い環境教育の場が少ない」は、何をもって質の高低を論じてるのか。（２－１）

◆「08．教えられる人材が少ない」は疑問が２つあります。①何を教えるのか。②「教えられる」とは「教えることのできる」ですか、「教わる人のこと」ですか。（２－１）

◆「09．ボランティアの底辺がせまい」「10．ボランティアの受け皿が不足」は、何のボランティアについて言っているのですか。林業ボランティア（例えば、草刈り、枝打ちなどのボランティア）ですか？（２－１）

◆「13．現状に対する知見が不足している」は、誰に知見が不足しているのか？（２－２）

◆「21．サンショウウオなど水生生物への影響」　⇨「治山工事がサンショウウオなど水生生物へ影響を与えている」（２－２）

○〔対策・計画〕

◆「・保安林の拡充をすすめる」は、保安林には○○保安林という区別があるのでは。これはドコを指すのかアイマイです。（２－１）

◆「・両県が協調し流域全体を見通した理念を確立する」は、何の理念を確立するのか。（２－１）

◆「・資源の効率的利用を徹底的に追求し、歩留りを高める」は、何の資源を指すのか、何の歩留りを高めるのか。（２－１）

◆「生物のためのグリーンコリドーとして機能するように植林を進める」の「グリーンコリドー」は脚注が必要な言葉と思う。（２－２）

◆「・同所的共生と異所的共生という概念をとりこんだ理念の確立」の「同所的共生と異所的共生」も註が欲しい。（２－２）

【生物との共生について】

○〔目標〕

★「ボランティア精神の涵養」は、一般の人からは、「生物との共生」⇨「環境先進流域」の流れのなかで、「ボランティア」がナゼ飛び出すのか理解しにくい。

私たちはボランティアで奉仕している。だから皆さんも、という呼びかけは違和感を与えるのではないか。「押しつけ」になっている。せっかくの有志活動も、これでは困る。「さそい出す」という姿勢でなければ、一般の人々には浸透できません。

○〔課題〕

●長文を3つに切った⇨「01．桂川・相模川の自然環境に大きな負荷を与えている要因の一つは、治水・利水・架橋に伴なう巨大土木工事である。これらの工事は河川法により、公共工事として行われている。よってこれらの河川における公共工事のあり方についても、検討していく必要がある」（6－1）

●「22．～～無関心すぎる」⇨「気づかないできた」（6－2）

◆㉒は「何と何の密接な関係」なのか舌足らずな表現では ―― 「上流からの砂利補給と河口・海浜との密接な関係」では…… ―― それとも「河口を浚渫した砂を沖に捨てた」ことを問題にしているのですか

◆㉓の問題提起があるから㉒は削除して良いと思う。

●推定によるキメツケのニオイがします。表現を弱めたい⇨「これまでの水資源開発とは、結果として桂川相模川から絞れるだけしぼり取ることだけしか政策努力目標としてこなかったようにみえる」

★「55．ルールのない遊びの復権を ―― かくれんぼ、鬼ごっこ、木のぼり、どろんこ遊び、押しくらまんじゅう……などを復活させる」（6－6）

★　「環境意識 up のために ―― 市民、社会人の環境学習研修の徹底のために、有給参加制度をつくらせる ―― （環境ホルモン、ダイオキシン、環境放射能、食糧危機……などテーマは随時）（6－6）

●「62．・節電・節水意識が低い」⇨「～～意識が行きわたっていない」

★〔目標〕の「ボランティア精神の涵養」についての意見に続けて、「59．日本人はボランティア活動に不慣れである」の表現は、「押しつけ」「キメツケ」の感がニオイます。下手をすると「ダカラドウナノサ!!」と反発を受けそうに思うのです。

○〔対策・計画〕

●「コンビニ等のポリ袋、発泡スチロールなどの使用制限にも踏み切るべきときに至っている」（6－6）

【水質・水量について】

○〔望ましい将来像〕

★「平均的な健康体の子どもたちが泳いだり、飲んだりできる、きれいな水質」という一文だけ掲げれば良いのではないだろうか？（4－1）

●安心して飲めるおいしい水を供給する（4－2）

●　水量 ― 「泳いだり、船にのったりする、川での遊びや魚つりもでき、農畜産業、工業等の流域の産業もうるおす、豊かな流れをもつ川へ」

●「豊富で安全な地下水の恵みを」

○〔目標〕

★「淀みのない美しい川」

★「桂川・相模川には出来るだけきれいな水を返す」の一文だけで良く、他は対策

計画のコマに移るか、また同じような文なので合体させれば良い。（４－１）
●「産業排水」の目標のコマの中の文を、「農畜産業、工業の排水は一定のきれいな状態で川に戻す」と変えたらどうか。またそれ以上の語句はいらないと思う。
○〔課題〕
●「リニアモーターカー整備のための土砂の投棄」⇨「整備における土砂の投棄」
◆「22．上流の処理水を下流で取水する構造」は、公共事業６－４の「処理水を川へ戻せ」という課題と矛盾していないか。整合をはかる必要があります。
●追加したい：「メーカーが広告によって極端な潔癖感を植えつけてしまっている —— 朝シャン、カビキラー、除菌加工品」（４－３）
●「28．流域下水道の見直しの検討」⇨「見直す必要がある」（４－３）
●「〇伏流水の実態調査が非常に遅れている」⇨「非常に」は除く（４－４）
●「30．・河川整備計画が市民に事前説明されないで、納得されていない」⇨「計画が事前に説明されないので、市民に納得されていない」（４－４）
●「34．水質（環境）についての認識、学習の希薄さが問題」　⇨「市民における環境、水質についての認識、学習の希薄さが問題」（４－４）
○〔対策・計画〕
★「桂川・相模川の水質の定点観測の実施と公表 —— 行政、企業バラバラでは、統一性がない」（４－１上）
★「性能のよい合併処理浄化槽を使う」（４－１）
●「事業所で使用する化学物質の削減（ＰＲＴＲ制度による）と流域協議会を通しての情報公開」
★「取水地点にできるだけ近い地点に水を返す」
★「処理水は、川の水よりもきれいな水とする —— 石井式合併処理浄化槽：ＢＯＤ１ppm 以下）
●「処理水は中水道としても利用し、取水量をへらす」
★「流域下水道計画は見直す」
●「処理できない物質は使用（排水）しない」
★「地域特性を考えた規模の処理施設」
★「浄水システムを緩速ろ過に変更する」（４－２）
★「オゾン処理を行う —— 塩素の使用量の削減」
★「雨水の効果的な利用に関する研究 —— 地下一時貯水槽の水をタイムラグを持たせて下水に放流することを止めて」（４－２中）
●「単独処理浄化槽の使用禁止」
●「河川の環境基準値をＢＯＤからＴＯＣ（ＣＯＤ）に変更する」
●「家庭から出る有機物、化学物質を削減する」
●「市街化区域に合併処理浄化槽の設置を進める —— 公共下水道が施工されても合併処理浄化槽を残す」（４－１）
◆「生活排水」という語句と「家庭排水」という語句のどちらかに統一をして欲しい。「産業排水」という語句に対する語なら「家庭排水」のほうが適切か？
●「地下水を水源とするため、土壌汚染対策を実施」
●「地下水保全条例をつくる」
●「ある水量以上を消費する建造物に対して『中水』を利用可能とする行政面での

補助政策の策定」
●「川の浄化能力を生かした川づくりで水質浄化」
●「支流の自然の保全と再生」（４－４）
●「農業構造改善事業の『圃場整備』などに自然浄化の理念を導入し、用排水路を設計するように」
●「住民参加立案の、桂川から取水した水辺公園をつくる。その水は戻してゆく」
◆地下水・湧水について、課題と対策の整理が必要
★「汚泥利用のリサイクル肥料の開発促進」

【ゴミについて】
○〔課題〕
●「27．行政の自然、環境に対する意識レベルの低さと意識改革」　⇨「に対して意識改革をして欲しい」（２－２）
◆「ゴミの焼却処分を減らす」
○〔対策・計画〕
★「ゴミ問題」は発生源対策
●「生活関連の化学製品の製造使用の禁止を」
●「市民提案を真摯に検討できるシステムづくり」⇨「市民提案を受け止め検討できるシステムづくり」（２－２）
◆「行政の中に市民からの担当を配置」 ― これは表現不足の書き方のように思う「市民からの担当」がわかりにくい（２－２）
◆「『市民環境金融』の創設」 ― これも分からない（分かりにくい）表現です。その結果どんな働きをするのかが分からない。（２－２）
◆「生産者責任」を明確にして ― 生産者が処理をする
◆「物質循環にのらない化学製品が多量に生産されている ―― 石油製品の生産量を削減」
◆「ゴミの発生抑制をする ―― 家電製品等の耐用年数」
◆「ＩＳＯ適合事業所（？）の普及をはかるため、税制面での特別措置の実施」

【公共事業について】
○〔目標〕
◆「桂川相模川の公共事業へ流域住民の意見が反映する制度をつくり上げる」　⇨「桂川相模川の公共事業に流域住民の意見が反映できる制度をつくり上げる」（６－１）
◆「持続的な市民参加が行える制度をつくりだす」は、この擁護も意味が拡がり過ぎています。何に参加するのか、限定すべきではないかつ。制度とは、ある程度持続的でしょう。（６－２）
◆「補助金行政のもたらす悪弊を取り除き、公共事業を透明性のあるものにする」は、前の句は取り除いたらどうでしょうか。後半だけで充分に目標となるのでは。但し、不透明な事業の反語を目標に書き入れたような気がする。前のと一緒に、２つの目標を合わせて「公共事業の計画段階から流域住民が参加できる制度をつくる」としたらどうか。（６－２）

○〔課題〕

◆「01.」の次の「○」は「02.」ではないのか？（6－1）

◆「○公共事業に参加する市民へのサポートシステムがない」の「公共事業へ参加する市民」は意味不明の表現と思います。

◆「○河川工事一般は国－県－市町村レベルでの流れで進められている」はしかし河川はあらかじめ所管区分が決められていて、その区分で工事を行っているのではないですか。

◆「○川そのものに行政的ランクがあり、目の前の川の水を住民が自由に使えない」は、「水を自由に使えない」とはどんなことを指すのでしょうか。自由に使うの意味、範囲はなにか疑問です。「行政的ランク」とは何をさすのか。（6－2）

◆「○公共事業にまつわる談合の疑惑があとを絶たない」「＊効果のある談合防止策を検討、実施する。下請け業者の談合体質にもメスを入れる必要がある」は、風評としては聞きますが、それは司法の手にまかせてよいのでは。市民案からの削除を希望します。（6－2）

◆「○公共事業が地域経済にもたらす影響も大きい」は、公共事業の一般論ではないのか。そこまで踏み込む必要はないのでは。（6－2）

○〔対策・計画〕

◆「いわゆる『補助金つき通達事業』を全廃し、法定計画のみを基軸にした長期計画を、広く国民に公表して……」は、アンダーライン部分の言葉を分かりやすく書き替えるか、それとも削除したら。（6－1）

◆「＊公共事業の根本的なあり方を考え直す」「＊これまでの公共事業が桂川相模川の自然環境に与えたダメージを総点検する」と12行下の「過去の公共事業による自然，環境へのダメージを回復、あるいは軽減する事業を提案する」を、合体させたらどうか。この部分は類似しているので整理できないか。（6－1）

◆「＊公共事業へなんらかの形で参画する市民……」は、課題の「参加」と「参画」を使い分けているが、あえて使い分けしたのですか？（6－2）

●「市民に情報が公開されていない不透明な事業を廃止する」の「廃止する」は、「やめる」でどうか。（6－2）

◆つづく13行の文章は、長文である、カタイ表現、お役所コトバ、それで意味がとれない。これは読んで分かりにくいとだけ伝えます。（6－2）

◆「公共工事を進める行政の縦割り構造を調整し、事業を総合的に進めるため……」では、「工事」と「事業」を使い分けているが……？（6－2）

★「とろ」や「淵」を再生する、「わんど」を造るは、結果であって、人工的につくれるものではない。〔対策・計画〕は「水（川の流れ）を豊かにする」でOK（6－5）

◎感想：6－2頁の表現は、思い込み度が強すぎると感じました。善悪の判断は抑えて表現したい。一般的なことではなく、「川」についての具体的な問題を取り上げないと、足もとをすくわれる心配があります。

○〔別図について〕

◆「見直し」：「時のアセスメント」のように計画が実施されない途中でも見直しが必要と思う。「実施→見直し」のこの図式では、実施後の見直しに限定されると思う。

【 3 】

これまでの経過について

〔氏　家　雅　仁〕

桂川・相模川の流域では古くから様々な自然保護活動が市民の手で行われてきました。また、最近では市民によるネットワークも誕生しています。これらの市民活動を背景に、流域で自然保護活動を行う市民の一部がローカルアジェンダづくりに取り組んで2年が過ぎました。参加した市民は『桂川・相模川アジェンダ21市民会議（以下市民会議と略す）』をつくり、アジェンダ市民案の議論を行ってきました。

【山梨・神奈川両県の呼びかけ】

市民会議のきっかけは、山梨・神奈川両県が桂川・相模川流域で川の自然保護活動を行う市民や市民団体へ市民交流のイベントへの参加を呼びかけたことに始まります。当初の県のプランでは、イベントで出された市民の意見を取り入れアジェンダを策定することになっていました。しかし、アジェンダの策定に市民が主体的に関わることが出来るのかどうかは不明でした。呼びかけに応じた市民の間には、「どうせ意見を聞き置かれて、県の行政プランに都合のよい意見ばかりが取り上げられてしまい、川を良くしたいという市民の意見が正面から取り上げられないのではないか？」という不安がありました。市民の中には、川の自然保護をめぐり県行政と対立している市民団体も含まれており、これまでの市民と行政の関係から、この不安は当然わき上がってくるものでした。

【アジェンダの特徴】

市民にとって「アジェンダ21」は聞き慣れない言葉だったので、両県から配布された『ローカルアジェンダ策定ガイド』（㈶地球・人間環境フォーラム刊）を教科書として、ローカルアジェンダの策定方法を勉強しました。

従来の行政計画の策定では、素案が決まった後にはじめて市民に公開されるため、市民の意見が反映されにくい方法となっています。これに対してアジェンダ21では、策定のはじめから市民が参加することが定められています。策定の根幹へ市民が参加することは、市民の意見をより多く反映できる方法で、市民にとって身近な行動計画を作るために重要なことです。策定方法を学んだ参加市民は、イベントの主眼を市民

交流から市民分科会へ発展させ、両県担当者と共に市民分科会を企画・開催しました。

【市民分科会の開催】

1997年 2月22日～23日の2日間にわたって開催された「桂川・相模川アジェンダ21市民シンポジウム」には 150名の参加者がありました。当日は、森づくり、生き物との共生、水量水質、ゴミ、公共事業のあり方、市民参加の6つの分科会に分かれて、相模川の現状と問題点の抽出、望ましい将来像と目標の設定、対策や計画についての議論を行いました。参加市民の活発な討論により、分科会のなかで市民から出された課題点は数百にのぼりました。

【桂川・相模川アジェンダ21市民会議の発足】

分科会で提出された市民の意見を実際のアジェンダ策定に生かすためには、市民による作業の継続が必要でした。このため分科会の世話人を務めた市民を中心に「桂川・相模川アジェンダ21市民会議」が、1997年 3月 8日に発足しました。市民会議では大きく4つの作業を行いました。

・① アジェンダ市民案の作成
・② 両県が策定する「アジェンダ21桂川・相模川」策定方法の提案
・③ 流域協議会の仕組み作りの提案
・④ 「アジェンダ21桂川・相模川」についての事業者・行政との討議

市民会議は月2回のペースで開催され、1998年 2月までに22回の会議を持ちました。また、アジェンダ市民案の原案がまとまった1997年 9月には「市民シンポジウム」を開催し、更に多くの市民からの意見を募りました。

市民にとってアジェンダ作りは初めての経験であるため、専門家の田中充氏（環境自治体アドバイザー／川崎看護大学非常勤講師）に市民会議のアドバイザーを依頼し、発足当初より貴重なアドバイスをいただきながら作業を継続してゆきました。

【アジェンダ検討委員会での議論】

1997年 7月に発足した「アジェンダ21桂川・相模川（仮称）検討委員会」では、検討途中だった市民案を議論のベースとして事業者・行政に提示しました。しかし、市民・事業者・行政の間には、用語の使用方法や議論の進め方、考え方に様々な違いがあり、検討委員会での議論はスムーズには進まず、10月末になってようやく「市民案にたいする対応の考え方（案）」が行政から示されました。この行政の考え方の中には、市民の指摘がストレートに伝わっていなかったり、市民の指摘や提案に正面から答えようとしない内容も含まれており、市民会議の中では不満の声が多く出ました。その一方で、実質の議論が始まったことを評価する声もありました。

12月以降の2回の検討委員会では、両県関係課および建設省関東地方建設局京浜工事事務所から事業内容の説明が行われました。行政の事業内容の説明は今後の協議のために大切なことですが、本来であればこの説明会は検討委員会発足当初になされるべきものでした。アジェンダ策定の期限が迫った時点で説明会に時間を割くよりは、アジェンダ自体の議論を進め、「アジェンダ21桂川・相模川」の内容をより充実させたかったとの声も市民の間では出ていました。

【桂川・相模川流域協議会の設立】

1998年 1月末、流域協議会が発足しました。協議会の設立について、市民会議からは数多くの提案がなされ、その多くが反映された形で「桂川・相模川流域協議会」が設立されたことは、1997年から1998年にかけての１年の市民会議の活動の中で大きな成果だったと考えています。

桂川・相模川アジェンダ２１市民会議は、流域協議会の中では市民部会として位置づけられました。この後、市民会議は二つの顔を持ちながら運営されています。流域協議会に関わる事柄を行う場合には市民部会として活動し、また、流域協議会の枠を越えて活動する場合には市民会議として活動しています。

流域協議会は、市民部会・事業者部会・行政部会の３つの主体別部会から形作られています。３つの部会からはそれぞれ幹事が選出され、幹事会を形成しています。幹事会は、各主体別部会の意見調整の場となっています。

幹事会のもとには専門部会が設置され、アジェンダの継続的な議論や専門的な問題についての議論を行うことになっています。

流域協議会は、桂川・相模川流域の各地域の状況にあわせて活動する協議会です。1998年末、北都留地域協議会が初めての地域協議会として設立され、未だ地域協議会を設立していない他の地域の注目を集めています。

流域協議会には代表幹事が５名おかれて、代表幹事は協議会を代表するとともに、会務を総理することになっています。現在代表幹事として、市民部会からは神奈川・山梨側からそれぞれ１名ずつの市民が、また、行政からは山梨県及び建設省関東地方建設局京浜工事事務所が選任され、事業者部会からの代表幹事は空席となっています。

アジェンダ検討委員会当時、建設省京浜工事事務所は正式な委員会メンバーとして参加することを断り続けてきました。この背景には、桂川・相模川流域協議会とは異なる別の協議会のプランを京浜工事事務所が持っていたためと思われます。しかし、ひとつの川に対して、同じような協議会が別々に存在することはおかしなことです。流域協議会が形成されていく過程で、２つのプランが流域協議会に集約されて、その結果、建設省は代表幹事として流域協議会に参加することになったのだと思われます。

新河川法においては、河川整備基本計画の策定に当っては市民の意見を採り入れていくことになっています。今後、基本計画において、流域協議会や市民部会は重要な役割を持つ可能性があると思われます。

【「アジェンダ２１桂川・相模川」の策定】

流域協議会の設立とほぼ同時に、「アジェンダ２１桂川・相模川」が流域協議会により策定されました。策定に参加した市民にとって「アジェンダ２１桂川・相模川」は、事業者や行政との間で十分な議論を行なった上で策定されたアジェンダとは言えませんでした。検討委員会における議論は、課題の整理の途中で時間切れになってしまったからです。

しかし、1998年 3月、神奈川・山梨両県の３カ年の流域保全事業が終了してしまう時間的な制約があったため、アジェンダの議論を流域協議会専門部会の中で継続することを確認した上で、市民は「アジェンダ２１桂川・相模川」の策定に同意し、協働しました。今後の流域協議会のことを考えると、行政の事業年度の中で実績を残しておいた方が市民にとっても流域協議会にとっても得策であるという判断があったため

です。

十分に議論されて出来上がった「アジェンダ２１桂川・相模川」とは言えませんが、上流域と下流域、市民・事業者・行政、環境と開発の視点など様々な利害関係にある主体が議論し、桂川・相模川の流域全体で策定したこのアジェンダを、流域の自然・環境保護の新らしい試みの第一歩として育ててゆきたいと考えています。

【アジェンダ市民案の発行】

アジェンダ市民案は、当初1997年12月の発行を目指していました。しかし、検討委員会の議論や流域協議会、「アジェンダ２１桂川・相模川」本体の発行などが重なり、スケジュールは繰り延べとなってしまいました。1998年に入って、「スケジュールが延びてしまったのだから少し時間がかかっても更に充実した市民案を作ろう」ということが市民会議で決まりました。また、発行の費用についても、助成金等を申請してみることとなり、全労済の環境問題活動助成金に応募しました。その結果、６月には全労済より助成金の決定通知が届き、１００万円の助成を受けることが出来ました。

７月以降、アジェンダ市民案編集担当者をおいて、また、市民案を発行することの意義や目的の議論も傍らで進めながら、市民案の編集は進んでいきました。

市民案の内容は、市民から寄せられた多様な意見をベースにしながら、1997年 9月の市民シンポジウムの表と、1998年 2月の『アジェンダ21桂川・相模川　市民案ダイジェスト版』を柱に据えました。また、様々な形で桂川・相模川にかかわる専門家や行政の職員、市民の方々に、小論文の執筆をお願いしました。さらに表紙やグラビアには、桂川・相模川の流域につながりのあるアーティストの方々にご協力をいただき、編集作業を進めて、1999年の流域協議会総会までに発行することを目標に、参加する市民が執筆・編集・発行作業を続けていきました。

この市民案は、『アジェンダ２１桂川・相模川』の内容充実に資することを大きな目標のひとつとしています。市民が考えるアジェンダは、行政が考えるものとは隔たりが大きいため、流域協議会によるアジェンダにそのまま載せることは難しい部分も数多くあるものと思われます。このため、市民の生の意見を冊子として記録し、流域協議会に参加する全ての人々や関心を寄せる様々な人々と共有して、今後改訂される『アジェンダ２１桂川・相模川』に役立てることを目指しています。

【アジェンダの継続議論と専門部会】

アジェンダの継続議論は流域協議会専門部会で再スタートを切っています。1997年の経験から、特に、市民と行政が合意を作り上げるためには長い時間がかかることが分かりました。そこで専門部会では、ある程度議論を絞り、具体的な行動計画を一つずつ策定することを目標にしています。1998年 9月の第１回の専門部会では専門部会の持ち方、川の水質・水量について話し合いました。第２回は川の水量（特に相模川の水収支）について、第３回は水質について、1999年に入った第４回にはゴミ問題について個別の議論を進めています。

まだまだ紆余曲折を繰り返しながら、アジェンダの議論が進んでいます。参加している市民・事業者・行政が、自分たちの歩調で、自分たちに出来ることを、自らの力で作り上げて行くことが、私たちそれぞれの成長となります。実効性のある行動計画を実践して行くために学び続ける作業が桂川・相模川に集うことの宝物だと思います。

第 3 部

桂川・相模川に想いをよせて

【1】　桂川・相模川の環境保全についての提言

【2】　これまでの桂川・相模川は

【3】　流域市民への期待――行政・事業者の立場から

【4】　『市民案』を作ったみんなの声

【 1 】

桂川・相模川の環境保全についての提言

イラスト　酒井　百合子

o　生きものに満ちた豊かな相模川を目指して ―― 浜口　哲一

o　相模川の植生の保全－カワラノギクを中心に ― 倉本　宣

o　「めだかの学校」から ―――――――― 勝俣　源一

o　行政と市民が付き合う ―――――――― 山田　朗

生きものに満ちた豊かな相模川を目指して

浜口　哲一（平塚市博物館学芸員）

川における環境とは？

川に対する見方は、立場によって様々である。長年の間、川の管理は、「治水」と「利水」の二つを柱に考えられてきたが、ご承知の通り近年の河川法の改正によってそこに新しく「環境」が加えられた。ここでいう河川の環境には、どんな内容が含まれるのだろうか。一つの課題は、水をきれいにしよう、ということである。これは、上水道として川の水を利用する前提条件とも言える。もう一つは、人間の生活環境としての意味である。都市化が進んだ地域では、河川の広々した空間が、人々の生活に大きなうるおいを与えている。釣りやカヌーのように直接川の自然にふれあうことも、河川敷のグラウンドでスポーツをすることも、環境としての河川の利用の形である。また、忘れてはならないのは、人間にとっての環境というだけでなく、動植物の生息環境としての河川、という視点をもつ必要があるということである。

川の生きものを大事にすることには、どんな意味があるのだろうか。川には川虫と呼ばれる多くの水生昆虫が棲んでおり、水のきれいな川には、トビケラやカゲロウが多く棲み、良好な水質の指標とされている。川がきれいだから川虫が多い、と考えている人が多いが、実は川虫がいるからこそ川はきれいに保たれている。川に流れ込んだ落ち葉などの有機物は、トビケラのような虫に食べられ、虫は魚の、魚は鳥の餌になる。そうした食物連鎖を通じて有機物は生きものの体に姿を変えたり、エネルギー源として消費されたり、一部は川の外に持ち出される。こうした働きは、川の浄化の重要な一端を担っている。つまり、川の生きものを大事にすることは、水をきれいにすることにもつながっているのである。もちろんそうした間接的な人間の利益を考える以前に、生物の存在自体が、地球の生態系のかけがえのない構成要素であるという視点を持つことも重要であろう。

水の連続性を保つ

さて、相模川を生きものの多い豊かな川にしていくには、どんな工夫が必要なのだろうか。川は、流域全体の自然にとって血管のようなもので、血にあたるのは流れている水、そして管にあたるのがそれを包む緑である。川の豊かさは、地域の自然の豊かさにつながっていくが、そのためには人の体にくまなく血管が張りめぐらされているように、川の水と緑が連続性を持って連なっているのがもっとも重要なことである。

水が連続性を持つというのは、どういうことだろうか。ごく単純なことだが、それは川にいつも水が流れているということである。ところが、相模川ではそのいちばん基本的なこと

が守られていない。例えば渇水期には、相模湖と津久井湖の間などでは、ほとんど水が流れていないことがある。あるいは、寒川取水堰の下では、満潮時に流れがとまってしまうようなことがある。水量の多少はともかくとして、どんな時にも水が流れている状態に保つには、どうしたらよいか考える必要があるだろう。また水が流れていても、堰などで遮断されていれば、そこに棲む魚にとっては不連続なことになる。魚道が造られている堰もあるが、それが十分な機能を果しているか、改善や新設が必要な場所がないか、総点検をする必要があるだろう。

また相模川からは、上水道の他に、何本かの農業用水が取水されている。これらの用水路も、一つの川としての機能を持っている。それを利用するドジョウやカエルなどのことを考えるなら、秋から冬にも、通常の３分の１でも４分の１でもよいから、水を流していくようにはできないだろうか。流域全体の自然を考えると、このことは大きな意味を持っていると思われる。

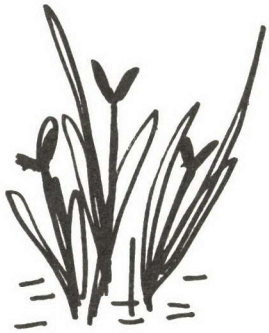

緑の連続性を保つ

次に、水を取り巻く緑の連続性とはどんなことだろうか。それにはいくつかの側面がある。一つには、相模川の中流まで続く段丘崖の森を、ベルトとして保全するということである。崖の植生は、景観として川を緑に縁取っているだけなく、人が入り込みにくい急斜面は多くの野生生物の生息地ともなっている。それより下流では、樹林の連続性は保ちにくいが、河川敷のヤナギ林、土手のアズマネザサ群落や桜並木、さらには堤内地の道路沿いの街路樹など、さまざまな要素を総動員して、樹林のベルトを作っていきたい。

もう一つ必要なことは、川岸、特にその水際の保全である。下流の岸辺には、ヨシ原が続いているが、河川敷をどんな形で利用する場合にも、少なくとも水際から20mほどは手を加えず、自然の植生のままに保つべきである。そのことは、河川の浄化にもつながっていく。

崖の植生やヨシ原に比べて、石がごろごろしているような砂礫地の保全はなかなか難しい問題を抱えている。たとえば、コアジサシはそうした砂礫地に集団で営巣するのだが、その営巣のためには、少なくとも数十メートル四方程度の面積を要する。しかも、安定した状態が続くと、いろいろな草が生えてきて、営巣には不適となってしまうので、時々、洪水に洗われて、砂礫地が新しくできることが不可欠である。相模川の名物とも言えるカワラノギクも同じような性質を持っている。こうした生きものの保全に応える一つの方法は、積極的に中洲を作っていくことではないだろうか。川の中に断続的に大小の中洲があるような形を目指してみたらどうだろうか。

一方で、希少種であるエゾエンマコオロギには、ある程度安定した砂礫地が必要なようだ。そのためには、一部の川原で草刈りのような人為的な管理を行う必要があるだろう。

川の自然に学ぶ場を

川の環境、特に多くの生きものの生息環境を確保していくためには、こうした様々な方法をとりまぜながら、多様な環境を維持していく必要がある。そのために、グラウンドのように使い道の決まった場所以外に、自在に扱える場所を少しでも多く確保していきたいものであ

る。また、そうして確保できた場所の一部には、多くの人が訪れ、川の自然に親しむとともに、川の自然に学ぶ場を作っていくことが望まれる。魚を食べる鳥を観察する、水生昆虫を通じて水質を調べる、ヨシ原に分け入ってアシハラガニを探す、そうした活動を一人でも多くの市民、特に子供たちに経験してもらいたいと思うし、そのための場作りの取り組みをアジェンダ21の枠組みのなかで期待したい。

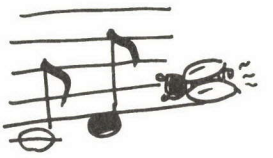

相模川の植生の保全 ― カワラノギクを中心に ―

倉本　宣（明治大学農学部応用植物生態学研究室）

1. はじめに

多摩川を主要なフィールドとして、20年近く河辺植生を調査してきた立場から、相模川の植生の現状の一端と、保全の方策について述べたい。

2. 河川生態系の特性

2.1 河川回廊

河川は帯状の自然地であるという特性から、周辺に点在する自然地をつなぐ自然の回廊としての機能を持っている（倉本 1993）。自然の豊かな山地部から平野部への地上性の動物の移動経路となったり、ツバメの渡りの経路となったりする。地上性の動物の移動を考えると、河川敷と周囲の樹林地や公園との連続性を確保する必要がある。相模川の中流部に連続して残っている崖線の緑地の保全は重要である。

2.2 多様な種

河川生態系を構成する生物は、多くの場合に、ありふれてはいるが、多様である（森田 1980）。この多様さは、環境が空間的・時間的に多様性に富むことを反映している。

このなかで、特徴的なハビタット（生育地・生息地）は、円礫の河原（丸石河原）である（図1）。丸石河原は中流の砂礫堆に位置し、通常は著しく乾燥している。カワラノギク、カワラニガナ、カワラナデシコ、カワラサイコ、カワラヨモギ、カワラハハコなどの植物や、カワラバッタやカワラスズなどの昆虫、コチドリやコアジサシが生育・生息する。このよう

なハビタットは近年急速に減少しており、しかも河川敷の草地化とオフロード車の乗り入れによって危機的な状況にある。

3. カワラノギクの保全生物学的研究から

ここでは倉本(1997)に基づいて丸石河原に固有なカワラノギクについて多摩川での調査結果を中心に述べる。

3.1 カワラノギクという種の特性

カワラノギク（図2）は、関東地方の多摩川、相模川、鬼怒川に現在生育することが確認されており、絶滅の危険が高まりつつある種として位置づけられている（我が国における保護上重要な植物及び群落に関する研究委員会種分科会 1989, 環境庁 1997)。

カワラノギクの種子散布は、12月～1月に行われ、種子発芽は翌年の3～5月にみられる。抽苔するまでの期間は、特殊なロゼットの形態（空中ロゼット 鷲谷・矢原 1996 ロゼットというのはタンポポのように茎がなく葉が地際から放射状に着く植物の形態のことで、空中ロゼットというのはロゼットの下に短い茎があるので名付けられた造語）である。ロゼットの形態で過ごす年数は1から4年間、ないしはそれ以上である（Takenaka et al. 1996）。夏に茎を伸ばした個体は10～11月に開花し、結実後枯死する（倉本ら 1992; Take-naka et al. 1996）ので、カワラノギクは可変性二年草ないしは一回繁殖型の多年草として位置づけられている。

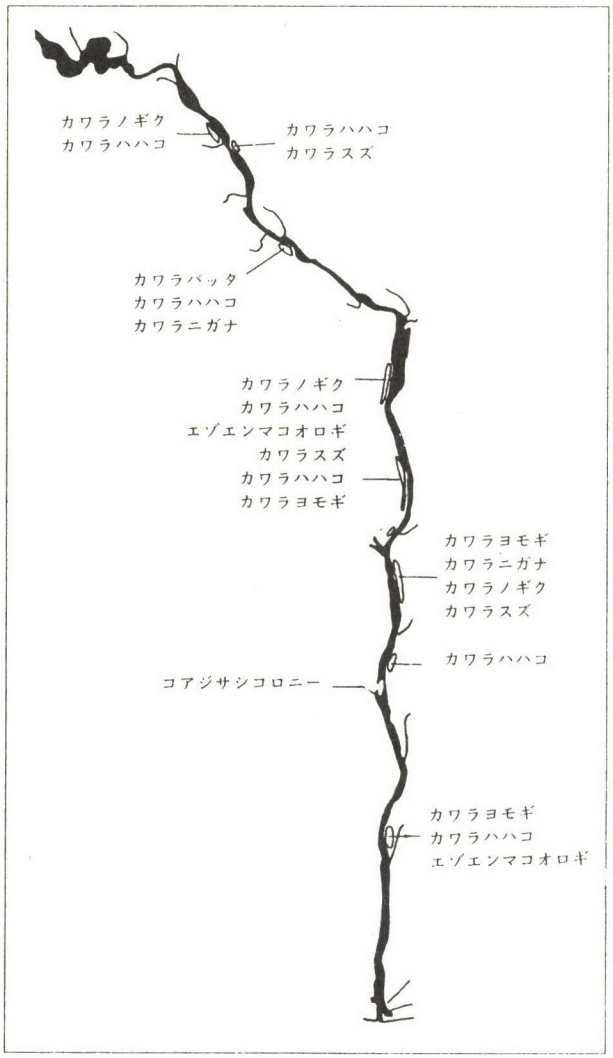

図1 相模川中流域の砂礫地の分布 (平塚市博物館 1994)

カワラノギクの種子は、ギャップ（植被のすきま）を検出して発芽する機構として知られている変温効果(Thompson et al. 1977 ギャップは温度の変化が大きい。温度の変化が大きいと発芽する性質)と緑陰感受性(Fenner 1980; 鷲谷 1989 緑の葉を透過した光では発芽しない性質）との2つの生理的な性質を持っていない（Wa- shitani et al. 1997)。散布時期直後と発芽期終了後の埋土種子集団の大きさを調査したところ、発芽期終了後にはほとんど種子が認められず、カワラノギクは永続的な埋土種子集団を作らないことが確認されている（倉

本ら　1994)。このことは、開花個体とロゼットという目に見える植物の数を数えていれば全体数が把握できることを意味する。

カワラノギクの生育環境のうち、河川敷の中の分布は、水面からの高さと土壌の粒径を2つの軸として分析したところ、カワラノギクは水面からの高さが中程度で土壌が礫質の立地に分布していることが明らかになっている（倉本ら 1993)。

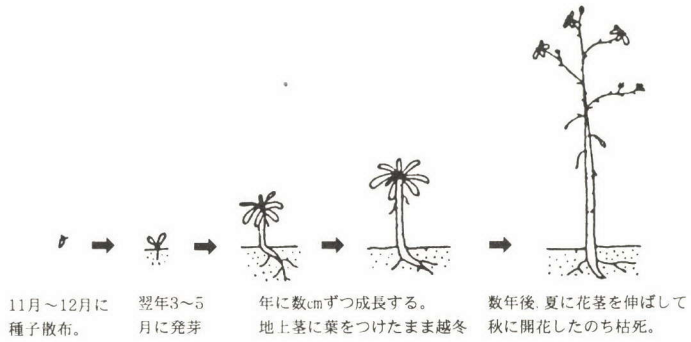

図2　カワノギクの生活史　（倉本ら　1992）

カワラノギクの個体群を含む群落は植被がまばらで群落度が低い（倉本ら 1992)。

局所個体群を含む群落に２９％以上の頻度で出現する種は15種あり、多いのはオニウシノケグサ、ヨモギ、メマツヨイグサで、帰化植物が多い（倉本ら 1992)。

3.2　カワラノギクの個体群動態とメタ個体群構造

カワラノギクの個体は、河原のなかに島状に分布している。この島を構成する集団を局所個体群と呼ぶ。局所個体群の内部では配偶を通して遺伝子の交流が頻繁に行われていると考えられる。

Maki et al.(1996) による酵素多型を用いたカワラノギクの集団の遺伝的構造の解析によれば、河川間の遺伝的変異は河川内の遺伝的変異よりも大きい。これは個体群が河川ごとに隔離されているからである。そこで最上位の個体群の集団として河川を単位とするメタ個体群 (Levins 1970) を考える。メタ個体群というのは個体群の集団のことで、メタ個体群は、個体間、個体グループ間の遺伝子や個体の交換というかたちの相互作用の網の目の及ぶ最大の範囲である（鷲谷 1994)。

局所個体群は河川敷に均一に分布しているのではなく、局所個体群が後で述べるように比較的容易に種子が散布される100m程度の距離でまとまって分布していることが多い。これを地域個体群と呼ぶ。

開花期に、局所個体群の集団のサイズを調べ、その集団の遺伝的変異との関係を検討すると、集団のサイズと遺伝的変異量との間には相関がみられず、たかだか数十個体の集団と1万を超える集団における遺伝的変異量にはほとんど差がない（牧・増田　1994; Maki et al. 1996)。この理由としてカワラノギクの局所個体群が増水による破壊と再生という一定の動態を内包した河川生態系の平衡状態（飯泉・菊地1980）　のなかでボトルネック効果（個体数が少なかったときに遺伝的な多様性が失われること）と創始者効果（新しく局所個体群ができるとき少ない個体数から出発すると、そのあと発達した局所個体群の遺伝的多様性は低くなる）を受けることが多いことがあげられる。

こうした動態のなかでのカワラノギクの局所個体群の挙動について検討するため、永久ベルトトランセクト（帯状の調査区）を設けて行なった調査によると、カワラノギクは増水によって分布を狭めても近くに開花個体が残っていた年には実生によって分布を回復したが、

カワラノギク
イラスト
石井　保美

近くの開花個体が全滅した年には実生による回復はみられなかった（倉本　1987)。カワラノギクは生育地が破壊されて失った個体群を生き残った植物体が散布した種子によって回復することで、個体群を維持してきたことが推定される。

増水による攪乱がなくても局所個体群は消失する（倉本　1995)。植生が発達して全植被率が高くなると、カワラノギクの個体群は衰退し、消滅することが観察されている（倉本　未発表）。すなわち遷移の進行とともに局所個体群は消滅する運命にある。

遷移が進まなくても古い立地では局所個体群は衰退する。井上(1994)は、新しく形成された砂礫地と、カワラノギクの局所個体群が衰退しつつある礫地に播種して形成された個体群の発芽率と成長率に大きな差があることを予備的に報告している。　これは、他の植物との直接的な競争以外にも局所個体群を衰退させる要因が存在する可能性を示唆している。

次に、メタ個体群の動態について述べる。局所個体群の存続と消失については、カワラノギクがマルバヤハズソウ－カワラノギク群集の標徴種であることから現存植生図を利用して解析することができる。多摩川では、植生図に記載される規模の地域個体群の数は、1976年に１３、1984年８、1993年４、1996年４と減少している（倉本ら　1994,1997a)。地域個体群は、大きく２つに分断されており、その距離は増大する傾向にある。地域個体群の分布の範囲も狭まっている（倉本ら　1994)。分断化と局在化が進んでいるので、生育可能なパッチにカワラノギクの種子が到達できなくなりつつあることが予想される。

生育可能なパッチの面積を大規模な増水の直後と数年後で比較すると、大規模な増水の直後には生育可能なパッチ（パッチというのは景観生態学の用語で、マトリクスと対になって使われる。海に浮かんだ島を想像すると、海がマトリクス、島がパッチに当たる。ここではカワラノギクの生育できない海に生育できる場所が島状にあると見立てて、生育可能なパッチと呼ぶことにした。）が広く分布しており、数年後には大幅に減少していた（倉本 1995)。カワラノギクの生育可能なパッチの面積や分布は時間的に大きく変動する。

カワラノギクの種子散布の様式は、風散布、付着散布、水散布の、３つに分けられる。風散布は実験と野外での実生の分布から、同一の地域個体群内での局所個体群間の種子の散布には貢献できるが、地域個体群の間での種子散布には貢献できないことが判明している（倉本ら　1995)。また、イヌや人による散布は実験から、地域個体群内の局所個体群間の種子散布には貢献できるが、地域個体群の間の種子散布には貢献てきないことがしめされている（倉本ら　1995)。地域個体群における局所個体群の変遷を植生図を利用してみると、新しい局所個体群は既存の局所個体群の近傍に成立していた（倉本ら 1995）ので、これらの短距離の散布手段の貢献が実際には大きいと考えられる。種子の浮遊時間の実験室における測定から、水散布によれば多摩川や相模川の下流のどの位置にも種子は到達可能であり、地域個体

群の間の種子の供給が可能なことが明らかになった（倉本ら　1995)。ただし、水散布では下流側にしか種子を散布できない。したがって、上流側の地域個体群はメタ個体群の維持の上で重要である。

3.3　相模川におけるカワラノギクの減少の原因についての考察

カワラノギクが近年著しく減少しているのは環境の変化が主な原因であると考えられるので、カワラノギクの生物学的特性に基づいて生育環境の近年の変化と今後の変化の予測から、カワラノギクの近い将来の動向を予測し、この予測に基づいて次の節で保全手法について考察する。

相模川の河川敷の環境は、流域の人間活動の影響を強く受けている。河川環境の変化は、河辺植生の立地の変化をもたらして、カワラノギクを減少させている。

河川環境の変化の中から、特にカワラノギクの生活史と個体群の動態に照らして重要なものは、増水の規模と頻度、水質、河床堆積物、河床の面積、河川構造物の増加、河辺植生、ＯＲＶ（自動車やオートバイの乗り入れ）があげられる。

すべての要因を詳しく検討する時間的余裕がないので、すべての要因を検討することはできないが、特に印象に残ったことを記しておきたい。相模川は多摩川と比べて丸石河原が広く残っている。多摩川では痕跡的にしか生育していないカワラハハコの大きな個体群が見られることから、良好な環境が保たれているように思っていた。しかし、カワラノギクを探して河原を歩いてみると、帰化植物のシナダレスズメガヤが優占している場所が多く、カワラノギクの個体群はごくわずかしかみつからなかった。河辺植生の構成種は、競争者としてカワラノギクの生育に影響を与えている。帰化植物の増加に伴って、カワラノギクの競争者は変化しており、多摩川では1960年代には出現していなかったオニウシノケグサ(Miyawaki und Oku-da 1972)がカワラノギクの個体群に進入していることが多い。シナダレスズメガヤやオニウシノケグサは、カワラノギクの生育可能なパッチにカワラノギクが生育できない密な植被を形成するので、この新たな競争者の出現によって、局所個体群や生育可能なパッチの存続期間は減少していると考えられる。また、ニセアカシアはカワラノギクの立地に林を形成して、カワラノギクの生育地の面積を減少させるとともに、生育可能なパッチの出現頻度を低下させていると考えられる。

さまざまな要因がカワラノギクの局所個体群を減少させて、地域個体群とメタ個体群の衰退の原因となっていると考えられる。さらに地域個体群が衰退して局在化すると、残っている地域個体群から離れた生育可能なパッチに種子が到達しにくくなる。カワラノギクのような遷移の初期の種のメタ個体群は、一時的な生育可能なパッチを追跡することで成り立っている。生育適地の減少のためカワラノギクではその追跡がうまくいかなくなっており、絶滅に拍車がかかっているとも考えられる。

次の節では、この絶滅のうずを断ち切る保全手法を考察する。

3.4　カワラノギクの保全策についての提言

局所個体群の生育場所は一定の場所に固定されていないので、カワラノギクを保護するた

めには固定した保護区を設定してもあまり意味がない。生育可能なパッチは、増水による植生の破壊によって形成される。生育可能なパッチに新たな局所個体群が成立するには、生育可能なパッチに種子が散布されることが条件となる。局所個体群の存続期間が短いことを考えると、　数年に１回程度の増水が起こることが地域個体群の維持に必要である。しかし、生育可能なパッチの出現頻度と存続期間が減少しているので、局所個体群がその場所で消失する前に、新たな局所個体群が成立することがむずかしくなっている。

地域個体群の消失を防ぐためには、生育可能なパッチの出現頻度を増す方法と、局所個体群が消失するまでの期間を延ばす方法が考えられる。生育可能なパッチの出現頻度を増すには大規模な増水の頻度を増し、河川構造物を減らして、増水時に地形の変化が起こるようにすることが有効であり、局所個体群の消失までの期間を延ばすには水質汚濁を軽減し、細粒の河床堆積物を減少させることが有効である。

これらの対策は流域全体の人間活動を変更しなければ達成できないので、長時間を要する。その間にもメタ個体群の衰退は進行するので、短期間で対応できる方策の立案も必要である。生育可能なパッチを人工的に造るには、例えば瀬替えによって旧流路に植被の疎らな立地を造る方法や、人為的に植被を除去して裸地を造成する方法がある。局所個体群が消失するまでの期間を延ばすには、競争者であるオニウシノケグサをはじめとする多年草を除去する方法がある。どの方法を取るかについては、それぞれの立地の河川の自然的特性に配慮し、他の生物に対する影響を考慮して決める必要がある。

地域個体群が局在化したために、生育可能なパッチが新しく形成されても残っている地域個体群から離れているので種子が到達しにくくなっている。しかも、生育可能なパッチが多くなっていると考えられる。そこで、生育可能なパッチに人為的に種子を供給して、局所個体群の成立を促進することが有効であると考えられる。ただしカワラノギクの地域個体群ごとの遺伝子構成に研究上の関心が強いことから、地域個体群の間での種子の移動、すなわち長距離の種子の移動は望ましくない。

相模川では河又猛氏が精力的にカワラノギクの保全に取り組んでおられる。多摩川では、羽村市、立川市、日野市、府中市、多摩市などでカワラノギクを保全する試みが行なわれている。絶滅危惧植物を植え戻すにあたっては、矢原(1997)の４つの原則が提案されている。
0. 記録を残す ／ 1. 他の植物への影響に配慮する ／ 2. 他の地方の系統を持ち込まない ／
3. 苗を種子から育成する。

これまで行なわれている保全活動は、１～３の原則には合致しているものの０は行われていない。公的な機関の紀要に毎年記録をまとめて掲載することが望まれる。

また保全活動によって植えつけられたカワラノギクは、本来なら受けていた自然選択の過程のうち、種子散布、種子の定着、苗を植える場合では発芽、実生の定着といった過程を省略していることに留意する必要があると考えている。相模川からカワラノギクを絶滅させないために人の手で植栽し守る地域個体群と、自然状態で生活史を全うさせてやる地域個体群に分けて、対処することが望ましいのではないかと考えている。

カワラノギクは、我が国では保全生物学的な研究がもっとも進んだ植物の一つである。研究はまとまったけれども植物は絶滅したということでは、「保全」生物学とはいえないので、これからは具体的な保全策の全体計画を立てることを意識して研究を進めていきたい。

「めだかの学校」から
―桂川・相模川流域の中に感じたこと―

勝俣　源一　（富士吉田市）

あすみこ
明見湖の自然と「めだかの学校」

桂川・相模川の延長は113km。その流域に住む、上・中・下流のそれぞれの人々に思いはあろうが、私の川に対する考え方は、「めだかの学校」のかかわりから見えてきたものだ。そこから話を始めることにする。

私の住む富士吉田市には、富士五湖以外にもう一つ小さな湖がある。その湖は明見湖といって、桂川の源流の一つで、私たちは蓮がいっぱいあることから通称「蓮池」と呼んでいる。

その湖も十数年前までは周囲が山に囲まれた豊かな自然があったが、宅地造成などで山は削られ、湧水が減って冬は凍りついてしまうようになってしまった。水の中でも異変が起きていた。外来種のブラックバスやブルーギルなどが闇放流され、小魚が消え、水生昆虫を見つけることもむずかしくなった。当然、水鳥も姿を消して殺風景な湖に変わっていった。とうとう産業廃棄物を燃やす人まで現れて、明見湖はもう水溜めというぐらいで、価値もないところと地域の多くの人々には思われていた。その頃、私たちが明見湖再生復活の会を作り、冷やかな目を気にしながら活動を始めた。

「なんとかしなくてはと思いつつも、なすがままにしていることがよいことだ」という流れに逆らって休耕田を借り、かつて明見湖に生息していたメダカを育てながら、明見湖の自然を取り戻そうと訴えた。７年間、環境問題にも取り組みながら、地域の人たちに自然や環境を考えてもらえるように、活動を続けてきた。その間、行政側にお願いを繰り返したが、なかなか進展は見られない。それでも大勢の方たちの協力によって、少しずつ新しい方向へ進んでいるようだ。

地域では「めだかの学校」以外にも「めだかの里カーカネット」という女性グループが発足し、湖の美化活動や再生復活に向かって行動を始めた。昨年には湖を訪れた人がゆっくり休める施設をと、カーカネットの人たちが東屋をつくった。その他宅地造成地のコンクリートの壁面に四季の明見湖をテーマとした大壁画を描こうと、地元明見中学校美術部の生徒たちが取り組んでいる。高さ４m、長さ５０mもある住宅地の壁面に少しずつ絵の具が塗られていくと、湖もだんだん親しみが持てる景観に変わっていくように感じられる。まだまだ遠い長い道程だが、肩のこらない程度にゆっくりと湖の再生復活に向かって進んでいきたい。

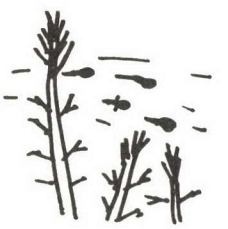

経済的な交流と環境保全

そこで私からの提案である。桂川の源流の一つでもある明見湖が、流域の人たちの協力によってもっとよりよい環境に再生できないものかということである。それには川に関心の薄い上流域の人たちにもっと関心を持ってもらうことが必要だ。その一つの方法として明見湖に面した森林の整備がある。下流域で間伐材を利用して河川整備をし、そのとき明見湖周辺の森林の材木を産地指定して利用していただく。木材を使い森林を整備することで、湖の再生も進んでいく。それが、この地域の人たちに川に関心を持ってもらえるきっかけになると思う。

もっと大規模に話を進めるならば、下流域で使う材木を、自治体同士の産地指定で賄うことである。忍野村の木を厚木市が、富士吉田市のものを平塚市でといった具合にして、下流で利用が進めば、地域ぐるみの活動に結びつくであろう。

それ以外にも、水を利用した産業を育成し、下流域で利用してもらうことがあってもいいのではないだろうか。具体的には思い浮かばないが、水菜の栽培もよいように思う。これからは経済的な交流をつくり出すことで、上流の関心を川に集めるような感覚が必要な気がする。

きれいな水を流して欲しいという一方的な要求の声が上流に届いても無視されることがないように、下流の人たちも考えてくれないと水はきれいにならない気がする。合成洗剤を使った水を流さないでと訴えたところで、なかなか石けん利用が進まないのはこの一つの例である。

川にとって必要なことは

桂川の支流の一つ小佐野川が私の自宅近くを流れている。その川では最近改修工事が進んでいるが、河川法が改正されてもまだまだ民意などを取り入れる工事はしていないのが現状である。山梨県は予定通り改修を進めるべき手順で買収や工事をやっているのだろう。が、私が気づいた改修の問題点をこの紙面で指摘しておくことにする。

最近の河川改修は、一見自然にやさしい工法を取り入れているように見える。しかし普段は川の水が非常に少ないのに魚道があったり、今まで川にあった溶岩を削り、他から持ってきた石を川に並べたりと不必要な工事が目につく。また、ホタルが住むように造った川の中の池は、大水が出たときには流されてしまうだろうし、目的が今ひとつ判らない。それが現在の小佐野川の改修工事である。

これは私が住んでる所より下流側の工事である。今年からは私の家の近くまで工事が進んでくるようで、私どもの田んぼが河川用地にかかってしまった。今度は私どもの提案を受け入れなければならない状態となり、用地担当者と話し合う機会があった。　いくつかの提案をすることができたのだが、河川改修に関する考え方は、用地担当者と工事担当者では違うとのことで、話は伝えておくこととなった。

２、３年後の川の姿は、私たちが望む形になっているのか、たいへん心配しているところだ。私はいままで、四万十川や三島グランドワークで進めている河川づくり、日野市の河川公園などいくつかの河川を見学してきた。その経験を自分の近くの河川にどれだけ生かしていけるのだろうか。

まず第一に、橋のあり方について提案してみた。架け変えをする橋は、三峰神社に通じる

参道である。その特徴を生かした宮橋にして欲しいとお願いしてみた。現在、両側がガードレールでどこにでもある橋なので宮橋の方がこの地域の人たちに愛されると思ったからだ。その次に、現在流れ込んでいる排水を川に直接流さず、川の中に排水専用の側溝をつけて欲しいと要望した。川の中を自由に歩き回るには排水の混じっていたのでは誰でも嫌がる。川に入って遊べるようにするにはそれなりの環境づくりが必要であり、川の湧水より生活排水のほうが多いところに河川公園をつくろうとしている県の考え方がおかしいのである。

河川工事は治水対策のために必要なものかも知れないが、田んぼに水を引くため水不足になるような、年間を通して水が涸れている川に魚道や河川公園だけが目立つのが今の改修だ。普段川に水が流れていることが、いちばん大切なことだと思う。ともかく水が少ないのである。また、ゴミの多さは日本一と言えるぐらいにすごいのが、小佐野川の現状だ。

源流から河口が見える

今年の元旦、私のところの裏山、杓子山から初日の中に江ノ島が見えたと聞いた。標高が１５９８ｍの相模湾にある江ノ島が見えたことには驚いている。杓子山は山中湖村、忍野村と富士吉田市の間にあり、その山から相模湾が見えることは今まで知らなかった。昔話に天の岩戸の伝説で語られることのある杓子山には、いくつかの物語があった。今では話を聞くこともなくなったこの山は、山火事に遭い、土石流が起こったりして、子どものころ見た形が少し変わってきている。傷跡が残る中腹に不動湯温泉がある。水は薬効があるということになっていて、県外から多くの人がこの水を求めて訪れ飲用にしているとのことだ。こんな素晴らしい山が近くにあるのに富士山しか見ていなかった私は、まだまだこの地域を知らなさ過ぎるのかも知れない。今年の初日は流域にとって新しい一歩になると、朝寝坊していた私は教えられた気がする。

昨年源流と河口との交流を始めた。桂川・相模川流域協議会の代表幹事の桑垣さんに提案し、相談しながら私たち地域の源流域を見てもらうことから出発しようと桂川・相模川上下流交流会を進めた。相模湾の魚を源流の地で買い、地域の方に食べていただく。その実践から人と人との交流へとつなげていく事業は大成功だった、と言っておく。昨年はこうした実践をとおして、小さな団体同士が、同じ源流を持ち、同じ川の流域に住む友として交流を始めた年である。他の人たちにもっと参加していただき、川のことを考える機会づくりを進めると、川への関心が高まることにつながるのではないか。

支流ごと、地域ごとの交流を

それぞれの土地の祭に、他の町の人たちが参加して、一緒に祭を盛り上げることができれば、楽しいことも発見できる。楽しく、楽なところから始めるのが一番よいと思っている。今度は、桑垣さんたちのグループ、小出川に親しむ会の人たちと一緒に杓子山に登り、河口を見る会を企画してみたいと思っている。また下流地域に出かけ、川や海を見てみたいとも思う。

桂川は改修され用水路のような何の親しみもない川に変わりつつある。川に対して、水に

対して関心が持てるような官民一体の努力をしていくことはいうまでもないことだが、現実はとても寂しい状況である。環境問題が日に日に迫ってきている今、少しでもできることから始めて、ゆかなければならないと皆が自覚し始めた。流域協議会がその出発点となって発展していくことに意義がある。「めだかの学校」もまだまだこれからと思いつつ、努力をしていくつもりである。

上流と下流の温度差は、お互いに交流を深め親睦を密にすることで解決するだろうし、理解も生まれるであろう。そのためには流域全体の取り組みも必要だが、小さな支流ごと、地域ごとの取り組みも考えていかなくては、地域の人たちとの理解が得られない。こうした地域ごとの取り組みに対し、それぞれがどういう協力ができるのかを考えて進んでいけば、よりよい結果が得られるだろう。

「清く流れる川」を取り戻すために、一人ひとりが何ができるか、普段の生活からもっと考え、行動するときがきたように思う。一度みんなで桂川・相模川の源流から河口まで見つめられる杓子山に登って考えませんか。

この原稿の締めくくりに、もう一度、流域の皆さんにお願いしておきます。源流の明見湖の再生復活に向け一歩ずつでも前進できるように、ぜひ皆さんご協力をお願いするものです。

小さな魚、めだかが早く明見湖に帰れるように、みなさんよろしく。

行政と市民が付き合う

山田　朗（自治労神奈川県本部）

はじめに ―― 市民が声を揚げることが第一歩

地域の現場では日々さまざまな問題が生じています。そして市民にとって、行政の施設や仕組みは、最初から決して住みやすいもの、使いやすいものではありません。また地域の河川や道路など公共空間の整備は、市民の眼からみて不合理に感じられることもしばしばです。だからこそその使い手である市民の行動が、問題解決への取り組みや施設づくりに反映されることが必要になります。「市民参加」と呼ばれるプロセスです。

しかし、普通の市民にとって、地域で問題が生じたとき、あるいは地域を住みよくしようとしたとき、市民参加といっても、自分たちの要望をだれに、どのように伝えたらよいのか、難関にぶつかります。また、物事の表面にとらわれず、本質を見極めながら周りの人々

の声を集約し、合意を形成していくために、時には戸惑うこともあるでしょう。問題の大きさに比して、自らの存在がちっぽけに感じられる場合があるかもしれません。しかし、これはおかしい、大変だと思ったら、最初に一歩前に踏み出す勇気が重要です。

本稿では、市民がこうした声を上げ行動に移す際に、とくに行政と付き合うにあたって、市民が心得ておく方がよいこと、留意すべきことを論じることとします。なおここで取り上げている内容は、筆者が新聞等で知りえた情報をもとに、一般論として述べるものです。

1．行政との対話

行政との「対話」というと、固苦しい印象を持つかもしれません。しかしここでは市民と行政職員との間の情報交流から対話は始まると考えたいものです。

一般的にいって、市民と行政との間には大きな壁があります。市民は、役所の職員は前例のないことは行わない、融通のきかない堅物というイメージを持ち、職員は、市民をわがままで、自分勝手な存在だと思っています。しかし、思うほど両者の距離は遠くないし、時には先入観に満ちた思い込みが、両者を遠ざけているのではないでしょうか。だとすれば、本音で話しあい、多少なりともお互いの立場を理解できれば、それが対話のきっかけになります。

市民と行政の対話の第一歩は、市民と職員が個人レベルで情報を交流することからスタートします。これがきっかけで、互いに個性を知り、職員は地域の暮らしや現場の情報を入手し、また市民は行政の内情や職員の考え方を知る糸口になります。

ただ市民がここで注意すべきことは二つあります。一つは行政職員の中からいかに対話の相手を見つけ出すか、という人選びです。二つ目は情報の伝え方、つまり言い方とタイミングです。いずれも、行政の体質や発想をあらかじめ知っておき、適切に対応することが大切になります。

2．行政マンの発想

行政職員には特有の発想法があります。それは、いわばお役所という閉鎖的な空間の中で長年にわたり築き上げられてきた職場の文化でもあります。市民は、このことをあらかじめ心得ておく方が、行政の行動に対する理解が早まり、余分な摩擦や回り道をしないで済むかもしれません。

（1）縦割りと前例

行政の特質として、第一に指摘すべきは、「縦割り」です。これは「指示待ち」、「責任回避」というキーワードで説明することができます。中央官庁の職員はともかく、自治体職員は基本的に上級官庁からの指示を待っています。市町村の職員は、県からの、また県の職員は、国からの指示を待って自分たちの行動を決めることが多々みられます。判断に迷うと

きや、分からないときこそ、上級機関の指示を仰ぐという発想です。また、そうすることが、自らの責任を問われずに済むからです。

これは、明治以来の中央集権の体質が、自治体を含め行政全体に色濃く残っているからに他なりません。「出先機関」という言葉をよく聞きますが、天皇に近い中央政府ほどその地位が高く、地域の住民に近い市町村は低くみられてきたのです。また、戦後、地方自治法が新しく制定され自治体の主体性が唱えられたにも関わらず、現実の職務の中では、国の補助を受け、その通達や規格、マニュアルに基づき実務を行うなど、中央官庁のコントロールの下で仕事が進められてきたのが実態です。

確かに、地域に施設が不足し、量的充足が優先されていたかつての時代には、中央の指示に従う画一的なハコモノづくりが効果を発揮しました。だから、職員の間には当然、国や県の指示を待って行なう、指示のないことは行わないという発想が広がります。そして、人の縄張りはできるだけ侵さず、自らの行政分野の目的を最大限に尊重していく「縦割り主義」が浸透し、一方では前例を目安として、前例のないことは行わないという「前例主義」が、行政マンの不文律となるのです。

しかし、こうした守旧的な自治体職員にも、新しい風が吹くようになってきました。例えば、環境問題や福祉の問題です。これらは、地域の現場で生じる課題であるため、国にその情報が上がり、分析され、政策が立案されて自治体に下りてくるまでに長い時間を要します。そこで、現場で緊急に対応が求められる自治体は、国の指示を待って仕事を進めるより、自分たちの頭で対応策を考えなければならなくなりました。実際、公害·環境行政の分野では、自治体が国を乗り越え、自前の政策を確立し、展開してきた例もいくつかみられます。

そして今日、地方分権の時代を迎え自治体は、より個性的な地域づくりや住民福祉の向上を足元から実現するため、委譲された権限を有効に使い現場の問題を自ら分析し、地域に根ざした政策を立案することが要求されています。職員も、これまで以上に地域のことを勉強し、市民の意思をくみ取り実現していく能力が求められています。

（２）継続性の重視

継続性を重んじることも、役人の大きな特質です。これは時代状況に応じて柔軟な対応を取れないという一面でもあります。前例重視の別の形ともいえますが、前任者の方向を引き継いだ通りコトを進めることは、職員にとって極めて自然な発想です。反面、今まで積み重ねてきたものを変更することは一大事であり、大変なエネルギーを要します。また、これを行政施策の否定や敗北と受け止めることすらみられます。

こうした思考パターンは中央、地方を問わず、役所に共通しています。実際、長良川河口堰や諫早湾干拓にしても、エイズ事件にしても根は同じでしょう。多くの市民は、その事業を実施する根拠が不合理で、経済的にも破綻していると考えているにもかかわらず、理屈をすり替えて中止を絶対に認めない体質は理解しがたいものに映ります。現在の日本社会で最も構造改革が遅れている組織体は実は役所かもしれません。

ここからは、時代に先駆ける斬新な取り組みや先進性はあまり期待できないように思えます。しかし継続性を持つことは安定性を有するという一面でもあります。そのことがメリッ

トになるか、デメリットになるか、状況に応じて評価は変わるでしょうが、行政の施策や発想を社会状況に合わせて変えようとするとき、相当なエネルギーを要することだけは覚悟しておいた方がよいでしょう。しかしそうした努力の成果は、すぐに表面には現れなくとも、次の事業やプロジェクトに必ず投影されることを期待したいと思います。

（３）行政の改良主義

継続性重視の延長として、行政は改良主義、漸進主義の体質を持つことにも留意すべきです。一般に、望ましい理想形を追求することから始まる新たな試みや制度改革は、さまざまな主体の多様な利害関係を調整する中で、結果的には中途半端な選択に終わることが多いものです。この場合、行政としては若干の不満は残っても、今までより一歩前に進んだことを評価します。しかし、理想を求める市民からみると、時として物足りなさが残り、行政の努力をもっと求めることになるでしょう。

だから、市民がみて当然という小さな要求も、行政マンにとっては大変な難題と受け止められることがあります。その認識のギャップが、時には行政に対する市民の不満を、市民に対する行政の不信を招くことにつながります。例えば、情報公開といっても、市民は関係情報が全面公開されることを期待しますが、行政は関係する情報の一部を公開することで良しと発想します。その落差は、かなり大きいものとしばしば実感します。

市民は、ものごとを一気に前進させる変革、改革になじまない役所の行動様式を、理解しておくことも必要でしょう。しかし、決して諦めることはありません。段階を追って少しずつ変えていく漸増ならば、行政が得意とするところであり、そのことを目指して付き合えばよいのですから。

（４）集団と個人

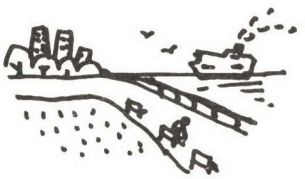

第四に、集団主義を挙げておきます。これは、職員の一人ひとりの発想や考え方と、集団となった役所としての対応が、時に大きく乖離する場合があることです。職員レベルでは市民の発想に近くとも、それが行政組織として意思決定される際には、必ずしも合致しないケースもみられます。もっともこうした傾向は単に行政にとどまらず、個人の自立性が希薄とされる、日本社会に広くみられる特質かもしれません。個人の判断を離れ組織全体の判断とすることで、一人ひとりの責任を明らかにしない体制を作りだす事にもなりかねません。

そこで、上に述べてきたように、前例があったり、縦割り行政が進められる中では、職員としても、自分の本意でない選択をせざるを得ないことがあることに留意したいものです。だから、ある場面での職員の発言や発想と、その後の行政対応に違いがあったとしても、その違いをあまり問題視しない方がベターであることも強調しておきます。むしろ目指すべきは、職員一人ひとりの改革であり、そのことが行政の体質改善につながると受け止めていくべきでしょう。

３．市民参加のプロセス

以上に述べたような行政の体質や発想法を呑み込んだ上で、いよいよ市民と行政の付き合

いが始まります。市民参加と呼ばれる過程です。しかし、一口に市民参加といっても、その意味するところや目的は、人によってまちまちで、さまざまなレベルがあります。ある人はとても良い意味に使いますが、行政からいえば形だけの参加、ということもあります。そこで米国の社会学者シェリー・アーンスタインの資料に基づき「市民参加のはしご」という考え方を紹介しながら、市民参加のあり方を考えていきます。

（1）市民参加の八つの段階

ここでは、市民参加を次の八つのレベルに分けています。

1) あやつり：　もともと決定しようとしていることに対して、市民参加をしたとの形式に利用する
2) セラピー：市民が抱いている不安を行政側がなだめる
3) お知らせ：行政からの情報が一方通行で知らされる
4) 意見聴取：市民の意見を聴くが、それがどのように反映されたか明らかにされていない
5) 懐柔：参加者は決定に関与するが、その力はある程度抑えられ、意見の正当性や合法性は行政が保留している
6) パートナーシップ：行政と市民の間で決定に関する権限が共有されている
7) 委任されたパワー：市民の側により大きな決定権が与えられている
8) 市民よるコントロール：市民が組織やプログラムの運営に自治権を持っている

第１は、「あやつり」と呼ばれる段階です。これは、市民が、会議や協議会のメンバーとして参加するけれども、実際には、決定権を持っている行政側が、そこに市民が参加したという形式を確保するために、行われるものです。参加によって実質的に市民の意見を反映するというより、あらかじめ結論があって市民を説得しようとしたり、市民参加の形式を整えるために、会議を置くことなど、よくみられます。

第２は「セラピー」といい、市民をなだめる、なぐさめるという意味で使われます。市民が抱いている不安や不満に対して、その本質的な原因を正すのではなく、感情をなだめることを目的としています。ダイオキシン問題に対する地元の行政の対応は、見聞する限りでは、これと似た行動のように思われます。

第１と第２の形をとる市民と行政との対応関係はとても市民参加とはいえないものでしょう。しかし、私たちの身近には、こうした事態がしばしば生じているのは周知のとおりです。

第３は「お知らせ」です。これは、行政側が一方通行で市民に情報を提示するようなケースです。プランが確定した段階でお知らせが行われ、市民がその内容に意見を述べたり、指摘を差しはさめない場合があります。例えば、環境アセスメント制度では、事業の計画案に対して、住民が意見書を出したり、公聴会で意見を表明する手続きが組み込まれています。その際、事業者側は良い指摘や意見であれば、それを取り入れるという姿勢が不可欠です。さもなければ、アセスメント制度は、事業者による計画案の「お知らせ」手続きに留まり、この制度の本質の一つである、地域住民とのコミュニケーションを通じた合意形成は生まれないことになります。

次は、「意見聴取」の段階です。行政が政策や計画、事業を決定するときに、地域住民の

意見を聴くことは、当然に必要な手続きだと少しずつ認識されるようになってきました。自治体でも、地域に大きな影響を及ぼす計画や事業を立案し、決定しようとする際は、多くの場合、住民意見を聴くよう努めています。

しかし、問題も少なくありません。一つは、聴取の方法です。行政が地域のボスや議員に根回しをしその意見を聴いて、住民に意見を聴いたとするやり方がしばしば見られます。国が、公共事業を決定しようとする際、地元の首長や議会の意見書によって住民意見を聴いたとする例もあります。しかし、市民の選挙で選ばれたとはいえ、首長や議会がその事業に関して十分に民意を反映し、判断しているわけではないことは明らかです。市民の意思ができるだけ反映される方法で、意見を聴くことが必要ではないでしょうか。

二つ目は、聴取した意見の反映方法です。単に市民の意見を聴くだけならアンケート調査と同じです。市民の意見を聴くと同時に、それが政策や事業にどのように反映され、生かされたのか、明らかにされなければいけません。

第５は「懐柔」と呼ばれる段階です。これは参加した市民の意見が立案される政策や計画の内容に一定の力を持ちはじめるレベルです。しかし、実際には、市民の意見があるところで抑えられたり、その意見の正当性や重要性の判断を行政側が保留しているなどのケースがみられます。例えば、市民参加のもとで協議会を設置し、地域で行われるプロジェクトのあり方を考えようとする際、そのプロジェクトに関して住民代表が述べる意見は正当であっても、その取りまとめを行う会長の裁量で低めに評価されたり、反対意見との両論併記という形で誘導されるようなケースです。

次の第６～８、「パートナーシップ」から「委任されたパワー」、「市民によるコントロール」までは、市民の決定権が次第に強くなり、本当の意味での市民参加、すなわち「市民自治」という言葉で表現される実体に近づいてきます。

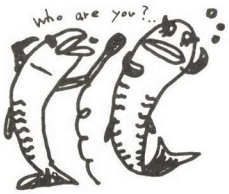

「パートナーシップ」とは、行政と市民の間で決定権が共有されている関係です。この場合、両者は互いに対等な立場で権限を共有するとともに、責任も分担します。したがって、双方の協議と了解なしに、一方的に決定を変えるということはできなくなります。

最近、環境や福祉、まちづくりの分野で、「パートナーシップ」や「協働」という言葉がよく使われるようになってきました。ことに、行政の文書や計画書の中にこの言葉がみられます。しかし、行政が本当に「パートナーシップ」という考え方に則して市民との関係を結ぼうとしているのか、文字づらだけで止まっていないか、問いなおしてみる必要があるでしょう。注意しなければならないのは、行政が自らの業務を下請けに外注するような機会として、「パートナーシップ」という衣をかぶせているおそれがあることです。

「委任されたパワー」は、さらに市民に大きな権限が与えられる場合です。例えば委員会や協議会で、行政より市民の側の型が数としても多く、その権限がより大きいようなケースが想定されます。いくつかの市民センターや市民施設では、運営方法や利用に関する委員会が住民の主導で組織され、そのイニシアティブで施設運営が行われるなど、このレベルの取り組みといってよいでしょう。

最後の「市民によるコントロール」は、市民が自立して組織やプログラムを運営している場合です。これは、市民自治の理念に重なるもので、行政は必要最小限のサポート役になり

ます。わが国では、パートナーシップオフィスなど、数少ない例はありますが、まだ一般的ではありません。

（２）桂川・相模川市民会議による市民参加

さて、市民参加には、このようにいくつもの段階があるとして、自分たちが行っている活動と行政との関係はどのようなものか、一度考えてみる必要があります。そして、市民側の力量を高め、さらにより高次の参加の段階に進むべきと考えます。

実際、桂川・相模川アジェンダ２１市民会議のケースでは、行政からの参加の呼びかけに反応した市民は、最初は形式的な市民参加に留まる「あやつり」ではないかと警戒したようです。しかし、行政と対話を重ね、またアジェンダの仕組みを理解するにしたがい、行政との力関係の中で市民参加の実態は「お知らせ」から「意見聴取」に進み、さらに参加者が決定に係わる力を持つ「懐柔」となりました。そして、１年半近くに及ぶ市民と行政との対話を通じ、市民の熱意とパワーが行政との関係を昇華させ、市民と行政が対等・協力の位置を占める「パートナーシップ」の関係が形成されてきました。別な言い方をすれば、アジェンダ２１市民会議の活動は、行政との間で「パートナーシップ」を形成するための学習のプロセスであったということもできます。

一方、県をはじめとする行政機関の関係者も、真の意味での市民参加の手続、とりわけパートナーシップのあり方については学ぶことが多かったように思います。そこに至るまでは、長い時間と大変なエネルギーを要しましたが、それも市民社会創造のための必要コストと前向きに考えたいものです。

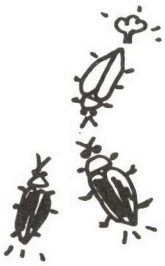

４．市民参加の意義と役割

政策展開における市民参加のあり方を、行政マンはどう考え、受け止めるべきでしょうか。それは、なぜ市民参加の手続を求めるかという原点に戻る必要があります。

もともと、中央がすべてを決める集権システムでは、市民参加は不必要なもの、行政にとって余分な手続です。中央政府の職員には、比較的こうした意識が残存して要るといってよいでしょう。言葉では「情報公開」や「市民参加」といっても、実際の行動は行政情報を囲い込み、政策決定の場から市民を排除する傾向がなおみられます。

その点、自治体の職員の方が、まだ公開と参加の原則を取り入れているように思えます。なぜなら、自治体は住民を相手に仕事をし、その成果は常に地域住民にとって安全で健康な環境の確保、福祉の向上等にどれだけ貢献したかという視点から、評価されるからです。役人同士の調整や業界との接触が主な仕事である中央の職員とは、自ずと評価軸が異なります。また、情報公開制度が自治体は先行して整備されていることも大きいでしょう。

では行政にとって市民参加はなぜ必要なのでしょうか。政策形成プロセスを例に考えてみます。一般に、行政がある問題に対して対応策を講じようとするとき、①問題発見→ ②課題設定→ ③問題分析→ ④政策立案→ ⑤政策決定→ ⑥政策執行→ ⑦政策評価→ ①問題発見――といった手順をとります。この流れの中で、かつて行政はいずれの段階からも市民を排除し、自らが独占した権限と情報だけで決定してきました。このため、エイズ事件のような多

くの過ちを犯したのです。

したがって、行政が自ら政策を立案し決定しようとする際は、このようなステップの各々の段階で市民の意見に耳を傾け、ある時には市民に権限を委譲するような参加の形態が望まれます。また、そのことによって、事務的には時間や手間は要しますが、問題点のより少ない、市民に満足される政策が結果として選択されるなど、行政的な効果も期待できます。

中でもとりわけ効力を持つのは、①の問題発見や2の課題設定における市民的な視点の採り入れです。また、 4政策立案や 5政策決定に際しては、幅広い層からの市民意見の集約が望まれます。実際、吉野川可動堰の建設問題では、市民一人ひとりが自ら判断するための住民投票条例を制定する直接請求について、市の有権者の約半数の有効署名が集まったという事態が生じています。

なお住民投票に対して、議会制民主主義の形骸化をもたらすものだ、という意見がよく聞かれます。しかし一方で、議会制民主主義が空洞化し、機能不全に陥っているからこそ、直接民意を問いかける参加が行われるべきだ、という指摘も紹介しておきたいと思います。さらに、⑦の政策評価では、閉ざされた行政内部だけの評価ではなく、公開の下で市民の立場からの政策評価、事後評価が考えられます。

行政職員はこうした市民参加の意義を十分に考慮し、どのタイミングで市民の意見を聴くか、どのような趣旨で市民参加を位置づけるか、規格しようとする政策や計画の内容に配慮しながら、日頃から柔軟に発想し、取り組んでいく努力が必要です。

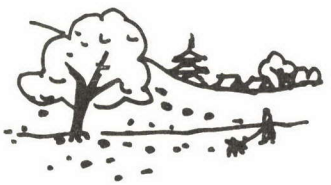

5．市民と行政の新たな関係

市民が地域の課題や問題をみつけ、運動を行おうとする際、行政は時には市民運動と対立し、あるいは相手側に立つこともあるでしょう。行政は別に役所、行政マンは役人とも言い、字義的には、「役に立つところ」「役に立つ人」と書きます。しかし市民運動に係わっている人なら、時には役所がいかに運動に理解のない存在となるか、痛感しているはずです。

確かに、エイズ問題や藤前干潟の埋立問題など中央官庁の対応や特定の自治体行政は、常識的な市民の判断よりも事業者や公共事業の都合を優先する発想で選択されるものが多いのは事実でしょう。しかし、だからといって、行政を市民の「敵」とみる発想からは、生まれるもの、得られるものは少ないはずです。

いま、ほとんどの自治体では、行政の基本姿勢として、「参加」や「公開」、あるいは「市民とのパートナーシップ」というキャッチフレーズを日常的に掲げています。これは、いままでの行政の政策立案や意思決定のあり方を変えていこうとする姿勢の表れですが、その背景には納税者たる市民の意識が成熟し政策形成への参加を求めるようになったことがあります。また、地方分権の進展にともない、自己決定の領域が広がっていることもあげられます。職員の多くはこうした事情を受け止め、そうした方向へ意識や行動を少しずつ変えつつあります。

しかし一方で、職員の立場から参加や公開を進めようとすると、現実にはいくつも障害が

あります。市民参加といっても、だれを参加させればよいのか、だれの意見を聴けばよいのか、判断に迷うことがあります。その場に参加してくる市民がどれほど全体の意見を代表しているか、一部の市民の参加ではないか、と疑問を呈されることもあるでしょう。参加の場をどのように確保するのか、ノウハウも十分に備わっていません。また、個人の熱い思いがあったとしても、組織的に必ずしも受け入れられるわけでもありません。

市民と行政の関係には、これが正解だ、これで十分だ、という決定版はないといってよいでしょう。市民と行政が対話し、互いに協力しながら、試行錯誤を繰り返し、地域の課題に応じてよりよい形を作り上げていくことが望まれます。そのためにも、市民側の自覚と努力は不可欠です。

ところで一口に「市民」といっても、その考え方や発想、行動パターンはさまざまです。多様な価値観の集合であるからこそ市民社会といえるのかもしれません。以前に比べその意識は成熟しつつありますが、やはり平均的には地域利益の誘導や、目先の利にたいへん敏感です。自分の生活圏が侵害されることには声高に反対する一方、長期的・将来的な視点から改革のためのアクションに結び付ける人はまだ少数です。自らの大量消費型のライフスタイルが、廃棄物問題や地球温暖化などに大きな負荷を及ぼしていることを認識していても、それを具体的な行動に移している人は多くはありません。小さなことでも、行動を積み重ねていく地道な努力が必要でしょう。

また市民が「参加」するとき、最初のきっかけは自分たちが直面する課題の解決であり、時には地域エゴと呼ばれる内容から始まるかもしれません。その際、重要なのは、自分のことを脇においてすべての解決を他者に要求する自己中心の発想ではなく、自らも当事者としてよりよい社会システムを実現するために何をなすか、という広い視野に立つ考え方ではないでしょうか。

もっともこうした発想は、行政マンにとっても必要です。市民の意見や反対を住民エゴ、地域エゴと切り捨てるのではなく、その求めている本質を理解し、改善や解決に向けたシステムづくりをめざし、一般化していく努力が求められます。

市民と行政マンとの違いはなにか。公権力を持つ行政と、行政サービスの享受者となる市民とは、本質的に立場を大きく異にします。行政は、権力の行使にあたって、市民の自由な生活や行動を前提に必要最低限の範囲でルールを定め、規制していくべきでしょう。その行使は、慎重に、限定的になされるべきが原則です。しかし一方で環境問題や高齢社会など、将来を見通し、今日の生活や行動に制限を加えなければならない課題もでております。権限の行使の方向や程度について、判断がさらに重要となるとともに、一層難しくなってきております。そのためにも、さまざまなレベルや局面で、市民の参加を求め、その意思を反映することや政策決定に参加することが必要とされるのです。

おわりに

分権社会を目前にして、行政マンも市民も、まだその意識が、十分に根づいているとはいえません。自らが、地域の将来像をどのようにつくり上げ、決定し、どのような手段によっ

て実現していくのか、まだ議論は不足しています。確かなことは、分権社会では、市民と行政の関係が、これまでに比べてより濃密に、また質的にも大きく変わるということです。新しい市民と行政の文化が求められているのです。

行政のありようは、市民の意識や水準によって、規定されます。変化や改革というのは、常に多律的です。市民が変わり、行政を変えようとする努力が、行政自身も変えていきます。そのためにも、まず、行政と対話することから始めたいと考えます。

最初は、役所のカウンターは少し敷居が高いと感じるかもしれません。しかし、自治体の中には、行政における市民との連携の重要性に気がついている職員が確実に生まれています。だから、行政全体よりも、とりあえずは地域のことを真剣に考え、心を痛めている個々の職員に注目し、見つけ出すことが大切です。

職員を地域のことを考える自分たちの仲間とみる目線で、勇気を出して、気軽に声を掛けてみることから始めたいものです。市民の本音を聴きたいと思う、個性ある行政マンが必ず見つかるはずです。なぜなら、それが戦後５０年、地方自治が成熟した一つの成果でもあるからです。

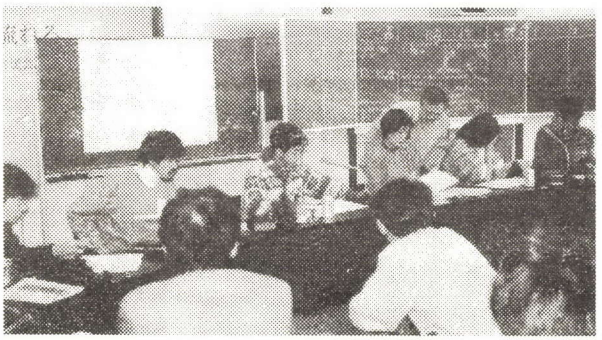

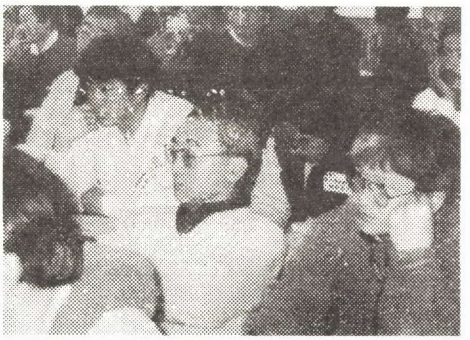

桂川・相模川
アジェンダ21市民会議

1997年2月22日･23日
（藤野町にて）

【２】

これまでの桂川・相模川は

イラスト　酒井　百合子

- ゴミや残土で狙われる県境の町 ―――――― 三宅　節子
- ３０年後の結論、宮ケ瀬ダムはムダだった ―― 篠田　健三
- 相模川のカワラノギクに就いて ―――――― 河又　猛
- 丹沢の自然環境の現状と展望 ―――――― 梶谷　敏夫
- 相模大堰はアユの生存を脅かす ―――――― 氏家　雅仁
- 相模大堰と水道企業団はいらない ―――――― 岡田　一慶

ゴミ・残土に狙われる県境の町から

三宅　節子（藤野町）

★

藤野町は山梨県と境を接する神奈川県最北端の町で、山中湖を水源とする相模川が町の中央を東西に流れ、流れはそのまま堰き止められて相模湖をつくり、県下60％の住民の水ガメとなっている。

――― つまり、ここは神奈川県の重要な水源の町なのである。

相模湖ということで相模湖町のもののように思われるが、その80％は藤野町の地籍で、いまから約50年前の1947年、現在の藤野町勝瀬地区84軒他を水没させて完成したダム湖である。ついでにいえば、この湖は戦時下の労働力不足を補うために日本各地から集められた労働者、勤労学徒のみならず中国人捕虜や当時日本の植民地であった朝鮮半島から強制連行された人達の、過酷な労働によって築き上げられたものである。

しかも、当初はダム建設反対で結束した人たちも、戦争協力、国策協力ということで、今のような大きな補償もなく、父祖の地を取り上げられてしまった。そのうえ、ここには宮ケ瀬ダムなどが受けている「水源地域対策特別措置法」による巨額の措置もなかったばかりか、企業誘致もできない、保安林はたとえ自分の山の木でも、一本たりとも勝手に伐ることは許されない、という厳しい水源地規制を受けてきた。

１０数年も前になるが、私たちが水を汚さないためのセッケン運動を始めた時、町の教育関係に携わるエライ人がいったことは、

――― 湖には怨みがある。なんで水をきれいにしなくちゃならねえんだ。
橋の上から俺は肥え桶をひっくり返して、
下流の人に水源地の問題を考えてもらいてえくらいだ。

そして彼は、ダムができたために気象の変化もあり、作物にも影響があったとつけ加えた。

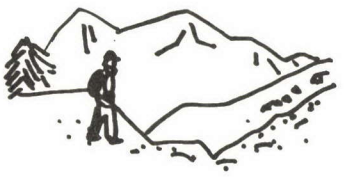

こういうことで、藤野町には２ヶ所あるゴルフ場の他、これといった企業もなく、県下で最低の財政力の乏しい町になっている。

★

全面積、約65平方キロの広さをもつ町域の略80％が山林の藤野町は、相模川沿いの中央部を除いて南北の端に行くほど過疎化している。ことに南部は人が少なく、山襞の一つ一つに大小の谷がある。となれば、勢いゴミや残土の捨て場として狙われる。まして都心から１時間余、近郊都市からはほんの一足、交通路も中央高速、甲州街道（国道20号線）が通っているなど便利がよい。

一方、金にもならない山や谷が金になるならと、うまい話が業者からくれば高度成長も土地騰貴も脇をすり抜けて関係のなかった地権者にしてみれば、処分場であれ、それはやっと訪れた恵み（？）なのである。それ以上に、山間地のここでは平地に対する憧れが強い。谷を埋めて平地ができて、それが金になるなら、これ以上のことはない。

というわけで町内には不法、合法のゴミ、残土捨て場があちこちにできた。いたる所に谷があり、改めて捨て場を造成しなくてもダンプで来て道路から尻を谷に向けてざあっとやればいいのである。もちろん堰堤など造らない。そうした所からは、雨でも降れば残土が川に流れ込む。昔はそのまま飲めたという清流は泥の川になり、川底の小石は泥を被って苔も生えず、従って魚やカニも棲まない川になってしまう。かつて水質検査にきてくれた生活クラブ生協の方たちに同道された、当時横浜国大教授の加藤静夫先生は、川を見るなりこういわれた。

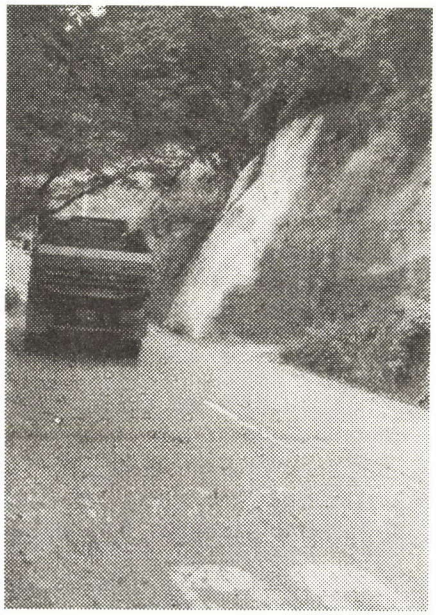

山狭を行く 残土のダンプ（藤野町）

―――― たとえ、有害物質がなくても、これじゃ死んだ川だ。

そして不法投棄された土砂は上流から流れてくるものも合わせて相模湖の水深３分の１まで堆砂し、浚渫問題となっているのである。

★

1986年、今から12年前になるが、この藤野町に突然、神奈川県は巨大な産業廃棄物最終処分場の計画をもってきた。当時、日の出町の第一処分場ができたばかりであった。県はこれをモデルに、浸出水は飲めるほどきれいなものにして湖に流すというのであった。

計画は管理型で全体面積約35ヘクタール、埋立面積14ヘクタール、およそ横浜球場の13倍もある谷に県内の産業廃棄物を12年間にわたって埋め立てる。その見返りとして、県は凍結されていたゴルフ場建設と道路整備などを条件とした。

この事業の波及効果も大きいことから、貧乏な町としてはごく少数の職員を除いては賛成であり、議会も私一人を除いて大歓迎であった。

当時は産廃なるものも、その処分場がどんなものか、殆ど認識されていなかった。しかし1.5ミリのゴムシート１枚の管理型処分場が安全なものでないこと、重金属類など公害物質を

含む浸出水を飲めるほどに浄化することは、実験室以外ではできるものでないことなども分かり、私たちは有志１４名で、「藤野町産業廃棄物処理場建設反対連絡協議会」を結成、反対運動をすると同時に、処分場問題、とくに水質汚染を訴えることにした。

――――― 議員としてあるまじきことだ。
――――― 売名行為だ。
――――― 牧野地区にやっと光が射してきたのに、なんで邪魔をするんだ。

などなど同僚議員たちの私への攻撃も凄まじかったが、中学校の統廃合問題で町を二分して10年余も闘った町民にとって、「反対」ということにはアレルギーがあり署名一つとれないのであった。14人の中からも少しずつ後退りする人がでてきた。

かくなる上は水を飲む下流の人たちに訴えるしかないと、私は、さまざまな関係を辿って個人は勿論県政モニターＯＢ会や、県内の団体、個人が参加する女性会議などに出掛けていくほか、環境問題に関わる学会やシンポジウムにも行って平場から声をあげた。そしてついに、傘下に労働組合、消費者の会、高校教組、生協の他、環境・公害問題ととり組む団体などを擁する「県民のいのちとくらしを守る共同行動委員会」　が立ち上がってくれて、翌年３月には「神奈川の水とゴミを考えるシンポジウム」が横浜で開かれた。これを機に「かながわ産業廃棄物広域最終処分場（藤野町）反対連絡協議会」が24団体と55名の参加で結成された。運動は県全体のものになったのである。

各地で勉強会、研究会、見学会等を頻繁に行い、その年の10月、協議会は12万7797名の署名をもって県に処分場建設中止の要請書を提出した。また協議会は、２年余をかけて研究報告書『水源地に廃棄物処分場はノー！』（213頁）を作り、多くの運動体、研究者たちに資した。そしてついに県は約７年後に処分場建設の撤回をしたのであった。

★

これでやっと夜もぐっすり眠れるかと思ったが、県は入れ代わりに、同予定地に、相模湖の浚渫土砂と都市の建設残土を埋め立てる計画をもってきた。

50年経った湖は、上流から流れてくる土砂で水深の３分の１までが埋まり、機能低下を回復させるために「相模貯水池大規模建設改良事業」（予算600億）を推進させようとしたのである。

現在でも山梨県上野原町で浚渫、藤野町のゴルフ場に埋め立て処分をしているが、（これについては、狭い道路を通るダンプ問題などで反対署名運動もあった）、本来土砂は流れによって海まで運ばれ、豊かな海浜をつくっていたものだが、ダムに堰き止められて海もまた海浜を無くし、後退してテトラポットの海になっている。

関東学院大学の宮村忠教授は、「理想としては相模湖から津久井湖の下流までバイパスを通し、水とともに土砂を流し、あとは流れにまかせて海まで運ぶのがいい」と言われた。難しいことだが、50年かけてできた現状である。50年かけるつもりで川も海ももとに戻せたら――。しかし大きな反対運動にも拘らず県は、全面堰の相模大堰も造ってしまった。

予測通り堰による環境の悪化、自然破壊は始まっている。傷めつけられ、搾りとられてきた相模川をほんとに愛するなら、私たちは親水とか川辺をきれいにするとかの運動以上に、川の生命を止めるような堰の問題をこそ問題とすべきではなかったのか。

森は海の恋人、上流の森と海の資源が密接な関係で結ばれていることは周知されてきたが、水質汚染や堆砂の問題もまた上流と下流が共に考え対処していかねばならぬ大きな問題である。（最近建設省が数ケ所のダム堆砂問題について、とり組みを始めたが……）

県境に住む私たちがここで水問題、処分場問題ととり組むのもその根底には、もちろんわが町のためということもあるが、下流の人たちに水源地の問題を考えてもらうと同時に、さらなる上流の人たちにも「どうぞ下流即ち神奈川のことも考えていただきたい」という願いがあってのことである。

★

さて、この浚渫、処分場問題について町長は熟慮の結果、事業をひき受ける代りに次のような要望を県に提出した。

・搬入搬出のために専用道路を開設する。
・平成10年をめどに町全域に上水道整備をはかる。
・「水源地域対策特別措置法」の準用をはかる。
・計画地はすべて買い上げ、跡地は都市公園にして町に帰属する。

かなり厳しい町の要望に応じ切れなかったのか、県は翌年、財政難を理由に、この事業をまたも撤回したのであった。

しかし現在、県は大規模土砂処分場は撤回したが、関連の陸揚げ場の建設を着々と進めている。近い将来ここから浚渫土砂を運び出す計画であろうが、その土砂はどこにもっていくつもりか、またも大小の谷が処分場として狙われるのであろうか。しかし谷もまた水を生み出す貴重な所である。

私にはそうした残土処分場つまり土捨て場は、水源の息の根を止める現況に見えてくる。

話によれば、最近県（国？）は浚渫土砂の80％までをリサイクルすることを打ち出したというが、それにしても20％の土砂はどこかに埋め立てることになろう。

四季に応じて緑に黄に紅に微妙に色を変える山々を映し、訪れる人の心を休め慰めてくれる湖を巡って、実はさまざまな問題があることを、下流の方たちにも共に考えていただきたいと思うのである。

もとは深い谷だったところが、
不法残土で埋められた(藤野町)

★

河川の問題ではもう一つ、大きな問題がある。河川改修である。この町でも相模川の支流沢井川の上流他各所で工事が行なわれている。

両岸の崩落とか何十年に１回くるかこないかの洪水などに備えてということらしいが、親しみのある景観を壊してコンクリートの壁を張りつけていく工事は、「なぜ、なんのために、巨額を使ってこんなことをしなければならないの？」といわせるものだ。

地域の住民は補償が出たり、コンクリート張りですっきりするのがいいと思って、改修についての陳情をするということもあるが、確固とした河川改修に対する方針をもたない町のあり方、それにも増して河川に手を加え、殆ど人の行かない川岸に不要の親水施設とか散歩道（？）をつけたりする県のありようは何なのか。

聞けば、「多自然型でやっています」と答えるのだが、何が多自然型なのか分からない。

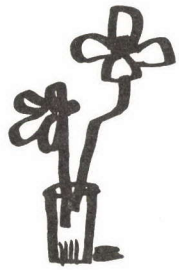

なかには砂防工事と称して改修しているところもあるが、昔ながらに松の木を使って工事をし、壊れてきたらまた改修していけばいいのだ、という人もいる。なんでも真っ直ぐ、コンクリート張りということでなく、もう一度昔ながらの工法を見直し、知恵を生かしていくことも、「公共事業への反省」のなかで考えていくべきことではないだろうか。

３０年後の結論
宮ヶ瀬ダムはムダだった

篠田　健三　（宮ケ瀬ダム問題を考える県民の会）

高度成長の夢、宮ケ瀬ダム

宮ケ瀬ダム（1億8300万トンの有効貯水量）　は当初、もっと大きかった。現在の神奈川県は、あまりにも過大な水計画の遺産を抱えこんだまま、借金地獄に堕ちこんだが飽食の道へと県政をはめこんだ岐れ道は1969年（昭44）の県議会だった。また、その県議会勢力を抑えきれなかった津田文吾知事　（内山岩太郎ワンマン知事を継いだばかりの副知事）　の力量不足にあった。

神奈川県の工業出荷額と製造業従業者数は、そのころ高度経済成長が用水量に反映して年間20万トンずつ伸びてゆき、足りない水源を利根川・富士川など県外から導水すると県第三次

総合計画に書き込んでいた。そこへ1967年の大渇水が重なって、ものすごい危機感で将来の水不足が語られはじめた。

1969年３月の県議会は、この危機感を背景に一連の巨大事業を議決する。

1) 寒川堰下流に義務づけられていた相模川の河川維持用水を取る高度利用事業(秒12トン)の決定。
2) 三保ダムをつくる酒匂川総合開発事業（秒21.12トン）の決定。
3) 酒匂川開発には１県３市の一部事務組合・神奈川県内広域水道企業団を設立し、事業費を企業団 起債で調達すると決定。
4) 第三次総合計画を改定し「県外導水と県内河川水を貯水する人造湖の建設と広域導水路の実現」を決定。
5) 相模川の一級河川指定に同意して、付帯意見に、「総合開発事業(津久井湖造成)の完成・高度利用事業の早期実現・広域導水計画の樹立」を付ける。

という目をむく開発事業の連発だった。

神奈川県議会を動かしたのは、昭和30年代、日本版ＴＶＳ（佐久間ダムなど巨大ダム群による流域総合開発）で官業下請の土木組からゼネコンへと急成長した政治土建企業集団“日本列島改造の政官財連合”だった。水資源開発公団は、県議会の決定を待って「相武地域広域利水計画」を発表した。中津川に有効貯水量 2億5400万トン（秒11トン）の中津川ダムを造り、信濃川 → 関越導水路 → 利根川 → 荒川 → 多摩川 → 相模川と相武導水路（秒22トン）で通水して途中の都市に給水しながら、余った水を中津川ダムに溜め込み、久保沢分水池で秒15トンを取水して県内に給水するという巨大な利水計画だった。

津田知事は県議会の決定と水資源開発公団の計画そのままを、県の要望として建設省に伝えた。建設省は半年たたない９月に、関東地建河川部長が中津川ダム（宮ケ瀬ダム）の調査を知事に申し入れたのだ。———この1969年９月こそ、宮ケ瀬ダム計画が具体的に動き始めた年月である。そして、この時のゼネコンを中心にした政官財癒着連合の誘導のままに、宮ケ瀬ダムと相模川開発は今日まで、巨額のムダと自然破壊のツケを後年に後年にと回しながら、あまたの批判と県民の反対を押し切ってきたのである。

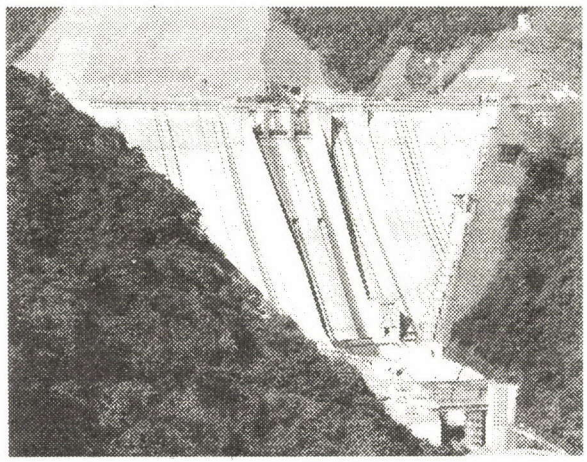

建設当時の宮ヶ瀬ダム　ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ『相模大堰』より
（神奈川県･神奈川県内広域水道企業団発行）

ダム不要の警告を無視した挙げ句

それから４年後、1973年10月に石油ショックが来て劇的に高度経済成長の時代が終わった。すべての過大予測・過剰投資はこの時に、根本的に見直されるべきであった。そしてまさに、そのチャンスが1975年４月の県知事選挙だった。県財政の破綻を理由に津田知事が三

選をあきらめ降板し、過大な高度成長計画の見直しと県政民主化・県財政建直しを旗印にした長洲一二元横浜国大経済学部教授が当選した。宮ケ瀬ダムを不要とする水需給計画の見直しも公約のひとつであった。

結局、長洲知事は就任６か月後の同年10月には公約を裏切り、宮ケ瀬ダム開発水の四大水道への配分量を斡旋している。その直前の９月県議会では、公約を守り続けろという合意で、社会党と共産党の論客が精細な数字をあげて、それまでの県の水需要予測が過大であり、それに基づく宮ケ瀬ダム必要論はまぼろしに過ぎないと、執拗に本会議で質問して知事答弁を引き出そうとしている。知事は、数字には触れず、企画調査部に予測を見直させている最中だとかわして、答弁をごまかした。肚は決まっていたのだった。

長洲知事が当選した時、建設省は、すでに適地調査を済ませ、ダム基本計画を作るための基本調査も終え、実施計画のための調査も済んで、調査事務所を宮ケ瀬ダム工事事務所と衣替えし、最も強硬な現地の反対水没者が結束している宮ケ瀬ダム連絡協議会に、一筆調査（所有地一筆ごとの立入り調査）を申し入れたものの、まだ承諾を取りつけられない時期であった。もし、長洲知事が、水没県有林の一筆調査に反対の態度を宣言すれば、これまで進めてきたダム計画は凍結するところだった。

どれほど凄い裏工作があったのか、未だに深い闇だ。しかし就任２か月後の６月13日に連絡協議会が一筆調査を承諾しているから、この直前に知事はダム計画の受入れを内諾したと思われる。長洲知事（以来1995年まで５期20年在職）　は功罪半ばするが、こと大規模開発に関しては抑止したためしがない。相模湾埋立抑制や調整区域の開発抑制などは、すべて津田知事が宣言した保全方針の継承にすぎなかった。むしろ湘南国際村などの開発がもたらす経済的波及効果を後年は公然と賛美するようになった。県史の上で最大の投資である宮ケ瀬ダムに出したゴーサインは、苦渋の選択であったにもせよ、――と言うのは、宮ケ瀬ダム見直しを選挙公約した根拠は、県議会で、社会共産両党の論客が質問した、精細な数字に基づく水需要予測の批判そのものであったのだから――、政官財の経済利権の圧力に屈してゆく20年の長洲県政の予兆となったのである。

革新県政に歯向かうダム反対の運動

長洲知事の裏切りで、翌1976年から一筆調査の立入りが始まり、ついで物件調査、さらに補償交渉と現地は建設の地ならしが進んでいった。過大予測と過剰投資を批判をしていた革新政党は、革新知事に真っ向から歯向かわざるを得ない宮ケ瀬ダム問題から次第に距離を置き、やがては（1978年12月宮ケ瀬ダム基本方針公示後は）建設労からの要請で、一切の反対運動から手を引いた。

しかし住民の反対運動は、むしろ知事の裏切りをきっかけに燃えあがり、1976年11月27日に「宮ケ瀬ダム問題を考える県民の会」を結成して、街頭署名・デモ・反対集会・現地ビラ撒きなどの大衆活動を精力的にくえひろげた。並行して、1977年２月28日に一回だけという条件で建設省本省交渉（水需要予測の根拠、ダムによる環境影響など）をもった。これを皮切りに、同年５月11日には、今日までえんえんと続く対県交渉の“記念すべき”第一回目が長洲知事への要望書に対する回答（文書回答は拒否したので）を聞くという名目で行なわれた。県側は、企画調査部・水資源対策室・宮ケ瀬ダム対策室である。

要望書は：

1) 水需要の過大な予測および水資源の合理的利用について、

2) ダムの安全性および地域の住民生活への影響について、

3) 県と県民の財政的・経済的負担について、

の３項目だった。21年半を経た現在もまったく同じ疑問を抱えたまま、つまり、県の説明に21年半の間まったく納得いかないまま、飽きもせずに対県交渉を――――現在は行政交渉の他に、行政訴訟と円卓会議を、３つ併行して――――つづけている。

21年半の歳月が暴露してきた水問題の真実

宮ケ瀬ダムは試験淡水が終わり、道志導水路工事中断のまま、1999年３月末に一部供用開始を予定。取水施設の相模大堰は去年５月完成、７月23日暫定取水を始め、綾瀬浄水場等は約半分の規模で通水を開始した。それでも私たちの反対運動は同じ足取りで進む。なぜか？

30年前（1969年）の県議会の決定の過ちを、政治と行政が自らの身体にメスを入れて剔り取らない限り、神奈川県の水問題は解決しないし、相模川は蘇らないし、県政の計画行政に科学と合理性をもちこんで公金のムダ使いをやめさせる事ができないからである。

長洲知事は1978年(昭53)にＳＤ（システム・ダイナミクス）手法で新神奈川計画を策定した。現在のスパコンと比較すれば小学三年生程度のコンピューター・プログラムだったが、科学的推計の数値に行政計画を従わせようと考えたことは間違いないその結果はどうだったか？　結果は、水需要予測のグラフを眺めれば一目瞭然である。

宮ケ瀬ダムという未曾有の大土木工事の実現に向けて、水需要予測のグラフがまっしぐらに伸びている。それ以外には、何の意味もない予測線だということは、説明も何も要らないだろう。「深刻な水不足・急増する水需要」は石油ショック（1973年）以前の話で、以後は大土木工事を追求する建前に過ぎない。だから、ダムの完成年度はどんどん延期し、延期のたびに工事費を急騰させた。

ダムの完成が遅れると、それに合わせて県は水需要の目標年を遅らせ、その目標年に向かって保有水量かつかつに需要が来るように予測線を描く。第二次新神奈川計画（1987年）以後になると、もはや需要実績が落ち込んで、目標年にかつかつの予測線

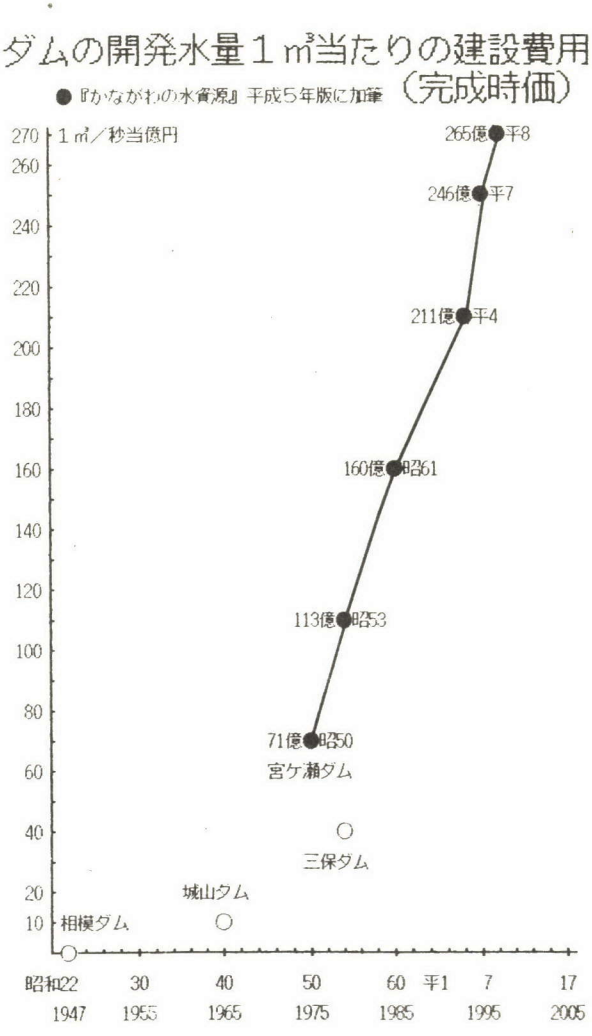

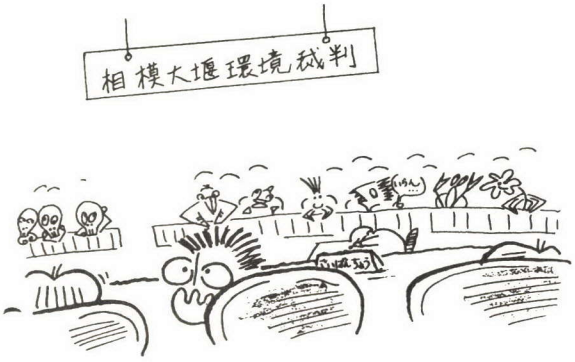

すら引けなくなって、総合計画改訂に合わせて水需要予測を書き換えることをやめてしまった。書き換えたのは10年後、1997年(平９)の「かながわ新総合計画21」で、いままでと全く違う前提によって(緊急暫定水利権　103万トン／日をゼロにして保有水源を激減させ、保有水量かつかつに予測線を描けるようにした)、先の計画と連続性をもたない水需要予測を掲載したのである。巨大事業の必要性を支えていたのは、内容のない“空の理論”だったのだ。

“空理空論”を証明した大堰訴訟と円卓会議

1995年１月、建設大臣に手渡した請願が訴訟の原告プラス市民団体と被告（県知事）プラス事業者（企業団）を法廷外で話し合わせるという異例の展開をみた。この会議は、水利権許可申請をペンディングしての大臣指示であったために、最初のテーブルにつくまでに書ききれないほどの曲折がある。結局、水利権許可申請を担保にしないことでは住民が折れ、会議を公開の場で住民の理解を得るまで（建設省や学識者を呼ぶことも含め）継続することでは企業団と県が折れた。

合意がなかなか得られない相模大堰円卓会議

年10回ほどのペースで継続するこの会議は、徹底した科学論争の場となり、水需要予測やダムの水利計算の細部までも検討の対象になった。その積み重ねが次つぎに、「必要性の粉飾」を剥がしてゆき、宮ケ瀬ダムがムダな巨大工事に過ぎなかったこと、相模大堰にいたっては全く不要なもの（寒川堰の暫定高度利用事業が消滅するので、それを使えば大堰を造る必要はなく、建設省が当初それを予定していたことも明らかにされた）だったことが、どうしようもない事実として暴露されてしまった。

円卓会議のこのような果実が、大堰訴訟の理論武装をみるみる強固にしてゆき、不必要な大堰の建設費を県知事は「大堰が不必要だと知っていながら」支出しつづけたか否か、という核心にすべての争点が収斂してきた。

違法に行なわれた行政は無効（無かったことになる。原状回復の義務がある）という原理から言えば、“空の理論”によって創られた行政計画や公共事業は無効であり撤回を義務づけられる、という原理を行政が受け入れない限り、弱者（その象徴的存在が“自然”）は不合理と非科学の歯車にはさまれて、いつまでも窮死しつづけるだろう。

神奈川県の水予測（保有水源・水需要）と実績

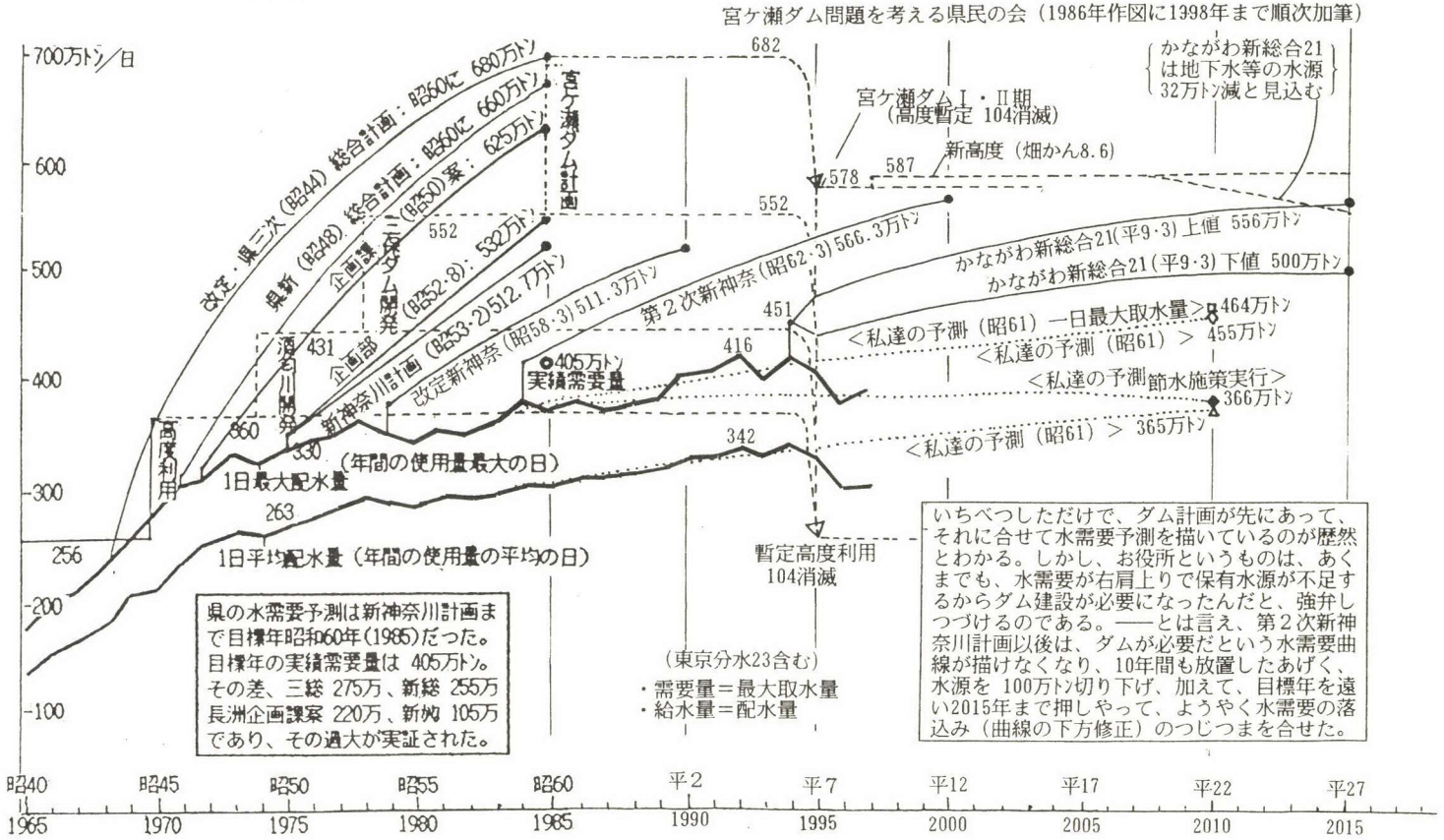

カワラノギクについて

河又　猛　（カワラノギクを護る会代表、海老名市）

1．カワラノギクとの出会い

横浜植物会発行の年報（1987年第16号）に掲載された、撮影者、永野武司先生のカワラノギクの写真が、私にとって初めての出会いでした。

当時山野草の講師としてお願いしておりました故内田藤吉先生と、その写真を手掛かりに、社家から磯部頭首工の川原まで、１年あまり探し続けました。その間、大勢の方から様々な情報をいただいて、1991年11月に、磯部頭首工の下流、500mほどの所で、半ば褐色に変わった草の陰から、薄い青紫色の花に漸く廻り会うことができました。その素晴らしさに、暫らく身動きができないほどでした。

其のおり内田先生から、カワラノギクの分布や、「この花は、このままでは遠からず絶滅する危険な情況にある」というご説明をいただきました。

私は、即座にこんな美しい花を、なんとしてもこの世から滅ぼしてはならない、出来るかぎりのことを尽くしてみようと、思いました。

内田先生のご了解をいただいて、１花分の種子を持ち帰り自宅で試作した結果、予想外の成績が得られました。

尚、この自生地から500mほど下流で、カヤや、センダングサの繁る台地にも、400本ぐらいのカワラノギクが、数本ほどの個体群になって、広い範囲に点在しておりました。

この場所に、毎年200箇所ずつ、３年のあいだ、播種を続けました。その場所に目印をつけて確認した結果、平均１２箇所の発芽を確認できましたが、ロゼットのまま、越年することなく、枯死してしまいました。

夏に、１週間ぐらいの干天が続くと、春に発芽したロゼット苗は、総べて枯れてしまいました。

ここのカワラノギクも、1995年には100本ほどに激減し、1997年には、すべて消滅してしまいました。この台地は、水面から７ｍぐらい高く、乾燥が激しいためと、思います。灌水を試みましたが、急斜面のため、継続できませんでした。

この右岸一帯のカワラノギクは、すでに消滅したところで、ダムの放流には関係ありませんでした。

2．磯部頭首工下流の左岸に就いて

１９９２年１０月、磯部頭首工下流700mぐらいの左岸一帯に、メドハギや、センダングサ、シナダレスズメガヤなどが繁茂する中に、12本のカワラノギクが自生しておりました。この種子をその場に取り播きを続けましたので、1997年８月には、1280本になりました。

同年、相模川総合整備事務所により、磯部頭首工左岸の魚道改修工事が行われることになり、カワラノギクの自生地がちょうど工事区域に懸かりましたが、同所の計らいで、自生地を総べて保全していただくことができました。

1998年3月、永野武司先生の計らいで「カワラノギクを護る会」が結成され、会員の努力が実り、1998年7月には一気に5000本ほどのロゼット苗が生育するまでに回復してまいりました。

その他、開花見込み株も300本ほどが成長をしており、今後に充分期待できる情況になっておりました。

然し、この魚道工事完了直後から流れが変わり、8月28日の最初のダム放流で、開花見込み株40本を残し、流されてしまいました。続けて城山ダムからの放流が１ヶ月ほど繰り返されたために、5000本ほどのロゼット苗も開花見込み株も、跡形もなく流失してしまいました。

3．海老名市上郷地先の情況

1994年7月、横須賀水道の水管橋下の左岸に、神奈川県内広域水道企業団と海老名市役所に勤務しておられる有志の方々のご協力で、約500㎡の試作場が完成しました。

この試作場に、自生種37本と、海老名体育館下のロゼット苗498本を移植しました。

1996年には、この試作場で、1000本ほどのカワラノギクが開花しました。ここで採取した種子は、同所右岸の川原に播種しました。

また、この試作場の種子が飛んだものと思われますが、少し離れた川岸の斜面に、1998年7月には、約500本のロゼット苗と、開花株280本が生育しておりました。

その他、この上流200mぐらいの場所に、カワラサイコが自生しておりましたが、足元が洗掘されて、その崖崩れとともに流失しておりましたので、この試作場でともに保護しておりました。

この試作場も、ダムの放流によって流失し、現在は川の流れの下になってしまいました。

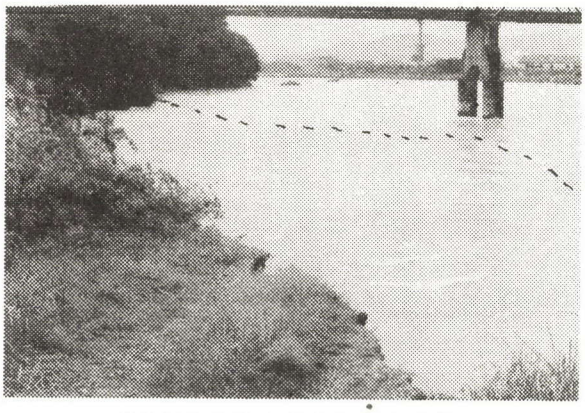

上郷地先の流失した試作甫場跡
点線の辺りまで試作甫場があった

4．横須賀水道の水管橋下の右岸に就いて

横須賀水道水管橋下右岸の、上下流300mぐらいの区間に、1995年、前記左岸で採れた種子と、ロゼット苗200本を移植しました。この後1996年からは毎年この川原に播種と移植を続けましたが、一見適地と思われたのですが、何故か成長も悪く、次第に減少しておりました。

1998年7月、ロゼット苗500本と、開花見込み株260本が成育しておりましたが、前記ダムの放流によって砂利が50cmくらい堆積して全滅となりました。

5．海老名市体育館下の状況

1991年11月、海老名市体育館下の川原には162本のカワラノギクが繁殖しておりました。この川原は、小田急電鉄の鉄橋から、社家まで２kmぐらいの広い範囲で、シナダレスズメガヤが密生しておりました。

カワラノギクは、鉄橋の下から１kmの範囲に、１本から６本の小さな個体群を作って、合計４８本が点々と自生しておりました。少し離れた下流にも、67本の個体群がありました。

また、500mほど離れた相模興業の社有地の中にも、４７本が自生しておりました。

この中で、好条件と思われた67本が自生している所を重点に繁殖を進めましたが、ヨシやシナダレスズメガヤなどに被陰されるほか、乾燥で枯死するなど、一進一退を繰り返し、1997年に187本が開花したに留まりました。

1998年7月には、ロゼット苗1500本と、開花見込み株が120本ほどにまで回復してまいりました。

然しこの川原も、前記の日時、ダムの放流によって、ロゼット苗120本を残して全滅状態になりました。

6．カワラノギクの被害情況

場　　所	開花見込み株	ロゼット苗
（1）磯部頭首工下の左岸	３００本	５０００本
（2）横須賀水道水管橋下の左岸	２８０本	５００本
（3）横須賀水道水管橋下の右岸	２６０本	５００本
（4）海老名市体育館下	１８０本	１５００本
合　　計	１０２０本	７５００本

おわりに

1998年7月現在で、上記の４箇所に、約8,520本のカワラノギクが生育 しておりました。順調にゆけば、あとわずかで可成りの状態に回復できるものと、みんなが期待を寄せておりました。

中学２年の女生徒から72歳の主婦の方まで、寒い川風荒ぶ中での種子播きや、炎天下の除

草に灌水、生まれて初めて触れた、重いツルハシを振るっての側溝掘りなど、延べ997時間にも及ぶ不慣れな作業に耐えたのも、やがて咲く花や、それが自然や私たちの生活環境保護を守る大切な行為であるという、深い自覚があったからと思います。

カワラノギクが発生したのが、何時のころか私には判りませんが、かつて相模川が東京湾に注いでいたころから、寒冷期や流路変更、地殻変動、火山の降灰など、今度の雨などより、はるかに激しい環境変化があったと思います。それに耐えて、相模川とともに現在地に辿りついたものと思います。

今後数年のうちには、再び同じような雨が降ることと思います。そのたびに流されていたのでは、２年草のカワラノギクは、生き残ることはできません。

前記猿が島の乾燥した台地の場合のように、多数の自生種が、驚くほどの速さで消滅してしまいました。他の要因もあることと思いますが、カワラノギクには、先ず安定した水分の補給が重要な要素であると、思います。大雨でダムが放流した時以外は、いつも一定した水位を保っている流れでは、川岸寄り以外の河川敷は、乾燥化が進み、カワラノギクの発芽、生育、開花、結実のすべてが阻害されることと思います。

降雨量に従って、流れの水位も増減するようになるならば、カワラノギクの生育も安定するものと思います。それは、たいへん困難な問題であると思いますが、相互に生存できる環境を創る以外に、生き残れる道はありません。相模川流域に住んでいる大勢の人たちの心から、川の意識はとうに消え去ってしまっていると思います。

私たちの掛けがえのない生活の場としての相模川を、四季折々に花が咲き、昆虫も群れ、小鳥が舞え、魚も群れられる、子どもたちの水遊びの歓声がこだまする、何としても、そんな相模川にしたいと思います。

丹沢の自然環境の現状と展望

梶谷　敏夫　〔丹沢ブナ党〕

1．丹沢のプロフィール

丹沢は、神奈川県の北西部に位置する東西約40km、南北約20kmの山塊で、一部が山梨県、静岡県にまたがっているが、神奈川の屋根と言われ、標高1672.7mの最高峰・蛭ケ岳を筆頭として、標高1500m前後の山々が連なる中級山岳である。しかし、中級山岳ではあるが、その山容は極めて急峻であり、数多くの川を擁して、相模川水系と酒匂川水系の水源として、神奈川県民に貴重な水を供給してきている。

その丹沢を象徴する自然景観として、急峻な地形に抱かれたたくさんの滝を秘めた谷がある。丹沢の「タン」は谷を意味しており、「サワ」も谷を表す古代朝鮮語と言われている。丹沢の沢はたいへん魅力に富み、多くの沢登り愛好者を引きつけてきた。

丹沢は、身の丈を越すササヤブにおおわれながらも、昭和になっての小田急線の開通もあって、戦前から多くの登山者を引きつけてきたが、昭和30年の国体を契機として、多くの登山道が整備されるとともに、沢山の山小屋が建てられたことに伴って無数の一般登山者が入るようになった。昭和35年には県立公園に、そして昭和40年には国定公園に指定されたこともより一層、一般登山者を丹沢へと引きつけることとなった。

丹沢は、隣り合う箱根とはその自然度が全く相違している。それを最もよく表しているのが、ツキノワグマやニホンジカ等の大型動物の生息である。また、近年ブナの立ち枯れが大きな問題となっているが、堂平や鍋割山稜にはまだ健全なブナ林が残り、西丹沢では胸高周囲４mを超すブナの巨木が何本か確認されている。丹沢は、首都圏から日帰りができる山塊ではあるが、そこにはいまなお、ブナ林に象徴されるとても自然度が高い豊かな生態系が保たれているのである。

蛭ヶ岳南西斜面

2．丹沢の自然環境の危機的状況

（１）モミ、ブナの立ち枯れ、ササの後退

昭和50年代後半、大山の中腹の下社付近のモミが立ち枯れ、白い電柱のような姿をさらし、大きな問題となった。その原因は、京浜工業地帯から生じた硫黄酸化物であろうと言われた。そして昭和60年代には、大山のモミの後を追うように、丹沢の標高1500m以上の主稜線上の、樹齢数百年のブナが軒並み立ち枯れてきた。丹沢でいちばん標高が高い蛭ケ岳山頂部の南西斜面が、立ち枯れが最も進行し、その惨状は爆撃を受けた後のようである。そして、その立ち枯れてしまったブナの後継ぎとなるべき若木が育っていな

い。後に触れるが、ブナの立ち枯れの原因は、京浜工業地帯から運ばれた大気汚染物質であろうと推測されている。

また、ここ数年、丹沢で広範囲にわたるササ枯れが進行している。その規模、面積からして、行政が説明づけようとする天狗巣病とシカの食圧によるだけとは到底思われない有り様である。代表的なササであるスズタケの矮小化も進行している。

（2）ツキノワグマ、ニホンジカの危機

丹沢は、道路等によって他の山域と隔てられ、島状に孤立した状態となっている。その上、丹沢山中に無数に間接された林道・道路網と、戦後の拡大造林で植林されたスギ、ヒノキの若木を、シカの食害から防ぐために設けられた、総延長700kmにも及ぶ防鹿柵が、その島状の丹沢を、さらにいくつかの島に分断している。

そのことによってもたらされたことの一つが、丹沢のゆたかな自然度を端的に表す大型動物の一つであるツキノワグマの激減であり、その生息数はおよそわずか30頭と言われ、一つの地域において、ツキノワグマが種として維持され得る最低限の生息数を大きく割り込んでおり、近親交配が重なっていることもあって、いつ絶滅してもおかしくないと予測されている。

鍋割山稜・樹皮食い

ツキノワグマと並んで、丹沢を代表する大型動物であるニホンジカは、かつて関東平野に広く生息してきたが、人間の生活エリアの拡大につれて山麓部へと追いやられ、里山付近に生息する一部を除き、そのほとんどは、ツキノワグマと同様に、防鹿柵と峰越えの林道の垂直に近い法面のために、標高800m以上の高い稜線部に性剃るすることを余儀なくされている。かつて人の身の丈を超すスズタケが密生していた丹沢も、シカの食圧のために、ブナ林の林床植生は、バイケイソウ、ヤマトリカブトといった毒のあるためにシカが食べない植物を残して、ほとんど食べ尽くされ、消え失せてしまい、今も豊かなブナ林が残る堂平など、整備された都市近郊の公園のような林床を呈している。このためシカは、丹沢の自然環境の保全、再生を考える場合のキー･アニマルと位置づけられている。現在の生息数は、約800頭から1000頭と推測されている。

稜線部に生息するシカは、餌が無くなる冬期には、スズタケを餌として飢えをしのいでいるが、その貴重なスズタケがここ数年、大規模に枯れていることが、深刻な餌不足をもたらしており、餌の不足に追い詰められて、ついには木の皮を齧って食べるまでになった。丹沢のシカは、他の地域に比べて歯がすり減る速度が著しく速いことが確認されている。栄養を運ぶ維管束のある幹をぐるりと齧られ、皮を剥がれた木はやがて枯れてしまう。そうした状況のなかで、ここ数年、餓死するシカの個体が後を絶たない。

シカはたとえ減ってもその回復は容易であるとして、稜線部に林床植生回復のための鹿柵が設置されつつある。ワイルド・ライフ・マネージメントと称して、狩猟によって動物の生息頭数を管理しようとする考え方が、現在有力である。しかしいま現実に生きているシカの餌場を

奪いつつあるのであるから、それに代わる餌場として、人工林の防鹿柵を開放することがどうしても必要であると思われる。もし、柵を開放することによって、スギ、ヒノキにシカの食害が及ぶ可能性があるのであれば、単木毎の防護ネットを設置すればよいのである。このネットは一部で、すでに使用が始められている。

（３）土壌の変化の可能性

表丹沢の一角に位置する鍋割山は、かつて三の茅と呼ばれ、松田集落の茅刈場であった。それが、ここ数年で茅の姿が全く消え失せてしまった。また、鍋割山稜には、テンニンソウという植物が林床を覆い尽くすほど繁茂していたが、これも又ここ数年の間に全く消え失せてしまった。神奈川県によれば、これすべてシカの食圧によるものであるとのことだが、鍋割山荘のコンクリートを打った脇には、テンニンソウやオオバコ等の植物が元気に育っており、この事実は、コンクリートが酸性化した土壌を中和しているものと思われることからしても、こうしたテンニンソウ、ススキの消失という事態は、大規模なササ枯れと合わせて考えると、土壌が変化しつつあることを示しているものと考えざるを得ないのではなかろうか。

さらに、鍋割山頂部では、かつてヒメボタルが乱舞したが、その餌となる陸生貝類が激減したために、ヒメボタル自体も激減してしまった。この陸生貝類の激減の原因も乾燥化とともに、土壌の変化を疑わざるを得ない。

土壌の酸性度については、以前からの観測結果もあるが、丹沢に降る雨の酸性度がpH４程度ということと、土壌の酸性度も極端に低くないこと、ブナの立ち枯れの状況を考え合わせると、土壌中のイオンの動向を詳しく調べてみる必要があるように思われる。

３．行政の開発行為による丹沢の自然環境破壊

（１）林道

神奈川県によって今、『やまなみ五湖ネットワーク計画』という、丹沢を取り巻く津久井湖、相模湖、奥相模湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖という５つの人工の湖を、林道、道路網でつなげ、観光開発をしようとする事業が進められている。

林道は本来、林業施業を目的として解説されるものであり、道路法の適用を受けず、解説手続きが極めて簡便なところから、林道という名目を隠れ蓑として、丹沢山中に観光道路が解説されてしまうという実態が進行しつつある。この丹沢を取り巻く林道・道路網はほとんど完成しており、残すところは、秦野市の四十八瀬川に接する三廻部林道と、水無川に接する表丹沢林道を、大倉尾根に120mのトンネルを抜いて結ぶ計画の『水無堀山林道』を残すだけとなっている。

秦野峠林道

やまなみ五湖ネットワーク林道・道路網の中でも、最も典型的な山岳観光道路が、神奈川県内で唯一の広域基幹林道である道幅が5mの秦野峠林道である。この林道は1995年11月に完成したが、完成して1年も経たないうちに、ブッツェ平付近で尾根の片側全面がガードレールを

20m以上も突き破って滑り落ちる大崩壊を起こした。丹沢山中において、いかに無理な林道工事が行われているかが、図らずも実証されたのである。崩壊するのは、この林道に限ったことではなく、丹沢大山国定公園の特別保護地区のすぐ下を延びる、やまなみ五湖ネットワーク林道・道路網のもう一つの主要な林道である神ノ川林道もいろいろな地点で崩壊を引き起こしている。

丹沢はもともと地質がもろい上に、関東大震災の予審によって揺すられてグズグスになっている山である。その丹沢で、急峻な斜面を切って、林道という名の観光道路が延々と解説されてきたのである。神奈川県は、後に述べるが、山脚の安定のためと称して、丹沢山中に無数の治山堰堤を築きながら、その一方で林道を開設するためにもろい山の急斜面をどんどん切り崩しているのである。

やまなみ五湖ネットワーク林道・道路網の最後の連結部分となる水無堀山林道は、神奈川県によれば、もちろん林業施業のために開設するとのことである。しかし四十八瀬川沿いには昔からの西山林道があり、水無川沿いには秦野市道があって、水無堀山林道を使用して林業施業を行うとされている植林帯にごく近い距離に、すでに道が通っているのである。丹沢山域でこれまで唯一の健全な林業経営を行ってきた諸戸林業の関係者によれば、距離2km以内であれば、架線による林業施業が最も効率的であるとのことである。いまある道で十分効率的な林業施業が可能なのである。まして、今やこの林道は、大倉尾根の西側斜面の予定路線の工事をほとんど終えようとしているのである。百歩ゆずって、仮にこの林道が林業施業に必要としたとしても、現時点で十分過ぎるほどその機能を発揮し得るのである。大倉尾根にわざわざトンネルを抜いてまで、その西と東をつなぐ必要はさらさらないのである。

この林道の予定ルート付近で、絶滅危惧種の鳥類の生息が確認されたところから、平成11年度から2年間工事が休止され、絶滅危惧種の鳥類の調査を実施しながら、その後の工事の続行の是非について、自然保護団体も含めて検討することになった。しかし、そうした状況にありながら、平成10年度は新たに160mもの工事が実施されている。その絶滅を危惧されている鳥類は、身近に開発行為があれば生息活動に重大な影響があると言われているにもかかわらずである。

さらに、林道工事から生じる残土の処理の問題がある。神奈川県は、林道工事によって生じる大量の残土について、林道区域外へ持ち出さないこととしており、上秦野林道の水沢をはじめとして多くの林道沿いの沢において、残土を捨て続けている。この残土投棄によって、沢の下流の水生生物の生息環境が著しく破壊され続けているのである。

林道は、先に述べたように、その20mから30mにも及ぶ高く急峻な法面によって、動物たちの生息域を分断するという大きな問題点を生む。丹沢を島状に分断している現況が林道なのである。

また、林道の開設によって生じるもう一つの大きな問題点として、車によって持ち込まれたゴミの投棄がある。丹沢のほとんどの林道沿いの沢には、廃車をはじめとする多くの粗大ゴミ、一般ゴミが捨てられている。愛好者が多い沢登りの沢でも、林道が横切っているところは、沢登りの感興を欠くだけに止まらず、ゴミが捨てられていないところはないと言っても過言ではない状態である。秦野峠林道はたいへん急峻な沢を何本も横切っており、そ

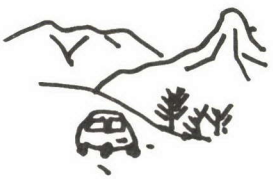

こへ捨てられたゴミは撤去するにも大変な困難を伴い、松田町議会でも大きな問題になっている。こうして沢に捨てられた大量のゴミが、川の水質を著しく汚染していることがたいへん心配されている。

一方、それまで一連なりの生態系を形作っていたところを、林道開設のために山肌を切り開くことによって、その生態系に空間が開き、風道が作られ、微気象が変化し、乾燥化が進行してしまうという状況が生じる。林道開設間もない法面の上縁に、ヤマツツジが点々と赤い花を咲かせる様子が典型的である。そして、それまでその付近で生態系を形成していた生物は、後退を強いられることとなる。

そして、林道の待つもう一つの問題は、林道が工事用道路の役割を果しているということである。林道工事が延びていくと、その林道が横切る沢には、後で述べる堰堤が次から次へと無数に築かれていくのである。

林道については、我々の粘り強い運動もあって、1997年11月、岡崎神奈川県知事は、林道について、大きな方針の転換を明らかにした。今後は、林業振興型林道しか開設しない、費用対効果方式を採用する、新たに林道の開設を計画する場合は、自然保護団体を含む検討委員会を設置し、計画の是非を検討する、事業途中でも見直しを行なう等々、一見したところ、たいへん素晴らしい方針転換であると言える。しかし、その林道が林業振興型かそうでないかの位置づけをいったい誰が行なうのかが明確でなく、これまでどおり行政が行なうのであれば、この林道は林業振興型であると強弁される可能性が強いし、情報の公開がどこまで保証されるか、検討委員会がどれだけ開かれた形で設置されるかも全く不明であり、形だけ整えるだけで開設を強行されるという危惧が消えたわけではない。

その上平成8年度末の既設林道延長距離は578kmであるが、平成48年末までにさらに232km、今後10年間に56kmの林道を開設することとされている。既に丹沢山中には、ほとんどあらゆる所に林道が延びているにもかかわらず、さらにこの膨大な距離を新たに開設しようとしているのである。

（2）堰　堤

丹沢を流れる川という川、沢という沢には、巨大なコンクリートの堰堤が無数に築かれている。林政部局が担当して築くものが治山堰堤、河川部局が担当して築かれるのが砂防ダムである。治山堰堤は、山脚の安定のためと称して無数に築かれている。はなはだしい場合には、ほとんど5m刻みに堰堤が階段状に築かれている。この堰堤工事が、水生生物の生息環境を破壊していることは、1997年3月にまとめられた丹沢大山自然環境総合調査報告書においても指摘されている。

用木沢・堰堤群

財政が破綻しようという状況の中でもなお、これからも無数の堰堤が造られようとしている。神奈川県は、放置すれば、県民の生命、財産に被害が及ぶ恐れがあるから堰堤の工事を実

施せざるを得ないというが、地図に堰堤の設置状況を落としてみると、ムカデの足のように本当に無数の堰堤が築かれているのである。どう考えても、必要性があって築かれているとは認めがたいのである。

必要性がまったくない堰堤工事のはなはだしい例として、小川谷の手前の沢登りの対象となっているヤヒチ沢の堰堤工事がある。ここには、自然の岩盤が強固な岩棚を構成してたいにもかかわらず、その岩棚をわざわざ破壊して、コンクリートの堰堤を造ってしまったのである。

この巨大な堰堤群によって、魚はその生息域を寸断されてしまった。また、近年、「森は海の恋人」と言われて、山の森林から川を通じて供給される砂や栄養が、砂浜と海の生き物たちを支えていることが明らかになってきたが、こうした無数の堰堤によって、相模湾への砂や栄養の供給が絶たれたために、砂浜が痩せる一方となり、さらに海の生態系にも変化を生じさせているところである。

4．丹沢の利用の実態

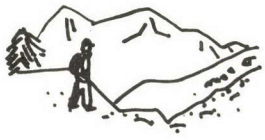

丹沢の自然環境の保全を考えるとき、私たち自身の利用の在り方、関わり方を考え直す必要がある。丹沢の数多くの魅力の一つに、シロヤシオツツジ、トウゴクミツバツツジがある。数年に一度の当たり年のすばらしさは、まさに筆舌に尽くしがたく、妖しいまでの艶やかさである。それを当て込んで、このところ花のシーズンには旅行会社の山岳ツアーが、観光バスを連ねて押し寄せるようになった。もちろん自家用車で来る人もたくさんいて、駐車場には収まりきれるはずもなく、路上駐車の列が延々と伸びていくありさまである。一度に大量の人間が同じコースに殺到した場合の登山道の荒廃は、非常に大きな問題となっている。

また、昨今のアウトドアーブームもあって、都会生活によるストレス解消を求めてか、丹沢においてもオートキャンプ場はたいへんな賑わいを呈している。さらに、車で近づくことができる川原はどこもかしこもデイキャンプを楽しむ人たちでいっぱいである。そのこ自体は悪いことではないが、こうした人たちの中にはマナーの悪い人も多く、自分のゴミをその場に捨てて帰ってしまう例や、林道沿いにゴミを捨てる例、合成洗剤を使うことによって川の水質を汚染してしまう例が後を絶たず、深刻な環境汚染問題となっている。

5．林業の衰退

丹沢には、国有林、民有林双方でかなりの面積のスギ、ヒノキの人工林が存在するが、林業が長く不振を続けている。木造住宅には拘泥しないという消費者のニーズの変化と共に、安い輸入外材に押され、地元の木材市場は長く低迷を続けており、98年には、地元で唯一の健全な林業経営を保ってきた諸戸林業が、採算割れを理由として、伐採を中止する事態となった。さらに、もともと小規模、零細な林家がほとんどである丹沢では、３Ｋといわれる仕事の厳しさから、林業の後継者不足は大変深刻な状況にある。しかし、植林すれば補助金が支給されることから、とりあえず植林はなされるが、その後の手入れは一切されず、放置された栄養状態の悪い、あれ放題の植林地が無数に広がっている。枝打ちがなされていない木は節があるため

に、市場価値が非常に低いし、間伐がなされないので、１本１本の成育状態が劣悪で、まるで鉛筆のようなひょろひょろした木だけの林が多い。そうした林は、日が入らず薄暗いために臨床植生が全くなく、雨が降れば表土がどんどん流失してしまうこととなっている。

６．里山の開発

秦野市大倉地区には都市公園の秦野戸川公園が開設された。大倉は丹沢の登山基地であり、表玄関である。ここは、昔から数知れない登山者が集い、山に向かい、また帰り着いた所である。素朴な人情と暖かい山里の文化が根を張っていたところである。その中に、水無川をまたいで巨大なコンクリートの橋を造り、名前を『風の吊り橋』というそうであるが、看板に偽りありもはなはだしい。その下に流れる水無川には、子供の水遊びのための水を確保するためと称して、伏流を妨げるために、500mにも及ぶ遮水シートが敷かれている。秦野は水の町である。かつては、町の普通のラーメン屋で出される水のあまりのおいしさに驚かされたものである。そのおいしい水を生む水無川の伏流のメカニズムが浅薄な人間の浅知恵でねじ曲げられているのである。この都市公園の中には、他にも豪華な茶室が造られ、これからさらに美術館が造られようとしている。また、ここに山岳スポーツセンターが造られた代わりに、表丹沢の山裾の二俣に位置し、沢登りや登山の訓練に長い間活用されていた登山訓練所が廃止された。こうして里山の固有の地域文化が都市文化に蚕食されていく。

７．ブナの立ち枯れの原因究明

丹沢の主稜線上の南斜面のブナが軒並み立ち枯れた原因については、以前から大気汚染であるという意見があったが、神奈川県環境科学研究所によって行なわれた気球を使った汚染された大気の移送実験によって、京浜工業地帯の自動車の排気ガスを中心とする汚染された大気が風によって一旦相模湾上に運ばれ、それが海風に乗って陸上へと反転し、丹沢の主稜線をなでて行く流れが実証された。丹沢のブナの立ち枯れの原因が大気汚染であるということは、丹沢大山自然環境総合調査報告書のなかでもかなり高い確度をもって報告されている。私たち自身の、クルマ中心の生活、クルマ依存社会そのものが、丹沢のブナを枯らしているのである。

しかし、ブナの立ち枯れの原因がはっきりと解明された訳ではない。ブナ枯れが南斜面に限定されていることや、南斜面と北斜面のブナの生理活性の差などから、上記のような推測がなされたのであり、今後ひき続いて調査、研究を行なうことが肝要となる。同時に、総合調査で行なわれなかった、ブナの健全な所と立ち枯れが顕著な所の土壌の変化についても、詳細な分析調査が必要である。

８．水源の森林づくりのはらむ危惧

神奈川県によって水源の森林（もり）づくり事業が始まった。豊かな森林生態系の「みどりのダム」を作り上げるために、人工林をさまざまな年代のきを混在させる複層林化、針葉樹と広葉樹を混在させる混交林化、巨木林化を図るというものである。一見、たいへん素晴らしい

計画であるように思われるが、その具体的な事業の内容には、治山整備であるとか、林道整備といった、これまでと変わらない土木整備中心の考え方も透けて見える。生物の多様性が確実に保全されるように、具体的な事業の実施方法を注意深く見守っていく必要がある。

最も大きな問題点は標高800m以上を森林生態系を保存するゾーン、標高300mから800mを森林資源の持続的な活用のためのゾーン、標高300m以下を森林との共生による生活文化の形成のためのゾーンとして、明確に分けて位置づけていることである。さきに述べたように、防鹿柵と林道の急峻な法面によってシカをはじめとする動物たちはその移動を阻まれ、限定されたエリアでギリギリの生息を余儀なくされている。そうした状況を打開するために、環境庁も含めて、コリドー構想という、島状に孤立している生態系を他の山域とつなげて大型動物の生息エリアの拡大を図り、遺伝子の多様性を確保しようとする試みの検討が進められている。そううした状況下で、あたかも標高800m以下は人間が優先して利用していいかのような考え方に立って、林業背業を行なおうとすることは、丹沢全体が一連なりの生態系であるという最も重要な視点を欠いた大きな誤りであると言わざるを得ない。

9．今後の展望

丹沢については、国定公園に指定されるに先立って、昭和39（1964）年に、はじめての科学的な調査である「丹沢大山学術調査報告書」がまとめられた。その後およそ30年が経過したわけであるが、その間に、大山のモミの立ち枯れが起こり、それにひきつづくブナの立ち枯れに、丹沢に起こりつつある異常事態を調査すべしという声が高まり、平成5年度から3年間をかけて、丹沢大山自然環境総合調査が実施された。その結果が平成8（1996）年度にまとめられた。

その内容を見ると、私たちがこれまで神奈川県当局との話し合いで主張してきた、林道開設による自然環境への悪しき影響、堰堤の築造による悪しき影響などが、はっきり指摘されている。ブナの立ち枯れの原因も大気汚染にあると、かなり高い確度をもって推定された。

丹沢の自然環境を保全していくに当たって、今後第一によりどころとすべきものがこの報告書である。ただし、限られた時間と限られた予算で取り組んだ調査であり、取り組まれなかった調査、手薄であった項目については、今後改めてひきつづき調査に取り組む必要がある。

この報告書の提言に基づいて、現在神奈川県によって、丹沢総合管理計画の策定が進められている。先日その素案の説明会があったが、ひと言でいえば丹沢の自然環境の保全のためにはまったく実効が期しがたい内容であった。これまで述べてきたような実態について行政が負うべき責任について全く反省を欠いたまま、管理計画が練られている。それも、ただ一度、中間で説明会を開いただけで、平成10年度中にまとめてしまおうとしている。表面上は、県民参加ということを繰り返しながら、情報の公開も全く不十分であり、県民の意見を聞く場もほとんど確保されないままに作業が進められている。

丹沢の自然環境を破壊し、その生物を育む力を減じ続けているのは、私たち人間であることに改めて思いをいたし、丹沢の自然生態系をかつての活力ある姿に戻すためには、丹沢の管理のあり方を私たち自身が自分の問題として考えることが肝要である。丹沢の再生は、私たち自身がいかに引くことができるかにかかっているのである。

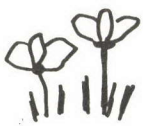

相模大堰はアユの生存を脅かす

氏家　雅仁　（相模川キャンプインシンポジウム）

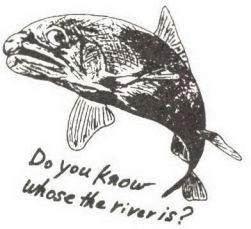

相模川は昔から鮎河と呼ばれるほど、天然のアユがたくさん行き来する、都市部では珍しい川です。アユは相模川の水産資源として最も重要な魚で、漁獲量、漁獲高とも他の魚を圧倒しています。1989年の相模川の漁獲量は全国第8位を誇っていました。

アユは寿命が１年であることから『年魚』と呼ばれる川魚です。秋に川で生まれた仔アユ(しあゆ）は海に下って成長し、春には稚アユ（ちあゆ）となって川を上流部まで遡ります。夏の間、アユは川底の石についた新鮮な藻を食べて大きく成長し、秋には川の中流部で産卵した後、その一生を終えます。１年の間に川と海とを行き来するアユにとって、川を全面的にせき止めてしまう相模大堰は、その生存への大きな驚異となります。

１．　海にたどり着けない仔アユ

秋、10月頃からアユの孵化(ふか)は始まります。仔アユは卵から2週間ほどで孵化し、お腹の部分にまだ残っている卵黄を養分として、川を下り海へ出ます。しかし、3日以内に海に出られない仔アユは死んでしまうことが分かっています。

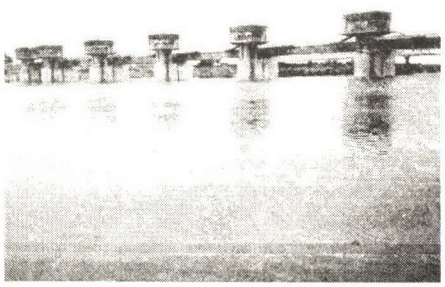
相模大堰と湛水域

相模大堰はアユの孵化する相模川中流域のど真ん中に建設され、堤の上流1.3キロは流れがほとんどない広大な湛水域となってしまいまました。堰の上流で孵化し、川を下り始めたばかりの仔アユの前には、この広大な湛水域が立ちはだかるのです。

体長6ミリはどの仔アユのヒレはまだ発達しておらず、泳ぐ力はほとんどありません。流れに身をまかせて川を下る仔アユは、広大な湛水域の中に迷い込んで、そこを通過するのに長い時間がかかります。相模大堰の下流にある寒川取水堰の湛水域ですら、「仔アユが河口域に到達するまでにかなりの長時間を要する」と、神奈川県淡水魚増殖試験場では報告しています。寒川よりもはるかに大きな相模大堰の湛水域がこれに加わると、仔アユは3日以内に海にたどり着けずに、ほとんどが死んでしまうでしょう。

湛水域の次に仔アユを待ち受けるのは、川の水を多量に吸い込む取水口です。泳げない仔アユは水の流れに逆らえません。仮に5分の1の水が取水口に吸い込まれると川を下ってきた仔

アユの5分の1は、巻き添えを食って死んでしまうのです。これに対して、相模大堰の事業者である神奈川県内広域水道企業団が提案した迷入防止策の有効性は全く検証されていません。企業団は環境影響予測評価書の中で、迷入した仔アユを川に戻す方法を検討するとしていますが、なんら具体的方法を述べていません。実績のない方法や、現存しない方法を評価書で提示しておきながら、仔アユの生態調査も実験も行なわずにこと足りたとする環境影響予測評価書は，アユの生存を著しく軽視したものでした。

運よく取水口に吸い込まれずに済んだ仔アユを、次に待ち受けるのは、大堰本体によってつくりだされる落差約3mの滝です。堰のゲートからあふれだした水とともに3m下にたたきつけられた仔アユはどうなるのでしょうか。木曽川河口資源調査での実験では、落差2.3mの堰ゲートからの落下で81％の仔アユが死んだと報告されています。仔アユは衝撃に弱いのです。同じ報告の中には、階段式魚道の落下により97％の仔アユが死亡したとあります。魚の遡上だけを考えて設計される魚道は、仔アユの降海に対しては何も役立たないのです。

いったいどれほどの仔アユが無事に堰を通過して海に出られるのでしょう。たとえ海までたどり着けた仔アユがいたにしても、その多くは、湛水域での停滞や堰からの落下により受けたダメージのために、海に適応する前に死んでしまうのです。相模湾で獲れる稚アユに大きく依存するアユの放流や養殖にも潰滅的な影響がでるでしょう。

2．　あてにならない魚道の効果

春先、海の水温より川の水温が高くなると、海で体長5センチから7センチはどに成長した稚アユは、河口から川の上流部まで遡ります。

しかし、遡上する稚アユには、またしても相模大堰の巨大な壁が立ちはだかります。もちろん稚アユは堰を登ることはできません。次善の策として設置される魚道は、実際に役立つのでしょうか。相模大堰によく似た魚道をもつ利根川河口堰の実績が『利根川河口堰の経験』という論文で報告されています。

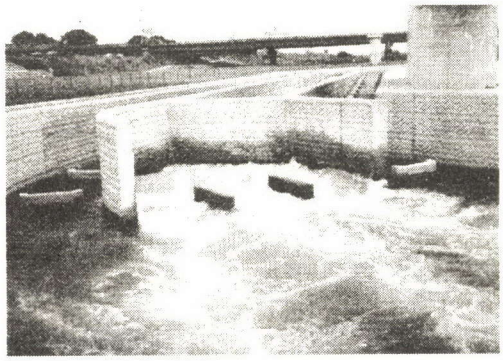

相模大堰の魚道　最新式の魚道だと言うのだが？

河口堰の事業者側は建設前の環境予測で、アユは魚道を遡上することが可能と思われるとしています。しかし利根川の漁民は「天然アユの遡上は、大変わずかだが認められるが、魚道を通ることなくゲートを開けたときにその下をくぐり遡上している」と魚道の効果を否定しています。結果的に、天然アユは激減してしまったのです。アユ以外の多くの魚介類についても漁獲量は激減しており、例えばハゼは年420トンから8トンへ激減しています。利根川の漁協が行なった調査では、回答者の97.7％の組合員が魚道の効果なしと考えているのです。「国--建設省や学者がまるっきりデタラメを言うとは思わなかった」と利根川下流の漁民は強い憤りを持っているそうです。

漁民や千葉県は、再三に渡って追跡調査の要請をしました。しかし、河口堰の事業者である水資源開発公団は今日まで追跡調査を拒否し続け、深刻な被害の実状を隠し続けたままです。ダム建設事業者による事実の隠蔽は、同じ被害を、全国の川で繰り返すことにつながります。

相模川にすでに存在する磯部頭首工は、相模大堰の上流に位置し、この堰の魚道は大堰の魚

道によくに似た階段式魚道です。同じ相模川にあるこの魚道でのアユ遡上の調査結果や実績データは、相模大堰の環境影響予測を行なう上でたいへん重要なものです。しかし企業団の予測評価書は、磯部の魚道の効果に全くふれてもいません。掲載するのに耐えないようなひどい実績であっても、その実績は評価書に欠くことはできません。大堰建設に都合の悪いデータは掲載しない不誠実な評価事をもって、相模大堰の建設・運用が強行されるのであれば、利根川と同じデタラメが横行し、同じ惨状が相模川でも繰り返されることになるのです。

3．　奪われるアユのすみか

遡上したアユは1日に20gもの多量の藻を食みます。このように多量な藻が繁る場所は、川の中でも瀬と呼ばれる比較的水深が浅く、流れの早い部分で、瀬はアユの餌場になっています。また底が浅く、流れの緩やかな淵と呼ばれる部分は、休み場所、待機場所として、アユが群れをつくり利用する大切な場所です。天然の河川ではこのような瀬と淵が交互に現われ、沢山のアユが生息することができます。

ところが、相模大堰の広大な湛水域では、瀬や淵が深い水の底に沈んで消滅してしまいます。また湛水域の流入部では、土砂が堆積しはじめ、時間とともにさらに上流へと波及していきます。一方、堰の下流では砂礫の供給は途絶え、砂礫不足や川床の低下が起こります。その結果、湛水域の上流でも下流でも瀬と淵は破壊され、アユが棲むことができない荒涼とした場所が広がっています。相模大堰は、湛水域にとどまらず、その上流や下流にわたる広い流域で、アユのすみかを奪ってしまうのです。

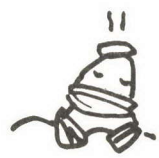

4．　最も深刻な産卵への影響

秋、アユの産卵が始まります。アユが産卵を行なうのは、川の中流から、下流域にかけて、さらさらと水が流れ、小石に砂が混じった"ザラ場"と呼ばれる場所です。相模大堰は、アユの繁殖地のど真ん中に建設されました。また相模川には大きく四つのアユ産卵地点があります。大堰の直上に位置する東名高速橋脚下の産卵場は、他の産卵地点よりも二桁も多いアユの卵が発見されてきました。しかし、この最大の産卵地点は大堰の湛水域に沈んでしまいました。

また、この湛水域のすぐ上流に位置するもう一つのポイントでは、土砂の堆積のために"ザラ場"が破壊され、産卵は大きく妨げられます。大堰の上流のアユが産卵のために川を下ってきても、よい場所を見つける前に相模大堰の湛水域に行く手を阻まれ、劣悪な環境下で産卵するしかなくなります。うまく孵化できた仔アユにしても、無事に海までたどり着いて生き残るのはたいへん困難です。

一方、相模大堰の下流に位置する、残りの二つの産卵ポイントでは、砂礫不足から川底の様子は一変してしまいます。さらに産卵期の真っ只中にあたる11月から1月にかけては、相模大堰の取水により流量は激減し、産卵に適した水深30センチの維持は難しくなります。これに水質の悪化も加わり、相模川のアユの産卵は、致命的なダメージを受けてしまいます。

相模大堰はアユの生涯にわたって数多くの悪影響を及ぼします。とくに種の存続に極めて重要な産卵と孵化が最も深刻な状況に置かれるのです。天然のアユの代わりに琵琶湖産アユの放流を増やしたとしても、湖産アユの仔アユは海水に適応することはなく、春に川を遡上する稚アユはほとんどいなくなってしまうでしょう。

5．　激減した相模川のアユ　相模大堰建設後の現状

この文章は、相模大堰建設が始まる1年前の1994年9月に相模大堰建設差し止め住民訴訟の原告意見陳述を加筆・修正したものです。その後、大堰の建設が進むにつれて、相模川の天然アユは激減してしまいました。

私たちは10年間に渡り、相模大堰の建設中止を神奈川県と神奈川県内広域水道企業団に求めてきましたが、相模大堰は1998年に完成してしまいました。この年の春、相模川では稚アユの遡上がほとんど見られなかったばかりか、相模湾における稚アユの漁獲もほとんどありませんでした。このため、放流や養殖のためのアユ資源へも大きなダメージが発生したはずです。また、放流用に購入されてきた琵琶湖産のアユには病気が発生しており、放流には適さなくなってしまったとも聞きます。

アユ釣りが好きな友人は、「相模川のアユはもうだめだ」と言っています。相模大堰着工以前は、相模川中いたる所にいたアユ釣り師の姿も、今は激減してしまいました。これらは全て相模大堰や宮ヶ瀬ダムの建設・運用と時を同じくして発生したことです。相模川の天然アユの今後がとても心配です。

ここで述べてきた相模川のアユの現状は、ダムによる生き物への影響の一例です。相模川流域には、数多くの生き物たち生息しています。

私たちは流域の住民には、相模大堰や宮ヶ瀬ダムがもたらした生態系への深刻な影響を認識し、感じ、考え、学び、流域の環境を好転させて行く責任があります。市民も事業者も、そして行政の人は特に、悲鳴を上げている相模川の生き物の現状を真摯に受け止めて行かなければなりません。

相模大堰と水道企業団はいらない

－ 寒川堰取水で相模大堰のゲートを開放しよう －

岡田　一慶　（相模川キャンプインシンポジウム）

少年の心に川は流れているか

私たちは毎年相模川キャンプインシンポジウムを開催している。野田知佑氏、夢枕獏氏、筑紫哲也氏、椎名誠氏等多彩なゲストが参加し、必要ない相模大堰による相模川の生態系破壊を止める運動が続けられている。

アリスファーム主宰で作家の藤門弘さんは「相模川のことなら何時でも参加するよ。」と参加者の中でも最も遠方の北海道から毎回ように駆け付けてくれる。「僕はね、少年のころ相模川でよく釣りをしたんだよ。釣りに関するすべてのことは相模川で学んだといってよいほどで

相模川を語る藤門弘さん

す。だからすごく相模川に愛着があります。しかし、僕がどこで遊んだのかを探したけれど、相模川がまったく変わってしまっていて、見つけることができなかった。」と相模大堰工事区域の対岸で河原を掘り返す重機を見ながらつぶやいた。

横浜から相模川の近くにに引っ越したとき、馴染めない新しい生活にとまどいながら相模川で遊ぶことで元気を取り戻していったことを藤門さんから聞いて、当時の美しい相模川を想像した。しかし、心のふるさとが見つからない淋しさ、無念さが伝わってきた。

あなたはどうだろう。どうしようもなくふるさとの川が懐かしくなったり、ふるさとの川や山、野原で癒されたことはないだろうか。わたしは少年期、夏がとても好きだった。峠を一つ越えると沢からの冷たい風が気持ちよかった。神護寺、高山寺の傍を流れる清滝川でカジカを突き、アユを捕った。35年以上経った今でも、大岩から飛び込んだ青い淵が残っている。ここに来ればわたしは直ぐ少年になり、どんなことも些細なことのように思われるのだ。わたしは相模川が少年の心にいつまでも流れるふるさとの川として蘇ることをいつも願って、相模大堰について報告する。

虚偽の理由によって建設された相模大堰

平成７年、水道企業団は「相模大堰」という刷子（青版）で「平成９年度に相模大堰が必要な理由」として県央部分に水が不足することを第１の理由にあげていたが、嶋津氏の詳細な分析によって県央部分の水不足がまったくのウソであることが見事に証明された。相模大堰の必要性はガタガタに崩れてしまったのだ。

その経過は以下のような内容である。

野坂建設大臣(当時)への請願

憲法16条に基づく請願法による請願を95年1月に建設大臣に直接行なった。わたしたちは相模大堰は必要性がなく、タコノアシ、コアジサシ、アユ、ゲンゴロウなど多様な生態系を破壊するのもであるから計画の見直しを強く求めた。2月になって建設省は水道企業団、神奈川県に市民団体と相模大堰について公開で話し合うように行政指導を行い99年4月現在までに40回に及ぶ相模大堰についての話し合い（私たちは相模大堰円卓会議と呼んでいる）が継続中である。

この円卓会議で水道企業団は「平成9年度に相模大堰が必要な理由」として「平成9年では神奈川県全体で約10万トンの水の余裕があるが、水需要の急増している県央部で平成10年に3万7400トン/日の不足が生じる」（95年10月10日、第11回円卓会議）と説明した。その内容は①寒川浄水場は県央地区への給水量を増やすだけの給水能力の余裕がなく、限度まで使われている。②伊勢原浄水場も県央地区に給水するだけの余裕がない。③相模原浄水場は余裕があるが、配水管が細いので、大量に送水できない。したがって相模大堰と綾瀬浄水場が新たに必要である、というのが水道企業団の論理だった。

ところが、12回円卓会議で市民側によって水道供給量の実績に基づく詳細な分析結果が公

表され、県央部では水が不足することはなく、逆に、12万9300トン/日を上回る水量が余っていることが明らかにされた。

これにまったく反論できない水道企業団は13回円卓会議で県央部分で水が余っていることを認めざるをえなくなった。そこで彼らは相模大堰の新たな偽の必要性を作り出した。それは「安定給水のために余裕を持った施設計画が必要だ。」というものである。県央部分で3万7400トン/日の水が不足することが相模大堰の必要性だったにもかかわらず、それが虚偽であることが見破られると、余裕を持った施設計画が必要だと説明した。建設の理由が水不足から水の余裕の確保にすりかえられた。

こうして、相模大堰の工事が開始されて２ヵ月後に相模大堰が無駄な公共工事であることが決定的になった。当然、この時点で相模大堰建設計画はは中止されなければならなかった。

相模大堰は建設する目的を失ったまま、工事が続行された。その結果は市民団体の警告どおり、天然アユの絶滅とレッドデータ種のタコノアシの絶滅、ゲンゴロウなど水生動物の絶滅、河川生態系の基盤を成す0.5㎡当たり１万匹を越える底生動物の生息地の消滅、野ウサギ、タヌキなど多様な生物の生息地である河畔林とそれに連続するオギ、ヨシの広大な自然の川原の消滅というかけがえのない命と命の根源が徹底的に破壊し尽くされた。

そして、ついに平成10年5月、相模川の中流、下流の息の根を止める相模大堰が完成し7月から暫定取水が開始された。

虚偽の必要性によって暫定取水が開始される

座り込む市民と、水没したテント

相模大堰は平成10年6月15日に試験湛水が開始され、ゲートの降下が強行された。水道企業団は中州で試験湛水に抗議して座込みを行なっている市民とテントを報道取材陣が撤収した夕方になって水没させた。テントは流失し、重大な人身事故が発生しかねない、極めて危険で悪質なゲート操作が強行された。なぜこのような無謀な湛水試験が強行されたのか。水道企業団に強い焦りを誘った事態とはなにか。

宮が瀬ダムの完成予定が12年度以降に遅れたことによって、完成までの２年間は宮が瀬ダムからの水の供給を受けられないことになり、相模大堰の使用開始も平成12年度以降になる可能性があった。相模大堰の取水が12年度以降に遅れると、10年度に県央部分で水不足になるという相模大堰の根拠を自ら放棄することになり存在理由が問われることは必至であった。どうしても、ゲートを降ろし、相模大堰を可動させる既成事実が必要だったのだろう。

数字のトリック

相模大堰の必要性について、県央部分が水不足になることが具体的な数字で示せなくなった水道企業団は新たな資料を私たちに提出し、浄水場に余裕がないことを説明しようとした。

それによると各浄水場の最大稼動率（最大送水量／施設送水能力）が100%前後の値を示しているから、各浄水場とも余裕がないというものだった。しかし、これも数字のトリックであることを市民側に完璧に見抜かれてしまった。

各浄水場は送水管で結ばれており、相互に水を融通しあっている。したがってある浄水場がその能力の限度まで使っていても、それは水の使用量が増えて施設の能力の限界まで操業したという意味ではなく、他の浄水場に水を送るために一度に短時間で水を融通したという意味である。したがって浄水場の送水量が少なければ水の不足にはなりえないのである。水道企業団はあたかも各浄水場の最大稼動率が同時に発生するようにデータを加工しているが実態は以下ように伊勢原、相模原、寒川各浄水場の施設能力を合計すれば18万トン／日の余裕があることがわかる。

ウソだった数百件の水圧低下の苦情

今年７月から相模大堰で暫定取水を開始したが、建設省が暫定取水を許可した理由は県央地区で水圧低下によって水道水が出ないという苦情が数百件寄せられたからというものだった。これは関東地建水政課で直接話し合い、わかったことだ。ところが水道企業団から提出された水圧低下の資料では平成8年度で47件の苦情が記載されているだけである。しかも、この数字には裏があって平成８年は相模川で渇水が起きた年だ。渇水による取水制限が行なわれており、水圧低下が起きて当然の年のデータを持ち出して相模大堰の必要性にしなければならないほど、必要性がないことになる。さらに、水道企業団が建設省に示した数百件の水圧低下苦情は事実無根で、これを根拠に相模大堰は取水しているというデタラメぶりだ。

相模大堰の必要性が細部にわたり検討されたが、出た結論は相模大堰の必要性はまったく見当らず、寒川堰で取水することができる事実だった。

信じられない二重投資

相模大堰の二重投資問題とは宮が瀬ダムが完成時に、寒川堰で取水している約６割にあたる高度利用事業の水利権が解消されるため、寒川堰が遊休化する一方で、相模大堰が新たに建設される事業費7200億円の無駄な公共工事のことである。

なぜ、高度利用事業の水利権が解消されるのかというと、この水利権がダムによる水源手当てをしないで、川の機能を維持するために流されている水を取水するもので、水利権としては特別に許可された何時でも解消できる水利権であること。限度一杯に利用されている相模川水系で新たに宮が瀬ダムを建設する計画では、高度利用事業の水利権を解消しなければ計画どおり水を取水することができないので、高度利用事業が解消されることになった。

水利権の許認可の権限を持っている建設省は一貫して高度利用事業（毎秒12トン，１日最大103万トン）の暫定水利権は宮ケ瀬ダムの完成時に解消する方針であた。神奈川県はそれを

承知であったにもかかわらず、二重投資批判をかわすために「水が不足するから寒川堰も相模大堰も必要だ」と繰り返してきた。寒川取水堰が遊休化することが公表されていれば、相模大堰の建設計画は中止されることが必至であるからだ。

知事は相模大堰が二重投資になることを知っていた

二重投資の問題は実は18年も前の昭和56年の神奈川県議会で既に取り上げられている。山下宏一議員は議会質問の中で「早晩高度利用事業の取水は停止さざるを得ません。すなわち、相模大堰、及び綾瀬浄水場等の多くの部分は、高度利用事業の肩代わりとなり、二重投資となる可能性が極めて高いのであります。」とズバリ核心を突いた質問をしている。この質問に対して長洲知事は「相模大堰はそうあわてて造る必要はないと判断している。無駄な早期投資にならないように努力したい。相模大堰を止めて寒川堰で間に合うのではないかということは時間をかけて検討するが寒川堰だけでは将来を考えると不十分ではないかと考えている。」と答弁した。知事はこの時点で二重投資になることを知っていたのだ。二重投資を知りながら、相模大堰計画を強行した責任は重大である。

着工直後、県庁を300mの横断幕で包囲

まやかしの２期工事見直し

神奈川県知事は相模大堰に代表される相模川水系建設事業の第２期計画の見直しを明らかにしたことが99年2月10日、神奈川新聞一面トップで報じられた。神奈川県議会でも保守系議員のヤラセ質問で同様の計画見直しを知事が表明した。

相模川建設事業は宮ケ瀬ダムで開発する130万トンの水道用水を一期62万トンと二期68万トンに分けて相模大堰で取水し各水道事業者に送水する計画。私たち市民団体が水需要予測が過大で相模大堰を含めて必要のない無駄な公共開発事業であることを指摘しつづけてきたものだった。一期計画は約7300億円の莫大な投資を行なって工事が進められてきた。

相模大堰建設現地に抗議のため集まったカヌーイスト

相模大堰が昨年完成したこの時点に2期計画の見直し表明は一見、無駄な公共事業を再検討する姿勢に見えますが実に巧妙なシナリオが隠されている。

相模大堰から5km下流にある寒川堰を遊休化させる一方で、新しく相模大堰を建設する無駄な二重投資問題が重要な争点として浮上し、相模

大堰の存在理由が根底から崩壊している。

神奈川県は宮ケ瀬ダムが完成すると同時に寒川堰で取水している高度利用事業という名前の暫定水利権は安定水利権より劣後であるため消滅することがわかっていたのに、高度利用事業は継続確保していくと表明し、県議会でも、環境アセスメントでも寒川堰が余剰化、遊休化のため、寒川堰で取水できることを隠していた。

ところが、95年（平成7年）に「相模大堰」という冊子を発行して、その冊子の内容にそって市民と神奈川県、水道企業団が「相模大堰円卓会議」を共催して会議を進めるなかではじめて、宮ケ瀬ダムが完成すれば高度利用事業が解消されることがわかった。また94年（平成6年）水道企業団が、建設省に相模大堰での取水の許可申請をした際に提出した申請書にはなんと、2005年（平成17年）から相模大堰で取水するはずの2期分を寒川堰で取水し2005年～2010年（平成22年）までには寒川堰で取水していた㈱期の水を相模大堰に切り替え、寒川堰が遊休化することが明記されていた。これは宮ケ瀬ダムの水を寒川堰で取水できること、寒川堰が遊休化することの動かない証拠となった。

ところが第38回円卓会議で神奈川県は水利使用許可申請書に記載されている「宮ケ瀬2期」計画は相模川水系建設事業の2期ではなく「宮ケ瀬2期」という別計画で、寒川堰から取水する予定であると、説明した。この時点で2期計画は見直されており、重大な計画変更が明らかになった。神奈川県知事が表明した相模水系建設事業2期計画の見直し表明は、実はこの「宮ケ瀬2期」計画の見直しであり、2005～2010年に寒川取水から相模大堰取水に切り替えないで寒川堰の遊休化を見かけ上回避するシナリオであると思われる。

相模大堰がまだ着工されていない94年に相模川水系2期見直し、宮ケ瀬2期計画による寒川取水案が高度利用事業の解消、寒川取水施設の余剰化、遊休化も含めて公表されていたなら、相模大堰は必要性を失い、計画の中止に追い込まれていたことは必至の情勢だった。

寒川堰取水で相模大堰のゲートを開放しよう

わたしは寒川堰の優先使用、相模大堰のゲート開放による生態系の回復が現実に可能であり、必要であることを益々確信した。しかし、ゲートが解放され相模川の命の流れが回復しても、壊滅的影響を被った中流域で最も自然度が高かった建設区域の多様な生態系が回復するためには非常に長い時間がかかると思われる。このような無謀で無駄な開発計画が二度と行なわれないようにするために、開発計画に対する市民による厳しい監視が一層必要だと思う。

【３】

流域市民への期待 ――
行政・事業者の立場から

イラスト　酒井　百合子

o　桂川・相模川流域協議会に参加して
建設省関東地方建設局京浜工事事務所　奥秋　芳一

o　連携を核とした桂川・相模川流域の環境保全に向けて
山梨県環境局環境活動推進課　広瀬　正三

o　桂川・相模川の流域環境保全に向けて
神奈川県環境部水質保全課　岸川　敏朗

o　川、その豊かな力に ----
生活協同組合コープ山梨　理事長　山本　豊美

桂川・相模川流域協議会に参加して

建設省関東地方建設局京浜工事事務所　奥秋芳一

桂川・相模川流域における環境保全の枠組みとして、流域の各主体の行動指針となる「アジェンダ21桂川・相模川」が課題を残しながらも地域の視点から策定され、その推進母体となる「桂川・相模川流域協議会」が設立されたことに対して、市民会議を中心に携われた方々の熱意、ご努力に心より敬意を表します。これを機に、今後も継続して、各主体がさらに連携を深めていくことは、課題の解決に向けてたいへん意義深いことと思います。

京浜工事事務所は、一連の出発点となる1997年２月の「桂川・相模川アジェンダ21市民シンポジウム」から「アジェンダ21桂川・相模川検討委員会」、「桂川・相模川流域協議会」での各議論に参加させて頂きました。その議論を通して感じたことは、立場の違いを越えて共通認識を形成することが、いかに大変な作業であるかということです。

これらの会議において、行政は、各部署を代表して出席していますが、会議の場において、組織としての結論を求められても、一担当者では答えられない場面があったり、発言の内容も、担当している部分に係る情報提供や説明しかできず、トータルとしての話をすることが非常に難しいという場合もありました。このため、情報提供や説明が不十分となって、行政の考え方などが十分に伝えられず誤解を招いたり、動きだすまでの内部調整に長時間を要することも見受けられました。裏を返せば、行政の担当部署は、ある課題に対して、客観性、公平性を十分確保する観点から総合的な判断を行わなければならず、その責任も法令等で明確になっているため、慎重にならざるを得ないともいえます。一方、市民は、基本的に個人の判断で行動ができ、その責任も個人の良心の範囲にとどまるため、勢い結論を急ぐ傾向が見られます。このような違いから、市民、事業者、行政の各主体とも多くの時間と労力を費やし、その過程では、進め方や考え方等について様々な違いがあり、少なからずそれぞれに対する不信感や苛立ちがあったことも事実です。

ともあれ、この新しい取り組みにより、アジェンダの策定という共通の目標と、流域協議会という仕組みが動きだしたことは、大きな成果です。これから時間をかけて議論を継続していくなかで、この仕組みがさらに発展・充実していくものと思われます。

京浜工事事務所では、多摩川・鶴見川・相模川の河川管理者として、従来より地域との連携のあり方について模索してきており、その具体的な取り組みの基本姿勢として、川づくり・流域づくりにかかわる各主体のパートナーシップの構築を目指しています。ひと言で流域といってもその範囲は広く、異なった歴史・風土・環境を持った様々な地域が存在し、立場・考え方が異なる様々な人々が混在しています。連携とは則ち相互理解であり、自治体どうし、個人どうしが互いに相手の置かれた状況を理解し、相手の立場・考えを尊重し合うところからスタートすると考えます。

これから「流域協議会」を通じて、市民・事業者・自治体などが様々な立場からお互いの情報を交換し、川や流域に関する認識を共通にした上で、それぞれの意見を出し合い、議論を継続するなかで、信頼関係を深めつつ、協力関係を築き、桂川・相模川の川づくりや流域環境保全について、緩やかな合意形成が図られるよう、共に努力していく所存です。

連携を核とした桂川・相模川流域の環境保全に向けて

山梨県環境局環境活動推進課　広瀬正三

「健康で安全かつ、快適な生活を営むための基盤となる桂川・相模川の流域環境を保全するためには、私たち自身が『人と自然との共生』を基本とし、持続可能な社会づくりをしていく必要がある。」

これは、平成９年３月に流域市町村、両県、環境庁及び建設省が参加して開催された「第１回桂川・相模川流域サミット」において採択された「桂川・相模川環境宣言」の一節です。これにあるとおり、本来、人は自然から大きな恵みを受け、自らの命を守り育ててきたはずです。

しかし、水は有限であることに自覚が足りませんでした。いくら川に負担をかけても、森や川や海が再び豊かな水を与えてくれるものと錯覚してたいのです。このまま放置するならば、この清流は衰えきってしまうかもしれません。

もちろん、これまでも、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で流域環境の保全に取り組んできました。それなりの効果もあったはずです。ただ残念なことに、これまでは相互に協力し、連携する仕組みがあまりはっきりしていませんでした。

そこで山梨、神奈川の両県では、平成７年度から９年度まで、「流域」という従来になかった視点から、県境を越え連携した取り組みを行ってきました。

その成果として、流域の多くの市民・事業者の参加を得て、今後の開かれた議論の場として、また、継続的な活動の主体として「桂川・相模川流域協議会」が設立され、流域の全ての主体の行動指針として「アジェンダ21桂川・相模川」が策定されました。

ここに至るまでには、「桂川・相模川アジェンダ21市民会議」をはじめ両県の市民の皆さんの強い熱意があったものと思います。

もちろん組織としても、行動計画としても、まだまだ未成熟な部分がのこされていますし、むしろ今後さまざまな議論や活動が行われるなかで、新たな方向への展開もあることでしょう。

現在も専門部会を中心に、いろいろな場面で行動計画を作り上げていく議論が行われています。これからも、市民・事業者・行政の各主体が相互に理解し、尊重し、連携するパートナーシップのもと、知恵を出し合い、汗をかき、この広い流域がひとつのエリアとして持続可能なシステムを作り上げていくことが求められていると考えています。

その過程においては、やはり市民の皆さんの知恵と熱意が、大きなウェイトを占めることになるでしょう。

新しい試みは、まだ始まったばかりです。「試み」に満足するのではなく、どんな結果が残せるのか、これからの私たちの行動が注目されていると思います。行政、事業者とともに取り組む市民の皆さんのこれまでの活動に敬意を表するとともに、今後に対して大いに期待する次第です。

山梨県も、会員として、また、広域的な責任を担う行政として、皆さんと連携して取り組んでいきたいと考えています。

桂川・相模川の流域環境保全に向けて

神奈川県環境部水質保全課　岸川敏朗

山梨県と神奈川県が両県を流れる桂川・相模川という河川の流域環境を保全するという目的で、「桂川・相模川流域環境保全行動推進事業」を、両県の共同事業として行うということは、たいへん珍しいことです。県が異なるということは、民間で言えば、会社が異なるということと同じ意味を持っており、違う会社が同じ業務を共同で進めているということになります。もっとも、自動車交通公害のように、広域的で県の区域を越えて取り組まなければ実効が上がらない問題について関東地方の都県市が共通の取り組みを行うというような例はありますが、河川の上流と下流では利害が異なることから、河川の流域環境を保全する事業に共同で取り組むことは一般的には難しいと考えられており、今回のように山梨県と神奈川県が桂川・相模川の共同事業を行うことができたことは、非常に感慨が深いものがあります。

平成７年からスタートしたこの共同事業には、市民が大きな役割を果たしたことは言うまでもありません。クリーンキャンペーン、下草刈りや植林などにおける多数の市民の参加や、交流会での上流と下流の市民の交流をはじめ、３回にわたって行われた桂川・相模川流域シンポジウムでの上下流の市民の発言は、記憶に残るものがあります。

そして、平成10年１月には、「桂川・相模川流域協議会」が設立され、流域協議会が「アジェンダ21桂川・相模川」を策定することができましたが、この検討に当たっては、両県は、検討の初期の段階から市民に入ってもらい、事業者を加えた三者で協議を行い、合意形成を図りながら、流域環境保全の仕組みづくりを行ってきましたが、このような形で取り組みを進めることができたのも、両県の市民の桂川・相模川に対する熱い思いがあったからこそと改めて敬意を表する次第です。

その思いは、平成９年２月に県境の藤野町で行なわれた「桂川・相模川アジェンダ21市民会議」などの市民意見をとりまとめた『アジェンダ市民案』に盛り込まれていますが、この『市民版アジェンダ』は、桂川・相模川の流域環境保全の検討をするに当たっての市民からの優れた提案と言うことができます。

最近、国における環境行政や河川行政の流れを見ると、今まで市民が考えてきた事や主張してきたことについては、そのうちの幾つかは、形を変えながらも、何年か後には行政の施策などとして取り入れられています。おそらく、『アジェンダ市民案』に盛り込まれている内容や考え方についても、今後、流域協議会だけではなく各方面で検討がなされ、河川の流域環境の保全に向けて役立っていくのではないかと思っています。

どうか市民の皆さんには、これからも桂川・相模川の流域環境保全に向けて、行政をはじめ事業者とともに、地域での取り組みを引き続き進めていただき、「清くゆたかな桂川・相模川」を、流域の皆さんで実現していきたいと考えています。

川、その豊かな力に――――

生活協同組合コープやまなし　理事長　山本豊美

生活協同組合コープやまなしが『桂川・相模川流域協議会』に参加するにあたり、考えたことは『一体何が出来るのかな？』ということでした。

事業体としては「流通業」ですから、まず浮かんだのは「環境グッズ」の共同購入です。例えば川の上流の森林を健やかに育むために、日当たりをよくするための整備をすると間伐材が出ますよね。それを炭にするなり、木工製品にするなりして人々に消費してもらう、というような構想があれば、そのルートの流通のところで、お役に立つことができると考えました。あと、イベントや作業への参加、情報の受発信。

事業体として思いついたことはそのようなことですが、生協組合員の活動ステージの面でいいますと、毎夏行なっている「親子せせらぎウォッチング」と、年に２回、６月と12月に取り組んでいる「No_2 大気汚染一斉測定」があります。「No_2　測定」の結果を集計し、分析したものを持って山梨県の環境局に出向き、要請や提言を年に一度行なっていますが、その内容をふくらませて、川の浄化についても、行政と対話できるようにしたいと考えます。また、これらの活動は、山梨県の生協連の中に「コープ環境活動ネットワーク」をつくり、横のつながりを持って行っているので、一生協の持つ力以上の強みがあります。

コープやまなしがこれから積極的に取り組もうとしているのは、「グリーン購入」です。それは具体的にいえば、古紙を再生したトイレットペーパーやティッシュペーパーの購入はいうに及ばず、猛毒ダイオキシンを生む塩化ビニールの含まれてるものは一切購入しないこと、合成洗剤はＮＯ！といったことですが、さらに事業体として、事業所や事務所のエネルギー源を自家発電で賄おう、風力発電を取り入れてみよう、という計画にまで広がっています。

「風力発電」の構想が環境対策室から提案された時、『山梨に風車!?…そんなに風吹いたっけ…』と怪訝顔の私に、担当者は自信たっぷりにこう言いました。「大丈夫。川沿いっていうのは風の通り道なんです。うちの事業所（甲府の方）は荒川沿いに立地していますから風を受けるんです！」

実際に風力発電をやっている八田村の個人宅に見学に行ったりして、着々と進められているらしい計画を横目に、私は自分の住む地域の川に、「風の通り道」の想像をめぐらせました。

「桂川の川沿いのどこかに風車がたっている。オランダの風車のような羽根がクルクルと廻っている…。　その風車の下には、子供達の遊んでいる姿がちらほら。手前の浅瀬では、ズボンをひざまでまくった子供達が子魚の姿を追ったり、石をひっくり返したりしている…」そんな光景が浮かんできました。

「豊かな川」 … 久しぶりに、そんな言葉を想い出しました。

「桂川・相模川流域協議会」のみんなと共に、川の豊かな力を復活させていこう、そんな期待を抱いています。

【４】

『市民案』を作ったみんなの声

- 流域協議会とカーカネットの会 ―――― 加々見清子
- カーカネットの会の活動を通して ―――― 堀内　光代
- 桂川水資源３市２町流域協議会の思い出 ―― 鈴木　敏道
- 桂川流域（上野原）に住む ―――― 中村　道子
- 桂川の詩 ―――― 周東来少・ベロニカ〔大地窯〕
- 『かたくりの会』より ―――― 河西　悦子
- アジェンダ21桂川・相模川に寄せて ―――― 加藤　勝
- 中流　津久井の現状 ―――― 宮崎紀美子
- 鳩川を健康な川にするために ―――― 倉橋満知子
- 川　雑感 ―――― 八木　伸
- 市民に不法投棄対策は出来るか ―――― 川嶋　庸子
- 「合意」についての雑感 ―――― 亀井　一正
- 桂川・相模川流域の市民活動について ―― 小宮　昇
- 川の仕組みを実証する小出川に親しむ会の取組― 桑垣美和子
- 市民部会は社会参加の学校 ―――― 赤羽興三郎
- 川とわたし ―――― 熊沢　峻子
- ブナは水が大好き ―――― 天内　康夫
- 市民部会・専門部会に参加して ―――― 牧島　信一

流域協議会とカーカネットの会

加賀見　清子　（富士吉田市）

富士吉田市に住む私たちにとっての桂川といえば、山中湖から流れ出た水流が鐘山の滝となり、その周りには公園が造られ、涼を得る人々に親じまれてきました。この水辺の絶景、流れと音は、私たちの心の中に深く刻まれています。下流で相模川となるその流域113kmの地域にわたる行政･企業と市民が一つの流域協議会を起こしたことは、とてもすごいことだと思います。

流域は帯状に長く幅も広いのですが、「カーカネットの会」は、上流部の市民として加入しました。環境保全活動に長期間携わっている神奈川の人たちの学者のような考えさせられる発言の中で感じたのは、私たち富士吉田市民は何とのんびり暮らしていることかということです。下流部と上流部での水への関心度、関わり方など大差があるようで、日頃それほど気にもとめていなかった水に対し、改めて考えさせられました。

自然界の人と生物の共生、人間が不自然につくり出した環境への負荷。リサイクルによっての循環社会の構築あるいは復元に、市民はどう取り組んで推進していけば良いのか。基本理念を練り上げることによって、環境問題について共通の意識をもつことができたのではないかと思います。

市民部会や幹事会への出席の際に通る国道２０号線は、ほとんど川に沿って進んでいて、満開の桜を左右にして、自然そのものの姿に美しさを感じとる幸福感を味わうことができました。「カーカネットの会」の活動にしても、明見湖(あすみこ)を取り巻く大自然のもつ雄大さは一見するとなにも変わっていないのですが、環境汚染は支流の小佐野川や明見湖にも及んでいるのです。

それは、12月にクリーンキャンペーンを行ったのですが、湖畔には想像以上のゴミが集まったことからもわかります。現在は湖畔を中心に保全活動を続けていますが、アジェンダ21策定の機能により、効果的に地域に結びつけてゆくことは、容易なことではない、根気が必要と思います。

夏の一日、真木地区にて植林と下草刈りがあり、当会員も参加しました。あの汗は忘れがたいものです。茅ヶ崎での地引き網体験についても同様に感慨深いものがあります。森と海という性質は異なるけれど、みな基本理念に通ずる素晴らしい市民参加だと思っています。

12月はじめに「ゆずり原青少年自然の里」にて（１泊の）市民部会がありました。初めて出向く長寿村には大自然が待っていてくれました。やはり生物には美しい水と自然の大地が不可欠であり、原点なのだと確信し、終始肩の力を抜いて穏やかなうちに研修が行なわれ、相互に信頼感が増してきたのを覚えています。

著名な作家が『大河の一滴』を書かれましたが、桂川の一滴も下流にて合流し海に注ぐわけで、自分の存在も一滴なのですが、「カーカネットの会」の仲間たちと環境問題について交流を深め、活動を続けたいと思います。

カーカネットの会の活動を通して桂川・相模川に感じること

堀内　光代　（富士吉田市）

カーカネットの会とは、富士吉田市および、その周辺の自然保護、環境保護、地域活性化を推進し、農山村女性の地位向上と男女共同参画型社会、生活環境の向上、ゆとりのある社会の実現に向けて、会員相互の連携を図り、ボランティア精神にのっとった活動を行なうものです。

最初数人の会員から始め、女性が主になって始めました。まず身近な私達の住んでいる明見湖（はす池）の水の浄化をし、昔のように、メダカや、ホタルの住む、憩いの場所にする活動をすることにしました。

小さいことから一つ一つみんなで会合を開き、少しずつ進めていくように活動しています。明見湖の周辺のゴミをひろったり、草を取ったり、花を植えたりして環境を美しくしています。今度は会員の協力と行政が力を入れてくださって、あづまやが出来上がりました。市民が憩える場所として、みなさんから喜ばれています。

このような活動をすることにより、私は桂川・相模川流域協議会の市民部会の会議に参加することができました。この会員になってまだ一年たらずですが、この会議に行くたびに、皆さんの素晴らしさにおどろきます。この流域会議は、市民、行政、事業者が、互いにそれぞれの立場からの意見を言い、議論して、良い水、美しい流域にしていくという会議です。

私の住んでいる富士吉田市は、世界一の素晴らしい富士山のふもと、富士五湖と、それは、それは桂川の源流、山中湖の場所と、自然に恵まれた、素敵な地域に住んでいます。

桂川の上流に住んでいる私たちは、下流の皆さんのことを思いやって、きれいな水、美しい流域にしたいと思います。そして「清くゆたかに川は流れる」にして、次世代に残し、伝えていくよう一生懸命この活動をしてゆきたいと思います。

美しい、桂川、相模川流域になっていくことを願っています。

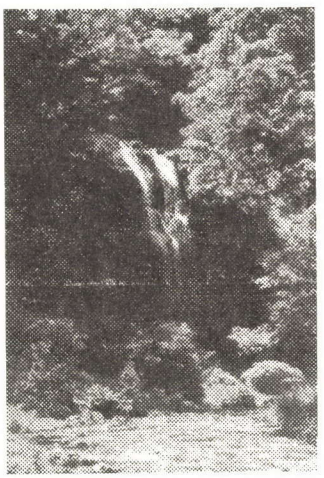

柄杓流川に落ちる太郎滝
溶岩頂の斜面から湧水が
噴き出している

桂川水資源３市２町流域協議会の思い出

鈴木　敏道　（大月市）

昭和42年、私が市議会議員になって、市の行政や事業をいろいろの角度から見てきましたが、その中で桂川がありました。この桂川が、建設省の河川標識で相模川となっていることでした。これはまずい。私たちは学校の校歌などに『清き流れの桂川』のうたを唄って大きくなってきた。その桂川が消えて、相模川になっている。これはたいへんなことだと思って、市を通じたり、直接建設省の出先機関へ行って「あれは我々の故郷をこわすものだ」と申し入れて、「相模川」と書いてある下に「桂川」と書き入れさせた。それ以来、桂川のことに興味を持ってきたのです。

昭和45年ごろになってきますと、川の水も戦前の水量とくらべると半分ぐらいに流水が減少してきていました（現在では３分の１ぐらいに減少しています）。その他、相模湖ダムの出来ない前には、鮎が海から上がって来て、川の所どころに淵が出来ている所に、また上流に上ろうとする鮎が白い腹を見せながら泳いでゆく鮎がいっぱい見えたものでした。それが、現在は、稚鮎を漁業組合が放流するだけになって、昔の光景は見られなくなり、またカジカ等もいっぱいいたけれども、これも殆んど見られなくなり、ヤマメにしても、ウグイもイワナもウナギも見られなくなりました。

これは川の水の減少が大きな原因ではありますが、ダムを造って上流のことを考えず、そのままにしているのが大きな原因であると思われます。山に充分保水ができる山林づくりと、川の生物にやさしい川づくりが出来なかったことで、こういうことになったのだと考えて、桂川を取り巻く３市２町に呼びかけ、代表を議会から５人ずつ出してもらって協議会を結成して、私が代表になって動きだしました。

このためには、上流だけでなく、下流の神奈川県が上流の考えに合った動きをしてもらわなくては出来ないと思って、川崎に小林通という友人が居ましたので、かれにこのことを話したら、奥村源さんという神奈川県議を紹介してくれたので、奥村県議を仲介者として、神奈川県や奥村さんの取り巻きの市民グループと、水の大切さと、上流と下流の交流を通じて一体となりながら、山づくり桂川と相模川の豊かな水量と豊かな魚の住める川づくりに動きだしたのです。

奥村さんも私の家に泊まって、川歩きをしたり、バスでみんなを連れて来て竹の子狩りをしたり、ある時はシイタケのホダ木をそろえておいて森林組合の職員を頼んで植菌のやり方を教えてもらって、自分で植菌をしてお土産に何本か持って帰る交流等をしてきましたが、私が身体をこわして闘病生活に入ってしまって運動も休業状態になってしまって、流域活動も休止となってしまったことを、今なつかしく思い出しているところです。

今また桂川・相模川流域協議会が結成されてきましたが、下流のこの川の水を利用している人たちが、上流にやさしい心を持ちつづけていく努力を、一層欲しいと思います。私も、昔をなつかしみながら仲間に入れさせていただきます。ただ年をとってきたことで動きができず、いちばん心配しているところです。

桂川流域（上野原）に住む

中村　道子　（上野原町）

山梨県と神奈川県とのちょうど県境に位置する上野原町は、１町７カ村が合併してできた町です。諏訪の関所跡から始まり、塚場の一里塚・大門の一里塚・荻野一里塚・恋塚一里塚と、４ヵ所の一里塚を標した旧甲州街道が、町を横断するように横切っています。鶴川宿や野田尻宿・犬目宿などの家並みは古くから宿場町として近隣の村々から多くの人々が往来した昔の姿がしのばれます。

この甲州街道と並行して桂川が流れています。しかし大半の町の人々は、この桂川に流れ込んでいる鶴川と仲間川の水を水道水として飲んでいます。

鶴川は町を縦に縦断して西原地域と棡原地域を、また仲間川は町を横断した旧甲州街道と寄り添うように大目地域・甲東地域・大鶴地域にわたって流れています。この二本の川は、鶴川宿のはずれで合流し、２キロほど下って桂川に注ぎ込んでいます。人口の密集している旧上野原地域は、河岸段丘の台地に広がっているため水源に恵まれず、８０年前の人々が苦労して取水した農業用水からの分水により、上野原上水道は安定した水量の確保ができています。

ですから、町中の私たちは鶴川の下流域に住み、上流の西原地域・棡原地域の人々の生活ぶりや川のあり様により飲み水の安全性をはかるのです。

まるで神奈川県民の飲み水としてみた桂川のあるべき姿を思い描く作業と同じことが言えます。これは結局は上流だからとか下流だからではなく、上流も下流もみんな一緒にあるべき姿を目指して、活動することに掛かっているのではないでしょうか。その意味でこの山梨県と神奈川県の両県に跨がる市民・事業者・行政が同じテーブルを囲んだ桂川・相模川流域協議会ができたことは意義深いものを感じます。

今後、さまざまな模索が検討され、一つでも具体的な動きができるように、そしてともに考え、行動する人々の広がりに期待し、流域に住む住民のひとりとして、何が出来るのかを常に考えつつ、この協議会に参画していこうと思います。

写真：　浜田　昭

桂川の詩

シュトラッサー
周東来少・ベロニカ〔大地窯〕
（上野原町・棚頭）

轟き

渓谷にまだ着かないうちから、私は轟音を耳にしていた。

数週間もの雨が降り続いた後のある日、私は四方津駅で列車を降り立ち、渓谷へ向かって歩いて行った。川辺に着いてみると、物凄い量の暗褐色の水が泡立ち轟音を上げて流れ下っていた。

この思ってもいなかった光景は、私に故郷のライン河を思い出させ、私はここ四方津に移り住もうと心に決めた。

犬の散歩

毎朝、私は年老いた犬と川辺に散歩に出掛ける。犬はうれしそうに水遊びに勤しんだ後、家に帰ると、体を引っ掻き始める。川が汚染されてしまっていることをこうして私は知った。また、しばしば、川底にあった空きカンやガラスの破片で犬が足を切ってしまうことがある。

豊かな調べ

川縁に沿って歩いていると、川が奏でる流れの生み出す数え切れないほどの異なった調べを耳にすることが出来る。数えきれないほどの多様性を内側に包みもつ一つ一つの物があり、その全体の存在を考えるとき、私もまたその存在の一部として在る、そうした意識をもって人生を送るべきことを川は教えている。

ごみ

川辺や水底に余りに沢山のごみを見つけて驚かされる。それはバイクのような大きな物や旧いすき、空きカン、プラスチック。そして、犬が見付けた石の下に埋められたソーセージの皮。その端にはまだ小さな鉄製のリングがついていた。これを飲み込んだ動物は死んでしまうでしょう。

私のアトリエから一人の婦人と連れ立って、沢山のごみを拾い集めたことがあっ

た。けれど、何日も経たないうちに、その場所はまた元のようにすっかり散らかされてしまった。そのために、私はごみを拾い集めることを断念したのだった。

庭に菓子の包み紙を投げ入れないよう子ども達に言ったところ、子ども達の表情が強張り、それまでの友情や信頼の付き合いが損なわれて、かえって、その後、門の前にごみを投げられるようになったこともあった。そこで、菓子の包み紙を飲み込んだ野鳥は死んでしまうことを子ども達に話して聞かせた。すっかり分かってくれた子ども達は目を丸くし、その後、ごみを放るのを止めた。

この例からも分かるように、自然全体や極く小さな生き物の生態系まで意識し見守るのなら、私たちの行いも改まっていく。

魚

或る春の日の朝早く、川に魚を放流するため橋の所に男達がやってきた。川床に降りてみると、流行の釣り支度に身を包んだ釣人たちが今や遅しと待ち構えているところだった。橋の上から、まだパジャマ姿のままであったりエンジンを掛けたままの車の中から座って見物する人もいる。魚たちが自由に泳げるようになり自然にその子孫を繁殖できるようになる日が、将来、再びやってくる。それは、人々が我が家の庭でなく地球の庭といった意識を持ち、そこに存在する全ての生命を大切にし敬う日でもあるのだと考える。

密やかな声

川の調べは次第に小さく細くなっていった。そして、雨模様の日でさえ、川は元の力強さを取り戻すことは決して無かった。その後、上流にダムが建設されていることを知った。

私たちは川

私たちは川であり、川はまた私たちである。

カン容器から飲み物をとり、プラスチックの皿から食べ物を取り、スーパー・マーケットのビニール袋かをそのまま受取る生活を送る限り、川を救う試みを一方で続けていても、私たちは川を汚染し、同じように自分自身も汚染し続けていくのだ。

旧い習慣に囚われた社会から踏み出し、目をしっかり覚まし、私たちにとって本当に必要なものは何かと耳を澄ませよう。そうすれば、川にとって大切なものが何かということもまた分かってくる。

手を携え、川を助けよう、数え切れないほどの豊かな調べが、いつまでも途絶えることなく続き、私たち自身の歌う歌が美しい桂川のレクイエムに変わってしまわないように。

『かたくりの会』より

河西　悦子　（大月市）

私達『かたくりの会』は、大月市を中心に都留・上野原の地域で、10数名の会員のささやかな集まりです。生活の中から生じてくる問題を、まず自分たちで考えていこうというところから出発しています。「かたくり」は、

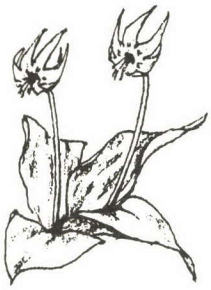

［ユリ科の多年草。各地の山野に広く自生。早春に紫斑のある淡緑色の葉を出し、紅紫色（稀に白色もあり）の六弁の美しい花をつける。古名をカタカゴといい、これは“傾いた寵状の花”の意味。大月市周辺で群落が見られる。この鱗茎（球根）から取れるデンプンが片栗粉。］

からとっています。清楚な美しさと実益も伴う点は私達にぴったり思っているのですが、ときに『かたこりの会』と間違われることもあり、改名した方が会の内容にあっているのではと迷っています。

山梨の私達の地域は、“水と緑豊か”と表されることも多く、一見自然環境に恵まれたところに見えます。しかし、光化学スモッグ・酸性雨・ご多分に漏れずゴミ問題・ゴルフ場・リニア・日本一の揚水式発電・住宅開発・下水道etc．様々な問題を抱えています。その中でも水の問題は、大月市の一番大きな水源が隣の都留市を流れている朝日川という支流から取水していることもあり、会としていろんな形で取り組んできました。

ゴルフ場が取水地上流に作られたときは、情報を得たのが遅く、計画決定後でした。県の情報公開制度を使って計画概要を知り、ゴルフ場の排水がすべて水源地上流に流れ込むのを知りショックを受けました。リニアのトンネル工事が朝日川にまたがり、地盤凝固剤の問題も懸念されました。上流部の大掛かりな改変のために三面コンクリート護岸に変えられたことで河川の浄化力も減り、周辺の工場排水、住宅の増加による家庭雑排水などによる水質悪化も心配でした。現地を見に行ったり、学習会を開いたり行政との話し合いの場で質問したり程度のことしかできませんでしたが、ささやかな活動でも続けてきた成果でしょうか？やはり朝日川に2カ所の産廃最終処分場の話が持ち上がったときにはその地域から私達の会につなげてくださる方がいて、計画段

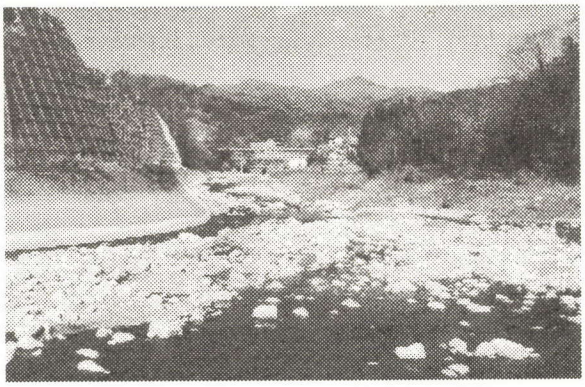

大月橋に向かって　写真：浜田　昭

階のときにキャッチできました。まず、千葉県小橋川流域で産廃最終処分場の反対運動から流域全体への水源保護条例制定へと活動された木更津市の木田直子さんに来ていただいて講演会を開きました。しかしもう勉強会で終わる訳にはいきません。「おおつき女性交流会」に働きかけ、そして都留市の「桂川をきれいにする会」や計画地域の人々と共に、2カ月で1万弱の反対署名を集め県知事に提出しました。一方は中止もう一方も中断された状態で、一応の成果は得られましたが、完全な白紙ではなく、またいつ新たな計画が持ち上がるとも限りません。

これらのことから、水の問題は、

① 自治体を越えて流域で考えて行く必要がある
② 立場の違いはあっても行政と連携して行くことも大切
③ 広範に影響の及ぶような開発行為については、計画初期の段階から広い意味での関係する住民に情報が開かれていることが大事である

ということを、実感を持って学びました。

私達の汚した水は桂川に注ぎ、相模川の流れとなり神奈川県民の飲料水となります。それゆえ大月は山梨・神奈川両県の思いを合わせ持つ地域と言えます。下流域からの呼び掛けによる流域ネットワークへの参加もして、水質調査などに取り組んだりもしました。

そして今、桂川・相模川流域の環境保全の活動が山梨・神奈川両県にまたがり市民・事業者・行政が連携し大さく動き始めました。まず自ら知ること・感じること・考えて思ったら表現すること、そこから周りとつながり次のステップが踏み出せることを、私達『かたくりの会』では経験してきました。動かないで見ていたときには不可能と見えることも、一歩踏み出して見ると可飴性が見えてきます。

更なる可能性を求めて！

子育てするコアジサシとヒナ　写真：塩原　昭夫

『アジェンダ21桂川･相模川に寄せて』

加藤　勝　（藤野町沢井）

藤野町の沢井川は、相模川に流れる支流で、陣馬山、生藤山から佐野川地区、沢井地区の間を流れ、川沿いが沢井地域で、戸数約200戸、人口800人前後の小さな地域です。中央を県道と沢井川が並行して、近くに人家が散在して、だいたい中央に沢井小学校があり、風光明媚な人情の温かい地域です。

平成元年から「むらおこし会」を結成して、中央線の藤野駅から約２００m行くと人の通るトンネルを出ると、県道沿いに桜やアジサイなど陣馬山まで植樹して、草を刈ったり肥料を施したりして育て、また川には汚物ゴミなどを捨てないよう心掛け、１年に何回か道路、川の清掃、草刈り、ゴミ、空き缶拾いなど、村中１戸一人は必ず出て、地域の活性化美化に勤めて、桜やアジサイの花も咲き川には昔のようにホタルも出はじめ、魚も住むようになりました。県からも環境の美化に努力していると高く評価され、表彰も受けました。

去年は、10月27日に夢国体で陣馬山に山岳競技大会が施行され、選手･役員･地元住民約500人くらい集まり、むらおこし会の女性部が山百合会を結成して27日の昼食会の準備に当たり、地域特産のさつま、栗飯、豚汁、コンニャクなど、手作りの竹の花立て、竹のコップ、野生の花、柿、柚子など地域で出来るものを出し、みんな大喜びで、うまいうまいと。その上に道路、川などきれいに美化され、北は北海道、南は九州熊本方面から来た選手、役員など全国の大勢の皆様から喜ばれ、ほめられて、終了後２、３日は役場にお礼の電話が随分と来たと沢井住民に報告されました。

去る10月10日、毎年のことながら町教育委員会で高齢者学校で中学校において中学生の吹奏楽部の演奏鑑賞の後、環境問題の講演に津久井行政センター堀郁夫環境部長先生を講師としてお招きし、津久井の環境、大気汚染の状況、ゴミの排出、ダイオキシン、水の汚染で魚の奇形や死んだ話など、たいへん勉強になりました。また、11月20日夜７時より沢井地区の山林所有者で、沢井公民館に津久井行政センター森林保全課の落合課長補佐以下２人お招きして、山の手入れ、きれいな水で木材の育成収入を得るのはもちろんであるが、動植物との共生、環境の美化が、如何に大切であるか、国産の米の収穫、国土の保全、日本の発展に必要な森林保全課の任務、また我々森林所有者の山の管理の大切さを痛感した次第です。

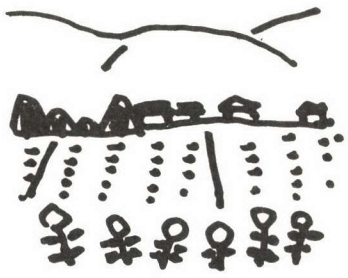

私たちの「清くゆたかに桂川･相模川は流れる　アジェンダ」に寄せての研修会は明るい国土作りに一役買っているものと思えば生きがいを感じます。

中流域　津久井の現状

宮崎　紀美子　（城山町）

私は、県民の水瓶である津久井の環境問題を考え、子孫に残せる「水と緑の津久井」を作ろうと、平成６年に発足した『津久井環境連絡会』で活動しています。

津久井郡は、山紫水明の水源地といわれています。しかしその裏には、不法残土や不法投棄が後を絶たず、観光客によるゴミの放置や四駆車の乗り入れで、水やみどりと汚されています。藤野町の山林の残土処分場では、底無しのような深い谷も廃油の入ったドラム缶や何か不明のドラム缶が多数捨てられ、残土で埋め立てられた谷は、県道と同じ高さになっています。

そこに申し訳のように植えられた杉の苗は、枯れかけて、首をうなだれています。ここは、雨が降ると黒く濁った水が、私たちの水瓶である相模湖に流れ出しています。

津久井は水源地であるために開発規制があり、工場誘致もままならず、山林を所有していても経済効果（財産価値）につながりません。平地に対する願望の強い住民の心につけこんで、土地を買ったり、借りたりした業者は地権者の承諾も得ず谷を埋めたり、伐採したりしてしまうことも多く、谷はどんどんやせ細っています。

神奈川県は水源の森づくりのために（県営水道を利用する）県民に水源税２５円を課していますが、水源地ゆえに経済効果のない住民への保証も考えていく必要があると思います。

水の浄化のために、下水道工事が徐々に進められていますが、津久井は地形が複雑なため、自宅までの設置に多額な費用がかかり、高齢者や住宅ローン等を始めている人々には負担が大きく、設置できない人が多数でることも予想されます。

浄化の方法も、地域の状況により合併浄化槽等を取り入れたり、また相模川から取水している横浜・川崎の住民にも水源税を負担していただくことを提案します。

水源森の保護と共に地域住民への配慮も積極的に進めていただきたいと思います。

京都会議ではＣＯ2 削減案が出され、自動車企業も環境に配慮した車を開発していますが、私たち自身が、必要以上に排気量の多い車やＲＶ車の購入や使用を控えるなど、意識的改革を進める必要があります。

津久井環境連絡会では、ゴミの減量、分別を軸に水・みどりを考える活動をしています。
アジェンダ21桂川･相模川の理想像「清くゆたかに川は流れる」の推進のために、流域の人たちと情報交換をして、行政や企業に提言しながら行動していこうと考えています。

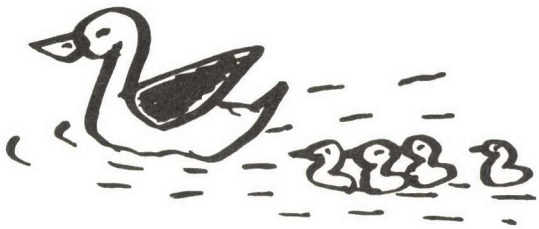

鳩川を健康な川にするために

倉橋　満知子　（相模原市）

私が鳩川の自然を守る会を設立してから、はや８年がたちました。その８年の間に鳩川はすっかり変わってしまいました。「コンクリート護岸を自然護岸に」と訴えて木が１本でも残ればと捨て身の覚悟で運動を始め、わずかに数100mの部分は残りそう？ですが、あとは無残なコンクリート張りで、草木の何もない川となってしまいました。それと同時に、周辺の道路の拡幅による樹木の伐採、宅地の開発等で、鳩川の存在は全くといっていい程、なくなってしまいました。

どこにでもある都市排水路と化し、野鳥の数も激減し、下水道の普及により水量が激減してしまいました。水は汚かったけれども、情緒ゆたかな水辺の景観がまぼろしのように浮かんできます。同時に８年間の活動が徒労のようにも感じられます。然しそんなすくいようのない川となってしまっても、まだまだ私にとって魅力いっぱいのこの鳩川なんです。

この鳩川から学んだこと教えられたことが山ほどあって、相模原市内では唯一残っている谷戸田の風景や湧水の流れる小川、飛び交うホタルの灯り、水辺に生きる生物たち、これら全てをみんなの財産として保全してゆかねばなりません。いまの時代、都市のなかで自然を守ることは皆無に近いと言われています。

無力感を感じながらも、保全し、さらに創り上げてゆく行動が必要とされています。壊したところを、また復元、もしくは創作していくことが必要ではないでしょうか。いつの時代も人が壊し、手を加えて創ってきた自然があると思います。

私は目の前の変わり果てた鳩川を眺めながら感じます。10年先、20年先の姿を創造できないだろうかと。植えられる所があれば、１本でも木を植えていきたいし、もっと人が近づける川になって欲しいと願っています。

そして私が関わっている鳩川は、ほんの一部です。その先には相模川が待ち受けるように流れ、はたまたその先に相模湾が広がっています。反対に、鳩川の背ろには、60万人近い人間が生活している光景があります。つぶされそうになりそうになって必死で耐えている鳩川のあわれな姿があります。

鳩川を健康な川にするために、都市のまちづくりがかかせないのは必至です。水量維持のために、都市のなかの樹木を増やすことを考えたり、水質を浄化するための、化学物質や農薬関係の管理対策を考えていかねばなりません。

相模川を思うとき、ダムの問題、水源森の問題、産廃ゴミの問題等々、大きな問題が山のようにありますが、私にとって、いま見えている川を本来の川の姿に少しでも近づけてあげることで相模川の姿がハッキリ見えてくるような気がします。

川　　雑感

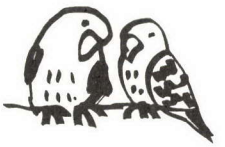

八木 伸　（座間市）

昼下がりの日だまりにて、そこはかとなく川を思う。

「川は流れる」歌の文句ではありませんが、必要十分な水が流れて川である。
「水に流そう」「流れに任そう」「水とたわむる」「三寸下は清流」などなど、よきにつけ、悪しきにつけ言われているが、何れにせよ水があり、流れがあってこそ川なんだよね。

実際、川に足を運び水と戯れようとすれば、水辺に近づくにも人工的構築物や危険物で近寄り難いことが多いことよ。とくに高度成長期から「臭い」「汚い」「危ない」等、こんなイメージで川を遠ざけてきたのではないだろうか。

一時期より随分良くなっているのだが－－－　　しかし

何時でも安心して川（水）辺で戯れる川
取った魚を安心して食せる川
せせらぎの音で心の安らぎを与えてくれる川
自然との共生、持続可能な開発との調和のとれた川

そんな桂川・相模川を子供や孫たちに残すことが今、我々の責務ではないだろうか。
今こそ、知識を知恵と行動に展開し一歩一歩進むしかないのかなぁ。

「じいちゃん」

孫の声でふっと我にかえるひとときだった。

市民に不法投棄対策はできるか

川嶋　庸子　（厚木市）

市民ネットワーキング･相模川（ＣＮＳ）では1995年から1997年まで桂川・相模川クリーンキャンペーンの市民事務局を担った。長年参加している自治会の会員の方などに聞いてみると、散乱ゴミは減ってきているが不法投棄はひどくなってきているということだった。

そこで1997年３月から相模川の不法投棄調査を行うことにした。会員の一人が高田橋（相模原市）で毎週日曜日の朝、散歩のついでに不法投棄された車・家電・残土の数を数えていった。５月に米軍バスが捨てられ相模原市の市民団体と協力して、捨てた廃棄物処理業者を探し当て、そのバスを撤去させた。そのことをきっかけとして、管理者の相模川総合整備事務所（以下総合整備）とも連携が取れるようになった。

また警察に連絡したり、相模原市や漁業組合がゴミを早めに片づるようになり、ゴミがないと捨てづらいということで、調査を始めた頃に比べて非常にきれいになってきた。その上調査に加わる人が３人に増え、その調査がパトロールしているように思われるのか、ますますゴミを捨てづらいと効果を上げてきた。そこで1998年の４月より、座架依橋（座間市）三川合流点（厚木市）茅ヶ崎市ゴミ焼却場脇（茅ヶ崎市）の３カ所を調査に加えた。

厚木市三川合流地点
河原は青空駐車場となっている

ここでは私が担当した三川合流点について報告していきたい。1998年は台風による洪水の被害が大きかった。台風４号は相模川の厚木市で、台風５号は利根川の前橋市で河川敷にとめてあった車数十台を押し流した。厚木市では車の中で休んでいた会社員が溺死、前橋市では行政職員が責任をとって自殺した。1991年にも同じ様な増水があったので、10年に１度起きる程度の雨量だった。

ことの重大さに総合整備は車の出入り口に鋼鉄製のゲートを取り付けた。現在のところ締め切る予定はないとのことだが、いつでも閉鎖施錠することができる。台風で増水している間も河川敷に駐車しようと入ってくる車がいたというから、そのような状況の時にゲートを閉めるとのことだ。が、せっかく取り付けたゲートだから夜間だけでも締め切れば、かなり不心得者は減るだろう。しかし誰が錠の開け閉めをするのかなど課題は残る。厚木市は三川合流

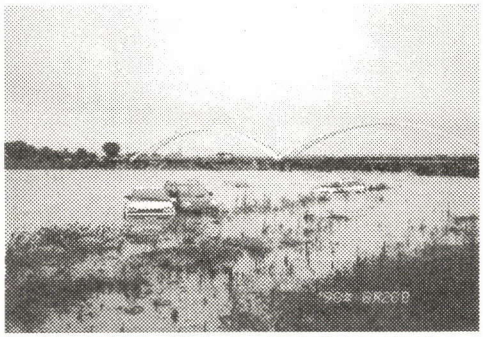

1998年8月の増水で、何十台もの車が
水没・流された

点の河川敷については市民からの要望が全くないので、このまま何もせずに放って置きたいということである。

さて調査は台風の前1998年７月に行った。その後、台風の被害を受けたので市民意識は違ってきたかもしれない。そこで11月に厚木市で管理者を招いてシンポジウムを開いた。そして1999年１月、シンポジウムに集まった厚木市民が相模川の厚木部分を中心に話し合う会を設けるようになった。みんなで合意したのは「相模川沿いに遊歩道（サイクリングロード）が欲しい。」そうすれば相模川を散策する人が多くなり、車道を分断するので車の出入りが少なくなり、不法投棄も減るだろうというのだ。

ゴミ問題はデポジットなど製造段階から考えなければならない大きなテーマではあるが、私たち市民が動くことで不法投棄をなくしたいと、自分たちの問題として考えていきたいと思っている。

「合意」についての雑感

亀井　一正　（伊勢原市）

桂川・相模川のアジェンダが策定されてから間もなく１年。市民の側から見れば、まだまだ不十分な内容の完成度をたかめようと、専門部会での議論が続いている。

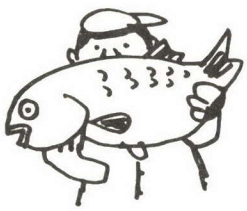

アジェンダの持つ基本的な問題点というか、最大のネックとなるのは、行政、事業者、市民の三者の「合意」をまたなければ、改訂版に書き込めないという点だ。

当初から今日まで、議論の出発点となる現状の認識からして、行政（水道事業者も含めて）と市民の間には大きな段差があり、一向にそれは埋められない。

考えてみれば、それは理の当然というべきもので、環境問題がこれほど全地球的に大問題となり、来世紀に向けてのグローバルな政策課題となるより遙か前に、現行の法制度は生まれている。そのシステムが良かろうと悪かろうと、それを忠実に遵守すること（実際には忠実度はかなり低いが）が使命である行政マンに、現行のシステムをはみ出した発想などを求めるのは、所詮無理というものだろう。

現状とシステムの乖離が指摘されていながら、それを一向に改善しない行政の怠慢は、今に始まったことではない。いわば行政の遺伝子ともいえるものだ。

明治以来、富国強兵・殖産興国を旗印に、キャッチアップを国是に歩んできた戦前の歴史は、そのまま高度成長に目標を変えただけでバブルを迎え、それが破綻した今日まで不変の拡

大志向に基づいた国土政策なのだ。

哲学と理念を欠いた立法府が思い上がった官僚機構を生み、行政に誤謬はないという神話に支えられてきた結果が、わが国に救いようのないデフォルトをもたらした。

拡大に慣れ、収縮の現実を見失った結果が今日の混迷を生んだのだ。

こうした過程を検証すると、技術によって自然を改造することが目的だった開発行政と、望ましい環境の理想像を基点とする市民の現状認識が噛み合わないのは至極当然のことといわざるをえない。

出発点がこれほどに異なっていたのでは、合意による「取り決め」など簡単にできる訳がない。

そうはいっても、全体状況は少しずつだが変わりつつある。新しい河川法などにその兆しを見るというのは楽観論だろうか。

現代の潮流が全体を動かすまでには時間が必要だ。おいそれとはいかないだろう。まして、いつも中央の動きに遅れて舵をきってきた中二階的な自治体行政が軌道修正するのには、相当な時間がかかることを市民は体験的に知っている。

「治水」から出発して「利水」を中心にすすめられてきた水政策が「保水」に転換するのは、大分先のことになりそうだ。

本来のアジェンダはかくあるべしという思いをこめて、理想を高く掲げ、現実的という言い訳でハードルを下げない「アジェンダ市民案」こそが、来世紀の環境指針、アクションプログラムとなることを願うことしきりである。

やがて、市民の主張に歩み寄らざるをえない日が来るであろう。

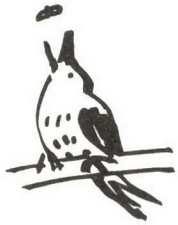

桂川・相模川流域の市民活動について

小宮　昇　（平塚市）

私は相模川河口部の平塚に居住しています。アジェンダ21桂川・相模川流域協議会の準備段階から参加し、約２年になります。

平塚市にはすでに環境を守るグループがあり、相模川河口を守る会は、20年以上、平塚の自然を守る会は15年以上に亘って夫々活動しています。この他にも野鳥や昆虫、草花の観察グループもあり、郷土の自然を大切にする運動をしています。また、毎年催される相模川クリーンキャンペーンに積極的に参加したり、平塚の西部丘陵や箱根、丹沢と、広く観察活動も行っています。

平成10年5月、流域協議会には、市内より二団体が進んで参加し、地域での活動を促進しているところです。また、平塚地区の事業者も20年以上前に相模川を守る会として設立され、

継続的にクリーンキャンペーンや水質調査等活躍し、実績を挙げております。そして、同年11月7日、平塚市が環境フォーラム開催に一般市民、事業者に呼びかけ行政も加わって、三者一体での意見交換がなされました。

平成10年5月23日、流域協議会の発足により、山梨・神奈川の市民、事業者、行政の三主体が会議の場を取り敢えずもつことが出来たことで、流域各地域での協議が少しずつ生まれればと願っていたところ、山梨県北都留地域部会が平成10年10月17日、市民、事業者、行政の参加のもと創立総会があり、私も参加いたしました。そして平塚地区での地域部会も少しずつ各グループの活動を基本としながら横のつながりを深めて参りたいと存じます。

このような運動が近隣の市町村へと広がってゆくことを希望しています。

平成10年8月4日、大月市の奥山で催された両県上下流交流会を兼ねた下草刈りに参加した折り、作業の後の交流会で、進行を務め、皆さんから多くの意見を伺い、この作業の有意義を身をもって実感いたしました。

このとき、私は、「水の旅」（富山和子著）より万葉集の和歌をご紹介しました。

「いにしえの人が植えけん杉の枝に霞たなびく秋はきぬらし」

日本は縄文時代からすでに植樹し、山を大切にし、水を確保し、農業、林業、水産業に勤しんできたのです。いま私たちは両県の交流を記念して森づくりをしましょう、ご賛同の方は拍手をとお願いしましたところ、参加の方々から盛大な拍手をいただきました。また、同年10月4日、茅ヶ崎市の海岸で両県上下流交流会が催され、地引き網と相模川河口部でのゴミ集めがありました。その折り、参加の皆さまに湘南の海をご案内しました。茅ヶ崎、平塚など湘南に住む市民は、

「山のあなたの空遠く、幸い住むと人のいう、ああわれ人ととめゆきて――」

という詩を想い、丹沢の先の水源の山をいつも幸いあると見ていますと結びました。私たち市民はこの幸いをもっと身近なものとしていかなければと、深く感じたところです。

上流、中流、下流の各地域で様々の市民活動が紹介され、参加する市民も広範囲になってきております。このような活動を更に紹介し、支援できるような運動にしてゆきたいと思います。

明治初年に横浜港が整備され、入港する船が必要とする上水を道志川と相模川から導き、やがて横浜、川崎などの都市に供給するため、相模ダム（相模湖）、城山ダム（津久井湖）が構築されて、安定的、衛生的水道水の供給がなされるようになったのです。一方、明治39年に制定され、昭和30年代に追加制定された河川法により、洪水氾濫の対策として堤防を築き、市民から川を遠ざけ、また河川管理の名目から、水利権や河川敷の利用権等すべて中央政府管轄にしてしまったのです。

人と川のかかわりも、人と自然の共生も、すべて行政の管理のもとに許認可行政によってなされているのです。

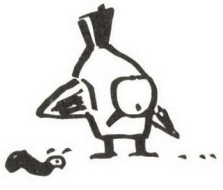

これからは、川は市民みなさんのものとし、市民が川に親しむ身近なものになる様アジェンダ21流域協議会で活動して参ります。そしてこの悠久の自然資産を次世代に引き継ぐ責務を私たちは共有してゆきたいと思います。

川の仕組みを実証する 小出川に親しむ会の取り組み

桑垣　美和子　（茅ヶ崎市）

「川が三尺流れればきれいになる」というのは今は昔ではない。川を取り巻く様々な要因で川の自浄作用は衰えてはいるが･･･。そこで小出川に親しむ会が取り組んだ河川水質浄化実証試験を紹介し、川の自浄作用とはどういうことかを考えてみたい。

会ではこの実証試験を、茅ヶ崎市内を流れる相模川の支流小出川で97年6月から11月の5ケ月間で行い、延べ500人が係わり、見学者も大勢見えた。目的は川が持つ水浄化の仕組みを目で見える形で取り出して証明し、改修工事・川づくりへの提案とすることであった。

まず川からポンプで水を汲み上げ、手作りした木製の水槽9基をパイプでつないだ中を流す。第1槽目は水を貯め、第2槽から第8槽までは、川の中の石の代わりに乳酸飲料の容器を沈め、第4槽から第8槽までは水辺の植物の代用として、マリーゴールドを水耕栽培した。最柊槽の第9槽は化学物質の除去を目的に活性化木炭を使った。水槽の設置場所は河川敷の階段護岸にし、酸素の補給を考え、落差をつけ3基づつ3段に並べた。

設置当初は暑い日が続き花が弱った。10日くらい経つと水耕栽培用の白い根が生え、マリーゴールドの花も咲きそろった。ひと月後には、花の大きさが水槽により異なり、いちばん最後の第8槽は花が最も小さかった。水槽を経るごとに、水から植物を育てる窒素、リンなどの栄養分が吸収され、第8槽目では養分がごくわずかになったからである。

また乳酸飲料の容器には、藻類などが付着し、特に最初の2槽では原水が汚れていたため付着した量が多かった。設置して2、3日後、カエルが卵を生み、水槽内でオクマジャクシがかえった。第1槽には、メダカほどの小さなフナがポンプから吸い上げられ、最柊日までに5㎝程に生長した。こうしたカエルやフナは水の中の原生動物、ミジンコなどを食べて生長した。またカエルを食べるためにヤマカガシなども現れた。このように生物は、食物連鎖により汚れを水の外に取り出した。

流入した原水と放流水において水質の専門分析は（社）神奈川県薬剤師会公害衛生試験所（以下、公衛試）に依頼し、当会の簡易測定をあわせて5ケ月間で4回ほど測定を実施した。

その結果、BOD（生物化学的酸素要求量）、T－N（総窒素）、T－P（総リン）、COD（化学的酸素要求量）とも約90％以上が除去されていた。第8槽目までは生物による除去のため生物では吸収されないCODの数値は上がることがあったが、窒素、リンはほぼ除去されていた。しかし、第9槽を通すと、CODも下がり、分解されにくい化学物質も最終槽で活性化木炭に吸着除去された。最終槽を通した水は透明感もあり、臭いもなく見た目でも明らかにきれいになっていた。

1日に約600ℓの水を流し、滞留時間は2日間ほどであった。また最終日を待たず、第8槽目の植物は11月に入るとすぐ枯れて、最後まで一番大きな花を咲かせたのは第4槽で草丈も第8槽より2倍は高かった。

川から汲み上げた水は、2日間の滞留時間で植物や乳酸飲料容器に付着した生物膜で有機物や栄養塩類を除去され、最終槽では化学物質等も吸着除去された。水の中では、原生動物が有機物の汚れを食べ、ミジンコ等が原生動物を食べ、そのミジンコをカエル、フナなどが食べるなどの食物連鎖が存在していた。公衛試に依頼した微生物調査でも、水槽内に生息する生物の出現状況からも生物が水浄化を担っていたことがわかった。

設置当初、水槽内の酸素不足が心配された。蓋をヨシズにしたり、第1槽で水を汲み上げるときに小さな穴から水を出すことで、川の瀬のような機能を持たせたため酸素は足りたようである。微生物は水中の酸素を使い汚れを分解する。汚れた川に大型生物が棲みにくいのは、微生物が大量の酸素を使ってしまうからだ。

これらの実験から、どのような川の形態であれば川の自浄作用が高くなるのかと考えると、先ず十分な酸素が取り入れられる瀬があり、多様な生物が棲みやすいワンドや淵がある川の形態である。また、水の浄化、特に窒素、リンの除去には時間がかかるため、蛇行し水の滞留時間が長く、栄養塩類を吸収するアシなどの水辺の植物が川辺にあることが大切である。例えばアシはフナの産卵場所にもなり、根本には多くの微生物が生息するという。

小出川に親しむ会は、昭和47年に計画された小出川のコンクリート護岸による改修について、会の発足当初の11年前から変更を提案してきた。その結果4年前にようやく多自然型の川づくりに変更され土手になった。現在、会が提案した内容の一部が実行され、昔の土手の表土をはぎ取り、新しい土手にかぶせる工事が行われている。しかし現在の土手を保全するという提案は取り入れられていない。

一方周辺の水田は、埋立が進み、公共施設が造られて遊水機能が失われている。拡幅工事は周辺の開発を前提に考えられている。川だけで治水を考えるのではなく、水源の谷戸、緑地、水田、湿地などを保全し、流域全体で自然度を高めることが水害を防ぎ、環境を保全することになる。河川法が改正され河畔林の保全、整備が唱われているが、川の自浄作用を高めるために水辺に生物の生息空間を積極的につくることが重要である。

また工場や各家庭で循環にのらない合成化学物質の使用を抑制し、生態系に負担をかけない暮らしを取り戻したい。相模川流域では、支流の水質汚濁が問題になっており、支流の河川形態の回復や自然の復活が急務である。また水量の減少により、都市では川がなくなる現象が起こっている。地下を流れてしまう下水道管の中では流れる過程で十分な酸素がなく水はきれいになりにくい。川の浄化機能を活かした町づくりが望まれる。

市民部会は社会参加の学校

赤羽　興三郎　（二宮町）

「県のたより」（神奈川県）を見ていて、桂川・相模川流域協議会への入会案内が目に留まった。これまでの企業関係の仕事に終止符を打って、何か地域に役立つことはないかと探していた私は、すぐに県の水質保全課に加入申込みのファックスを打った。程なく、資料『アジェンダ21の概要版』と第６回市民部会(98.9.5)の案内が送られてきた。地域の活動に参加した経験はないが、とにかく参加して勉強を始めることだ、と会場の八王子に足を運んだ。

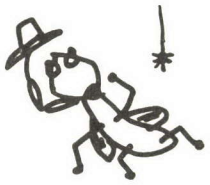

配られた沢山の資料を抱えて席につく。どんな人が集まっているのかが気になってそれとなく回りに目をやる。やがて、新しい人のための自己紹介があり、会議は始まった。議題は前からの継続課題のようで、新入会員には分かり難いが、ゆったりした審議に助けられて概要は掴むことができた。結論を急がず、意見の出尽くすのを待つかのようであった。それでいて司会は手慣れたもの、急所をまとめては確認を求めつつ進行させる。

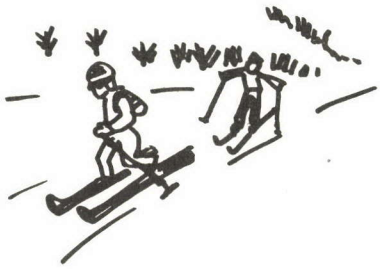

集まっている人には、それぞれのフィールドで川にかかわり、地味な市民活動を長く続けているベテランもいるようだが、それを誇るような発言は殆ど聞こえない。むしろ聞き手にまわって発言を促しているかのようである。市民活動の実績のない私には座り心地の良い集まりであり、まさに「地域社会にかかわるすべての主体や人々が参加し、対話し、互いに理解を深めながら合意を形成するプロセス」を実践している姿と見える。

もう一つ感心するのは、議事録をはじめ配布される資料である。丹念にテープを起こして、合意のプロセスを記録している。裏方をつとめる事務局の並でない努力の結晶には頭が下がります。ここまでに運動を立ち上げ活動を続けるなかで自ずと形成された皆さんのチームワークは、見事という言葉では言い尽くせないものがある。

この協議会・市民部会は社会参加の学校と言えましょう。一年生の私は、記録を読み勉強し、積極的に活動にかかわっていきます。そして、もっと多くの方々に参加して欲しいと願っています。

『川とわたし』

熊沢　峻子　（横浜市泉）

そもそも私と川との繋がりは横浜市の『女性の目で見たまちづくりアドバイザー』に応募。１年間、河川事業のテーマ『水辺を生かしたまちづくり』のグループ提案[1]『市民参加の河川事業の推進』、即ち市民・行政・企業の三者による新コミュニティ構想を平成8年3月に提出したことに始まる。

資料１）：　平成7年度『女性の目で見たまちづくり提案集』（横浜市出版）　115～117頁参照

平成7年3月に河川審議会答申『河川環境に関する施策の推進』が、つづいて平成8年6月には21世紀の社会を展望して『今後の河川整備の基本的方向について』が提出された。

これは新しい河川事業と高く評価されている。というのも、今後の河川環境のあり方として『国民の生命と財産を守り育て、豊かな生物と美しい風土を育む』を河川の理想とし、それを実現さすために、

◆河川環境の基本計画の充実
　○生物の多様な生息・成育環境の確保
　○健全な水循環系の確保
　○河川と地域の関係の再構築
◆住民・地方公共団体などの連携体制の整備
　河川環境流域協議会（仮称）の設置

などが提案されていて、市民参加を含めての事業になっているからである。

最近の河川事業は、従来の治水や利水を主にしたものから、親水性や多様な生物の生息環境を考慮に入れた、多自然型の水辺の環境整備が進められるようになり、河川では愛護市民団体が数多く活躍している。

こうした現状の努力にもかかわらず、地下水の減少、下水道の下流での一括処理の弊害、都市開発で湧水の消滅、水脈の寸断、森づくりの『緑のダム』も機能するまでには時間を要する等、水量が十分に戻っていない。

また河川の浄化能力が弱く、家畜の糞尿、水田からの農薬・化学肥料の排出、合併浄化槽の不備に因る生活雑排水の垂れ流し、最近は外因性内分泌攪乱物質（環境ホルモン）による魚介類の奇形発生などが報告され、水質浄化も思うようにいっていないのが現状である。

今までの河川の問題点を指摘すると
市民は　○素人で専門知識に欠け、行政の事業活動に批判的
企業は　○営利的で、責任ある環境問題の取り組み、メセナ活動の協力に消極的
行政は　○官僚主義で、巨大な組織体で動きが鈍く、創造性への欠如
といった個々の欠点を持っていた。これからはこの欠点をお互いが良きパートナーとして連携

し合い補うことで、持っているノウハウを河川事業に活かせば、よい結果が得られるはずである。このためには広域な範囲で行われる流域の河川事業の組織は

○政府の資金援助が得られる体制
○市民（団体）、企業、行政、国の機関とのパートナーシップの組織体
○組織は中立で、脅威を与えてはならない。
○一般市民、住民と連携できる機能を持つ

この上に、河川の基本計画を包括することにある。

現在桂川・相模川流域協議会で勉強させてもらっている。桂川・相模川は富士五湖の一つ山中湖を水源に、上流の山梨県側の桂川と下流の神奈川県側の相模川の２県に跨がる総延長113kmの河川である。いま流域協議会では、市民・行政・企業の三者が主体に、国の機関も入って進められている。

市民部会・専門部会に出席して、今まで議論されてきた水量・水質などの問題点について、市民と行政の対応を考えると、環境保全型社会の構築に向けての行動計画、『アジェンダ21桂川・相模川』を前向きに進めていて、たいへん素晴らしいと感じている。

ただ、企業がパートナーとしての役割の存在感の薄いのが気になるが、河川事業の実践活動が始まると、流域協議会のビジネス・ファンデーションとして財源の支援を中心に、事業の環境問題の責任ある参画への関心が高まって、企業の役割が一層発揮されてくるのではないかと考えている。

事業参画への市民参加が実現したが、『清く豊かに川は流れる』の理想像へ水文化を育んできた祖先の知恵をも活かし、河川事業の実践を、今後どのように川を蘇らせていくのか。

現時点では桂川・相模川流域協議会の一人ひとりが責任をもって、いろいろな課題を、望ましい流域像の目標に向かって、行動指針を立て、建設的に知恵を絞って、クリアーしていくことだと思う。

前途多難ではあるが、その期待はまた大変大きく、重いものである。

ブナは水が大好き

天内　康夫　（横浜市）

ブナの葉は、奇妙な形をしている。

サクラやクリなど、へりがぎざぎざしている葉はどれも、葉脈の先端が、へりの突き出た部分「鋸歯」の一つ一つに連絡している。鋸歯の先には、葉脈の末端の維管束が形づくられた「水孔」という構造がある。夜など、葉での同化や蒸散作用が低下して、根から吸い上げた水が余分になったときに、その水を葉の外に捨てる仕組みである。

だが、ブナの葉だけはちょいと違う。葉脈は葉のへりのくぼんだところに届いているとしか見えない。鋸歯がないだけでなく、その部分を逆にへこませてしまっている。いったいなぜだろうか――。

私はブナの森が好きだ。とりわけ雪どけのころ、周囲の木々に先駆けて芽吹きはじめたときに見せるあのうす緑の色は、ふるさとを離れて半世紀になろうとする今でも、春になるたびに思い出す。

中学・高校生のころ、虫を追い、キノコをさがしまわった八甲田のブナ林の中は、思いのほか明るかった。スギやヒバなどの針葉樹林でときに感じるあの陰鬱な気分とは、天地の差である。

ブナ林が明るいのは、光が、落葉樹にしてはぶ厚で固い葉の表、裏に反射しながら、やわらかく波長を整えて林床まで届くからだ。だからブナ林のなかには、シダやコケばかりでなく、いろんな下草が育つ。沢筋によく見かけるウワバミソウもその一つである。ミズまたはミズナの通称の方が有名な人気の山菜だが、ブナ林では、落ち葉に蓄えられる大量の水のおかげで、斜面林にさえ大きく育っている。

ブナの森は水瓶だといわれるゆえんだが、ブナ林に足を踏み入れると、それがよくわかる。木の下に厚く敷き詰められた落ち葉は、降った雨を下手に流さずに足元に長くとどめておくと同時に、菌類や虫たちにいのちの糧を与える。落ち葉のマットは、地中からの水の蒸発をも防いでくれているはずだ。

冒頭に書いた葉の形もそうだ。ブナが葉のへりの鋸歯をなくしたのは、鋸歯の水孔から逃げ出る水を極力節約して、１分１秒でも葉の中に多くの水をとどめておこうという戦略に違いない。葉脈の先端部を、葉のへりに平行に迂回させて、すぐ隣の葉脈に連結させている様子は、ルーペでのぞけば即、納得できる。ブナはとことん、水が好きなのだ。

森は疑いなく緑のダムであり、ブナはその主役にふさわしい。ブナにはむろん、主役の気負いはないだろう。水が好きだから、水なしには生きられないから、そうしているに過ぎないはずである。だが私たち人間は、彼らの恵みの一部を分けてもらわなければ生きていけないのもまた確かだ。

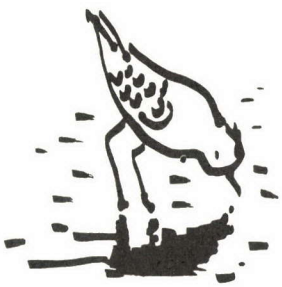

いま高尾の森に残るブナの巨木を見れば、水の貴重さに思いをはせる必要すらなかった往時には、かなりの低地にまで、ブナたちが根を降ろしていたことがうかがえる。

役立たずの木と決めつけ、「 橅 」とまで書き習わしてきた彼ら水瓶の主役たちに、私はこれまでの非礼を詫び、改めて「 槭 」の一字を贈り直したい気持ちでいる。

市民部会・専門部会に参加して

牧島　信一　（横浜市）

参加して、地域に根ざした環境保全、そして実行に際して、行政・企業との協力関係がどれほど重要かを知ることができました。

半年間の参加を通して

参加し始めたのは、平成10年９月９日の市民部会。そして９月19日の専門部会からです。水質・水量について、次第に知識面では理解が深まってきました。市民部会・専門部会の会議への参加以外には、昨年秋、11月８日に茅ヶ崎側の河口干潟で野鳥観察会を含めたクリーンキャンペーンに参加しました。プラスティック系のゴミを拾い集めて後、参加した方々とともに焼き芋と豚汁でお弁当を食べ、暖かな湘南の日差しを楽しみました。会議も大切ですが、生活に根ざした活動にいっそう参加したいと思っています。仕事をしながらのスケジュール調整はそれほど容易ではありませんが。

横浜に住んでいますと、いろいろ生活者として思うことがあります。20年前は、緑がもっと多かったとか、結構おいしい水道水であったとか、･･･。現在では、ゴミの分別収集もそれなりに始まっています。しかし、ゴミの総量を減らすことも大切な視点とは思いますが、行政・企業・市民の新たな協力関係が築かれなければ到底かないません。地域で行動し、話しながら、工夫していきたいと考えています。

「市民が専門家である」

昨年秋、11月下旬に横浜市で開催された国際都市デザインフォーラムに参加して、国際的な視野で市民参加のまちづくりがどのように行なわれているかを知る機会を得ました。その中で、アメリカ・シアトル市のネイバーフッド・プラニング・オフィス（略号名ＮＰＯ）の所長から、見出しのような内容の指摘があり、シアトル市のホームページでどのような資料提供が行なわれているかが紹介されたのです。生活者を専門家に育てずして個性的で豊かな地域を創り出すことはできないという意味での発言でした。まちづくりに関係する情報・ノウハウを資料化して、市民に提供しています。ドイツのミュンヘン市職員もパネラーとして同様なことをしていると語っていました。

日本でも、同分野で同様な動きがあるようですが、今後環境保全に関する情報・ノウハウに関しても、さまざまな分野でそのような動きが加速してくることを、フォーラム参加者の反響の大きさから予感いたしました。

横浜市に住む生活者として、願わしい環境を蘇生させ、創り出していくという課題を、今後はじっくり取り組みます。さまざまな立場と経験をお持ちになっている方々と協働しながら。

【資料１】

河川整備基本方針と河川整備計画

いま全国の１級河川、２級河川について作成作業が行われています。

桂川・相模川では、『基本方針』を建設省関東地方建設局京浜工事事務所が、
『整備計画』を山梨県河川課、神奈川県河港課が作成します

これまで河川の改修工事等は『工事実施基本計画』に基づいて行なわれてきましたが、１９９７年６月の河川法改正に伴なって『河川整備基本方針』と『河川整備計画』に分けられ新たに作成されることになり、現在その作業が進められています。ここに関連する『河川法の一部を改正する法律』、『河川法施行令の一部を改正する政令』、『河川法の一部を改正する法律等の運用について』の関連部分を「水源開発問題全国連絡会（水源連）」の１９９８年度総会資料より抜粋しておきます。（小西一郎）

【河川法の一部を改正する法律】〔平成９年６月４日〕

（河川整備基本方針）

第１６条　河川管理者は、その管理する河川について、計画高水量その他、当該河川の河川工事、及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項（以下、『河川整備基本方針』という。）を定めておかなければならない。

2　河川整備基本方針は、水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ国土総合開発計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

3　建設大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、河川審議会の意見を聴かなければならない。

4　都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

5　河川管理者は、河川整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　（略）

（河川整備計画）

第１６条の二　河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下『河川整備計画』という）を定めておかなければならない。

2　河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、政令で定めるところにより当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるように特に配慮しなければならない。

3　河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4　河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5　河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6　河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7　（略）

【河川法施行令の一部を改正する政令】〔平成９年１１月２８日〕

（河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則）

第１０条　河川整備基本計画及び河川整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。

1　洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水、高潮等及びこれらによる災害の発生の状況並びに災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮すること。

2　河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること。

3　河川環境の整備と保全に関する事項については、流水の清潔の保持、景観、動植

物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保、等を総合的に考慮すること。

（河川整備基本方針に定める事項）

第１０条の二　河川整備基本方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

１　当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

２　河川の整備の基本となるべき事項

イ　基本高水（洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。）並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項

ロ　主要な地点における計画高水流量に関する事項

ハ　主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

ニ　主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

（河川整備計画に定める事項）

第１０条の三　河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

１　河川整備計画の目標に関する事項

２　河川の整備の実施に関する事項

イ　河川工事の目的、種類及び施行の場所、並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

ロ　河川の維持の目的、種類及び施行の場所

（関係都道府県知事等の意見の聴取）

第１０条の四　河川管理者は、河川整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、建設大臣である場合にあっては関係都道府県知事の意見を、都道府県知事である場合にあっては関係市町村長の意見を聴かなければならない。

２　前項の場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

【河川法の一部を改正する法律等の運用について】〔平成１０年１月２３日
建設省　水政課長、河川計画課長、河川環境課長、治水課長、開発課長〕

河川法の一部を改正する法律、河川法施行令の一部を改正する政令及び河川法施行規則の一部を改正する省令の施行については、「河川法の一部を改正する法律等の施行について」〔平成１０年１月２３日　建設省河川局長〕により通達されたところであるが、その運用にあたっては、下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。（なお、関係事項を関係市町村長に周知方取り計らわれたい。）

二　河川整備基本方針及び河川整備計画について

1　河川整備基本方針の策定について

①　河川整備基本方針で定める内容

河川整備基本方針では、その管理する河川について河川の整備（河川工事及び河川の維持）を行うに当たっての長期的な基本方針及び河川の整備の基本となる事項を定めるものであり、具体の施設の整備内容等についてはこの河川基本方針に沿って策定される河川整備計画で住民等の意見を聴取して定めること。

②　河川整備基本方針で定める事項

河川整備基本方針の「当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」は、以下のことを踏まえ策定すること。

当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の内容は、当該河川の洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項であること。

河川環境の整備と保全に関する事項は、河川法施行令第１０条第３号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該河川の河川環境の特性を踏まえて記載すること。

2　河川整備計画の策定について

①　河川整備計画の策定単位

河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について定めるものであり、その策定単位は、一連の河川整備の効果が発現する単位として原則以下のとおりとすること。

イ　１級河川の指定区間外は、水系ごとを基本とすること。

ロ　１級河川の指定区間は水系ごと又は本川及び１次支川の流域ごと。２級河川は概ね水系ごとを基本とし、ダム等の洪水調節施設の設置箇所も含めること。

ただし、河川の状況に応じ上記単位によらないことができるものであること。

また、１級河川の指定区間及び２級河川において左右岸の河川管理者が異なる区間では共同して一の河川整備計画を策定すること。

②　河川整備計画で定める事項

河川整備計画で定める事項及び策定の考え方は以下のとおりとすること。

イ　計画対象区間

ロ　計画対象期間

河川整備計画で定める整備内容の計画対象期間は、一連区間において河川整備の効果を発現させにために必要な期間とし、おおよそ計画策定時から２０～３０年間程度を一つの目安とすること。

ハ　河川整備計画の目標に関する事項

河川整備計画の目標に関する事項の内容は、河川整備計画で対象とする期間における、洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項であること。

なお、これら3項目は互いに密接に関連していることから、項目の立て方は、各河川ごとの状況に応じてそれぞれ設定するものであること。

⑴　洪水高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

令第１０条第１号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該区間の氾濫区域の人口、資産、上下流及び他河川の整備状況等を踏まえ、バランスのとれた目標であること。

⑵　河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

令第１０条第２号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該区間の河川の利用状況、正常流量の確保状況等を踏まえて、当面確保する正常流量その他必要な事項を定めること。

⑶　河川環境の整備と保全に関する事項

令第１０条第３号に規定する事項を総合的に考慮した上で、当該河川の河川環境の特性を踏まえて、当面の期間における河川環境の整備と保全に関する事項を定めること。

ニ　河川の整備の実施に関する事項

地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じた河川整備を実施するため、計画対象期間中の個々の河川工事並びに河川の維持について令第１０条に規定する事項を総合的に考慮した上で具体的に定めることとすること。

なお、令第１０条の３第２号イにおいて、具体の河川整備に当たっての詳細な断面形を定めること。

③　河川整備計画の作成に当たっての留意事項

河川整備計画の策定に当たっては、当該計画が地域住民等に十分に理解され、地域の意見を踏まえたものとすることが重要であることから、「②河川整備計画で定める事項」の記載に当たっては、住民等に分かりやすい内容となるよう工夫を行うとともに、当該河川、並びに流域の特性、現状での課題等を記載し、当該計画に定める河川整備の必要性、考え方が分かるようにすること。

また、河川整備計画の策定に際しては、策定に当たっての根拠となったデータ等の情報公開に努めるとともに、必要に応じ河川整備による効果、河川整備計画で定める目標を達成するための代替案との比較等を説明すること。

④　河川整備計画の策定の手続について

イ　河川整備計画の策定に当たって、規模が小さい河川で小規模な工事しかなく、河川への影響が小さい場合や、計画策定前より地域の要望が出されており、改めて住民の意見聴取等を行う必要がない場合等があることから、河川法第１６条の２第３項及び第４項において「必要があると認めるときは」としたものであるが、同項の規定を設けた趣旨を踏まえ、適切な運用を図ること。

ロ　法第１６条の２第４項の関係住民とは、河川整備計画が対象とする区間と関係のある地域の住民であり、主として、当該河川の流域や洪水の氾濫想定地域内の関係者が想定されるが、個々の河川の特性、河川整備内容等を踏まえて、適切に判断すること。

また、具体の必要な措置としては、公聴会、説明会の開催等、河川の規模、地域の実情等を踏まえ、適切に実施すること。

⑤　河川整備計画の変更について

河川整備計画は、流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できる様、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものであること。

3　河川整備基本方針及び河川整備計画の公表について

河川整備基本方針は河川の整備の基本となるべき事項を定めるものであり、また河川整備計画は当該河川の具体的な河川整備の内容を明らかにするものであることから、例えば、河川整備基本方針及び河川整備計画を決定又は変更した旨を官報又は公報に掲載することや、本文を事務所等へ備え置く等により、広く一般に周知されるよう適切に措置すること。

【“いのくら”１９９８年度「水環境部会」の記録から】

●神奈川県土木部河港課：昨年河川法が改正され、これまでの工事実施基本計画を、河川整備の基本となるべき方針に関する事項を定める河川整備基本方針と、具体的な河川整備に関する事項を定める河川整備計画として策定することになりました。相模川につきましては建設省が現在河川整備基本方針を策定しているところであると聞いております。県としてはこの基本方針を受け、河川整備計画を策定していく考えでおります。河川整備計画の策定にあたっては、広く地域住民等の意見を反映させる手続をとることになりました。その中で、河川整備計画原案ができた段階で公聴会等による住民意見の反映を図っていきたいと考えています。その方法としては今後検討していくことになりますが、例えば流域協議会や流域懇談会等をつくることによりその意見を反映させること等を考えています。

【資料　２】

桂川・相模川とその流域関連文献類リスト

凡例：『　』は単行本類、「　」はパンフレット・リーフレット類、及び抜き刷りコピー等。
・印の文献は手元にあります。＊印のものは図書館や博物館等でリストアップしました。
〔作成：小西一郎〕

桂川・相模川に関して

・「ワンダフルデイ忍野風便り」
〔忍野村産業観光課〕
・「道志　緑と清流と歴史の郷　京浜の
オアシス　かじか鳴く、ほたるの郷」
〔道志村観光協会／道志村役場産業課〕
＊『絵で見る富士山大地図』
〔町田洋　㈱同朋出版　1994年９月27日〕
＊『写真が語る激動のふるさと１世紀
―― 目で見る郡内の１００年
大月市、都留市、富士吉田市、
北都留郡、南都留郡』
㈱郷土出版社　1993年９月15日〕
＊『都留市民の１５年戦争』
〔奥隆行著　山梨日日新聞社　1992年〕
＊『郡内機業圏の経済地域構造の変貌Ⅰ Ⅱ』
〔昭和58年度文部省科学研究
和田明子　1984年３月〕
＊『西桂機業の動向と実態』
〔西桂織物工業協同組合
協賛：西桂町　1984年６月〕
＊『中央本線各駅登山』
〔山村正光　山と渓谷社　1994年１月15日〕
＊『山梨の山菜』〔塚田正勤、村松正文
山梨日日新聞社　1983年５月14日〕
＊『山梨の野鳥』
〔やまなし野鳥の会研究グループ
山梨日日新聞社　1983年４月15日〕
＊『改訂版　山梨のきのこ』〔柴田尚
山梨日日新聞社　1987年６月27日〕
＊『山梨の蝶』〔甲州昆虫同好会
山梨日日新聞社　1985年４月５日〕
・『相模川散策絵図』
〔村松昭著　1991年４月　聖岳社〕
・『相模川絵図
相模川の魅力をすべて紹介！』
〔いきいき未来相模川プラン推進室〕
・『ぶらっと相模川　訪ねてみよう今むかし』
〔神奈川県なぎさ・相模川プラン推進室
1992年３月31日〕
・『相模川物語　かもめ文庫35』
〔宮村忠著　神奈川新聞社　1990年７月〕
・『神奈川ぶらりいウォーキング
【全面改定版】湘南・相模湖・相模川』
〔神奈川図書　1993年９月〕
・『かながわの川　上／下』
〔神奈川県高等学校地理部会編
神奈川新聞社　1989年７月〕
・『川の地図　シリーズ４　中巻』
〔増補４版　郡代出版社　1997年７月〕
・『川の地図　シリーズ２　上巻』
〔改訂５版　郡代出版社　1995年７月〕
・『つり人　渓流フィールド　丹沢・富士』
〔㈱つり人社　1993年12月10日〕
・「川楽版vol.32　特集：相模川」
〔監修：建設省関東地方建設局河川部
河川調整課　1998年Spring〕
・「River Sketch 保存版
神奈川県の川探訪・リバースケッチ　１」
〔神奈川県土木部河港課編集発行
1994年４月〕
・「ホリデーウォーク
相模川八景見どころマップ」
〔神奈川県都市部なぎさ
相模川プラン推進室　1992年３月〕
・「さがみがわアクションマップ」
〔市民ネットワーキング・相模川〕
・『ハマ線物語　Vol.９
川と市民のネットワーク』
〔㈱クラブ新聞社　1996年３月〕
・「相模川の流れにそって」
〔馬場厚　『城山風土記』創刊号
城山町史編纂委員会　平成３年３月〕
・「相模川 ― 歴史と風俗を訪ねて」
〔1984年７月『有鄰』２００号記念
相模川船上座談会より
『城山風土記』３号再録　平成７年３月〕

・『大菩薩連嶺　1998年版』
〔「山と高原地図２４」　昭文社〕
・『大菩薩・小金沢連嶺　1973年版』
〔「山と高原地図２３」　昭文社〕
・『奥多摩　奥多摩湖・御岳山・秋川渓谷
1973年版』
〔「山と高原地図２４」　昭文社〕
・『丹沢　大山・塔ノ岳・丹沢湖』
〔「山と高原地図２１」　昭文社〕
・『アルパインガイド37　丹沢
／道志山塊・三ツ峠』
〔羽賀正太郎著　㈱山と渓谷社　1972年〕
・『あなたが選ぶ“やまなみ５湖
水のある風景３６選”』
〔写真：三宅修　神奈川県企画部　1992年〕
・『裏山の博物誌』
〔三宅修　山と渓谷社　1989年６月20日〕
・『息子と行く山　「藤野町雑記」ほか』
〔北原節子　恒文社　1990年 7月20日〕
＊『相模の低山
― 相模川上流の山々３４コース』
〔守屋龍男　㈱けやき出版1994年２月25日〕
・「洪水とカワラノギク」〔倉本宣
『週刊　朝日百科　植物の世界　４』
1994年５月８日　朝日新聞社〕
・『花の百名山　④三頭山、⑲大菩薩峠、
㉑生藤山、㉒石割山』
〔田中澄江著　文春文庫　1983年７月25日〕
・『新花の百名山　43九鬼山、44二十六夜山
45三ツ峠山、53　権現山』
〔田中澄江著　文春文庫　1995年６月10日〕
・「川と生活 ― 相模川の人々のくらし」
〔相模原市立博物館　1997年２月22日〕
・「相模線沿線案内」
〔相模線活性化促進協議会／ＪＲ東日本〕
・「水と緑のフォトスケッチ相模原
特集　ふるさとの水」
〔グラフさがみはら８９　相模原市
1989年11月10日〕
・「ハロー相模川 ――
いきいき未来相模川プラン」各号
〔神奈川県都市部なぎさ・
相模川プラン推進室〕
・「WE LOVE 相模川新聞」各年度版
〔WE LOVE 相模川実行委員会事務局〕
・「漁業者から見た相模川」
〔平成元年度高等学校
社会科教育法研修講座講演内容
菊地光男　1989年11月14日〕
・「漁協だより　各号」
〔相模川第二漁業協同組合〕
・「かながわ内水面だより　一部」
〔神奈川県内水面漁業協同組合連合会〕
・「かながわの湧水」
〔神奈川県環境部水質保全課〕
・「かながわの橋１００選　つくい」
〔津久井土木事務所〕
・「カルチャートーク　特集：津久井」
〔はまぎん産業文化振興財団　1991年11月〕
・「ＧＵＩＤＥ　ＭＡＰ　北さがみ路
森と渓谷と湖の大自然を求めて」
〔神奈川県・津久井郡観光振興対策協議会〕
・「であいのふるさと“つくい”」
〔神奈川県津久井行政センター県民部
1991年３月20日〕
・「恵まれた自然を活かそう
町民の森散策施設」
〔城山町建設経済部都市計画課1992年４月〕
・「しろやまＳＡＭＰＯ　城山散歩」
〔城山町建設経済部〕
・「森と湖からのメッセージ　奥さがみ」
〔津久井郡観光振興協議会／県観光協会〕
・「つくい早分かり（私たちのつくい編）」
〔津久井地区行政センター　1981年３月〕
＊『津久井湖誕生』〔神奈川新聞社編集局
神奈川新聞社　1975年３月25日〕
・「さがみはらの地名 ―
村をつないだ道・坂・川 ― 」
〔相模原市教育委員会　1990年３月３１日〕
＊『宝が峰日記 ― 津久井城山の昔語りと
純朴な山麓の人々の姿を描く』
〔高橋文男　相模経済新聞社
1990年７月26日〕
＊『旅の民俗と歴史　９　川の道』
〔宮本常三著　八坂書房　1987年11月30日〕
＊『かながわの橋』〔関野昌文　かもめ文庫
神奈川合同出版　1981年11月30日〕
＊『相模川』〔生地　力著　1987年12月20日〕
＊『座間の大凧物語』〔座間市
まんが：村野守美　1991年11月30日〕
＊『相模川の砂利採取』
〔相模原市教育委員会　1989年３月31日〕
＊「相模川の砂利、同相模川の砂利附図」
〔神奈川県土木部河港課　1966年３月31日〕
＊『神奈川圏の砂利』
〔神奈川県砂利販売協同組合　シビリアン
ジャーナル社　1989年１月25日〕
＊「砂利の近代史　1988～89」
〔寒川町　『町史研究』　1989年３月31日〕
＊「相模川の砂利1961」〔神奈川県土木部〕
＊「相模川の砂利1962」
〔相模川砂利管理事務所〕
＊「砂利採取法の概要1969」
〔神奈川県　1969年〕

＊『相模川の渡船　附：舟運と筏流』
〔進藤文夫著　1989年〕
・『県北を行く
神奈川の陸の道・１８の歴史風景』
〔㈶横浜銀行産業文化財団編
1988.3.24 ㈱西北社〕
・『津久井歴史散歩 ―
つくい城跡中心のアラカルト』
〔小川良一著　揺籃社　1988.5.10 〕
・『津久井郡文化財　史跡埋蔵編』
〔津久井郡文化財調査研究会編　1984.9月〕
・『津久井郡文化財　産業編　養蚕と炭焼』
〔津久井郡文化財調査研究会編　1988.3月〕
・『津久井郡文化財　樹木と景勝編』
〔津久井郡文化財調査研究会編　1989.3月〕
・「ガイドブック　宮ヶ瀬湖」
〔㈶宮ケ瀬ダム周辺振興財団　1996年３月〕
・『ふるさと宮ヶ瀬　渓谷の村から』
〔ふるさと宮ヶ瀬を語り継ぐ会　夢工房
1997年11月１日〕
・「江戸時代の宮ヶ瀬
平成４年度　宮ヶ瀬遺跡出土品展」
〔神奈川県立宮ヶ瀬ビジターセンター
1992年６月24日〕
・「相模川　宮ケ瀬ダム」
〔建設省宮ケ瀬ダム工事事務所〕
・「宮ケ瀬ダム（含　宮ケ瀬ダム計画平面図」
〔建設省関東地方建設局
宮ケ瀬ダム工事事務所〕

自然・環境・水問題

・「いつまでも自然あふれる宮ヶ瀬に」
〔日本生態系保護協会監修
建設省宮ケ瀬ダム工事事務所〕
＊『相模川の魚たち』
〔神奈川新聞社編著　1986年３月31日〕
＊『津久井城山及び三増の植物』
〔東京薬科大植物研究部　1983年11月20日〕
・『渚の博物誌　ブックレットかながわ』
〔浜口哲一　神奈川新聞社
1997年11月14日〕
・「自然公園・自然環境保全地域等区域図
平成７年３月」〔神奈川県〕
・「リバーウォッチング ―― パート２
水生生物でわかる　かながわの川」
〔神奈川県環境部水質保全課〕
・「相模川ふれあい科学館だより」各号
〔相模川ふれあい科学館〕
・『かながわの水環境 ― 身近な川から
相模川まで』
〔生活クラブ生協　1991年６月１日〕
・「神奈川県の淡水魚類文献目録」
〔『神奈川県の水生生物　第７報』所収
神奈川県環境部水質保全課・
同公害センター　1985年12月25日〕
・「相模川水系の魚類」
〔工藤孝浩・松田拓也　神奈川県自然保全
研究会　『神奈川県自然保全研究会
報告書』第２号　1982年〕
・「相模川水系の魚類 ― 第２報 ― 」
〔工藤孝浩　神奈川県自然保全研究会
『神奈川県自然保全研究会報告書』
第３号　1983年〕
・「相模川の魚類」
〔建設省関東地方建設局
宮ケ瀬ダム工事事務所〕
・『相模川水系の水生昆虫Ⅰ』
〔相模原市教育委員会　1994年３月〕
・『相模川水系の水生昆虫Ⅱ』
〔相模原市立博物館　1997年３月〕
・「厚木の植物　1996／
植物に魅せられた人たち」
〔厚木市教育委員会　1994年２月24日〕
・「厚木のチョウ・日本のチョウ」
〔厚木市教育委員会　1994年11月１日〕
・「津久井の自然観察」
〔津久井広域行政組合　1991年３月〕
・「宮ヶ瀬の森」〔日本鳥類保護連盟監修
建設省関東地建宮ケ瀬ダム工事事務所〕
・『かながわの探鳥地５０選』
〔神奈川県環境部自然保護課　1993年３月〕
・『かながわの自然　№58
創立30周年記念号』
〔神奈川県自然保護協会　1996年３月〕
・『丹沢　ブナは訴える』
〔神奈川新聞社編集局1993年11月〕
・『丹沢の生きものたちの悲鳴』
〔企画編集・丹沢ドン会
1995年12月１日　夢工房〕
・『丹沢があぶない！　山小屋の主人たちと
語る　92丹沢シンポジウム』
〔企画編集・丹沢ドン会
1993年４月１日　夢工房〕
・『森林再生　水を育む豊かさを』
〔神奈川新聞社　19998.3.27〕
＊月刊『水環境学会誌』各号
〔水環境学会発行〕
＊月刊『用水と廃水』各号
〔編集委員会　㈱産業用水調査会発行〕
＊月刊『多自然研究』各号

〔(財)リバーフロント整備センター〕
・月刊『かんきょう』各号
〔編集：(財)日本環境協会
編集協力：環境庁　発行：ぎょうせい〕
・「沈むな宮ヶ瀬　ＭＡＰ」
〔宮ケ瀬ダム問題を考える県民の会
1987年６月〕
＊『相模川　第１号～第１５号』
〔相模川をきれいにする協議会
1965年創刊号から〕
＊『相模川　６９年～７１年』
〔相模川をきれいにする協議会〕
＊『相模川　７１年～７４年』
〔相模川をきれいにする協議会
1974年３月まで〕
＊「水節約の技術的可能性」
〔東京都公害局規制指導部　嶋津暉之
『相模川』２２号　相模川をきれいに
する協議会　昭和49年３月〕
＊「生物学的水質判定と相模川の水質汚濁」
〔神奈川県公害対策事務局
『相模川』２２号　相模川をきれいに
する協議会　昭和49年３月〕
＊『神奈川の動物相 ――
神奈川県昆虫調査報告書』
〔神奈川県教育委員会　1981年〕
＊『神奈川県現存植生図』
〔神奈川県環境部自然保護課　1982年〕
＊『平塚市の植生』〔平塚市　1976年〕
＊『神奈川県の潜在自然植生』
〔神奈川県教育委員会　1976年３月〕
＊『神奈川県の鳥類保護調査報告書』
〔神奈川県教育委員会　1981年〕
＊『水質汚濁防止　相模川調査報告書』
〔水質汚濁防止京浜地区協議会
昭和31年10月〕
・『きれいな水といのちを守る
合成洗剤追放全国連絡会』
〔各年度　全国集会資料〕
・「合成洗剤追放神奈川連絡会ニュース」
〔月刊　合成洗剤追放神奈川連絡会〕
・「全国自然通信」各号〔全国自然保護連合〕
・『水源地に廃棄物処分場はノー！
管理型処分場を神奈川県藤野町に
建設させないために』
〔かながわ廃棄物処分場（藤野町）
反対連絡協議会　1990年１月〕
・「いのちとくらしを守る共同行動委員会」
〔各年度　水環境部会記録〕
・「河原植生の保全・管理に係わる群植物
社会学的研究 ― 相模川における事例」
〔大野啓一　平成４～６年度
科学研究費補助金研究実績報
『水辺環境の緑化・修復に関する植生生態
工学的基礎研究』61～82　1996年２月〕
・『相模取水施設に関する動植物調査結果に
ついて　報告書　1994、95、96、97年度』
〔神奈川県内広域水道企業団〕
・『相模取水施設（相模大堰）
計画地における底生動物・
貴重昆虫類調査報告書（第１報）』
〔地域自然財産保全調査事務所　96年10月〕
・『相模原の昆虫　相模原市産昆虫類目録
第２報』
〔相模原市教育委員会　1991年３月〕
・「座間市の甲虫目」
〔西川正明・丸山清　『座間市の動物』
（座間市教育委員会、1993）別刷〕
・『相模原の動物生息状況等調査報告書』
〔相模原市教育委員会　1986年３月31日〕
・『相模原の底生動物』
〔相模原市教育委員会　1992年３月〕
・『神奈川県の水生生物　１～１０』全巻
〔神奈川県環境部水質保全課／神奈川県
公害センター　1979年～1988年〕
・「多摩川におけるカワラノギクの
保全生物学的研究」
〔倉本　宣（ドクター論文）〕
・「アユの話」〔『宮地伝三郎動物記』
第２巻所収　筑摩書房　1973年１月30日〕
・『アユの生態』
〔小山長雄　1978年５月15日　中公新書〕
・『アユと日本人』
〔秋道智弥　丸善ライブラリー
1992年９月20日〕
・『アメリカの自然生態系を守る制度とダム』
〔(財)日本生態系協会　1997年10月〕
・『Thanks Eco River
桂川・相模川クリーンキャンペーン96
実施結果報告書』
〔市民ネットワーキング・相模川／
WE LOVE 相模川実行委／
山梨県・神奈川県　1997年３月〕
・『かんきょう四季　第１０号
創立１０周年記念』
〔相模原の環境をよくする会　1995年３月〕
・「膨大な“ムダ金”を浪費する水資源開発
を問う　①　１兆円余の負担で、神奈川
県民の水　わずか３トン」
〔『生活と自治』No.３３６　1997年４月〕
・「同上②　“過大投資”で水道料金はどこ
まで上がるのか」
〔『生活と自治』No.３３７　1997年５月〕
・「同上③　なぜ過疎自治体はダム水源地に

されてしまうのか？」
〔『生活と自治』No.３３８　1997年６月〕
・「同上④　なぜ、ムダ遣いが行政によって
強行されてしまうのか？」
〔『生活と自治』No.３３９　1997年７月〕
・『環境時代　1996．13号　特集　水・水辺』
〔地球環境問題専門情報誌　時代編集局
1991年３月〕
・「環境　“多自然型川づくり”をめぐって
太田浄子」
〔『季刊　アゴラ　第６号』　1998年７月〕
・『月刊　むすぶ　特集　ムダなダムをなぜ
つくる？　ダムと水源開発のあり方』
〔ロシナンテ社　1995年１月１日〕
・『川はだれのものか　No.１～６』
〔相模川キャンプインシンポジウム
1991年３月30日～不定期刊〕
・「川は誰のものか
公共事業が食い荒らす相模川」
〔『週刊　金曜日　第１３８号
1996年９月13日〕
・『自然の権利 ― 報告：
日本における「自然の権利」運動』
〔自然の権利セミナー報告書作成委員会
1998年１月20日〕
・『新・清流青湖への道』
〔㈳日本の川をきれいにする会
1989年１月17日〕
＊『聖なる地球のつどいかな』
〔ゲーリー・スナイダー／山尾三省
山と渓谷社〕
・『ニッポンの“川”を問う！ ――
ＮＡＧＡＲＡＧＡＷＡ　ＤＡＹ
９３　資料集』
〔実行委員会　1993年10月９日〕
・「放流による在来魚類相資源の攪乱
― 近頃の魚の悩み（上）」
〔君塚芳輝、『にほんのかわ』48号
日本河川開発調査会　1990年１月〕
・「河川改修による魚類の生息環境の変化
― 近頃の魚の悩み（中）」
〔君塚芳輝、『にほんのかわ』第49号
1990年４月〕
・「河川の横断工作物が魚類に及ぼす影響
― 近頃の魚の悩み（下）」
〔君塚芳輝、『にほんのかわ』第51号
1990年10月〕
・「河口堰の影響調査を読む
― 近頃の魚の悩み（補遺）」
〔君塚芳輝、『淡水魚保護』第３号
1990年10月〕
・「魚類の快適環境の保全と再生
― 近頃の魚の望み（上）」
〔君塚芳輝、『にほんのかわ』第52号
1990年10月〕
・「魚類の生息環境としての親水整備
― 近頃の魚の望み（下）」
〔君塚芳輝、『にほんのかわ』第55号
1991年10月〕
・「王様は裸だ！と言われる前に ―― 都市
近郊河川東京落合川における環境保護」
〔君塚芳輝、『私たちの自然』第３５９号
㈶日本鳥類保護連盟　1991年10月〕
・「『裸の王様』との面談法 ―― 時代遅れ
の河川工法に歪む東京都の河川」
〔君塚芳輝、『水情報』第12巻３号、
下水道問題連絡会議　1992年３月〕
・「『良い水辺を知って楽しむ』 ――
ミズガキ養成講座（上）」
〔君塚芳輝、『私たちの自然』第３６０号
1991年11月〕
・「『森を見て川を知る』 ――
ミズガキ　養成講座（中）」
〔君塚芳輝、『私たちの自然』第３６１号
1991年12月〕
・「『ミズガキを育む小学校』 ――
ミズガキ養成講座（下）」
〔君塚芳輝、『私たちの自然』第３６２号
1992年１月〕
・『水資源の今日的課題 ――
ダム建設を検証する』
〔関東弁護士連合会　1992年10月26日〕
・「魚から見た川のあり方 ――
近頃の魚の悩みと望みを考える」
〔金町浄水場の水をおいしくする会
講演要旨　君塚芳輝、1990年８月29日〕
・『河川敷にゴルフ場はいらない
すすむ飲み水汚染』
〔河川敷ゴルフ場問題全国ネットワーク編
星雲社　1993年12月４日〕
・「つるみ川流域　ウォーキングガイド９５」
〔編集実行委員会　鶴見川流域ネット
ワーキング事務局　1995年５月14日〕
・「宮ケ瀬ダムよ
おまえは問題がおおすぎる」
〔宮ケ瀬ダム問題を考える県民の会
1978年６月〕
・「宮ケ瀬ダムなんか　いらないのに」
〔宮ケ瀬ダム問題を考える県民の会
1982年２月〕
・「宮ケ瀬ダムをやめて　山を緑の水がめに」
〔宮ケ瀬ダム問題を考える県民の会
1982年10月〕
・「宮ケ瀬ダムは危険がいっぱい！」

〔宮ケ瀬ダム問題を考える県民の会
1984年５月〕
・「相模大堰計画で相模川は泣いている」
〔『フォーラム　99』
相模原市職労自治研推進委員会
1992年８月〕
・「相模湖「ダム」の歴史 ――
強制連行の証言記録」
〔相模湖「ダム」の歴史を記録する会
1981年７月〕
・「社会研究３１　特集　相模大堰」
〔神奈川県立厚木高校社会部
1995年９月13日〕
・「社会研究２６　特集　宮ケ瀬ダム」
〔神奈川県立厚木高校社会部　1990年９月〕
・『地球サミット　ハンドブック』
〔朝日新聞地球サミット取材班
朝日新聞社　1992年４月５日〕
・『環境自治体実戦ガイド』
〔自治労・環境自治体プロジェクト編
学陽書房　1994年２月10日〕
・『地球市民の心と知恵
―― なぜいま環境倫理か』
〔21世紀の環境と文明を考える会編
中央法規　1997年12月20日〕

水道 電気等利水事業

＊『横浜水道百年の歩み』
〔横浜市水道局　1987年10月17日〕
＊『水力技術百年史』
〔㈳電力土木技術協会　1992年６月10日〕
＊『横須賀市水道史』
〔横須賀市水道局　1973年３月31日〕
＊『神奈川県企業庁史』
〔神奈川県企業庁水道局　1963年３月31日〕
・「自然のめぐみを未来に生かす
桂川水系発電所」
〔東京電力駒橋工務所　1995年４月〕
・「小規模生活ダム　笹子ダム　ふるさとの
水を生かして　豊かなくらしを」
〔山梨県深城・笹子ダム建設事務所
笹子ダム建設課〕
・「葛野川発電所」
〔東京電力株式会社葛野川水力建設所〕
・「皆さまの水道料金が“水”と“森林”を
育てています」　〔『せせらぎ』No.22
〔神奈川県企業庁水道局　1998年６月１日〕
＊『神奈川県企業庁史　続編』
〔神奈川県企業庁　1980年３月15日〕
＊『企業団１５年史』
〔神奈川県内広域水道企業団　1983年３月〕
・『津久井町ダム史』
〔津久井町発行　1986年３月〕
＊『神奈川県営水道六十年史』
〔神奈川県企業庁　1994年３月〕
＊『水道事業統計年報　各年度版』
〔神奈川県企業庁水道局計画調査課〕
＊「せせらぎ各号」〔神奈川県企業庁水道局〕
＊『水運用年報　各年度』
〔神奈川県企業庁管理局利水課編集発行〕
＊『企業庁だより　季刊各号』
〔神奈川県企業庁管理局〕
＊『水道協会雑誌』各巻各号〔日本水道協会〕
・「津久井湖　城山ダム」〔神奈川県企業庁〕
・「相模ダム」〔神奈川県企業庁電気局〕
・「城山ダム　相模川総合開発事業の概要」
〔企業庁管理局〕
・「城山発電所」〔神奈川県企業庁電気局〕
・「県営電気事業」
〔神奈川県企業庁　1985年３月〕
・「よみがえる湖　相模湖・津久井湖」
〔神奈川県土木部河港課〕
・「次世代型高品位浄水プロセス」
〔横須賀市水道局　1993年３月〕
＊『神奈川県東部地域広域的水道整備計画』
〔神奈川県　1980年12月〕
＊『神奈川県における水道事業の実態各年度』
〔神奈川県衛生部環境衛生課〕
・「創設事業の概要」
〔神奈川県内広域水道企業団　1979年４月〕
・「相模川水系建設事業（第１期）　改訂版」
〔神奈川県内広域水道企業団　1992年２月〕
・「事業の概要　各年度版』
〔神奈川県内広域水道企業団〕
・『相模大堰』〔神奈川県・
神奈川県内広域水道企業団　1995年１月〕
・「相模大堰　21世紀の豊かで潤いのある
生活のために」
〔神奈川県／神奈川県内広域水道企業団
1995年１月〕
・『相模川水系相模川（相模取水施設）
上水道用水水利使用許可申請書』
〔神奈川県内広域水道企業団　1994年12月〕
・「さがみ川水道記念館
母なるさがみ川 ―― その恵と暮らし」
〔神奈川県内広域水道企業団〕
・『相模取水施設建設事業
―― 環境影響予測評価書』
〔神奈川県内広域水道企業団　1993年８月〕
・「豊かな水をつくる　神奈川の広域水道」

〔神奈川県内広域水道企業団　1988年４月〕
・「相模原浄水場水質試験所」
〔神奈川県内広域水道企業団　1989年５月〕
・「伊勢原浄水場」
〔神奈川県内広域水道企業団　1989年５月〕
・「創設事業の概要」
〔神奈川県内広域水道企業団　1979年４月〕
・「21世紀の豊かで潤いのある生活のために
相模取水施設」
〔神奈川県内広域水道企業団　1997年３月〕
・「水道ホームメモ　節水はみんなの願い」
〔神奈川県企業庁水道局〕
・「神奈川県　わたしたちの水道」
〔神奈川県企業庁水道局　1993年３月〕
・「谷ケ原浄水場小水源」〔神奈川県企業庁
水道局谷ケ原浄水場　1994年１月〕
・「相模川水系建設事業（第１期）」
〔神奈川県内広域水道企業団計画部計画課
1996年10月〕
・「平成７年度　水道事業／工業用水道事業
統計年報平成７年４月１日から平成８年
３月31日まで」
〔横浜市水道局　1996年10月〕
・「私たちの横浜水道　『水道白書』
平成９年度版」
〔横浜市水道局総務部総務課　1997年５月〕
・「私たちの横浜水道
地震や渇水に強い水道をめざして」
〔横浜市水道局　1995年８月〕
・「新世紀へ・よこはま水いきいき」
〔横浜市水道局調整センター1992年７月〕
・「西谷浄水場」〔横浜市水道局　1992年〕
・「水道と市民のふれあいの場
横浜水道記念館」
〔横浜市水道局　1991年９月30日〕
・「水道施設概要」
〔横浜市水道局　1991　年６月10日〕
・「船舶給水事業概要」
〔横浜市水道局船　舶給水営業所〕
・「横浜市の工業用水道」
〔横浜市水道局工業用水課〕
・「“ゆとりある水道”をめざして」
〔横浜市水道局総務部総務課　1993年５月〕
・「水」〔横浜市水道局　1982年９月〕
・「川井浄水場」〔横浜市水道局川井浄水場〕
・「青山沈でん池　道志川系統の導水拠点」
〔横浜市水道局青山水源事務所〕
・「鶴ケ峰浄水場」
〔横浜市水道局鶴ケ峰浄水場　1982年８月〕
・「小学校４年社会科
くらしと水　よこはまの水道」
〔横浜市水道局　1991年〕
・「津久井分水池／相模原沈でん池
相模湖系統の導水拠点」
〔横浜市水道局相模原沈でん事務所〕
・「道志　水源かん養林」
〔横浜市水道局水源林管理所　1995年６月〕
・「川崎市の水道　水は植物や生き物の命」
〔川崎市水道局／川崎市教育委員会
1993年４月〕
・「くらしの中の水道」
〔川崎市水道局　1985年４月〕
・「くらしの中の水道」
〔川崎市水道局　1993年５月〕
・「川崎市の水道・工業用水道」
〔川崎市水道局総務部庶務課
1985年12月１日〕
・「走水水源地」
〔横須賀市水道局走水水源地　1987年３月〕
・「逸見総合管理センター」
〔横須賀市水　道局逸見浄水場〕
・「よこすかの水道」〔横須賀市水道局〕
・「馬入川系統概要」
〔横浜市水道局・横須賀市水道局〕
・「有馬浄水場」
〔横須賀市水道局　1987年３月〕
・「真鶴町の水道」
〔真鶴町水道課　1985　年４月〕
・「座間の水道」
〔座間市水道部　1993年　３月〕
・「水道のしおり」
〔小田原市水道局　19　93年８月〕
・「水道の　ホームメモ　くらしの中の水道」
〔三浦市水道部　1991年３月〕
・「広報さむかわ№４０６
特集：わたしたちと水」
〔神奈川県高座郡寒川町　1993年11月１日〕
・「水源森　節水型都市をめざして」
〔東京都水道局　1991年10月〕
・「始めましょう！　節水 ― 節水のヒント
お教えします」
〔神奈川県企画部水資源対策室
1991年７月〕
・「節水型機器について」
〔谷村秀樹『水道協会雑誌』第64巻第１号
1995年１月〕
・「私たちの水需要予測」
〔宮ケ瀬ダム問題を考える県民の会
1986年２月６日〕
・「宮ケ瀬ダム建設による水道料金の上昇」
〔宮ケ瀬ダム問題を考える県民の会
1986年10月〕
・「首都圏の水　その将来を考える」
〔高橋裕編　東京大学出版会

1993年６月10日〕

・『神奈川県における水資源の開発と利用』
〔松沢正著　1994年５月10日〕

・「大切にしたい暮らしの中の水」
〔企画　相模原市内消費者団体／相模原商工会議所／相模原食品衛生協会／神奈川県相模原消費生活センター／神奈川県相模原・厚木・大和・津久井保健所　1995年２月23日〕

＊『水道事業工業用水道事業統計年報
1959年～67年』
〔横浜市水道局〕

＊『豊かな水へのあゆみ　写真集』
〔横須賀水道局　昭和58年３月31日〕

＊『川崎市水道史』
〔川崎市水道局　昭和41年３月25日〕

＊「横浜市水道工事報告書」
〔横浜市水道局『横浜市水道百年の歩み』別冊　1962年10月17日〕

河川と行政

＊『空から見た関東の河川・砂防・ダム』
〔関東地方建設局監修　㈳関東建設弘済会　1996年３月〕

＊『河 ― 温故知新　昭和22～23年、昭和32年～40年』
〔関東地方建設局監修　㈳関東建設弘済会　1996年３月〕

＊『関東地方建設局３０年史』
〔編集発行：関東地方建設局　1979年６月〕

＊『いきいき未来相模川プラン』
〔神奈川県都市政策課　1986年11月30日〕

＊『荒川・多摩川・鶴見川・相模川その治水と利水』
〔建設省関東地方建設局監修　㈲国土開発調査会　1986年11月30日〕

＊『富士山の自然と砂防』
〔建設省富士砂防工事事務所　1990年３月〕

＊『城山ダム建設工事誌』〔神奈川県企業庁　朝見清　1967年３月31日〕

＊『相模川河水統制事業史　１～３編』
〔神奈川県　1952年11月15日〕

＊『ダム建設の社会的影響（相模川河水統制事業）』
〔日本人文科学会　1959年３月31日〕

・『相模川多自然型川づくり検討報告書』
〔神奈川県土木部河港課　㈶リバーフロント整備センター　1994年３月〕

・『安全で美しい河川を後世に残すために
都市内河川に関する行政監察結果から』
〔総務庁行政監察局編　1993年11月10日〕

・『安全で美しい水系の創造
今後の河川改修はいかにあるべきか』
〔建設省河川局監修　㈳日本河川協会　1992年９月14日〕

・『ふるさとの川をつくるⅢ』
〔建設省河川局監修　㈶リバーフロント整備センター編集　1991年11月20日〕

・『自然的河川計画
改修における自然との調和と対策』
〔千田稔　1991年３月31日　理工図書〕

・『近自然河川工法 ――
生命系の土木建設技術を求めて』
〔クリスチャン・ゲルディ／福留修文共著　西日本科学技術研究会〕

・「まちと水辺に豊かな自然を
― 多自然型川づくり」
〔建設省河川局　㈶リバーフロントセンター〕

・「魚にやさしい心ゆたかな河川を ― 魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」
〔建設省河川局　㈶リバーフロントセンター〕

・『まちと水辺に豊かな自然を
多自然型建設工法の理念と実際』
〔㈶リバーフロント整備センター編集　山海堂　1990年２月20日〕

・『まちと水辺に豊かな自然を　Ⅱ
多自然型川づくりを考える』
〔㈶リバーフロント整備センター編著　山海堂　1992年２月29日〕

・『まちと水辺に豊かな自然を　Ⅲ
多自然型川づくりの取り組みとポイント』
〔㈶リバーフロント整備センター編著　山海堂　1996年７月10日〕

・『河川・法面工法にみる
工学的生物学の実践』
〔Wolf Begemann／Hugo Meinhard Schiechtl著　高橋裕監訳　彰国社　1997年４月30日〕

・『川の本』各号
〔建設省河川局監修　㈶河川環境管理財団〕

・「多自然護岸が
河川の生命をよみがえらせる」
〔神奈川県相模川総合整備事務所／『セーブメーション』１月号　山武ハネウエル株式会社　1997年１月１日〕

・「ふれあいとやすらぎのある里の川、鳩川をめざして」

〔神奈川県厚木土木事務所〕

・『宮ケ瀬ダムの利水計画について』
〔宮ケ瀬ダム工事事務所　1995年４月頃？〕
・「宮ケ瀬ダムの地質と安全性について」
〔建設省宮ケ瀬ダム工事事務所　1995年？〕
・『相模大堰魚道構造等検討書』
〔神奈川県内広域水道企業団　1993年３月〕
・「宮ケ瀬ダムにおける
自然環境保全・創出について」
〔建設省宮ケ瀬ダム工事事務所〕
・『相模大堰魚道構造について』
〔神奈川県内広域水道企業団　1994年９月〕
・「建設省通達
多自然型川づくりの推進について」
〔建設省河川局　1990年11月６日〕
・「多自然型川づくり実施要綱」
〔建設省河川局治水課都市河川室防災課
1990年11月６日〕
・「魚がのぼりやすい川づくり
推進モデル事業実施要綱」
〔建設省河川局　1991年11月７日〕
・「ふるさとの川モデル事業の実施について」
〔各都道府県知事あて建設省河川局長通達
1987年11月27日〕
・「『今後の河川整備はいかにあるべきか』
について答申」
〔河川審議会長より建設大臣あて答申
1991年12月６日〕
・「相模川及び中津川における
土石採取禁止に関する管理運営方針」
〔神奈川県土木部河港課　1964年４月１日〕
・「やまなみ文化の創造をめざして
― やまなみ五湖ネットワーク構想」
〔神奈川県企画部政策調整室〕
・「大きなからだと大きな役割　宮ケ瀬ダム」
〔建設省関東地方建設局
宮ケ瀬ダム工事事務所〕
・「さがみグリーンライン
―― みどりでつなごう相模川」
〔神奈川県都市部都市計画課〕
・「相模川河川改修事業　相模川の指定区間
（神川橋～小倉橋）及び中津川」
〔神奈川県相模川総合整備事務所〕
・「相模川計画第２次基本計画
水と緑と太陽の相模川」
〔相模原市　1993年３月〕
・『平成４年度　多自然型川づくり
パイロット工事の実施事例』
〔建設省河川局治水課都市河川室防災課
1993年８月〕
・「平成９年度　事業概要」
〔建設省関東地方建設局　京浜工事事務所〕
・「恐ろしい土砂災害 ―
あなたの家は大丈夫ですか ― 」
〔神奈川県土木部砂防課、神奈川県津久井
土木事務所、城山町、津久井町〕
・『河川審議会答申 ―
「今後の河川環境のあり方について」』
〔河川審議会　1995年３月30日〕
・『河川審議会答申 ―
「21世紀の社会を展望した
今後の河川整備の基本的方向について」』
〔河川審議会　1996年６月28日〕
・『河川審議会提言 ―
「社会経済の変化を踏まえた、今後の河川
制度のあり方について（案）」』
〔河川審議会　1996年12月４日〕
・「新しい河川制度の構築 ―
人と川とのふれあいの新世紀へ
平成９年　河川法改正」
〔建設省河川局監修　㈳日本河川協会〕
・「安全なまちづくりと自然豊かな川と渓流
づくり　第８次治水事業５箇年計画の
計画の策定をめざして　平成４～８年度」
〔神奈川県土木部河港課／砂防課〕
・「もし、相模川が氾濫したら……」
〔相模川洪水氾濫危険区域図　建設省
関東地方建設事務所京浜工事事務所〕
・「歴史と自然のふれあいフロント　神奈川
県立津久井湖城山公園　豊かな自然の中
で歴史のロマンを体感できる公園」
〔神奈川県津久井土木事務所〕
・「相模川未来予想図　川の新世紀に向けて
第９次治水事業５箇年計画の策定に向けて」
〔建設省京浜工事事務所／
神奈川県／山梨県　1996年７月〕
＊『相模川水系収支資料　1969年』
〔神奈川県企業庁総合開発局
昭和44年１月〕
＊『相模川水系工事実施基本計画参考資料』
〔神奈川県土木部
県情報センター1967年９月30日収蔵〕
＊『神奈川県管理水位・雨量観測年表』
〔各年度　神奈川県土木部河港課〕
＊『直轄河川防御対象氾濫区域図』
〔建設省京浜工事事務所　平成３年６月〕
＊『津久井土木水防実施要領　各年度』
〔神奈川県土木部津久井水防土木支部〕
＊『平塚土木水防実施要領　各年度』
〔神奈川県土木部津久井水防土木支部〕
＊『神奈川県水害誌』
〔神奈川県土木部　昭和62年３月〕
＊『神奈川県水防計画　各年度』
〔神奈川県土木部〕

環境と行政

＊各年度『神奈川県水質調査年報』
〔神奈川県環境部水質保全課〕
＊各年度『公共用水域及び
地下水の水質測定結果』
〔神奈川県環境部水質保全課〕
＊各年度『県営水道の水質』
〔神奈川県企業庁水道局〕
＊『神奈川自然保護センター報告』各号
〔神奈川県立自然保護センター〕
＊『相模川水系総合調査報告書』
〔相模川水系水道事業者
水質連絡協議会　1989年３月31日〕
＊『相模川沿岸基礎調査報告書』
〔相模原市　1981年３月〕
＊『神奈川県淡水魚増殖試験場報告』各巻
〔神奈川県水産総合研究所内水面試験場〕
＊『神奈川県自然誌資料』各巻
〔神奈川県立　生命の星・地球博物館〕
・「海産稚アユの資源生態に関する研究」
〔『昭和60年度指定調査研究総合助成事業
報告書』　神奈川県淡水魚増殖試験場
1986年４月〕
・「アユ稚仔魚の降海遡上生態に関する研究」
〔『昭和61年度地域重要新技術開発促進
事業報告書 ― 内水面洋食種苗の資源
生態把握技術』
神奈川県淡水魚増殖試験場　1987年３月〕
・「相模湾における海産稚アユに関する研究
II　相模川における昭和42年の流下仔アユ
について』〔松浦秀喜・小川良徳
『水産増殖』第16巻　第５号　1969年１月〕
・『かながわ新総合計画２１「活力ある
神奈川、心豊かなふるさと」の創造』
〔神奈川県企画部政策調整室　1997年３月〕
・「かながわの「やまなみ５湖」つうしん
自遊自感　各号」
〔やまなみ５湖ネットワーク推進協議会
（事務局：神奈川県企画部水資源対策室）
1997年８月〕
・「津久井地域農業創造会議 ――
農業創造フォーラム　３ヵ年の記録集」
〔神奈川県津久井地域農業改良普及センター
1995年３月〕
・「さがみ縦貫道路　相川町・城山町区間
計画概要」
〔関東地建相武国道事務所、
神奈川県、城山町、愛川町〕
・『神奈川地域森林計画書（神奈川森林計画
区）　計画期間：自平成５年４月１日
至平成15年３月31日』
・「かながわ森林プラン　ダイジェスト版」
〔神奈川県農政部林務課　1994年３月〕
・「第二東名自動車道事業
環境影響予測評価書案の概要」
〔神奈川県・建設省　海老名市／厚木市／
伊勢原市／秦野市／松田町／山北町〕
・「かながわの水資源」
〔神奈川県企画部水資源対策室1991年３月〕
・「限りある県土を大切に ―
神奈川県土地利用調整条例のあらまし」
〔神奈川県企画部企画調整室〕
・「自然災害を未然に防止するために
新アボイドマップ
自然災害発生の可能性を予測した地図」
〔神奈川県環境部環境政策課〕
・「かながわ環境プラン」
〔神奈川県　1983年３月30日〕
・「かながわ環境行政のチャレンジと展望」
〔神奈川県環境部環境総務室企画調整班
1991年12月〕
・「さがみはら環境プラン行動計画
市民・事業者編」
〔相模原市環境保全部環境対策課
1996年３月〕
・「さがみはらの環境　平成７年度報告」
〔相模原市環境保全部環境保全課
1996年10月〕
・「多様な生物との共生をめざして
生物多様性国家戦略」
〔環境庁自然保護局　1996年５月24日〕
・『神奈川県レッドデータ生物調査報告書』
〔神奈川県レッドデータ生物調査団編集
神奈川県博物館調査研究報告（自然科学）
第７号　1995年３月31日〕
・「神奈川県環境基本計画」
〔神奈川県環境部環境政策課　1997年３月〕
＊『地域環境評価書 ― 県央地域 ― 』
〔神奈川県環境部環境政策課　1992年３月〕
・「神奈川県環境影響予測評価条例」
〔神奈川県環境部　1998年２月〕
・「神奈川県環境影響予測評価技術指針解説」
〔神奈川県環境部　1998年７月〕
・「神奈川県環境影響評価制度の
今後のあり方について報告」
〔神奈川県環境影響評価制度検討委員会
1996年５月〕
・「環境首都・山梨をめざして ― 環境首都
づくり実践活動の指針と手引き　普及版」
〔山梨県環境局環境総務課〕
・「さがみはらの環境

平成８年度公害の状況報告」
〔相模原市環境保全部環境保全課
1997年７月〕
・「豊かな環境を未来へ
神奈川県環境基本条例のあらまし」
〔神奈川県環境部環境政策課　1996年４月〕
・「城山町総合環境保全条例
土砂等による土地の埋立て等のてびき」
〔城山町建設経済部都市計画課〕
・「城山町総合環境保全条例ガイド ――
みんなの手で住みよい環境を」
〔城山町民生環境部環境課　1992年４月〕
・「環境保全型企業行動マニュアル
環境と調和した企業活動をめざして」
〔かながわ地球環境保全推進会議
1995年３月〕
・「さがみはら　生垣３０選」
〔相模原市民みどりのまちづくりを
推進する会　1992年〕
・「神奈川県化学物質環境安全管理指針」
〔神奈川県環境部環境政策課　1991年３月〕
・「特別展図録　追われる生きものたち
神奈川県レッドデータ調査が語るもの」
〔神奈川県立生命の星・地球博物館
1996年７月20日〕
・『昭和56年度　かながわ環境白書』
〔神奈川県環境部環境総務室　1982年１月〕
・「第４次神奈川県産業廃棄物処理計画 ――
安全で快適な地域環境の創造を目指して
（平成８年度～平成１２年度）概要編」
〔神奈川県環境部環境整備課　1996年３月〕
・「廃棄物の不法投棄をしない、
させないために」
〔神奈川県環境部環境整備課　1985年10月〕
・「アジェンダ２１かながわ　エコサイクル
社会かながわの実現に向けて　くらし編
神奈川地球環境保全行動指針」
〔かながわ地球環境保全推進会議
（事務局：神奈川県環境部環境政策課）
平成５年３月〕
・「アジェンダ２１かながわ　エコサイクル
社会かながわの実現に向けて　企業編
神奈川地球環境保全行動指針」
〔かながわ地球環境保全推進会議
1993年３月〕
・「おいでよ！　環境科学センター
きっとわかる、環境学習施設」
〔神奈川県環境科学センター企画調整部〕
・「城山町総合環境保全条例
土砂等による土地の埋立て等のてびき」
〔城山町建設経済部都市計画課〕
・『わたしたちの環境
かながわ環境白書　平成９年度』
〔神奈川県環境部環境政策課　1998年３月〕
＊『相模川沿川緑化基礎調査報告書』
〔神奈川県環境部自然保護課
昭和60年３月〕
・「かながわの風水害等対策 ――
神奈川県地域防災計画
風水害等災害対策計画」
〔神奈川県防災会議／神奈川県環境部
地震対策課　平成10（1998）年８月〕
・『平成１０年度版　さがみはらの環境
相模原市環境基本計画年次報告書
平成９年度報告』
〔相模原市　平成１０年８月〕
・『ゆめはま水環境プラン　アクアティック・
ルネッサンス　横浜市水環境計画』
〔横浜市環境保全局水質地盤課1994年３月〕
・『これからの水環境のありかた　失われた
「水と人との関係」の回復と新たな展開
を目指して』
〔環境庁水質保全局編　1995年12月15日〕
・「神奈川県洗剤対策推進方針
よりよい水環境のために
洗剤について考えよう」
〔神奈川県・市町村〕
・「シャボン（石けん）のおねがい」
〔神奈川県県民部消費生活課〕
・「洗剤のはなし」
〔神奈川県県民部消費生活課　1980年10月〕
・「石けんでやさしいくらし　第５号」
〔藤沢市洗剤対策協議会・藤沢市
1989年12月〕
・「その油　捨てないで！
川をよごさないために」
〔神奈川県企業庁水道局計画調整課〕
・「守ろう・活かそう身近な地下水 ――
豊かで清らかな地下水の環境づくり」
〔神奈川県環境部水質保全課〕
・『きれいな川を私たちの手で ――
家庭などからの排水で川は汚れています』
〔キャッチフレーズを毎年変え出している
神奈川県環境部水質保全課　1987年３月〕
・「かながわの流域下水道
より良い水環境をめざして」
〔神奈川県都市部下水道課　1993年９月〕
・「下水道　きれいな水を未来まで
― 排水設備工事のご案内 ― 」
〔城山町役場建設経済部下水道課〕
・「大和市の下水処理場」
〔大和市下水道部　1993年８月〕
・「大和市の下水道」
〔大和市下水道部　1989年１月〕

・「あつぎの川を、もっときれいに ―
合併処理浄化槽 ― 厚木市合併処理浄化槽整備事業　補助金交付制度のあらまし」
〔厚木市環境部環境保全課公害対策係
1991年６月〕
・「下水道　自然にやさしいまちづくり」
〔神奈川県藤野町都市整備課〕
・「水はきれいにしてから　自然に帰したい
愛川町合併処理浄化槽設置整備事業
補助金交付制度のあらまし」
〔愛川町民生部保健衛生課環境衛生係〕
・「とりもどそう
わたしたちの　きれいな川を」
〔相模原市環境対策課〕
「平成６年度　相模原市の下水道と河川」
〔相模原市下水道部〕
・「相模原市の公共下水道
住みよいまちづくりのために」
〔相模原市下水道計画課　1998年〕
＊『相模川流域下水道事業計画説明書』
〔神奈川県都市部下水道課　1969年〕
＊『小規模下水道事業の建設と今後の方向』
〔地方自治研究会　昭和58年３月31日〕
＊『かながわ下水道整備基本計画』
〔神奈川県都市部下水道課　昭和62年３月〕
＊『かながわの下水道事業のあゆみ』
〔神奈川県都市部下水道課　平成６年３月〕

以下、右側の部分は、編集締切り後の追加

・「健康と地球環境のために　石けんノート」
〔1999年１月４日　太陽油脂㈱家庭品部〕
・『川が死で満ちるとき ――
環境汚染が生んだ猛毒プランクトン』
〔ロドニー・パーカー著
渡辺政隆志・大木奈保子訳
1998年11月５日　草思社〕
・「さがみはらの環境
平成８年度公害の状況報告」
〔平成９年７月　相模原市環境保全課〕
・「自然にやさしい森林土木工法」
〔平成10年３月　神奈川県林務課〕
・「かながわ新総合計画21　進行状況」
〔平成10年10月　神奈川県企画部〕
・「桂川・相模川の流域環境保全に向けて
流域環境保全行動推進事業の概要」
〔平成９年３月　山梨県・神奈川県〕
・「城山町総合環境保全条例
―― 放置車両をなくすために」
・「みんなと一緒に、〈いい川〉づくり
相模川シンポジウム講演集」
〔相模川改修整備促進協議会〕
・「平成１０年度　清掃事業の概要」
〔相模原市環境事業部〕
・「多摩川における
カワラノギクの保全生物学的研究」
〔倉本宣　『ランドスケープ研究』1997年〕
・「『環境ホルモン』と『ダイオキシン』に
ついてもっと知っていただくために」
〔平成10年12月　神奈川県環境部〕

〔編集後記〕

やっと仕上げました。10年前に神奈川県藤野町の産業廃棄物最終処分場反対の運動に関わって、『水源地に処分場ノー！』をまとめて以来何回か相模大堰のパンフレットなどをまとめましたが、今回のように大勢の人の意見をまとめるのは初めてでした。〔小西〕

市民案の発行にご尽力下さったすべての皆様、本当にありがとうございました。私はヘボな編集長でしたが、小西さんの叱咤激励により、なんとか発行に漕ぎ着けました。この市民案には、未来に向けての市民の夢が詰まっています。今後の流域協議会に役立つことを願います。〔氏家〕

全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）1998年度助成事業

桂川・相模川アジェンダ21
〈市民案〉

発　行　　1999年５月29日
発行者　　桂川・相模川アジェンダ21市民会議
編集責任　氏家　雅仁
連絡先　　〒228-0826 相模原市新戸2518　TEL:0462(52)5037
印　刷　　早川　幸男　　（カラー表紙はコロニー印刷）